

建築改修工事特記仕様書

改訂日：令和8年3月1日
(令和8年7月1日訂正反映)

工事名称：

工事概要：設計書のとおり

目次

総則	- 1 -
1章 各章共通事項	- 3 -
2章 仮設工事	- 9 -
3章 防水改修工事	- 11 -
4章 外壁改修工事	- 15 -
5章 建具改修工事	- 20 -
6章 内装改修工事	- 24 -
7章 塗装改修工事	- 31 -
8章 耐震改修工事	- 32 -
9章 環境配慮改修工事	- 39 -
10章 ユニット及びその他工事	- 42 -
11章 排水工事	- 44 -
12章 舗装工事	- 45 -
13章 植栽工事	- 47 -
14章 とりこわし工事	- 48 -
材料・工法等の取扱い	- 50 -

総則

項目	特記事項
契約に関する事項	
○設計図書の適用	○本工事は、下記の図書を適用するが、内容に不一致がある場合の優先順位は下記のとおりとする。 (1) 質疑回答書（追記事項を含む） (2) 設計書 (3) 特記仕様書 (4) 材料・工法等指定一覧表 (5) 図面 (6) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修・ 公共建築改修工事標準仕様書・令和7年版 [令和7年3月改定]（以下、「改修標準仕様書」または「改仕」という。） (7) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修・ 公共建築工事標準仕様書・令和7年版 [令和7年3月改定]（以下、「標準仕様書」または「標仕」という。） (8) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修・ 建築物解体工事共通仕様書・令和4年版 （以下、「解体仕様書」または「解仕」という。） (9) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修・ 公共建築木造工事標準仕様書・令和7年版 [令和7年3月改定]（以下、「木造標準仕様書」または「木仕」という。）
○特記仕様書の取扱い	○特記仕様書の取扱いは下記による。 (1) 項目欄は「・」印に○印をつけた「○」印があるものを適用する。 (2) 特記事項欄は、○印を付けたもの又は※印があるものを適用し、同じ項目の選択事項においては○印を優先する。ただし、○印と⊗印のある場合は共に適用する。 (3) 選択された特記事項欄に付随する備考欄は、全て適用する。 (4) 項目欄に○印があり、特記事項欄に記入のない場合、その項目は標準仕様書又は改修標準仕様書の本文通り適用する。 (5) 特記事項欄のA、Bなどの符号は、標準仕様書又は改修標準仕様書の符号とする。 (6) 本特記仕様書のリンク先の記載内容は、上記「設計図書の適用」において設計図書とされたもの以外は参考資料として取り扱う。ただし、標準仕様書及び改修標準仕様書等において「JIS A○○○○による」等と記載されている場合は、リンク先の内容が設計図書となるので注意すること。 (7) 本特記仕様書の「JIS A○○○○」のリンク先は利便性を優先し、民間が運営する「日本産業規格の簡易閲覧用ウェブサイト」としている。そのため、工事の施工にあたっては、「日本産業標準調査会ウェブサイト」で最新の情報を確認すること。
○参考図書	○施工にあたり、下記の図書を参考にして、適正な自主管理に努める。 (1) 「建築工事監理指針（上巻・下巻）令和7年版」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） (2) 「建築改修工事監理指針（上巻・下巻）令和7年版」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） (3) 「 公共建築工事標準仕様書に基づく建築工事の施工管理（施工計画書作成要領） 令和5年版 」 (4) 「 請負人用建築工事チェックリスト 」（神戸市建築技術管理委員会編集） (5) 「 建築基準法に基づくシックハウス対策について 」（編集：国土交通省住宅局建築指導課他） (6) 国土交通大臣官房官庁営繕部制定「 建築物解体工事共通仕様書解説（令和5年版） 」 (7) 「 建設工事公衆災害防止対策要綱 建築工事編 」 (8) 「 建設副産物適正処理推進要綱 」 (9) 「 建築工事安全施工技術指針 」 (10) 「 建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン 」
○数量公開	○公開数量は、 神戸市工事請負契約約款第1条 に定める設計図書ではなく、参考数量として取扱う。 （本特記仕様書において「神戸市工事請負契約約款」は、交通局発注工事の場合「神戸市交通局工事請負契約約款」、水道局発注工事の場合「神戸市水道局工事請負契約約款」と読み替えるものとする）
○入札時積算数量書活用方式	○本項目は設計書に入札時積算数量書活用方式の記載がある場合に適用する。 入札時積算数量書は神戸市工事請負契約約款第1条に定める設計図書ではなく、数量通りの施工を義務付けるものではないが、入札時積算数量書に疑義が生じた場合における協議は入札時積算数量書に基づき行い、請求等は下記による。 なお、下記の特記は「神戸市工事請負契約約款第18条の2」として扱うこととする。 （入札時積算数量書に疑義が生じた場合における確認の請求等） (1) 受注者は、入札時に発注者が示した入札時積算数量書（一式とされた細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。以下単に「入札時積算数量書」という。）に記載された積算数量に疑義が生じたときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求することができる。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事に着手した場合、確認を求められないものとする。

項目	特記事項
	<p>(2) (1)の請求は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する受注者が入札時に提出した工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。</p> <p>(3) 監督職員は、(1)の請求を受けたとき又は自ら入札時積算数量書に記載された積算数量に誤謬又は脱漏を発見したときは、直ちに確認を行わなければならない。</p> <p>(4) (3)の確認の結果、入札時積算数量書の訂正の必要があると認められるときは、発注者は、受注者と協議して、これを行わなければならない。</p> <p>(5) (4)の訂正が行われた場合において、発注者は、請負代金額の変更の必要があると認められるときは、第23条に定めるところにより、当該変更を行うものとする。この場合における同条第1項本文の規定による協議は、訂正された入札時積算数量書に記載された積算数量に基づき行うものとする。</p>
○設計変更資料の作成	○設計変更が生じた場合は、監督員の指示により資料(図面・数量積算資料等)を作成し、監督員に提出する。
○監理技術者等の専任を要しない期間の取扱いについて	○建設業法による主任技術者又は監理技術者(以下「監理技術者等」という。)の専任を要する工事において、工事請負契約の締結後、現場施工等に着手するまでの間、及び、工事完成検査に合格し、工期末までの間については、監督員と協議を行い打合わせ記録等の書面により明確になっている場合は、監理技術者等の専任を要しない。
○公共事業労務費調査に対する協力	○本工事が、本市が実施する 公共事業労務費調査 の対象工事となった場合は、調査票等の提出のほか本市が行う調査・指導に協力する。
・現場代理人の兼務について	<p>本工事が、現場代理人の兼務に関する手続要領第2条に定める工事に該当する場合</p> <p>※兼務可 ・不可</p> <p>不可の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本工事が、2箇所以上の工事場所を含んでいるため ・本工場の施工に関し、制約条件が付加されているために、安全管理、工程管理等の工事現場運営、取締りに関して、現場代理人の業務が煩雑であるため ・安全管理、工程管理等について施設管理者や別途工事関係者と頻繁に調整を要するため <p>(注：下記の該当する内容に○印を記入する)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設を運営しながら工事を施工する居ながら工事 ・別途工事と工事範囲が一部重複、錯雑する出会い工事 <p>・上記に当てはまらない個別の特殊事情がある場合</p> <p>(注：下記()に個別の事由を記入する)</p> <p>()</p>
・主任技術者及び監理技術者の配置について	<p>本工事に配置する主任技術者及び監理技術者が、建設業法第26条第3項ただし書の要件に該当する場合</p> <p>※専任特例1号及び専任特例2号の適用可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専任特例1号のみ適用可 ・専任特例2号のみ適用可 ・不可(理由：) <p>(a) 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書第一号の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者(以下「監理技術者等」という。)の配置を行う場合(以下「専任特例1号」という。)は以下の(1)～(8)の要件を、また、第二号の規定の適用を受ける監理技術者の配置を行う場合(以下「専任特例2号」という。)は以下の(9)～(16)の要件を全て満たさなければならない。なお、「専任特例1号」と「専任特例2号」の併用はできない。</p> <p>「専任特例1号」</p> <p>(1) 各工事の請負金額が1億円未満(建築一式工事の場合は2億円未満)であること。</p> <p>(2) 工事現場間の距離が、同一監理技術者等がその1日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間が概ね片道2時間以内であること。</p> <p>(3) 下請け次数は当該建設業者が注文者となった下請け契約から数えて3次以内であること。</p> <p>(4) 当該建設工事に置かれる監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者(当該工事が建築一式工事の場合は、当該工事と同業種の建設工事に関し実務経験を1年以上有する者に限る。)を当該工事現場に配置すること。</p> <p>(5) 当該工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置を講じていること。</p> <p>(6) 人員の配置の計画書を作成し現場に備え置き(電磁的記録媒体による措置も可)、帳簿の保存期間と同じ期間当該工事の帳簿を保管する営業所で保存すること。</p> <p>(7) 当該工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器を設置していること。</p> <p>(8) 兼務する工事の数が2を超えないこと。</p> <p>「専任特例2号」</p> <p>(9) 建設業法第26条第3項ただし書第二号による監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。</p> <p>(10) 監理技術者補佐は、請負った建設工事の種類にかかる一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。</p>

項目	特記事項												
	<p>(11) 監理技術者補佐は請負人と入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。</p> <p>(12) 同一の専任特例2号の監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。 (ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。)については、これら複数の工事を一の工事とみなす。)</p> <p>(13) 専任特例2号の監理技術者が兼務できる工事は神戸市内の工事で行わなければならない。</p> <p>(14) 専任特例2号の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。</p> <p>(15) 専任特例2号の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。</p> <p>(16) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。</p> <p>(b) 「専任特例1号」又は「専任特例2号」の技術者を配置する場合、(a)(1)～(16)の事項について確認できる書類を以下の例を参考に提出すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(a)の事項</th> <th>提出書類の例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(8)</td> <td>人員の配置を示す計画書 (参考様式)神戸市：工事書類一括入力システム (kobe.lg.jp)</td> </tr> <tr> <td>(9)、(10)</td> <td>監理技術者補佐の資格を有する書類(一級施工管理技士等の国家資格者などの合格証など。)</td> </tr> <tr> <td>(11)</td> <td>監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類</td> </tr> <tr> <td>(12)、(13)</td> <td>専任特例2号の監理技術者が兼務する工事のコリンズの写し等</td> </tr> <tr> <td>(14)～(16)</td> <td>業務分担、連絡体制等を記載した書類(施工計画書など。)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(c) 本工事において、「専任特例2号」の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合及び配置を要さなくなった場合は適切にコリンズへの登録を行うこと。</p>	(a)の事項	提出書類の例	(1)～(8)	人員の配置を示す計画書 (参考様式)神戸市：工事書類一括入力システム (kobe.lg.jp)	(9)、(10)	監理技術者補佐の資格を有する書類(一級施工管理技士等の国家資格者などの合格証など。)	(11)	監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類	(12)、(13)	専任特例2号の監理技術者が兼務する工事のコリンズの写し等	(14)～(16)	業務分担、連絡体制等を記載した書類(施工計画書など。)
(a)の事項	提出書類の例												
(1)～(8)	人員の配置を示す計画書 (参考様式)神戸市：工事書類一括入力システム (kobe.lg.jp)												
(9)、(10)	監理技術者補佐の資格を有する書類(一級施工管理技士等の国家資格者などの合格証など。)												
(11)	監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類												
(12)、(13)	専任特例2号の監理技術者が兼務する工事のコリンズの写し等												
(14)～(16)	業務分担、連絡体制等を記載した書類(施工計画書など。)												
・週休2日制工事	<p>※本工事は週休2日制工事として次により指定する。</p> <p>※発注者指定方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・完全週休2日制(週単位の週休2日制、土日閉所を原則とする。) ※月単位の週休2日制(土日閉所を原則とする。) ・通期の週休2日制 ・週休2日適用無し <p>・受注者希望方式</p> <p>完全、月単位または通期の週休2日制</p> <p>○神戸市ホームページ『神戸市週休2日制工事実施要領』を参照すること。</p> <p>○公共工事における週休2日の実現の更なる推進のため、「毎月第2・第4土曜日」は現場閉所に努めるものとし、毎月第2・第4土曜日の閉所予定及び実績を「週間工事工程表」等に記載し、市監督員に提出し報告すること。なお、建設現場一斉閉所日に閉所できなかった場合であっても、この事だけの事由によるペナルティはない。</p> <p>また、毎月第2・第4土曜日を閉所する現場においては、「建設現場一斉閉所」のポスターを工事現場の公衆の見やすいところに掲示する。ポスターは以下、近畿地方整備局ホームページに掲載。サイズはA3ラミネート加工程度とする。</p> <p>○建設業界における「目指せ！建設現場 土日一斉閉所」運動の取組みに協力するため、週休2日(毎週土日閉所)に取り組む現場においては、「目指せ！建設現場 土日一斉閉所」運動ポスターを工事現場の公衆の見やすいところに掲示する。ポスターは以下、日本建設業連合会ホームページに掲載。サイズはA3ラミネート加工程度とする。</p>												
・余裕期間制度	<p>※本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間制度を設定した以下の方式による工事である。</p> <p>・発注者指定方式 ・任意着方式 ・フレックス方式</p> <p>余裕期間内(フレックス方式の場合は、工期の始期日の前日までの余裕期間内)は、現場代理人及び監理技術者等を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、測量、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。</p> <p>※契約締結後において、工事の始期日の変更の必要が生じた場合には、監督員と協議のうえ、変更契約(工期の変更)を締結することにより、工期の始期日を変更することができる。</p> <p>※フレックス方式の場合、契約締結後において、工事内容の変更がある等、特段の事情がない場合は、受注者が契約時に設定した工期の終期日の変更は行わない。</p> <p>※受注者は、工期の始期日の前日までに、工事に従事する技術者を決定し、「現場代理人及び主任技術者又は監理技術者(補佐)設置通知書」により、発注者に通知しなければならない。</p>												

項目	特記事項
○損害保険等	<p>損害保険等は、下記の内容以上の条件により付するものとする。</p> <p>保険種目 ※建築工事（基礎工事を含む）及び付帯設備工事を対象とする「建設工事保険（又は組立保険）」 ※第三者賠償責任損害を担保する「請負業者賠償責任保険」</p> <p>保険契約者 ※元請負人 被保険者 ※発注者、元請負人、関係下請負人（リース仮設材を使用する場合はリース業者を含む。） 保険期間 ※工事着手時から工事目的物引き渡しまでの期間とする。</p> <p>保険金額又は填補限度額 ※建設工事保険（又は組立保険）は請負金額全額（解体撤去工事を除く） ※請負業者賠償責任保険の対人賠償保険金額は1名1億円以上かつ1事故（※5億円以上 円以上） 対物賠償保険金額は1事故（※1億円以上 円以上）</p> <p>付保すべき保険の内容には以下の特約条項を付帯する。 ・建設工事保険（又は組立保険）は「水災危険担保特約条項」 ※請負業者賠償責任保険は「被保険者間交差責任担保特約条項(Both-way 又は Full-way)」及び「請負業者管理者特約条項（管理下財物に関する特約）」</p>
提出書類等に関する事項	
○必要書類の提出	○神戸市工事請負契約約款に基づく提出書類の他、監督員の指示あるものについては、書類を作成し提出する。
○施工体制台帳及び施工体系図	<p>○下請契約を締結した場合は、「施工体制台帳等の作成にあたって（神戸市建築住宅局技術管理委員会編集）」を参照し、作業員名簿を含む施工体制台帳を作成し工事現場に備えるとともに、作成したものの写しを監督員に提出すること。（作業員名簿は国土交通省ホームページに掲載されている作成例を標準様式とする。）ただし、工事現場の施工体制を発注者が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置（建設キャリアアップシステムその他適切なシステムを利用する方法により、発注者が同項に規定する施工体制台帳の記載事項を確認することができるようにする措置）を講じている場合は、施工中において写し（システムで確認できる書類(注)のみ）の提出を不要とできる。完成時は帳票出力可能な書類(注)のみ電子データ（PDF）での提出を認める。また、同条による施工体系図を作成し、公衆及び工事関係者の見やすい場所に掲示すること。</p> <p>(注)施工体制台帳、施工体系図、下請負業者編成表、再下請負通知書、作業員名簿、社会保険加入状況をいう</p> <p>○施工体制台帳に記載すべき内容 警備業については建設業ではないが、現場管理上重要であることから、下請契約を行う場合は原則対象とするものとする。ただし、建設業及び警備業以外の業種（運送業など）は施工体制台帳の作成は不要</p>
○建設業退職金共済制度等	○ 建設業退職金共済制度 の対象労働者を 建設業退職金共済制度加入労働者数報告書 により把握後、制度に加入（自社独自の共済制度があり、建退共対象の作業員を雇用しない場合は除く。）し、その掛金収納書（発注者用）等の写しを契約締結後1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、本市に提示しなければならない。工事期間中は受払簿又は掛金充当書を作成し、本市から請求があった場合は提示しなければならない。また、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、本市から請求があった場合は提示しなければならない。
○グリーン調達	○「 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 （グリーン購入法）」に基づく 神戸市調達方針 の重点品目及び調達を推進する環境物品等については、その採用を積極的に推進するとともに、重点品目については、所定の様式により資料を作成し工事完成時に監督員に提出する。

1章 各章共通事項

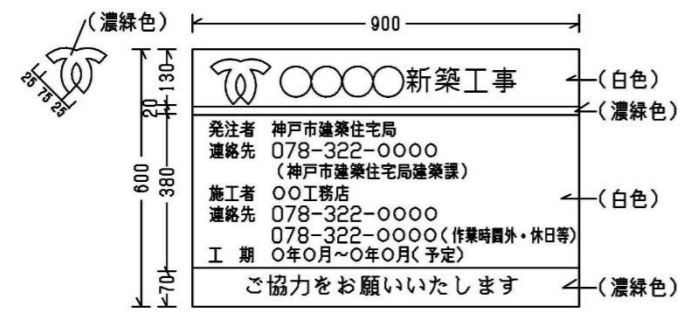
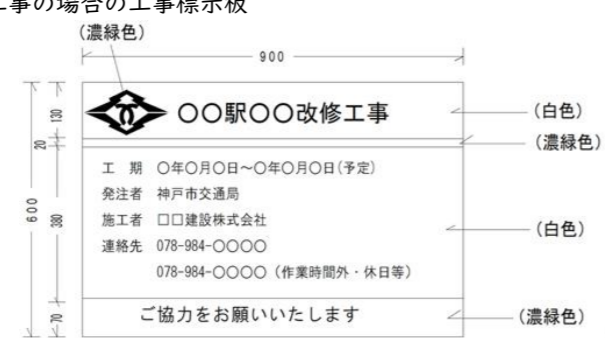
項目	特記事項
1節 共通事項	
○工事実績情報システム（コリンズ）の登録 (改仕 1.1.4)	○工事請負金額500万円以上の場合は、 工事実績情報システム（コリンズ） に基づき「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認並びに発注者情報の記入を受けた後に、（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）に登録申請を行い、登録完了後速やかに、「登録内容確認書」を監督員に提示する。 ○余裕期間制度活用工事の場合、登録する技術者の従事期間は、工期（工期の始期日から終期日）とする。
・工事情報共有システム (改仕 1.1.5)	○使用する工事情報共有システムは、監督員の承諾を得たうえで決定すること。 ○LGWAN環境で使用できるものを選定すること
○工事の一時中止に係る事項 (改仕 1.1.9)	工事の一時中止に係る計画の作成 (a) 神戸市工事請負契約約款第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下基本計画という。）を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。なお、基本計画には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具費等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 (b) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。
○ 建築基準法に規定する風圧力	地表面粗度区分 ・Ⅱ ・Ⅲ ※基準風速（Vo）は34m/秒とする。 (建築基準法施行令第87条)
○関係法令等の遵守 (工事現場の過積載防止対策) (改仕 1.1.13)	○下記の「過積載防止対策要領」に従い、土砂等を運搬する自動車に関する過積載防止対策を行う。 過積載防止対策要領 第1条 目的 この要領は、本市が発注する公共工事の施工にあたり、土砂等を運搬する自動車（以下「ダンプカー等」という）の過積載防止のために本市並びに請負人が実施しなければならない対策について定める。 第2条 用語の定義 (1)過積載とは、道路運送車両法で定められた自動車の最大積載量を超えて貨物等を積載し、運行する違法行為をいうもので、土砂等の積載量が自動車検査証（以下「車検証」という）に記載されている最大積載量を超えている場合とする。 (2)土砂等とは、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（以下「ダンプ規制法」という）第2条及びダンプ規制法施行令第1条で規定されている、次に示すものとする。 ①土、砂利（砂及び玉石を含む）、碎石及びアスファルト・コンクリート等 ②アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊等 第3条 適用範囲 この要領は、本市が発注する全ての公共工事のうち、ダンプカー等を使用して土砂等を運搬する工事に適用する。この場合には、特記仕様書に過積載に関する事項を記載するものとする。 第4条 施工計画書 請負人は、施工計画書の作成に当たって、過積載防止計画として資料①を参考に次の事項を記載する。 ①搬出期間、搬出量、運搬先、運搬方法、運搬経路、仮置きの有無及び仮置き場所、掘削運搬に係る下請負人名、組織図その他必要な事項 ②積載量の管理・点検方法、工事関係者への過積載防止への周知・啓発活動その他必要な事項 第5条 土砂等積込み状況の管理 請負人は土砂等をダンプカー等に積込み込む場合には、ならした状態で荷台枠の高さを超えて積み込んで서는ならない。ただし、土質条件（比重、含水比）により単位体積重量等の大きな変化が予想され、これによりがたい場合には積載量の管理方法について新たに検討しなければならない。 2 請負人は、土砂等が荷台枠を超えて積載されている場合には、直ちに荷台枠高さ以下となるよう減量しなければならない。 第6条 仮置き場の取り扱い 請負人は、工事場所から土砂等を請負人のストックヤード等へ一時仮置きし、後日建設発生土再利用機関（以下「計量票発行機関」という）等へ運搬する場合には、仮置き場においても、工事場所と同様に過積載防止に努めなければならない。 第7条 計量票発行機関等へ搬出する場合の取り組み 請負人は、積載量が記載された伝票（以下「計量票」という）を発行する計量票発行機関等へ搬出する場合には、計量票のデータを積載量の管理方法等にフィードバックさせ、過積載防止対策の継続的改善に努めなければならない。 2 請負人は、車検証のコピー（個人情報該当部分は消すこと）を土砂等の搬出前に監督員に提出しなければならない。 3 計量票及び車検証に記載されている最大積載量のデータにより、全てのダンプカー等を対象に「搬出車両記録表（様式1）」を作成し、「搬出車両記録表」及び「計量票」を毎月1回提出しなければならない。また、監督員から請求があった場合にも同様に提出しなければならない。なお、「計量票」は監督員の確認後返却を求めることができるものとする。 第8条 計量票発行機関等以外の施設へ搬出する場合の取り組み 計量票発行機関以外の施設へ土砂等を搬出する工事については、請負人自らの責任において積載量を厳重に管理し、過積載防止の一層の徹底を図らなければならない。 第9条 改善措置等 監督員は、工事現場及び搬出車両記録表等で過積載を確認した場合、請負人に対し改善指導を行うものとする。また、指導を行ったにもかかわらず過積載が確認される場合は、請負人へ書面にて改善を指導する。請負人は、監督員より

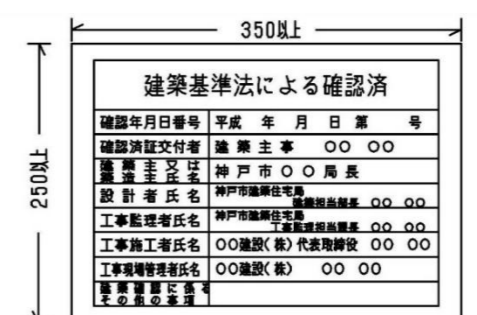
項目	特記事項																															
	「改善報告書(様式2)」の提出を求められた場合、直ちに改善を行い改善報告書を監督員に提出しなければならない。 第10条 工事成績評定への反映 過積載は法令及び仕様書等の遵守事項に反する行為であることから、工事成績評定において適正に反映させる。																															
・遠隔臨場の実施 (改仕 1.1.14)	○遠隔臨場に関し適用する工種や機器の性能等は「 官庁営繕事業の建設現場における遠隔臨場に関する実施要領(令和4年6月) 」に基づき受発注者間の協議の上で実施する。 遠隔臨場の適用： ・実施する 実施内容： ・監督員の立会い等 ・定例会議等 機器等の手配： ・受注者 ・発注者(※SynQ Remote) ・未定 ※上記で「未定」とした場合、機器等の手配に要する費用は設計変更で対応する																															
○市内産品の利用促進について	○本工事の施工に必要な各種の建設資材や物品等の調達においては、市内業者が生産、加工、製造または販売している材・製品の優先使用に配慮すること。																															
2節 工事関係図書																																
○工事の記録等 (工事写真) (改仕 1.2.4)	<p>(a) 工事写真は、「神戸市建築工事完成図書電子納品要領」及び下表を標準とし、施工写真及び完成写真を作成する。</p> <p>撮影方法等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>撮影工程</th> <th>撮影箇所</th> <th>印画の大きさ</th> <th>焼付け</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全工区工事着手前</td> <td>現況</td> <td rowspan="2">サービスサイズ以上</td> <td rowspan="8">カラー</td> </tr> <tr> <td>解体建物のある場合は4方向より</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">敷地周辺</td> <td>現況</td> <td rowspan="2">サービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>工事中</td> <td>施工の状況 部分詳細</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">竣工の際</td> <td>外観</td> <td>キャビネ判以上</td> </tr> <tr> <td>屋内</td> <td>サービスサイズ以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(b) 写真撮影枚数及び撮影箇所等詳細については、監督員の指示による。 (c) アルバムを作成する場合は、下表を標準とする。</p> <p>アルバム</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>撮影工程</th> <th>印画の大きさ</th> <th>焼付け</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全工区工事着手前</td> <td>サービスサイズ以上</td> <td rowspan="4">カラー</td> </tr> <tr> <td>敷地周辺</td> <td>サービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>工事中</td> <td>キャビネ判以上</td> </tr> <tr> <td>竣工の際</td> <td>サービスサイズ以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>[電子媒体(デジタル写真)の場合も、写真はカット毎に光沢紙又は、印画紙にて、上記表により作成すること。]</p> <p>(d) 工事中の写真は、杭打ち、基礎堀削完了、鉄筋組立、鉄骨等構造上主要な部分、完成後外部から見えない主要な部分、各工事の施工段階毎及び監督員が必要と認めた部分等を撮影し、写真帳をすみやかに提出する。 (e) 電子媒体(デジタル写真)の場合、画像の信ぴょう性を考慮し、画像編集は認めない。</p>	撮影工程	撮影箇所	印画の大きさ	焼付け	全工区工事着手前	現況	サービスサイズ以上	カラー	解体建物のある場合は4方向より	敷地周辺	現況	サービスサイズ	工事中	施工の状況 部分詳細	竣工の際	外観	キャビネ判以上	屋内	サービスサイズ以上	撮影工程	印画の大きさ	焼付け	全工区工事着手前	サービスサイズ以上	カラー	敷地周辺	サービスサイズ	工事中	キャビネ判以上	竣工の際	サービスサイズ以上
撮影工程	撮影箇所	印画の大きさ	焼付け																													
全工区工事着手前	現況	サービスサイズ以上	カラー																													
	解体建物のある場合は4方向より																															
敷地周辺	現況	サービスサイズ																														
	工事中			施工の状況 部分詳細																												
竣工の際	外観	キャビネ判以上																														
	屋内	サービスサイズ以上																														
撮影工程	印画の大きさ	焼付け																														
全工区工事着手前	サービスサイズ以上	カラー																														
敷地周辺	サービスサイズ																															
工事中	キャビネ判以上																															
竣工の際	サービスサイズ以上																															
○工事の記録等 (工事写真の黒板情報電子化) (改仕 1.2.4)	<p>「デジタル工事写真の黒板情報電子化について」(平成29年3月1日付け国営整第211号)に基づき、下記の通り実施する。</p> <p>(a) デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、受注者が監督職員へ黒板情報電子化の実施を申し出、監督職員の承諾を得たうえで実施するものとする。 ただし、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。</p> <p>(b) デジタル工事写真の黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以下「使用機器」とする。)は、受注者にて調達する。</p> <p>(c) 調達する使用機器については、営繕工事写真撮影要領3.(3)撮影方法に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。 なお、信憑性確認(改ざん検知機能)は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」に記載している技術を使用していること。また、請負人は監督員に対し、工事着手前に当該工事での使用機器について提示するものとする。 (参照) 営繕工事写真撮影要領 (参照) 使用機器の事例「デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア」 ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。</p> <p>(d) (c) に示す黒板情報の電子的記入については、写真編集には該当しない。</p>																															

項目	特記事項
	(e) 小黑板情報の電子的記入を行った写真(以下「小黑板情報電子化写真」とする。)を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。 また、納品時に、受注者はURL(https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。 なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。
3節 工事現場管理	
○緊急時の連絡体制	○着工時に緊急時の連絡体制を作成し、監督員に提出する。
○現場代理人等の腕章の着用について	○現場作業員及び住民から見た責任者の明確化を図るため、現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者に、腕章の着用を義務付けるものとする。なお、腕章の仕様については監督員と協議するものとし、着用箇所は、腕の見やすい所を原則とする。なお、腕章の他にも名札を着用することが望ましい。
・関連工事等の調整	<p>※設備工事等の関連工事による、下記のものについて建築構造体の補強、天井下地の切込み補強及びボード類の切込み等は本工事に含む。大きさ及び位置については、関連工事の設備工事の監督員の指示を受ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埋込及び露出照明ボックス、その他天井取付用機器ボックス等 (箇所) ・天井吹出口及び吸込口 (箇所) ・スリーブ管入れ及び構造体の補強 (箇所) ・ダクト貫通部分の構造体補強 (箇所) ・消火栓ボックス、便器設置のための箱入れ及び構造体の補強 (箇所) <p>※箇所数が10%以内の増減については設計変更の対象としない。</p>
・電気保安技術者 (改仕 1.3.3)	・設置する
○施工条件 (改仕 1.3.5)	<p>※行政機関の休日に関する法律に定める休日に作業は行わない。ただし、監督員が指示又は監督員の承諾を受けた作業は行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業時間(準備・片付けを含む) 原則として(:)から(:)までとする。 ・その他条件 <p>※工事の都合により、やむを得ず休日作業又は夜間作業を行う場合は、事前に監督員の承諾を得る。</p>
○工所用電力・水道等 (改仕 1.3.5)	<p>○工所用電力・水道・ガスなどを必要とする場合は、請負人がその手続きを行い敷設するものとし、原則としてこれに要する費用は、引渡し日まで請負人の負担とする。</p> <p>○本受電後の電力基本料金は、別途電気設備工事(合併工事の場合は、電気設備工事費)に含む。</p>
○工事現場の安全管理 (改仕 1.3.7)	<p>○「建設工事公衆災害防止対策要綱」(建築工事編)(国土交通省告示第496号 令和元年9月2日)及び「建築工事安全施工技術指針」(国整第216号 平成27年1月20日)を踏まえ、常に工事の安全に留意し、施工に伴う災害及び事故の防止に努めること。</p> <p>○安全衛生管理体制の確立及び具体的な実施内容を定めるなどし、工事現場における安全対策に努める。</p> <p>○工事期間中に、神戸市工事安全管理委員会による安全巡視、及び、その他臨時に安全巡視が実施される場合は、当該安全巡視に応じなければならない。また、安全巡視において、危険箇所及び作業等の改善すべき事項が指摘された場合は、速やかに改善を図るものとする。</p>
・統括安全衛生管理義務者の指名 (改仕 1.3.7)	※本工事の請負人を 労働安全衛生法第30条第2項 の規定により指名される統括安全衛生管理義務者とする。
○交通安全管理 (改仕 1.3.9)	<p>※資材運搬等</p> <p>○工用の進入路及び周辺の道路は、道路管理者、警察署及び監督員の指示に従い、常に良好な維持管理及び復旧を行う。また、現場内の仮設道路についても監督員の指示に従い、良好な維持管理及び復旧を行う。</p> <p>※特殊車両の運行</p> <p>○車両制限令第3条における一般の制限値を超える車両を使用する場合は、道路法第47条の2に基づく通行許可証の写し等を監督員に提出する。</p>

項目	特記事項														
○交通誘導員の配置	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>人数</th> <th>期間</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通誘導員 B</td> <td></td> <td>※完成引渡し迄の施工時間帯とする。</td> <td>警備業者の警備員で、交通誘導員 A 以外の交通の誘導に従事するもの</td> </tr> <tr> <td>交通誘導員 A</td> <td></td> <td>※完成引渡し迄の施工時間帯とする。</td> <td>警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務）に従事する交通誘導警備業務に係る 1級検定 または 2級検定 合格警備員</td> </tr> </tbody> </table> <p>※警備業法に定める交通誘導員とする。 ※交通誘導員 A の配置が必要な指定路線は 兵庫県公安委員会 告示第 202 号の 2 (R7.10.3) を参照のこと。 規則の適用を受ける具体人数は所轄警察署と協議を行い、協議結果を監督員に報告すること。</p>	職種	人数	期間	定義	交通誘導員 B		※完成引渡し迄の施工時間帯とする。	警備業者の警備員で、交通誘導員 A 以外の交通の誘導に従事するもの	交通誘導員 A		※完成引渡し迄の施工時間帯とする。	警備業者の警備員（ 警備業法第2条第4項 に規定する警備員）で、交通誘導警備業務（ 警備員等の検定等に関する規則第1条第4号 に規定する交通誘導警備業務）に従事する交通誘導警備業務に係る 1級検定 または 2級検定 合格警備員		
職種	人数	期間	定義												
交通誘導員 B		※完成引渡し迄の施工時間帯とする。	警備業者の警備員で、交通誘導員 A 以外の交通の誘導に従事するもの												
交通誘導員 A		※完成引渡し迄の施工時間帯とする。	警備業者の警備員（ 警備業法第2条第4項 に規定する警備員）で、交通誘導警備業務（ 警備員等の検定等に関する規則第1条第4号 に規定する交通誘導警備業務）に従事する交通誘導警備業務に係る 1級検定 または 2級検定 合格警備員												
○工事用の進入路	・ 図示														
○騒音、振動の防止等 (改仕 1.3.11)	<p>○作業に伴う騒音及び振動の防止には留意し、騒音規制法、振動規制法及び環境の保全と創造に関する条例その他関係法令に従い作業を行うとともに、必要な届出を行う。</p> <p>○建設機械は国土交通省指定の 排ガス対策型建設機械 を使用する。又、指定地域（上記の法令に基づき市長が指定する）では、国土交通省指定の 低騒音型・低振動型建設機械 を使用する。</p> <p>○工事車両は、駐停車時にアイドリングストップを行うこと。</p>														
○建設副産物の発生 の抑制、適正処理 及び再利用の促進等 (改仕 1.3.12)	<p>○現場事務所等から排出する事業系一般廃棄物（紙類、弁当がら、空き缶、什器、備品等）は、混合廃棄物で排出してはならない。</p> <p>○建設工事に伴う建設副産物は、できる限り多品目の分別を行うこと。また、各集積所では分別品目の表示を明確に行うこと。</p> <p>○解体材、工事発生残材等は、工事敷地内で焼却処分、埋立て処分をしてはならない。</p> <p>○請負人は、建設副産物の発生抑制、適正処理、再利用の促進等を図るため、下記のとおり法令で定める対象建設工事について、「再生資源利用〔促進〕計画書」を工事に着手する概ね 10 日前までに、又、建設リサイクル法第 18 条に基づき「再生資源利用〔促進〕実施書」を工事完了後速やかに、「コブリス・プラス（建設副産物等の情報登録システム）」にて作成・提出し、ダウンロードした PDF データを監督員に提出すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>根拠法</th> <th>対象工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資源有効利用促進法</td> <td> <p>○次の指定副産物を搬出する工事（いずれかに該当する場合） 土砂 500m³以上、コンクリート塊・アスファルト塊・建設発生木材の合計 200t 以上</p> <p>○次の建設資材を搬入する工事（いずれかに該当する場合） 土砂 500m³以上、碎石 500t 以上、加熱アスファルト混合物 200t 以上</p> <p>○計画作成に当たって行う確認事項等 請負人は合計 500m³以上の建設発生土を搬出しようとする場合、計画作成前に、発注者等から土壌汚染対策法等の手続確認や搬出先の確認等を行い、確認結果票に記録して計画の添付資料として、監督員に提出しなければならない。また、工事現場の公衆の見えやすい場所へ計画書および確認結果票を掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めること。 ※確認結果票及び確認フロー（市 HP） ※確認結果票作成にあたっての解説・参考様式（国土交通省 HP） 「建設発生土の搬出先計画制度」</p> </td> </tr> <tr> <td>建設リサイクル法</td> <td> <p>特定建設資材（※）を使用または廃棄物として排出する次のいずれかに該当する工事 ※コンクリート、アスファルト・コンクリート、建設木材、コンクリート及び鉄から成る建設資材（コンクリート二次製品等）</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>A.建築物の解体</td> <td>工事部分の床面積の合計 80 m²以上</td> </tr> <tr> <td>B.建築物の新築・増築</td> <td>工事部分の床面積の合計 500 m²以上</td> </tr> <tr> <td>C.建築物の修繕・模様替え等（リフォーム等） 建築設備の単独発注（新設・更新・維持修繕・撤去等）</td> <td>請負代金の額 1 億円（税込）以上</td> </tr> <tr> <td>D.建築物以外の工作物の新築・維持修繕・解体等（外構、土木工事、舗装、擁壁、排水、インフラ等）</td> <td>請負代金の額 500 万（税込）以上</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	根拠法	対象工事	資源有効利用促進法	<p>○次の指定副産物を搬出する工事（いずれかに該当する場合） 土砂 500m³以上、コンクリート塊・アスファルト塊・建設発生木材の合計 200t 以上</p> <p>○次の建設資材を搬入する工事（いずれかに該当する場合） 土砂 500m³以上、碎石 500t 以上、加熱アスファルト混合物 200t 以上</p> <p>○計画作成に当たって行う確認事項等 請負人は合計 500m³以上の建設発生土を搬出しようとする場合、計画作成前に、発注者等から土壌汚染対策法等の手続確認や搬出先の確認等を行い、確認結果票に記録して計画の添付資料として、監督員に提出しなければならない。また、工事現場の公衆の見えやすい場所へ計画書および確認結果票を掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めること。 ※確認結果票及び確認フロー（市 HP） ※確認結果票作成にあたっての解説・参考様式（国土交通省 HP） 「建設発生土の搬出先計画制度」</p>	建設リサイクル法	<p>特定建設資材（※）を使用または廃棄物として排出する次のいずれかに該当する工事 ※コンクリート、アスファルト・コンクリート、建設木材、コンクリート及び鉄から成る建設資材（コンクリート二次製品等）</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>A.建築物の解体</td> <td>工事部分の床面積の合計 80 m²以上</td> </tr> <tr> <td>B.建築物の新築・増築</td> <td>工事部分の床面積の合計 500 m²以上</td> </tr> <tr> <td>C.建築物の修繕・模様替え等（リフォーム等） 建築設備の単独発注（新設・更新・維持修繕・撤去等）</td> <td>請負代金の額 1 億円（税込）以上</td> </tr> <tr> <td>D.建築物以外の工作物の新築・維持修繕・解体等（外構、土木工事、舗装、擁壁、排水、インフラ等）</td> <td>請負代金の額 500 万（税込）以上</td> </tr> </tbody> </table>	A.建築物の解体	工事部分の床面積の合計 80 m ² 以上	B.建築物の新築・増築	工事部分の床面積の合計 500 m ² 以上	C.建築物の修繕・模様替え等（リフォーム等） 建築設備の単独発注（新設・更新・維持修繕・撤去等）	請負代金の額 1 億円（税込）以上	D.建築物以外の工作物の新築・維持修繕・解体等（外構、土木工事、舗装、擁壁、排水、インフラ等）	請負代金の額 500 万（税込）以上
根拠法	対象工事														
資源有効利用促進法	<p>○次の指定副産物を搬出する工事（いずれかに該当する場合） 土砂 500m³以上、コンクリート塊・アスファルト塊・建設発生木材の合計 200t 以上</p> <p>○次の建設資材を搬入する工事（いずれかに該当する場合） 土砂 500m³以上、碎石 500t 以上、加熱アスファルト混合物 200t 以上</p> <p>○計画作成に当たって行う確認事項等 請負人は合計 500m³以上の建設発生土を搬出しようとする場合、計画作成前に、発注者等から土壌汚染対策法等の手続確認や搬出先の確認等を行い、確認結果票に記録して計画の添付資料として、監督員に提出しなければならない。また、工事現場の公衆の見えやすい場所へ計画書および確認結果票を掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めること。 ※確認結果票及び確認フロー（市 HP） ※確認結果票作成にあたっての解説・参考様式（国土交通省 HP） 「建設発生土の搬出先計画制度」</p>														
建設リサイクル法	<p>特定建設資材（※）を使用または廃棄物として排出する次のいずれかに該当する工事 ※コンクリート、アスファルト・コンクリート、建設木材、コンクリート及び鉄から成る建設資材（コンクリート二次製品等）</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>A.建築物の解体</td> <td>工事部分の床面積の合計 80 m²以上</td> </tr> <tr> <td>B.建築物の新築・増築</td> <td>工事部分の床面積の合計 500 m²以上</td> </tr> <tr> <td>C.建築物の修繕・模様替え等（リフォーム等） 建築設備の単独発注（新設・更新・維持修繕・撤去等）</td> <td>請負代金の額 1 億円（税込）以上</td> </tr> <tr> <td>D.建築物以外の工作物の新築・維持修繕・解体等（外構、土木工事、舗装、擁壁、排水、インフラ等）</td> <td>請負代金の額 500 万（税込）以上</td> </tr> </tbody> </table>	A.建築物の解体	工事部分の床面積の合計 80 m ² 以上	B.建築物の新築・増築	工事部分の床面積の合計 500 m ² 以上	C.建築物の修繕・模様替え等（リフォーム等） 建築設備の単独発注（新設・更新・維持修繕・撤去等）	請負代金の額 1 億円（税込）以上	D.建築物以外の工作物の新築・維持修繕・解体等（外構、土木工事、舗装、擁壁、排水、インフラ等）	請負代金の額 500 万（税込）以上						
A.建築物の解体	工事部分の床面積の合計 80 m ² 以上														
B.建築物の新築・増築	工事部分の床面積の合計 500 m ² 以上														
C.建築物の修繕・模様替え等（リフォーム等） 建築設備の単独発注（新設・更新・維持修繕・撤去等）	請負代金の額 1 億円（税込）以上														
D.建築物以外の工作物の新築・維持修繕・解体等（外構、土木工事、舗装、擁壁、排水、インフラ等）	請負代金の額 500 万（税込）以上														
○発生材の処理 (改仕 1.3.12)	<p>発注者に引き渡しを要するもの</p> <p>（<input type="checkbox"/>）</p> <p>特別管理産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 有（<input type="checkbox"/>）<input type="checkbox"/> 無</p> <p>処理方法（<input type="checkbox"/>）</p> <p>再利用を図るもの（<input type="checkbox"/>）</p> <p>搬入先（<input type="checkbox"/>）</p> <p>再資源化を図るもの（※コンクリート殻 ※アスファルト殻 <input type="checkbox"/>）</p>														

項目	特記事項
	<p>・「コブリス・プラス（建設副産物等の情報登録システム）」</p> <p>○リサイクル阻害要因説明書の提出（国土交通省「建設リサイクル推進計画」への協力） 特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、建設発生木材、アスファルト・コンクリート塊）、建設汚泥、建設混合廃棄物、建設発生土について、再生資源利用実施書における再生資源利用促進率が 100%未達の項目がある場合（建設廃棄物を最終処分場に直接搬出、または単純焼却とした場合など）は、「リサイクル阻害要因説明書」を作成し工事完了後速やかに電子データおよびプリントアウトしたものを監督員に提出すること。 問い合わせ先（神戸市環境局環境保全課）</p> <p>○建設副産物実態調査（センサス） 国土交通省が「建設副産物対策連絡協議会」を通じて行う建設副産物実態調査（センサス）の調査年度にあたる場合、請負人は「建設リサイクル法」に基づき、省令の再生資源利用〔促進〕実施書を工事完了後速やかに、「コブリス・プラス（建設副産物等の情報登録システム）」にて作成・提出し、ダウンロードした PDF データを監督員に提出すること。（対象工事：最終請負金額が 100 万円以上の工事）</p> <p>○建設工事に伴う産業廃棄物は、分別解体等の上、搬入施設へ所定の手続きを行い搬入する。なお、費用はすべて請負人の負担とする。産業廃棄物は、廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認するとともに、電子マニフェストを使用した場合は受渡確認票又はダウンロードしたデータの写し、紙マニフェストを使用した場合は E 票（工期内の取得が困難な場合は D 票でも可とする）を監督員に提示する。なお、電子マニフェストを可能な限り使用すること。 ・廃棄物処理法に基づく電子マニフェスト</p> <p>○建設資材廃棄物の引渡完了報告（神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例第 18 条の 11） 建設リサイクル法対象工事のうち、建築物の解体工事及び建築物以外の工作物等の解体を含む工事の請負人は、すべての建設資材廃棄物について産業廃棄物処分業者への引き渡し完了してから（最後の廃棄物を引き渡してから）15 日以内に（期限内に報告が難しい場合は、マニフェストが返送され次第、速やかに）、e-KOBE（神戸市スマート申請システム）にて「建設資材廃棄物の引渡完了報告」を行うとともに、監督員へ報告すること。 必要添付書類「電子マニフェスト受渡確認票と一覧表」「搬出車両記録表」「再生資源利用（促進）実施書」 詳細は下記ホームページ参照 問い合わせ先（神戸市環境局環境保全課） 手続き方法（e-KOBE（神戸市スマート申請システム））</p> <p>○コンクリートがら、アスファルトがら及び廃路盤材等の搬出先施設は、※神戸市ホームページ掲載の施設とし、木材・混合廃棄物及び建設汚泥等の搬出先施設は、※神戸市ホームページ掲載の施設（参照）又は中間処理業（廃掃法）の許可を受けている業者の施設（発生木材については再資源化のための施設に限る。）とし、決定にあたっては監督員の承諾を得ること。</p> <p>○産業廃棄物等の収集運搬業者は、廃掃法により工事場所と処理施設所在地の許可を有する業者とする。</p> <p>○再生資源の積極的な活用による省資源化を図るため、特記された材料以外でも建設廃材再生材を使用することができるとし、請負人においてもこれに努めるものとする。</p> <p>○更に、産業廃棄物広域認定制度（廃掃法）の利用その他により建設工事に伴う産業廃棄物の再資源化等に努めるものとする。</p> <p>○再生材料を使用する場合は、監督員と協議する。変更が生じた場合には設計変更の対象とする。</p>

項目	特記事項
○工事標示板等の設置	<p>※工事標示板（ ）枚</p> <ul style="list-style-type: none"> ・完成予想図板（ ）枚 〔完成予想図板の大きさはA0(841mm×1189mm)を標準とし、詳細は監督員の指示による。〕 ・危険標示板（ ）枚 ・鉄骨製作工場 ・アスベスト関連標示板（ ）枚 ・工事案内板（パウチ加工程度 A2 サイズ（ ）枚） ・建築確認済表示板（ ）枚 ・融資付工事標示板（ ）枚 <p>※工事標示板の仕様（共通事項）</p> <p>工事標示板等は図1.8.1を標準とし、仕上げは、耐水耐候性に配慮した短期間で劣化しないものとし、監督員指示により作成する。また、工事期間中、公衆が見やすい場所もしくは監督員の指定する場所に掲示すること。</p> <p>なお、工事標示板には、「工事名」「工期」「発注者」「施工者」「連絡先」その他必要事項を記入することとし、詳細は監督員の指示による。</p> <p>※一般的な工事標示板</p>  <p>図1.8.1 工事標示板（文字は黒色角ゴシック体、最下段の文字は白色角ゴシック体）</p> <p>注) 工事名：契約工事名に限らず、監督員の指示によりわかりやすい工事名を記載することとする 工期：契約工期ではなく、実際の現場の施工期間とする 施工者：関連工事がある場合は、主たる施工者が並列して表記し、設置する 連絡先（施工者）：作業時間外・休日等の連絡先が、作業時間中と同じ場合は1行にまとめ、「(作業時間外・休日等を含む)」と記載する。</p> <p>・水道局発注工事の場合の工事標示板</p>  <p>・交通局発注工事の場合の工事標示板</p> 

項目	特記事項										
	<p>※建築確認済表示板の様式〔建築基準法第89条、第六十八号様式（第十一条関係）〕</p>  <p>第六十八号様式（第十一条関係） （建築基準法施行規則第十一条） （木板、プラスチック板その他これらに類するものとする） 計画通知の必要な場合に掲示する。</p>										
・地元工事説明	<p>※工事着手前に行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事説明会の開催 ・お知らせビラの配布 <p>※資料は監督員と協議の上、請負人が作成する ※工事期間中も必要に応じ関係者等に十分に説明を行い、工事進捗に支障のないように配慮する</p>										
・近隣家屋等の調査	<p>調査範囲 ※図示</p> <p>調査内容 ・内外観検査 ・傾斜測定調査 ・水平測定調査</p> <p>※調査の内容</p> <p>(a) 適用範囲 本工事の施工に伴い発生する近隣家屋等への影響を調査する場合に適用する。</p> <p>(b) 調査範囲は上記により、調査内容は下記の項目とする。</p> <p>(1) 内外観調査：建物の外観、犬走りと腰壁の取合部、天井、土間、各室毎の壁4面、建具の建付け、塀及びその他必要箇所。</p> <p>(2) 傾斜測定調査：主要な柱及び壁面。</p> <p>(3) 水平測定調査：敷居、かも居等必要箇所。</p> <p>(4) その他特記する調査</p> <p>(c) 調査方法は、下記を標準とする。</p> <p>(1) 調査は、本工事の着工に先立って行う事前調査とし、工事完成後については、必要に応じ行う。</p> <p>(2) きれつ、傾斜等の測定精度は(i)～(vi)による。</p> <p>(i) 壁、基礎、犬走り、土間等にきれつある箇所は、きれつ幅0.1mm単位長さ1mm単位で測定する。</p> <p>(ii) 柱と壁、窓枠と建具等のすきまは、0.1mm単位で測定する。</p> <p>(iii) 壁、柱等の傾斜は、傾斜測定定規、トランシット、下げふり等を用い1mにつき0.5mm単位で測定する。</p> <p>(iv) 床、敷居等の水平は、水準器、デジタル計等を用い、1mにつき0.5mm単位で測定する。</p> <p>(3) 写真撮影は、測定箇所すべてについてスケールをあてて撮影するほか、外観、室内を含め一戸当たり50枚を標準とし、必要に応じ枚数を増やすこと。</p> <p>(d) 報告書は、事前調査完了後、測定記録、写真その他必要資料を添付して2部作成し、監督員に提出する。</p>										
4節 材料											
○建築材料等の評価名簿の取扱い	<p>○標準仕様書及び改修標準仕様書に品質性能が規定されている建築材料・設備機材等については、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業-建築材料等評価名簿」（(一社)公共建築協会 編集・発行）等に記載されたものとする。</p>										
○ステンレス鋼の表面仕上げ	<p>※本工事で用いるステンレス鋼は、特記なき限り材質 SUS304 とし、表面仕上げは「建具のくつずり：No.2B、その他：#400」とする。</p>										
○ゴム製品等の品質等	<p>※ゴム製品等の品質等は以下による</p> <p>第1条 ゴム製品等の品質確認等</p> <p>請負人は、TOYO TIRE (株)、ニッタ化工品 (株) で製造された製品や材料（以下、ゴム製品等とする。別表参照）を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して請負人が指定した第三者（TOYO TIRE (株)、ニッタ化工品 (株) と資本面・人事面で関係がない者）によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督職員の確認を得るものとする。</p> <p>※以下はゴム製品等に求められる機能に応じて記載すること。</p> <p>(記載例)</p> <p>なお必要な品質証明書は、以下の試験及び検査において、製品に応じて必要な規格について取得するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験名</th> <th>計測項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常状態での試験（常態試験）</td> <td>硬さ、比重、引張強度、伸び</td> </tr> <tr> <td>熱老化試験</td> <td>熱老化前後での変化率（硬さ、比重、引張強度、伸び）</td> </tr> <tr> <td>圧縮永久ひずみ試験</td> <td>圧縮による残留歪み</td> </tr> <tr> <td>製品検査</td> <td>外観、寸法、性能</td> </tr> </tbody> </table>	試験名	計測項目	通常状態での試験（常態試験）	硬さ、比重、引張強度、伸び	熱老化試験	熱老化前後での変化率（硬さ、比重、引張強度、伸び）	圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み	製品検査	外観、寸法、性能
試験名	計測項目										
通常状態での試験（常態試験）	硬さ、比重、引張強度、伸び										
熱老化試験	熱老化前後での変化率（硬さ、比重、引張強度、伸び）										
圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み										
製品検査	外観、寸法、性能										


項目	特記事項																				
	<p>第2条 ゴム製品等の品質確認をした場合におけるかし担保の取扱 第三者による品質証明書類を提出し監督職員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に請負人のかし担保責任が免責されるものではない。</p> <p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>製品及び材料名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">防振ゴム</td> <td>ディーゼルエンジン用防振ゴム</td> </tr> <tr> <td>ゴム製軸継手</td> </tr> <tr> <td>産業機械用空気ばね</td> </tr> <tr> <td>芝保護材</td> <td></td> </tr> <tr> <td>落橋防止用ゴム</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">道路資材</td> <td>車止め（ガードコーン）</td> </tr> <tr> <td>視線誘導標・車線分離標</td> </tr> <tr> <td>弾性舗装材</td> <td>ゴムチップ舗装材</td> </tr> <tr> <td>建築防水資材</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※代表的な製品例である (参考) ニッタ化工品(株)の製品情報</p>		製品及び材料名	防振ゴム	ディーゼルエンジン用防振ゴム	ゴム製軸継手	産業機械用空気ばね	芝保護材		落橋防止用ゴム		道路資材	車止め（ガードコーン）	視線誘導標・車線分離標	弾性舗装材	ゴムチップ舗装材	建築防水資材				
	製品及び材料名																				
防振ゴム	ディーゼルエンジン用防振ゴム																				
	ゴム製軸継手																				
	産業機械用空気ばね																				
芝保護材																					
落橋防止用ゴム																					
道路資材	車止め（ガードコーン）																				
	視線誘導標・車線分離標																				
弾性舗装材	ゴムチップ舗装材																				
建築防水資材																					
5節 石綿含有建材の調査																					
○事前調査 (改仕 1.5.1)	○この節に関する内容は「 石綿処理特記仕様書 」の記載による。																				
6節 施工調査																					
・施工数量調査 (改仕 1.6.2)	(1)施工数量調査 調査範囲： 調査方法：																				
・調査のための破壊部分の補修 (改仕 1.6.3)	施工数量調査で既存部分の破壊を行った場合の補修方法： ・ 図示																				
7節 施工																					
○工事施工における工事特性、創意工夫、社会性等について	○工事施工において自ら立案した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。 ○評価する項目の具体例等については、 工事成績評定要領 を参考にするものとする。 ○提出に際して必要な所定の様式は監督員に申し出て交付を受けること。																				
○施工計画書 (改仕 1.7.1)	○下記の工事に関して作成する。又、施工計画書等の作成にあたっては、正確な施工数量を把握し、材料ロス、廃棄物を抑制する等環境に配慮すること。 ※総合施工計画書 ・ 仮設工事 ・ 防水改修工事 ・ 外壁改修工事 ・ 建具改修工事 ・ 塗装改修工事 作成に当たっては「 公共建築工事標準仕様書に基づく建築工事の施工管理（施工計画書作成要領） 令和5年版 」を参照すること 上記のほか、監督員が適宜指示する工事についても作成する。																				
○材料の検査等	現場に搬入した材料は、標準仕様書に基づき監督職員の検査を受けること。これに加え、請負金額が2,000万円を超える場合は、下記に示す工事用材料について、設計図書に定める品質及び性能を有することを証する書類及び現場への搬入日、数量等を記載した資料を提出し、監督員の検査を受けること。																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事名</th> <th>工事用材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地業工事</td> <td>くい、鉄筋、コンクリート、ラップルコンクリート、セメントミルク工法の根固め液に使用するコンクリート</td> </tr> <tr> <td>鉄筋工事</td> <td>鉄筋</td> </tr> <tr> <td>コンクリート工事</td> <td>コンクリート</td> </tr> <tr> <td>鉄骨工事</td> <td>鋼材</td> </tr> <tr> <td>ブロック及びALCパネル工事</td> <td>構造用コンクリートブロック</td> </tr> <tr> <td>防水工事</td> <td>アスファルト、ルーフィング類、その他防水材料</td> </tr> <tr> <td>屋外工事</td> <td>鉄筋、構造用コンクリート</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・</td> </tr> </tbody> </table>	工事名	工事用材料	地業工事	くい、鉄筋、コンクリート、ラップルコンクリート、セメントミルク工法の根固め液に使用するコンクリート	鉄筋工事	鉄筋	コンクリート工事	コンクリート	鉄骨工事	鋼材	ブロック及びALCパネル工事	構造用コンクリートブロック	防水工事	アスファルト、ルーフィング類、その他防水材料	屋外工事	鉄筋、構造用コンクリート		・		・
工事名	工事用材料																				
地業工事	くい、鉄筋、コンクリート、ラップルコンクリート、セメントミルク工法の根固め液に使用するコンクリート																				
鉄筋工事	鉄筋																				
コンクリート工事	コンクリート																				
鉄骨工事	鋼材																				
ブロック及びALCパネル工事	構造用コンクリートブロック																				
防水工事	アスファルト、ルーフィング類、その他防水材料																				
屋外工事	鉄筋、構造用コンクリート																				
	・																				
	・																				

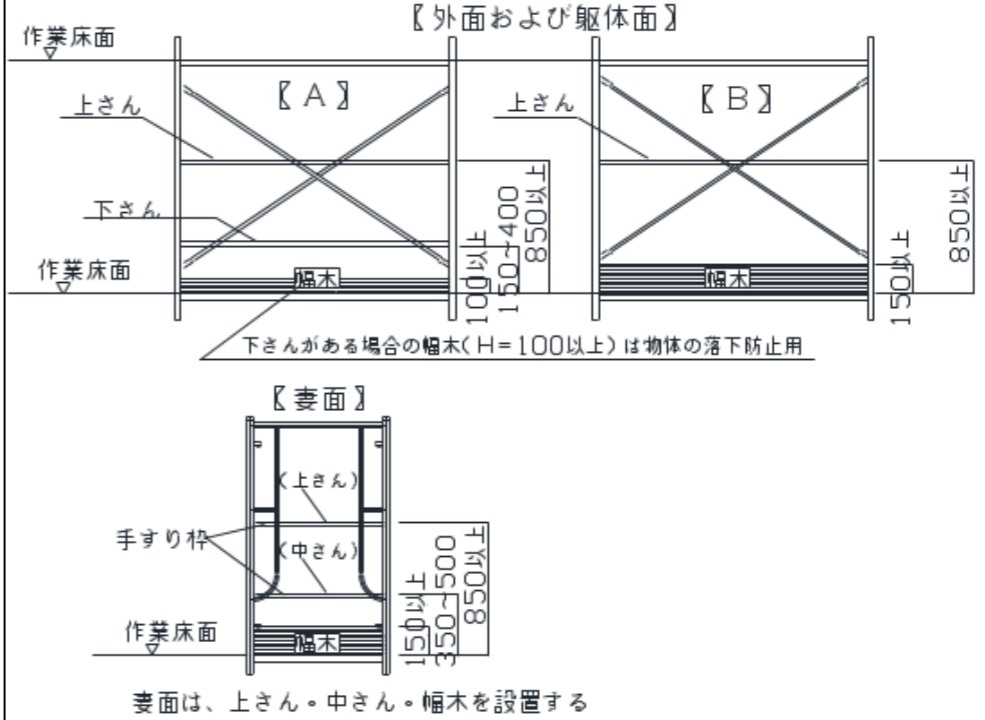
項目	特記事項																																																																																												
○技能士 (改仕 1.7.2)	<p>○適用する技能検定の職種及び作業の種別は下表による</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用工事種類</th> <th>職種</th> <th>技能検定の作業の種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設工事</td> <td>とび</td> <td>・ とび作業</td> </tr> <tr> <td>鉄筋工事</td> <td>鉄筋施工</td> <td>・ 鉄筋組立て作業</td> </tr> <tr> <td>型枠工事</td> <td>型枠施工</td> <td>・ 型枠工事作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">コンクリート工事</td> <td>コンクリート圧送施工</td> <td>・ コンクリート圧送工事作業</td> </tr> <tr> <td>鉄工</td> <td>・ 構造物鉄工作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">CB・ALCパネル及び押し成形セメント板工事</td> <td>ブロック建築</td> <td>・ コンクリートブロック工事作業</td> </tr> <tr> <td>ALCパネル施工</td> <td>・ ALCパネル工事作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="12">防水工事</td> <td rowspan="12">防水施工</td> <td>・ アスファルト防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ 合成ゴム系シート防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ 塩化ビニル系シート防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ セメント系防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ シーリング防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ 改質アスファルトシート工法防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ 改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ FRP 防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>石工事</td> <td>石材施工</td> <td>・ 石張り作業</td> </tr> <tr> <td>タイル工事</td> <td>タイル張り</td> <td>・ タイル張り作業</td> </tr> <tr> <td>木工事</td> <td>建築大工</td> <td>・ 大工工事作業</td> </tr> <tr> <td>屋根及びとい工事</td> <td>建築板金</td> <td>・ 内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">金属工事</td> <td>内装仕上げ施工</td> <td>・ 鋼製下地工事作業</td> </tr> <tr> <td>建築板金</td> <td>・ 内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td>左官工事</td> <td>左官</td> <td>・ 左官作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">建具工事</td> <td>サッシ施工</td> <td>・ ビル用サッシ施工作業</td> </tr> <tr> <td>ガラス施工</td> <td>・ ガラス工事作業</td> </tr> <tr> <td>自動ドア施工</td> <td>・ 自動ドア施工作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">カーテンウォール工事</td> <td>カーテンウォール施工</td> <td>・ 金属製カーテンウォール工事作業</td> </tr> <tr> <td>サッシ施工</td> <td>・ ビル用サッシ施工作業</td> </tr> <tr> <td>ガラス施工</td> <td>・ ガラス工事作業</td> </tr> <tr> <td>塗装工事</td> <td>塗装</td> <td>・ 建築塗装作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">内装工事</td> <td rowspan="4">内装仕上げ施工</td> <td>・ プラスチック系床仕上げ工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ カーペット系床仕上げ工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ 木質系床仕上げ工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ ボード仕上げ工事作業</td> </tr> <tr> <td>表装</td> <td>・ 壁装作業</td> </tr> <tr> <td>排水工事</td> <td>配管</td> <td>・ 建築配管作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">舗装工事</td> <td rowspan="2">路面標示施工</td> <td>・ 溶融ペイントハンドマーカール工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ 加熱ペイントマシンマーカール工事作業</td> </tr> <tr> <td>植栽工事</td> <td>造園</td> <td>・ 造園工事作業</td> </tr> <tr> <td>外壁改修工事</td> <td>樹脂接着剤注入施工</td> <td>・ 樹脂接着剤注入工事作業</td> </tr> </tbody> </table>	適用工事種類	職種	技能検定の作業の種別	仮設工事	とび	・ とび作業	鉄筋工事	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業	型枠工事	型枠施工	・ 型枠工事作業	コンクリート工事	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業	鉄工	・ 構造物鉄工作業	CB・ALCパネル及び押し成形セメント板工事	ブロック建築	・ コンクリートブロック工事作業	ALCパネル施工	・ ALCパネル工事作業	防水工事	防水施工	・ アスファルト防水工事作業	・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業	・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業	・ 合成ゴム系シート防水工事作業	・ 塩化ビニル系シート防水工事作業	・ セメント系防水工事作業	・ シーリング防水工事作業	・ 改質アスファルトシート工法防水工事作業	・ 改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業	・ FRP 防水工事作業	石工事	石材施工	・ 石張り作業	タイル工事	タイル張り	・ タイル張り作業	木工事	建築大工	・ 大工工事作業	屋根及びとい工事	建築板金	・ 内外装板金作業	金属工事	内装仕上げ施工	・ 鋼製下地工事作業	建築板金	・ 内外装板金作業	左官工事	左官	・ 左官作業	建具工事	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業	ガラス施工	・ ガラス工事作業	自動ドア施工	・ 自動ドア施工作業	カーテンウォール工事	カーテンウォール施工	・ 金属製カーテンウォール工事作業	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業	ガラス施工	・ ガラス工事作業	塗装工事	塗装	・ 建築塗装作業	内装工事	内装仕上げ施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業	・ カーペット系床仕上げ工事作業	・ 木質系床仕上げ工事作業	・ ボード仕上げ工事作業	表装	・ 壁装作業	排水工事	配管	・ 建築配管作業	舗装工事	路面標示施工	・ 溶融ペイントハンドマーカール工事作業	・ 加熱ペイントマシンマーカール工事作業	植栽工事	造園	・ 造園工事作業	外壁改修工事	樹脂接着剤注入施工	・ 樹脂接着剤注入工事作業
適用工事種類	職種	技能検定の作業の種別																																																																																											
仮設工事	とび	・ とび作業																																																																																											
鉄筋工事	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業																																																																																											
型枠工事	型枠施工	・ 型枠工事作業																																																																																											
コンクリート工事	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業																																																																																											
	鉄工	・ 構造物鉄工作業																																																																																											
CB・ALCパネル及び押し成形セメント板工事	ブロック建築	・ コンクリートブロック工事作業																																																																																											
	ALCパネル施工	・ ALCパネル工事作業																																																																																											
防水工事	防水施工	・ アスファルト防水工事作業																																																																																											
		・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業																																																																																											
		・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業																																																																																											
		・ 合成ゴム系シート防水工事作業																																																																																											
		・ 塩化ビニル系シート防水工事作業																																																																																											
		・ セメント系防水工事作業																																																																																											
		・ シーリング防水工事作業																																																																																											
		・ 改質アスファルトシート工法防水工事作業																																																																																											
		・ 改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業																																																																																											
		・ FRP 防水工事作業																																																																																											
		石工事	石材施工	・ 石張り作業																																																																																									
		タイル工事	タイル張り	・ タイル張り作業																																																																																									
木工事	建築大工	・ 大工工事作業																																																																																											
屋根及びとい工事	建築板金	・ 内外装板金作業																																																																																											
金属工事	内装仕上げ施工	・ 鋼製下地工事作業																																																																																											
	建築板金	・ 内外装板金作業																																																																																											
左官工事	左官	・ 左官作業																																																																																											
建具工事	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業																																																																																											
	ガラス施工	・ ガラス工事作業																																																																																											
	自動ドア施工	・ 自動ドア施工作業																																																																																											
カーテンウォール工事	カーテンウォール施工	・ 金属製カーテンウォール工事作業																																																																																											
	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業																																																																																											
	ガラス施工	・ ガラス工事作業																																																																																											
塗装工事	塗装	・ 建築塗装作業																																																																																											
内装工事	内装仕上げ施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業																																																																																											
		・ カーペット系床仕上げ工事作業																																																																																											
		・ 木質系床仕上げ工事作業																																																																																											
		・ ボード仕上げ工事作業																																																																																											
	表装	・ 壁装作業																																																																																											
排水工事	配管	・ 建築配管作業																																																																																											
舗装工事	路面標示施工	・ 溶融ペイントハンドマーカール工事作業																																																																																											
		・ 加熱ペイントマシンマーカール工事作業																																																																																											
植栽工事	造園	・ 造園工事作業																																																																																											
外壁改修工事	樹脂接着剤注入施工	・ 樹脂接着剤注入工事作業																																																																																											

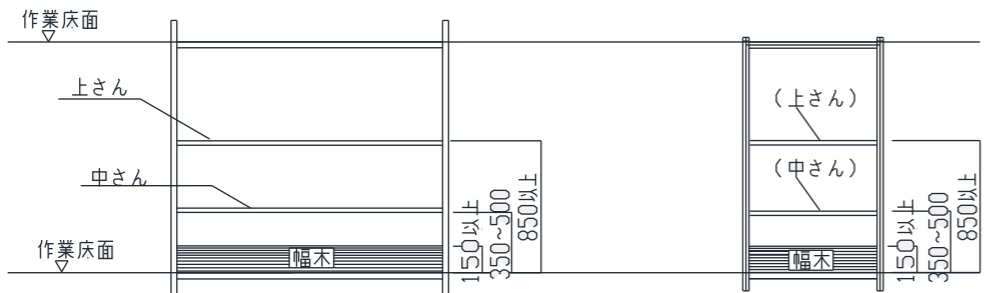
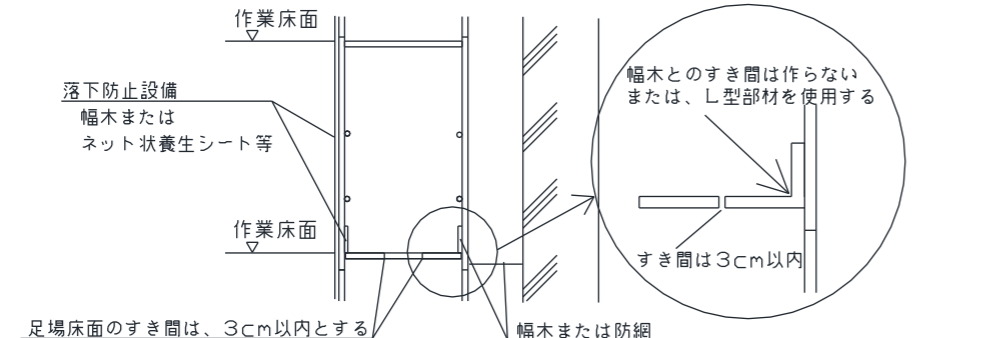
項目	特記事項
○室内空気汚染対策	○ <u>建築基準法第28条の2</u> の規定によるホルムアルデヒド発散建築材料として国土交通省告示で定められたもの（以下、「告示対象建材」という。）を屋内で使用する場合は、F☆☆☆☆規格品（JIS・JAS規格）又は同等以上とする。ただし、該当する材料等がない場合は、監督員と協議の上、決定する。 ○設計図書に指示ある材料工法については、品質・性能の証明できる資料を提出する。 ○告示対象建材に関する資料の提出 告示対象建材については、品質・性能の証明できる資料（公的な書類がない場合は、建材または梱包に印字された規格を撮影した写真）を監督員に提出する。
・化学物質の濃度測定	○化学物質濃度を下記のとおり測定し、 <u>厚生労働省が定める指針値</u> 以下であることを確認し、測定結果報告書を監督員に1部提出する。 測定対象物質 ※ホルムアルデヒド ※トルエン ※キシレン ※エチルベンゼン ※スチレン ・パラジクロロベンゼン 測定方法、箇所数 ・簡易法 ※パッシブ採取機器（（例）測定バッチ(株)オピス） ※ホルムアルデヒド用 箇所 ※その他用 箇所 ・厚生労働省の標準的測定方法 箇所 ○測定箇所は監督員の指示による。 ○ <u>厚生労働省の標準的測定方法</u> による場合の測定者は、環境計量証明事業所として登録を行っている者、又は作業環境測定事業所の有機溶剤の登録を行っている者とする。
8節 工事検査及び技術検査	
・中間技術検査 (改仕 1.8.2)	○中間技術検査の対象工事は、次による。 ※当初契約金額が5億円以上かつ工期が6ヶ月以上の工事 ※当初契約金額が1億円以上の低入札価格契約工事（低入札価格調査手続要綱第4条で定める基準価格を下回る額で契約を締結した請負工事） ・次のいずれかに該当し、設計担当課若しくは工事担当課の所管課長が必要と認めた工事 ・契約約款第37条（部分引渡し）の適用に伴う検査（完済部分）の実施にあわせて、技術的検査を行うことが適切な場合 ・当初請負金額が3億円以上かつ工期が6ヶ月以上で、施工上の重要な変化点等で技術的検査を行うことが適切な場合 ・その他工事の施工上、技術的検査を行うことが適切な場合 ○中間技術検査の実施は、出来高の検査時期又は次の各号の時期とする。 (1) 杭打設完了時 (2) 基礎配筋完了時 (3) 建て方完了時又は躯体完了時 (4) その他主管課長の判断により有効と思われる時期 ○中間技術検査の実施回数は、工期が1年未満の工事は1回程度、1年以上の工事は2回程度とする。（工事の重要度などに応じ実施回数を増減することがある。）
○出来高検査	○出来高検査については、「 <u>神戸市建築工事出来高算定基準</u> 」若しくは「 <u>建築工事工程段階別出来高払実施要領</u> 」による。
○材料の検査に伴う試験	○工事現場外で行う試験は、JAB【 <u>(公財)日本適合性認定協会</u> 】による認定又はJNLA【 <u>独立行政法人製品評価技術基盤機構</u> 】による登録を受けた試験所で行う。試験項目の実施可能な登録試験所については、下記ホームページを参照のこと。 ○試験の依頼者は請負人とし、試験体の持ち込みについては、監督員の指示により、請負人が責任をもって行う。 なお、試験のために生ずる費用は全て請負人の負担とする。
○電子検査	※「 <u>神戸市建築工事電子検査実施要領</u> 」に基づく電子検査を行う。 原則として電子検査の対象は市単独工事で予定価格1億円以上の工事とする
9節 完成図	
○完成図書 (改仕 1.9.1,2)	※完成図 ※全図 ・（ ） 作成方法：※CAD データを修正後 PDF 化 提出方法、提出部数： ※CD-R等（ ）部で提出 ・製本（A3見開き） 部を提出

項目	特記事項												
	※工事写真 提出方法：※工種毎に整理したもの（PDF形式）をCD-R等にて提出する。 提出部数：・1部提出する ※工事写真は130万画素以上とする。 ※撮影箇所等は2節工事関係図書 工事の記録等による。 ※工事写真の黒板情報電子化を行う場合は2節工事関係図書 工事の記録等による。 ・完成写真 提出方法：※デジタルデータ（600万画素以上、JPEG形式）をCD-R等にて提出する。 提出部数：・アルバム1部 ※施工体系図（PDFデータ） 施工体系図は、総則 提出書類に関する事項 施工体制台帳及び施工体制 ※提出については「 <u>神戸市建築工事完成図書等電子納品要領</u> 」を適用すること												
○安全に関する資料 (標仕 1.9.3)	・安全に関する資料等 ・物品引渡書 ・補修連絡先一覧 ・保証書一覧表 ・ ※安全に関する資料の記載事項及び内容については、監督員の承諾を得る。 ※保存形式、作成方法等は、監督員の指示による。												
○完成引継ぎ品	・鍵、シャッターハンドル等（引渡書を含む） ・鍵箱（ ）箱 ※鋼製既製品 ※鍵は1組ずつ、札を付けて整理する。 ※監督員の指定する場所に保管する。 ・補修用内外装仕上げ材 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>保管材料</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ・その他（ ）		保管材料	数量	・			・			・		
	保管材料	数量											
・													
・													
・													
その他の事項													
○防水工事・外装工事の品質管理	防水工事・外装工事のうち、対象の工事については、下記管理方法に掲げる資料等を作成・整理し、適正な品質管理等を行う。 (a) 対象工事 (1) 主たる外装工事 (2) 遮熱性の向上等、一定の効果を期待する塗装工事（遮熱塗料等） (3) 防水工事（シーリング工事を除き、塗膜防水工事を含む） (4) 監督員が指示する工事 (b) 管理方法 (1) 使用数量予定表の作成（施工前） 請負人は、公共建築工事標準仕様書等による工程に基づき、仕様種別毎に、施工面積、単位面積あたりの所有数量及び総所有数量を表にまとめ、施工計画書に記載する。 (2) 使用数量の報告 請負人は、防水工事・外装工事完了後、使用数量予定表に基づき、施工後の実際の使用数量を表にまとめ、納品書、工事写真とともに監督員に提出する。なお、工事写真は、材料毎の使用済み缶（袋）に、通し番号で印を付け、使用数量が正確に確認できるよう整理する。												
港湾局発注工事に適用する事項													
○防災対策	※本市では「神戸港防災ポータルサイト」を開設し、神戸港の潮位情報や防潮扉の開閉状況など、防災行動に必要な情報を発信している。 また、同サイト上でメール登録者には、台風・高潮等に伴う港湾局防災指令の発令状況、台風情報や港湾関連の交通情報などを配信しており、迅速確実な情報収集を行うために本工事の現場責任者はメール登録を行い、現場対応に備えること。 URL https://kobeko-bousai.jp/ または「神戸港防災ポータルサイト」で検索												
水道局発注工事に適用する事項													
○検便報告	※1か月に11日以上作業を行うものは、6か月以内ごとに検便結果報告書を監督員に提出する。 (赤痢菌・サルモネラ菌・O157・腸チフス・パラチフス)												
○行政財産使用	※現場事務所、バックン、仮設トイレ等を設置する場合は、行政財産使用許可申請書を提出すること。なお使用による賃料は請負人負担となります。 (使用する面積・期間により賃料が異なります)												

2章 仮設工事

項目	特記事項
1節 共通事項	
※仮設計画	※仮設計画は参考であり、施工に先立ち監督員及び施設と協議の上、図面を作成し監督員の承諾を得ること。 ※仮設物設置場所、工事用車両の駐車場所の位置は施設側と協議の上、決定する。 ・占用の必要な部分については、請負人の責任において必要な手続きを遅延なく行うこと。
※安全対策	※工事場所周辺は、施設利用者、児童生徒等に対する安全対策を講じること。 ・工事中も一般市民が利用するので、第三者に危害を与える事のないよう安全管理には工事関係者一同特に留意すること。 ・工事車両の進入の際は交通誘導員による誘導を行い、敷地内運行はハザードランプを点滅させながら最徐行を行い安全運転に留意すること
・騒音・粉じん等の対策 (改仕 2.1.3)	(1)騒音・粉じん等の対策 ・図示 ・防音パネル ・防音シート (2)防音パネル等を取り付ける足場等の設置範囲 ・図示
2節 足場等	
・仮囲い	種別 ・仮囲い用成形鋼板 (t=1.2mm) ・H=2.0m ・H=3.0m ・ガードフェンス (H=1.8m) ・A型バリケード (H=0.8m) ・ イメージアップ他 ・ 門扉 (施錠付) 形状 ・W3.0m×H1.8m ・W6.0m×H1.8m ・ 種別 ・シートゲート ・パネルゲート ・キャストゲート 施工範囲は図示による。やむを得ず、工事途中に仮囲いをははずす場合は監督員の承諾を受ける。 参考「 建設工事公衆災害防止対策要綱(建築工事編) 第4章 第23 仮囲い、出入口 」 安全対策等 ※工事用資材置場の安全措置 子どもが利用する既存施設の改修工事などにおける工事用資材置場は、施設利用者動線と交錯しない場所で確保すること。やむを得ず施設利用者動線に接近する場合は、容易に移動したり、接触できない構造で完全に区画して安全措置をとること。(ガードフェンス H=1800 同等以上) ※ガードフェンスの安全措置 一般の人が手を触れる可能性がある工事現場の仮囲いについては、ガードフェンス鋼板端部の隙間などに指を挟む危険性があるため、あらかじめテープで目張りするなど適切な安全措置を施して設置すること。 
・仮設物の設置場所	※構内 ・指定仮設用地 使用条件 (・有償 ・無償) ※便所等を設置する場合、下水処理区域内は所定の手続きの上、汚水管に放流するのが原則とする。
・足場等 (改仕 2.2.1)	(2)外部足場、防護シート等 (ア)外部足場 種類：・図示 ・枠組足場 ・くさび緊結足場 ・単管本足場 ・ブラケット側足場 ・高所作業車 ・仮設ゴンドラ ・移動式足場 範囲：※図示 (イ)防護シート等 ※工事現場からの落下物、飛散物による危害防止は下記又は同等以上の措置をする ・メッシュシート (JIS A 8952 に定める I 類) ・養生シート (帆布製) (JIS A 8952 に定める I 類) ・金網式養生柵 ・防護柵 (朝顔) ・防音シート ・防音パネル 範囲：※図示 参考「 建設工事公衆災害防止対策要綱(建築工事編) 第2章一般事項 第11 飛来落下による危険防止 第4章 仮設構造物 第28 防護柵 」

項目	特記事項
	(3)内部足場 ・図示 ・移動式足場 (ローリングタワー) ・移動式室内足場 ・高所作業車 ・可搬式作業台 (可搬式足場) ・棚足場 ・脚立足場
	(4)材料・撤去材等の運搬方法 (改仕 表 2.2.1) による ・A 種 (2 本溝リフト等) ・B 種 (トラッククレーン等) ・C 種 (既存エレベーター) ・D 種 (既存階段) ・E 種 (登り桟橋)
・足場からの墜落事故防止	※足場 (仮設ゴンドラ、移動式足場を除く) を設ける場合は、「 手すり先行工法に関するガイドライン 」について (厚生労働省基発第 0424001 号平成 21 年 4 月 24 日) の「 手すり先行工法等に関するガイドライン 」により、「 手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準 」及び「 働きやすい安心感のある足場に関する基準 」に適合する足場とする。 ※屋根工事及び小屋組の建方工事における墜落事故防止対策は、 JIS A 8971 の施工標準 に基づき、必要な屋根工事用足場を設置する。(JIS A 8971 附属書 A の表 A.3 を参考とする。)
・足場その他	「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく「働きやすい安心感のある足場」のうち、手すり先送り方式による足場を設ける場合は、労働安全衛生関係法令を満たした上で下記の措置を講じるか、防音パネル、ネットフレームの設置等により下記の措置と同等以上の措置を講じたものとする。 また、組立て作業手順は、手すり先送り→床板→建柵→交差筋かい→階段の手すり、中さん→下さん、幅木→上さんの順に各層で完成させてから上層に組み立てること。(足場の解体は、組立てと逆) 墜落防止策 <安全衛生規則+働きやすい安心感のある足場> (ア)【A】交差筋かいに上さん、下さん (高さ 15cm 以上 40cm 以下のさん) を設けたもの。 【B】交差筋かいに上さん、高さ 15cm 以上の幅木を設けたもの。 ただし、作業の必要上、臨時にそれらの設備を外す場合においては、それに代わる墜落の防止措置を講ずること。 ex.ブラケット足場または防網 (層間ネット) 等を設置の上、安全帯を併用させる (防網は、手すり、中さん、幅木に代わるものではない)  【外面および躯体面】 作業床面 上さん 下さん 作業床面 幅木 100以上 150+400 850以上 下さんがある場合の幅木(H=100以上)は物体の落下防止用 【妻面】 手すり柵 上さん 中さん 作業床面 幅木 150以上 350+500 850以上 妻面は、上さん・中さん・幅木を設置する

項目	特記事項
	<p>(b) くさび緊結方式及び単管本足場については外面・躯体面・妻面とも上さん、中さん、幅木（15cm以上）を設けたものとする。</p>  <p>ただし、(b) は墜落防止策として幅木と同等以上の措置が講じられている場合はこの限りではない。</p> <p>◆物体落下防止策 <安全衛生規則></p> <p>(a) 外面においては、幅木（H=100以上）またはネット状養生シート（特記にて指定）等を設置する。</p> <p>(b) 躯体面においては、幅木（H=100以上）または防網等を設置する。</p> <p>(c) 足場床面のすき間は3cm以内とする。また、幅木を設置する場合は床面と幅木との間にすき間を作らない。</p>  <p>足場床面のすき間は、3cm以内とする</p> <p>「人の墜落防止策」、「物体の落下対策」の観点で規定しているが、「働きやすい安心感のある足場」の基準において、「人の墜落防止策」として、「幅木を設けたもの又はこれと同等以上の措置を講じたもの」とされているため、ex. 物体落下防止策(a)でネット状養生シートを設置している場合、「人の墜落防止策」として、幅木と同等以上の措置を講じた場合は幅木の設置は不要。</p>
3節 養生	
・既存部分の養生 (改仕 2.3.1)	<p>(1) 既存部分の養生： ※図示</p> <p>(3) 既存部分における既存家具、既存設備等の養生方法 ※ビニルシート等（監督員の承諾が必要） ※図示</p> <p>(4) 既存ブラインド・カーテン等の養生方法・保管場所 ・図示</p> <p>(5) 固定された備品、机・ロッカー等の移動 ・図示</p>
・仮設間仕切り (改仕 2.3.2)	<p>(1) 屋内の仮設間仕切り 種別は改仕 表 2.3.1 による 設置箇所： ※図示 種別： ・A種〔軽鉄両面張り〕 塗装等の仕上げ： ・図示 ・なし ・あり ・合板（厚さ：※9mm ・mm） ・PB（厚さ：※9.5mm ・mm） ・B種〔軽鉄片面張り〕 塗装等の仕上げ： ・図示 ・なし ・あり ・合板（厚さ：※9mm ・mm） ・PB（厚さ：※9.5mm ・mm） ・C種〔単管シート張り〕</p> <p>(2) 仮設扉 設置箇所： ※図示 仕様： ※合板張り木製扉 ・図示</p>
4節 仮設物	
・監督員事務所等 (改仕 2.4.1)	<p>(1) 監督員事務所の設置、規模及び仕上げの程度（別途設備工事監督員と共用する。） ・設置する ・設置しない ※（ ）㎡程度（会議室（ ）㎡を含む） ・請負人事務所の中に監督員用スペース ㎡程度確保する</p>

項目	特記事項
	<p>・仕上げの程度 ・出入口：鍵付き ・床：タイルカーペット敷き ・窓：ブラインド又はカーテン付 ・更衣スペース：カーテン等で囲う</p> <p>(2) 監督員事務所の設備部品等 ・設備： ※電灯 ・給排水（・手洗い ・ミニキッチン） ・電話： ・専用電話 ・兼用ファックス ・備品： ※机、いす、書棚、白板、掛時計、更衣ロッカー、冷暖房機器、検査用具、ゴム長靴、軍手、 雨合羽、 ・その他（ ）</p>
・洗車設備	<p>・洗車ピット（幅3m×長さ5m、厚さ20cm程度の土間コンクリート、給排水設備共） ・洗車装置（高圧洗浄装置程度） 工事現場出入口に設け、泥土等が場外に飛散することがないようにする。</p>
・快適トイレの設置 促進	<p>※建設現場を男女ともに働きやすい環境とするため、下記に示す、快適トイレの設置に努めること。 国土交通省では、以下の仕様を満たすトイレを快適トイレとしている。 神戸市では、「1. 快適トイレに求める標準仕様」と「2. 快適トイレとして活用するために備える付属品（(8)を除く）」を装備した快適トイレの設置を推奨する。</p> <p>国土交通省「快適トイレ」標準仕様</p> <p>1. 快適トイレに求める標準仕様</p> <p>(1) 洋式便座 (2) 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付きを含む） (3) 臭い逆流防止機能（フラッパー機能）〔必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること〕 (4) 容易に開かない施錠機能（二重ロック等） 〔二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明できるもの〕 (5) 照明設備（電源がなくても良いもの） (6) 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重5kg以上）</p> <p>2. 快適トイレとして活用するために備える付属品</p> <p>(7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 (8) 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等） (9) サニタリーボックス（女性専用トイレに限る） (10) 鏡付きの洗面台 (11) 便座除菌シート等の衛生用品</p> <p>3. 推奨する仕様、付属品</p> <p>(12) 室内寸法 900×900mm以上（半畳程度以上） (13) 擬音装置 (14) フィッティングボード (15) フラッパー機能の多重化 (16) 窓など室内温度の調整が可能な設備 (17) 小物置き場等（トイレトペーパー予備置き場）</p>
・仮排水	※既設排水溝や排水管、会所等の撤去時には、仮設の排水設備を設け、排水上支障のないようにする。
○その他	<p>※工事関係車両は、本工事関係車両であることを表示すること。 ・既存部分の養生は十分に行う。万一損傷を与えた場合は監督員の指示により現況復旧のこと。 ・仮設用地及び車両進入路廻りは、工事完了後速やかに整地し現況復旧のこと。</p>

3章 防水改修工事

項目	特記事項																								
I 節 共通事項																									
※防水工事の保証書の提出及び保証年限	<table border="1"> <thead> <tr> <th>保証書提出工事</th> <th>保証箇所</th> <th>保証年限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">・アスファルト防水</td> <td>屋根（保護用）</td> <td>※10年 ・ 年</td> </tr> <tr> <td>屋根（露出用）</td> <td>※10年 ・ 年</td> </tr> <tr> <td>浴室・便所</td> <td>※10年 ・ 年</td> </tr> <tr> <td>地下室・貯水槽</td> <td>※10年 ・ 年</td> </tr> <tr> <td>・改質アスファルトシート防水</td> <td></td> <td>※10年 ・ 年</td> </tr> <tr> <td>・合成高分子ルーフィング防水</td> <td></td> <td>※10年 ・ 年</td> </tr> <tr> <td>・塗膜防水</td> <td></td> <td>・10年 ・ 5年 ・ 年</td> </tr> <tr> <td>・ケイ酸質系塗布防水</td> <td></td> <td>・10年 ・ 5年 ・ 年</td> </tr> </tbody> </table> <p>※保証書（請負人、材料製造所、防水施工者の連帯保証）は各2通提出すること。 ※防水施工者は、防水材料製造所指定の施工者とし、監督員の承諾を受ける。</p>	保証書提出工事	保証箇所	保証年限	・アスファルト防水	屋根（保護用）	※10年 ・ 年	屋根（露出用）	※10年 ・ 年	浴室・便所	※10年 ・ 年	地下室・貯水槽	※10年 ・ 年	・改質アスファルトシート防水		※10年 ・ 年	・合成高分子ルーフィング防水		※10年 ・ 年	・塗膜防水		・10年 ・ 5年 ・ 年	・ケイ酸質系塗布防水		・10年 ・ 5年 ・ 年
保証書提出工事	保証箇所	保証年限																							
・アスファルト防水	屋根（保護用）	※10年 ・ 年																							
	屋根（露出用）	※10年 ・ 年																							
	浴室・便所	※10年 ・ 年																							
	地下室・貯水槽	※10年 ・ 年																							
・改質アスファルトシート防水		※10年 ・ 年																							
・合成高分子ルーフィング防水		※10年 ・ 年																							
・塗膜防水		・10年 ・ 5年 ・ 年																							
・ケイ酸質系塗布防水		・10年 ・ 5年 ・ 年																							
・水張り試験	<p>・行う ※行わない</p> <p>試験箇所： ・ 図示 ・</p> <p>試験方法</p> <p>※ドレン廻りをルーフィング類やウエス類で仮のふたをして、防水層の立上り端部を越えない様に水を張り、24時間以上そのままにしておいた後、周辺や階下への漏れの有無を確認する。</p>																								
・施工一般 (改仕 3.1.3)	(5)降雨等に対する養生方法 ・ 図示 ・ 改仕 3.1.3(5)(7)~(9) による																								
・改修工法の種類及び工程 (改仕 3.1.4)	<p>(2)改仕 表 3.1.1 による工法の選定</p> <p>・ 既存防水層が保護アスファルト防水で保護層（平場）を撤去する場合 〔施工箇所： 〕 ・ P1B 工法 ・ P1BI 工法 ・ P2A 工法 ・ P2AI 工法</p> <p>・ 既存防水層が保護アスファルト防水で保護層（平場）を撤去しない場合 〔施工箇所： 〕 ・ POAS 工法 ・ POASI 工法 ・ POD 工法 ・ PODI 工法 ・ POS 工法（・ 接着 ・ 機械） ・ POSI 工法（・ 接着 ・ 機械） ・ POX 工法</p> <p>(注)1：立上り部等の既存防水層及び保護層の撤去： ・ 行う ・ 行わない</p> <p>・ 既存防水層が露出アスファルト防水で防水層（平場）を撤去する場合 〔施工箇所： 〕 ・ M3AS 工法 ・ M3ASI 工法 ・ M3D 工法 ・ M3DI 工法</p> <p>・ 既存防水層が露出アスファルト防水で防水層（平場）を撤去しない場合 〔施工箇所： 〕 ・ M4AS 工法 ・ M4ASI 工法 ・ M4C 工法 ・ M4DI 工法 ・ M4S 工法 ・ M4SI 工法</p> <p>・ 既存防水層が合成高分子系シート防水の場合〔施工箇所： 〕 ・ S3S 工法 ・ S3SI 工法 ・ S4S 工法（・ 接着 ・ 機械） ・ S4SI 工法（・ 接着 ・ 機械）</p> <p>・ 塗膜防水の場合〔施工箇所： 〕 ・ L4X 工法</p> <p>・ 屋内防水の場合〔施工箇所： 〕 ・ P1E 工法 ・ P2E 工法 ・ P1Y 工法 ・ P2Y 工法 ・ P1S 工法</p> <p>(注)4：※屋内防水で新規防水工法での保護層の新設は「本特記の【種別及び工程】の各々の欄に記載」</p> <p>(3)シーリング改修工法 改仕 表 3.1.2 による</p> <p>・ シーリング充填工法〔施工箇所： 〕</p> <p>・ シーリング再充填工法〔施工箇所： 〕</p> <p>・ 拡幅シーリング再充填工法〔施工箇所： 〕</p> <p>・ ブリッジ工法〔施工箇所： 〕</p>																								
2 節 既存防水層等の撤去及び既存下地の処理																									
・ルーフトレン周りの処理 (改仕 3.2.5)	(3)改修用ドレン： ・ 設ける ・ 設けない ・ 図示																								
・既存下地の処理 (改仕 3.2.6)	<p>(1)既存下地の補修箇所の形状、長さ、数量</p> <p>・ ひび割れ部の補修（ m ）</p> <p>・ 欠損部の補修（ m² ）</p> <p>・ 脆弱部の補修（ m² ）</p> <p>・ 既存目地の欠損部補修（ m ）</p> <p>(3)既存防水層の処理</p>																								

項目	特記事項																									
	<p>(イ)(b)M4AS 工法、M4ASI 工法、M4C 工法、M4DI 工法（露出アスファルト防水）の既存露出防水層表面の仕上げ塗装の除去 ※行う ・ 図示</p> <p>(ハ)(b)LX4 工法（塗膜防水）の既存塗膜防水層表面の仕上げ塗装の除去 ※行う ・ 図示</p> <p>(4)(ウ)(g)POS 工法、POSI 工法の立上り部等の既存保護層を撤去し防水層を非撤去とした場合の既存防水層の処理 ※改仕 3.2.6(4)(ウ)(g)①~③による ・ 図示</p> <p>(6)設備機器架台、配管受部、パラペット、貫通パイプ回り、手すり・丸環の取付け部、塔屋出入口部、防水層末端部等の納まり部の処理 ・ 図示 ・</p>																									
3 節 アスファルト防水																										
・材料 (改仕 3.3.2)	<p>(3)アスファルトルーフィング類 (JIS A 6013)</p> <p>・ (カ)改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ ※改仕 表 3.3.3~9による ・</p> <p>・ (キ)部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ ※改仕 表 3.3.3.4, 8, 9による ・</p> <p>・ (6)押え金物の材質、形状及び寸法 ※アルミニウム製 L・30×15×2.0 (mm) 程度 ・</p> <p>・ (8)屋根保護防水断熱工法に用いる断熱材 (JIS A9521) の厚さ ※本特記【種別及び工程】の防水工法を示す表の下部に記載 ・</p> <p>・ (9) 屋根露出防水断熱工法に用いる断熱材 (JIS A9521) の種類及び厚さ ※本特記【種別及び工程】の防水工法を示す表の下部に記載 ・</p> <p>(10)絶縁用シートの材料 ※改仕 3.3.2(10) による ・</p> <p>(11)保護層等の材料</p> <p>・ (I)立上り部の保護の乾式保護材 ※本特記【種別及び工程】の防水工法を示す表の下部に記載 ・</p> <p>・ (ウ)立上り部の保護のれんが ※本特記【種別及び工程】の防水工法を示す表の下部に記載 ・</p>																									
・種別及び工程 (改仕 3.3.3)	(1)屋根保護防水：既存防水層が保護アスファルト防水で保護層(平場)を撤去する場合																									
・施工 (改仕 3.3.4)																										
・保護層等の施工 (改仕 3.3.5)																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工法</th> <th>種別</th> <th>As ルーフィングの種別</th> <th>仕様</th> <th>施工箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(7) ・ P1B 工法</td> <td>・ B-1 ※B-2</td> <td>・ 部分粘着層付改質アスファルトルーフィング使用 ・ 砂付きアスファルトルーフィング使用</td> <td>絶縁工法 防水層(平場)も撤去</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(イ) ・ P1BI 工法</td> <td>・ BI-1 ※BI-2</td> <td>・ 部分粘着層付改質アスファルトルーフィング使用 ・ 砂付きアスファルトルーフィング使用</td> <td>絶縁断熱工法 防水層(平場)も撤去 断熱材新設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(ウ) ・ P2AI 工法</td> <td>・ AI-1 ※AI-2 ・ AI-3</td> <td>-</td> <td>密着断熱工法 防水層(平場)は非撤去 断熱材新設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(I) ・ P2A 工法</td> <td>・ A-1 ※A-2 ・ A-3</td> <td>-</td> <td>密着工法 防水層(平場)は非撤去</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>断熱材の厚さ(mm) (改仕 3.3.2(8)) (JIS A9521 建築用断熱材 による)</p> <p>・ 図示 ・</p> <p>立上り部の断熱材及び絶縁用シートの設置【P1BI 工法、P2AI 工法】(改仕 3.3.5(3)) ※あり ・ なし</p> <p>保護コンクリートの厚さ (改仕 3.3.5(4)(イ)) ・ 80 mm (こて仕上げの場合) ・ 60 mm (タイル張りの場合) ・ 図示</p> <p>保護コンクリートの仕上りの平たんさ (改仕 3.3.5(4)(ウ)) 平たんさは改仕 表 8.1.5による</p> <p>・ a 種 (3mにつき7mm以下) ・ b 種 (3mにつき10mm以下) ・ c 種 (1mにつき10mm以下)</p> <p>立上り部の保護工法【P1B 工法、P1BI 工法】(改仕 3.3.5(5)) ・ 露出 ・ コンクリート ・ れんが押え (普通れんが) ・ 乾式保護材： ・ 図示 ・</p> <p>屋上排水溝 (改仕 3.3.5(7)) ・ 図示 ・ 設置する ・ 設置しない</p>	工法	種別	As ルーフィングの種別	仕様	施工箇所	(7) ・ P1B 工法	・ B-1 ※ B-2	・ 部分粘着層付改質アスファルトルーフィング使用 ・ 砂付きアスファルトルーフィング使用	絶縁工法 防水層(平場)も撤去		(イ) ・ P1BI 工法	・ BI-1 ※ BI-2	・ 部分粘着層付改質アスファルトルーフィング使用 ・ 砂付きアスファルトルーフィング使用	絶縁断熱工法 防水層(平場)も撤去 断熱材新設		(ウ) ・ P2AI 工法	・ AI-1 ※ AI-2 ・ AI-3	-	密着断熱工法 防水層(平場)は非撤去 断熱材新設		(I) ・ P2A 工法	・ A-1 ※ A-2 ・ A-3	-	密着工法 防水層(平場)は非撤去	
工法	種別	As ルーフィングの種別	仕様	施工箇所																						
(7) ・ P1B 工法	・ B-1 ※ B-2	・ 部分粘着層付改質アスファルトルーフィング使用 ・ 砂付きアスファルトルーフィング使用	絶縁工法 防水層(平場)も撤去																							
(イ) ・ P1BI 工法	・ BI-1 ※ BI-2	・ 部分粘着層付改質アスファルトルーフィング使用 ・ 砂付きアスファルトルーフィング使用	絶縁断熱工法 防水層(平場)も撤去 断熱材新設																							
(ウ) ・ P2AI 工法	・ AI-1 ※ AI-2 ・ AI-3	-	密着断熱工法 防水層(平場)は非撤去 断熱材新設																							
(I) ・ P2A 工法	・ A-1 ※ A-2 ・ A-3	-	密着工法 防水層(平場)は非撤去																							

項目	特記事項																																																							
	<p>(2)屋根露出防水 (7)改仕表 3.3.7、(イ)改仕表 3.3.8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工法</th> <th>種別</th> <th>As ルーフィングの種別</th> <th>仕様</th> <th>施工箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(7)・M4C工法</td> <td>・C-1 ※C-2 ・C-3 ・C-4</td> <td>-</td> <td>既存が露出 As 防水 防水層(平場)非撤去 密着工法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4)・M3D工法</td> <td>・D-1 ※D-2</td> <td>・部分粘着層付改質アスファルトルーフィング使用 ・砂付きアスファルトルーフィング使用</td> <td>既存が露出 As 防水 防水層(平場)撤去 絶縁工法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4)・POD工法</td> <td>・D-1 ※D-2</td> <td>・部分粘着層付改質アスファルトルーフィング使用 ・砂付きアスファルトルーフィング使用</td> <td>既存が保護 As 防水 保護層(平場)非撤去 絶縁工法</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・POD工法で、立上り部等の既存防水層及び保護層の撤去を行わない(改仕表 3.1.1(注1)) 仕上塗料(改仕表 3.3.7(注)2、改仕表 3.3.8(注)5) 種類： ・シルバー塗料 ・カラー塗料(・高日射反射率塗料) ・厚塗り塗料(・高日射反射率塗料 ・防火塗料) 使用量：※製造所の仕様による 脱気装置(M3D工法及びPOD工法)の種類及び数量(改仕表 3.3.3(2)(イ)) ※アスファルトルーフィング類製造所の仕様による 既存露出防水層表面の仕上げ塗装の除去(M4C工法)(改仕表 3.2.6(3)(イ)(b)) ・行う ※行わない</p> <p>(3)屋根露出防水絶縁断熱工法(改仕表 3.3.9)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工法</th> <th>種別</th> <th>仕様</th> <th>施工箇所</th> <th>断熱材の種類・厚さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・PODI工法</td> <td>・DI-1 ※DI-2</td> <td>既存が保護 As 防水 保護層(平場)非撤去</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・M3DI工法</td> <td>・DI-1 ※DI-2</td> <td>既存が露出 As 防水 防水層(平場)撤去</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・M4DI工法</td> <td>・DI-1 ※DI-2</td> <td>既存が露出 As 防水 防水層(平場)非撤去</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・PODI工法で、立上り部等の既存防水層及び保護層の撤去を行わない(改仕表 3.1.1(注1)) 仕上塗料(改仕表 3.3.9(注)5) 種類： ・シルバー塗料 ・カラー塗料(・高日射反射率塗料) ・厚塗り塗料(・高日射反射率塗料 ・防火塗料) 使用量：※製造所の仕様による 脱気装置の種類及び数量(改仕表 3.3.3(3)) ※種類及び設置数量はアスファルトルーフィング類製造所の指定による。 既存露出防水層表面の仕上げ塗装の除去(M4DI工法)(改仕表 3.2.6(3)(イ)(b)) ・行う ※行わない ルーフトン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置(改仕表 3.3.4(4)(イ)(g)) ※図示</p> <p>(4)屋内防水(改仕表 3.3.10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工法</th> <th>種別</th> <th>仕様</th> <th>施工箇所</th> <th>防水層の保護層</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・P1E工法</td> <td>・E-1 ※E-2</td> <td>既存保護層(平場)撤去・ 防水層(平場)撤去</td> <td></td> <td>・モルタル厚 30mm ・軽量コンクリート</td> </tr> <tr> <td>・P2E工法</td> <td>・E-1 ※E-2</td> <td>既存保護層(平場)撤去・ 防水層(平場)非撤去</td> <td></td> <td>・普通コンクリート ・なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>保護層の有無(改仕表 3.3.3(4)) ・設ける(改仕表 3.3.5(4)(イ)) (厚さ： ・図示 ・ mm) ・設けない E-1工法の工程3(改仕表 3.3.10(注)2) ・行う ・行わない</p>	工法	種別	As ルーフィングの種別	仕様	施工箇所	(7)・M4C工法	・C-1 ※C-2 ・C-3 ・C-4	-	既存が露出 As 防水 防水層(平場)非撤去 密着工法		(4)・M3D工法	・D-1 ※D-2	・部分粘着層付改質アスファルトルーフィング使用 ・砂付きアスファルトルーフィング使用	既存が露出 As 防水 防水層(平場)撤去 絶縁工法		(4)・POD工法	・D-1 ※D-2	・部分粘着層付改質アスファルトルーフィング使用 ・砂付きアスファルトルーフィング使用	既存が保護 As 防水 保護層(平場)非撤去 絶縁工法		工法	種別	仕様	施工箇所	断熱材の種類・厚さ	・PODI工法	・DI-1 ※DI-2	既存が保護 As 防水 保護層(平場)非撤去			・M3DI工法	・DI-1 ※DI-2	既存が露出 As 防水 防水層(平場)撤去			・M4DI工法	・DI-1 ※DI-2	既存が露出 As 防水 防水層(平場)非撤去			工法	種別	仕様	施工箇所	防水層の保護層	・P1E工法	・E-1 ※E-2	既存保護層(平場)撤去・ 防水層(平場)撤去		・モルタル厚 30mm ・軽量コンクリート	・P2E工法	・E-1 ※E-2	既存保護層(平場)撤去・ 防水層(平場)非撤去		・普通コンクリート ・なし
工法	種別	As ルーフィングの種別	仕様	施工箇所																																																				
(7)・M4C工法	・C-1 ※C-2 ・C-3 ・C-4	-	既存が露出 As 防水 防水層(平場)非撤去 密着工法																																																					
(4)・M3D工法	・D-1 ※D-2	・部分粘着層付改質アスファルトルーフィング使用 ・砂付きアスファルトルーフィング使用	既存が露出 As 防水 防水層(平場)撤去 絶縁工法																																																					
(4)・POD工法	・D-1 ※D-2	・部分粘着層付改質アスファルトルーフィング使用 ・砂付きアスファルトルーフィング使用	既存が保護 As 防水 保護層(平場)非撤去 絶縁工法																																																					
工法	種別	仕様	施工箇所	断熱材の種類・厚さ																																																				
・PODI工法	・DI-1 ※DI-2	既存が保護 As 防水 保護層(平場)非撤去																																																						
・M3DI工法	・DI-1 ※DI-2	既存が露出 As 防水 防水層(平場)撤去																																																						
・M4DI工法	・DI-1 ※DI-2	既存が露出 As 防水 防水層(平場)非撤去																																																						
工法	種別	仕様	施工箇所	防水層の保護層																																																				
・P1E工法	・E-1 ※E-2	既存保護層(平場)撤去・ 防水層(平場)撤去		・モルタル厚 30mm ・軽量コンクリート																																																				
・P2E工法	・E-1 ※E-2	既存保護層(平場)撤去・ 防水層(平場)非撤去		・普通コンクリート ・なし																																																				
4節 改質アスファルトシート防水																																																								
・材料(改仕表 3.4.2)	<p>(1)改質アスファルトシート(JISA 6013) ・(7)改質アスファルトシートの種類及び厚さ ※改仕表 3.4.1~3による ・(イ)粘着層付改質アスファルトシート及び部分粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ</p>																																																							

項目	特記事項																																		
	<p>※改仕表 3.4.1~3による (3)その他の材料 ・(イ)押え金物の材質、形状及び寸法 ※アルミニウム製 L-30×15×2.0 (mm) 程度 ・(7)屋根露出防水断熱工法に用いる断熱材(JIS A9521)の種類及び厚さ ※本特記【種別及び工程】の防水工法を示す表の下部に記載</p>																																		
・種別及び工程(改仕表 3.4.3)	<p>(1)M4AS工法(屋根露出防水密着工法 改仕表 3.4.1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>仕様</th> <th>施工箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・AS-T1(トーチ工法) ・AS-T2(トーチ工法) ・AS-J2(常温粘着工法)</td> <td>既存が露出 As 防水 防水層(平場)非撤去</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>仕上塗料(改仕表 3.4.1(注)3) 種類： ・シルバー塗料 ・カラー塗料(・高日射反射率塗料) ・厚塗り塗料(・高日射反射率塗料 ・防火塗料) 使用量 ※製造所の仕様による 既存露出防水層表面の仕上げ塗装の除去(M4AS工法)(改仕表 3.2.6(3)(イ)(b)) ・行う ※行わない</p> <p>(2)M3AS工法及びPOAS工法(屋根露出防水絶縁工法 改仕表 3.4.2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工法</th> <th>種別</th> <th>仕様</th> <th>施工箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・M3AS工法</td> <td>・AS-T3(トーチ工法) ・AS-T4(トーチ工法) ・AS-J1(常温粘着工法) ・AS-J3(常温粘着工法)</td> <td>既存が露出 As 防水 防水層(平場)撤去</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・POAS工法</td> <td>・AS-T3(トーチ工法) ・AS-T4(トーチ工法) ・AS-J1(常温粘着工法) ・AS-J3(常温粘着工法)</td> <td>既存が露出 As 防水 防水層(平場)非撤去</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・POAS工法で、立上り部等の既存防水層及び保護層の撤去を行わない(改仕表 3.1.1(注1)) 脱気装置の種類及び数量(改仕表 3.4.3(2)) ※種類及び設置数量はアスファルトシート製造所の指定による。 仕上塗料(改仕表 3.4.2(注)11) 種類： ・シルバー塗料 ・カラー塗料(・高日射反射率塗料) ・厚塗り塗料(・高日射反射率塗料 ・防火塗料) 使用量 ※製造所の仕様による</p> <p>(3)M3ASI工法、M4ASI工法及びPOASI工法(屋根露出防水絶縁断熱工法 改仕表 3.4.3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工法</th> <th>種別</th> <th>仕様</th> <th>施工箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・M3ASI工法</td> <td>・ASI-T1(トーチ工法) ・ASI-J1(常温粘着工法)</td> <td>既存が露出 As 防水 防水層(平場)撤去</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・M4ASI工法</td> <td>・ASI-T1(トーチ工法) ・ASI-J1(常温粘着工法)</td> <td>既存が露出 As 防水 防水層(平場)非撤去</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・POASI工法</td> <td>・ASI-T1(トーチ工法) ・ASI-J1(常温粘着工法)</td> <td>既存が保護 As 防水 保護層(平場)非撤去</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・POASI工法で、立上り部等の既存防水層及び保護層の撤去を行わない(改仕表 3.1.1(注1)) 断熱材の種類及び厚さ(mm)(改仕表 3.4.2(3)(7))(JIS A9521 建築用断熱材 による) ・図示 脱気装置の種類及び数量(改仕表 3.4.3(3)) ※種類及び設置数量はアスファルトシート製造所の指定による。 断熱材張付けに先立ち設ける防湿用シート(改仕表 3.4.3(注)3) ・設置する ・設置しない 仕上塗料(改仕表 3.4.3(注)6) 種類： ・シルバー塗料 ・カラー塗料(・高日射反射率塗料) ・厚塗り塗料(・高日射反射率塗料 ・防火塗料) 使用量 ※製造所の仕様による 既存露出防水層表面の仕上げ塗装の除去(M4ASI工法)(改仕表 3.2.6(3)(イ)(b)) ・行う ※行わない</p>	種別	仕様	施工箇所	・AS-T1(トーチ工法) ・AS-T2(トーチ工法) ・AS-J2(常温粘着工法)	既存が露出 As 防水 防水層(平場)非撤去		工法	種別	仕様	施工箇所	・M3AS工法	・AS-T3(トーチ工法) ・AS-T4(トーチ工法) ・AS-J1(常温粘着工法) ・AS-J3(常温粘着工法)	既存が露出 As 防水 防水層(平場)撤去		・POAS工法	・AS-T3(トーチ工法) ・AS-T4(トーチ工法) ・AS-J1(常温粘着工法) ・AS-J3(常温粘着工法)	既存が露出 As 防水 防水層(平場)非撤去		工法	種別	仕様	施工箇所	・M3ASI工法	・ASI-T1(トーチ工法) ・ASI-J1(常温粘着工法)	既存が露出 As 防水 防水層(平場)撤去		・M4ASI工法	・ASI-T1(トーチ工法) ・ASI-J1(常温粘着工法)	既存が露出 As 防水 防水層(平場)非撤去		・POASI工法	・ASI-T1(トーチ工法) ・ASI-J1(常温粘着工法)	既存が保護 As 防水 保護層(平場)非撤去	
種別	仕様	施工箇所																																	
・AS-T1(トーチ工法) ・AS-T2(トーチ工法) ・AS-J2(常温粘着工法)	既存が露出 As 防水 防水層(平場)非撤去																																		
工法	種別	仕様	施工箇所																																
・M3AS工法	・AS-T3(トーチ工法) ・AS-T4(トーチ工法) ・AS-J1(常温粘着工法) ・AS-J3(常温粘着工法)	既存が露出 As 防水 防水層(平場)撤去																																	
・POAS工法	・AS-T3(トーチ工法) ・AS-T4(トーチ工法) ・AS-J1(常温粘着工法) ・AS-J3(常温粘着工法)	既存が露出 As 防水 防水層(平場)非撤去																																	
工法	種別	仕様	施工箇所																																
・M3ASI工法	・ASI-T1(トーチ工法) ・ASI-J1(常温粘着工法)	既存が露出 As 防水 防水層(平場)撤去																																	
・M4ASI工法	・ASI-T1(トーチ工法) ・ASI-J1(常温粘着工法)	既存が露出 As 防水 防水層(平場)非撤去																																	
・POASI工法	・ASI-T1(トーチ工法) ・ASI-J1(常温粘着工法)	既存が保護 As 防水 保護層(平場)非撤去																																	
5節 合成高分子系ルーフィングシート防水																																			
・材料(改仕表 3.5.2)	<p>(1)ルーフィングシートの種類及び厚さ(JISA 6008) ※本特記【種別及び工程】の防水工法を示す表の下部に記載</p>																																		

項目	特記事項																																																
	<p>(2)絶縁工法に用いる絶縁用シート及び可塑性移行防止用シートの材質 ※発泡ポリエチレンシート</p> <p>(3)(イ)固定金具の材質、形状及び寸法 ※改仕 3.5.2(3)(イ)の記載による</p> <p>(3)(I)断熱工法に用いる断熱材の種類及び厚さ ※本特記【種別及び工程】の防水工法を示す表の下部に記載</p>																																																
・種別及び工程 (改仕 3.5.3)	<p>(1)POS 工法、POSI 工法、S4S 工法及び S4SI 工法 改仕 表 3.5.1 改仕 表 3.5.2 による (既存防水層が保護 As 防水又は合成高分子系シート防水の場合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工法</th> <th>仕様</th> <th>種別</th> <th>施工箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ POS 工法</td> <td>既存が保護 As 防水 保護層(平場)非撤去</td> <td>・ S-F1(接着工法・加硫ゴム系) ・ S-F2(接着工法・塩ビ系)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ S4S 工法</td> <td>既存がシート防水 防水層(平場)非撤去</td> <td>・ S-M1(機械固定・加硫ゴム系) ・ S-M2(機械固定・塩ビ系)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ POSI 工法 (断熱工法)</td> <td>既存が保護 As 防水 保護層(平場)非撤去</td> <td>・ SI-F1(接着工法・加硫ゴム系) ・ SI-F2(接着工法・塩ビ系)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ S4SI 工法 (断熱工法)</td> <td>既存がシート防水 防水層(平場)非撤去</td> <td>・ SI-M1(機械固定・加硫ゴム系) ・ SI-M2(機械固定・塩ビ系)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>シートの厚さ (改仕 3.5.2(1))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>厚さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ S-F1 ・ SI-F1</td> <td>※1.2 mm</td> </tr> <tr> <td>・ S-F2 ・ SI-F2</td> <td>※1.5 mm ・ 2.0 mm (軽歩行仕様の場合)</td> </tr> <tr> <td>・ S-M1 ・ SI-M1</td> <td>※1.5 mm</td> </tr> <tr> <td>・ S-M2 ・ SI-M2</td> <td>※1.5 mm ・ 2.0 mm (軽歩行仕様の場合)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1)(イ)接着工法の場合の脱気装置 ※種類及び設置数量はルーフィングシート製造所の指定による。 ・ POS 及び POSI 工法で、立上り部等の既存防水層及び保護層の撤去を行わない (改仕 表 3.1.1(注)1) ・ 断熱材の種類及び厚さ 改仕 3.5.2(3)(I) JIS A9521 (建築用断熱材) による 種類： ・ 図示 厚さ： ・ 図示 ・ 仕上塗料等の種類及び使用量 (改仕 表 3.5.1(注)6 改仕 表 3.5.2(注)9) 種類： ・ シルバー塗料 ・ カラー塗料 (・ 高日射反射率塗料) ・ 厚塗り塗料 (・ 高日射反射率塗料 ・ 防火塗料) 使用量 ※製造所の仕様による ・ 遮熱対策 ※塩化ビニル系には遮熱シート、加硫ゴム系には遮熱塗料を使用する</p> <p>(2)S3S 工法及び S3SI 工法 改仕 表 3.5.1 改仕 表 3.5.2 による (既存防水層が合成高分子系シート防水の場合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工法</th> <th>種別</th> <th>仕様</th> <th>施工箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ S3S 工法</td> <td>・ S-F1(接着工法・加硫ゴム系) ・ S-F2(接着工法・塩ビ系)</td> <td>既存がシート防水 防水層(平場)撤去</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ S3SI 工法 (断熱工法)</td> <td>・ SI-F1(接着工法・加硫ゴム系) ・ SI-F2(接着工法・塩ビ系)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>シートの厚さ (改仕 3.5.2(1))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>厚さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ S-F1 ・ SI-F1</td> <td>※1.2 mm</td> </tr> <tr> <td>・ S-F2 ・ SI-F2</td> <td>※1.5 mm ・ 2.0 mm (軽歩行仕様の場合)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1)(イ)接着工法の場合の脱気装置 ※種類及び設置数量はルーフィングシート製造所の指定による。 ・ 断熱材の種類及び厚さ 改仕 3.5.2(3)(I) JIS A9521 (建築用断熱材) による 種類： ・ 図示 厚さ： ・ 図示 ・ 仕上塗料等の種類及び使用量 (改仕 表 3.5.1(注)6 改仕 表 3.5.2(注)9) 種類： ・ シルバー塗料 ・ カラー塗料 (・ 高日射反射率塗料) ・ 厚塗り塗料 (・ 高日射反射率塗料 ・ 防火塗料) 使用量 ※製造所の仕様による ・ 遮熱対策 ※塩化ビニル系には遮熱シート、加硫ゴム系には遮熱塗料を使用する</p>	工法	仕様	種別	施工箇所	・ POS 工法	既存が保護 As 防水 保護層(平場)非撤去	・ S-F1(接着工法・加硫ゴム系) ・ S-F2(接着工法・塩ビ系)		・ S4S 工法	既存がシート防水 防水層(平場)非撤去	・ S-M1(機械固定・加硫ゴム系) ・ S-M2(機械固定・塩ビ系)		・ POSI 工法 (断熱工法)	既存が保護 As 防水 保護層(平場)非撤去	・ SI-F1(接着工法・加硫ゴム系) ・ SI-F2(接着工法・塩ビ系)		・ S4SI 工法 (断熱工法)	既存がシート防水 防水層(平場)非撤去	・ SI-M1(機械固定・加硫ゴム系) ・ SI-M2(機械固定・塩ビ系)		種別	厚さ	・ S-F1 ・ SI-F1	※1.2 mm	・ S-F2 ・ SI-F2	※1.5 mm ・ 2.0 mm (軽歩行仕様の場合)	・ S-M1 ・ SI-M1	※1.5 mm	・ S-M2 ・ SI-M2	※1.5 mm ・ 2.0 mm (軽歩行仕様の場合)	工法	種別	仕様	施工箇所	・ S3S 工法	・ S-F1(接着工法・加硫ゴム系) ・ S-F2(接着工法・塩ビ系)	既存がシート防水 防水層(平場)撤去		・ S3SI 工法 (断熱工法)	・ SI-F1(接着工法・加硫ゴム系) ・ SI-F2(接着工法・塩ビ系)			種別	厚さ	・ S-F1 ・ SI-F1	※1.2 mm	・ S-F2 ・ SI-F2	※1.5 mm ・ 2.0 mm (軽歩行仕様の場合)
工法	仕様	種別	施工箇所																																														
・ POS 工法	既存が保護 As 防水 保護層(平場)非撤去	・ S-F1(接着工法・加硫ゴム系) ・ S-F2(接着工法・塩ビ系)																																															
・ S4S 工法	既存がシート防水 防水層(平場)非撤去	・ S-M1(機械固定・加硫ゴム系) ・ S-M2(機械固定・塩ビ系)																																															
・ POSI 工法 (断熱工法)	既存が保護 As 防水 保護層(平場)非撤去	・ SI-F1(接着工法・加硫ゴム系) ・ SI-F2(接着工法・塩ビ系)																																															
・ S4SI 工法 (断熱工法)	既存がシート防水 防水層(平場)非撤去	・ SI-M1(機械固定・加硫ゴム系) ・ SI-M2(機械固定・塩ビ系)																																															
種別	厚さ																																																
・ S-F1 ・ SI-F1	※1.2 mm																																																
・ S-F2 ・ SI-F2	※1.5 mm ・ 2.0 mm (軽歩行仕様の場合)																																																
・ S-M1 ・ SI-M1	※1.5 mm																																																
・ S-M2 ・ SI-M2	※1.5 mm ・ 2.0 mm (軽歩行仕様の場合)																																																
工法	種別	仕様	施工箇所																																														
・ S3S 工法	・ S-F1(接着工法・加硫ゴム系) ・ S-F2(接着工法・塩ビ系)	既存がシート防水 防水層(平場)撤去																																															
・ S3SI 工法 (断熱工法)	・ SI-F1(接着工法・加硫ゴム系) ・ SI-F2(接着工法・塩ビ系)																																																
種別	厚さ																																																
・ S-F1 ・ SI-F1	※1.2 mm																																																
・ S-F2 ・ SI-F2	※1.5 mm ・ 2.0 mm (軽歩行仕様の場合)																																																

項目	特記事項																										
	<p>(3)M4S 工法及び M4SI 工法 (既存防水層が露出アスファルト防水で防水層(平場)を撤去しない場合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工法</th> <th>種別</th> <th>仕様</th> <th>施工箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ M4S 工法</td> <td>・ S-M1(機械固定・加硫ゴム系) ・ S-M2(機械固定・塩ビ系)</td> <td>既存が露出 As 防水 防水層(平場)非撤去</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ M4SI 工法 (断熱工法)</td> <td>・ SI-M1(機械固定・加硫ゴム系) ・ SI-M2(機械固定・塩ビ系)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>シートの厚さ (改仕 3.5.2(1))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>厚さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ S-M1 ・ SI-M1</td> <td>※1.5 mm</td> </tr> <tr> <td>・ S-M2 ・ SI-M2</td> <td>※1.5 mm ・ 2.0 mm (軽歩行仕様の場合)</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 断熱材の種類及び厚さ 改仕 3.5.2(3)(I) JIS A9521 (建築用断熱材) による 種類： ・ 図示 厚さ： ・ 図示 ・ 仕上塗料等の種類及び使用量 (改仕 表 3.5.1(注)6 改仕 表 3.5.2(注)9) 種類： ・ シルバー塗料 ・ カラー塗料 (・ 高日射反射率塗料) ・ 厚塗り塗料 (・ 高日射反射率塗料 ・ 防火塗料) 使用量 ※製造所の仕様による ・ 遮熱対策 ※塩化ビニル系には遮熱シート、加硫ゴム系には遮熱塗料を使用する</p> <p>(4)P1S 工法 (屋内保護密着工法 改仕 表 3.5.3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工法</th> <th>種別</th> <th>仕様</th> <th>施工箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ P1S 工法</td> <td>・ S-C1 (エチレン酢酸ビニル 樹脂系シート 厚 1.0 mm)</td> <td>既存保護層があれば撤去 既存防水層(平場)撤去</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 保護モルタルの厚さ(mm) (改仕 表 3.5.3(注)2) 平場： 立上り： ※7.0</p>	工法	種別	仕様	施工箇所	・ M4S 工法	・ S-M1(機械固定・加硫ゴム系) ・ S-M2(機械固定・塩ビ系)	既存が露出 As 防水 防水層(平場)非撤去		・ M4SI 工法 (断熱工法)	・ SI-M1(機械固定・加硫ゴム系) ・ SI-M2(機械固定・塩ビ系)			種別	厚さ	・ S-M1 ・ SI-M1	※1.5 mm	・ S-M2 ・ SI-M2	※1.5 mm ・ 2.0 mm (軽歩行仕様の場合)	工法	種別	仕様	施工箇所	・ P1S 工法	・ S-C1 (エチレン酢酸ビニル 樹脂系シート 厚 1.0 mm)	既存保護層があれば撤去 既存防水層(平場)撤去	
工法	種別	仕様	施工箇所																								
・ M4S 工法	・ S-M1(機械固定・加硫ゴム系) ・ S-M2(機械固定・塩ビ系)	既存が露出 As 防水 防水層(平場)非撤去																									
・ M4SI 工法 (断熱工法)	・ SI-M1(機械固定・加硫ゴム系) ・ SI-M2(機械固定・塩ビ系)																										
種別	厚さ																										
・ S-M1 ・ SI-M1	※1.5 mm																										
・ S-M2 ・ SI-M2	※1.5 mm ・ 2.0 mm (軽歩行仕様の場合)																										
工法	種別	仕様	施工箇所																								
・ P1S 工法	・ S-C1 (エチレン酢酸ビニル 樹脂系シート 厚 1.0 mm)	既存保護層があれば撤去 既存防水層(平場)撤去																									
・施工 (改仕 3.5.4)	<p>(4)接着工法の場合の目地処理 (イ)プレキャストコンクリート下地の場合 ※絶縁用テープ幅 50 mm ・ 図示 (5)増張り及び成形役物 (イ)S-F1,SI-F1 の場合のプレキャストコンクリート下地の入隅部の増張り ※増張り用シート張り付け ・ 図示 (6)一般部のルーフィングシートの張付け (イ)(a)機械的固定工法の場合の建基法の風圧力に対応した工法 ※告示に基づく耐風圧計算資料を監督員に提出し承認を得ること ・ 下地について、引張試験を実施し強度を確認すること</p>																										
6 節 塗膜防水																											
・種別及び工程 (改仕 3.6.3)	<p>(1)POX 工法及び L4X 工法 (ウレタンゴム系塗膜防水工法) (ア)種別及び工程は、改仕 表 3.6.1 改仕 表 3.6.2 による</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工法</th> <th>種別</th> <th>仕様</th> <th>施工箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ POX 工法</td> <td>※X-1 (高伸長形・絶縁工法) ・ X-2 (高伸長形・密着工法) ・ X-1H (高強度形・絶縁工法) ・ X-2H (高強度形・密着工法)</td> <td>既存が保護 As 防水 保護層(平場)非撤去</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ L4X 工法</td> <td>・ X-1 (高伸長形・絶縁工法) ※X-2 (高伸長形・密着工法) ・ X-1H (高強度形・絶縁工法) ・ X-2H (高強度形・密着工法)</td> <td>既存が塗膜防水 防水層非撤去</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・ POX 工法で、立上り部等の既存防水層及び保護層の撤去を行わない (改仕 表 3.1.1(注)1) ・ 仕上塗料の種類及び使用量 (改仕 表 3.6.1(注)7 改仕 表 3.6.2(注)6) 種類： ・ 2成分形アクリルウレタン樹脂系 ・ フッ素樹脂系 ・ アクリルシリコン樹脂系 ・ 環境配慮型 ・ 高日射反射型 使用量 ※製造所の仕様による ・ 既存露出防水層表面の仕上げ塗装の除去 (L4X 工法) (改仕 3.2.6(3)(b)) ・ 行う ・ 行わない (イ)絶縁工法の脱気装置 (X-1、X-1H 工法)</p>	工法	種別	仕様	施工箇所	・ POX 工法	※X-1 (高伸長形・絶縁工法) ・ X-2 (高伸長形・密着工法) ・ X-1H (高強度形・絶縁工法) ・ X-2H (高強度形・密着工法)	既存が保護 As 防水 保護層(平場)非撤去		・ L4X 工法	・ X-1 (高伸長形・絶縁工法) ※X-2 (高伸長形・密着工法) ・ X-1H (高強度形・絶縁工法) ・ X-2H (高強度形・密着工法)	既存が塗膜防水 防水層非撤去															
工法	種別	仕様	施工箇所																								
・ POX 工法	※X-1 (高伸長形・絶縁工法) ・ X-2 (高伸長形・密着工法) ・ X-1H (高強度形・絶縁工法) ・ X-2H (高強度形・密着工法)	既存が保護 As 防水 保護層(平場)非撤去																									
・ L4X 工法	・ X-1 (高伸長形・絶縁工法) ※X-2 (高伸長形・密着工法) ・ X-1H (高強度形・絶縁工法) ・ X-2H (高強度形・密着工法)	既存が塗膜防水 防水層非撤去																									

項目	特記事項																																																																																
	<p>※種類及び設置数量は主材料製造所の仕様による。 ※労働安全衛生法施行令別表第三に掲げる特定化学物質TDI及びMOCA、MBOCAを1重量%を超えて含有するウレタンゴム系塗膜防水材は使用不可とする。 TDI：トリレンジイソシアネート、MOCA、MBOCA：3,3,2'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン</p> <p>(2)P1Y工法及びP2Y工法（ゴムアスファルト系塗膜防水工法） 種別及び工程は、改仕表 3.6.3による</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工法</th> <th>種別</th> <th>仕様</th> <th>施工箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・P1Y工法</td> <td>※Y-2（密着工法）</td> <td>既存防水層（平場）撤去</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・P2Y工法</td> <td></td> <td>既存防水層（平場）非撤去</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>屋内防水で、新規防水工法で保護層の新設（改仕表 3.1.1(注3)） 工法： ・保護コンクリート ・保護モルタル 厚み： ・図示 ・ mm</p>	工法	種別	仕様	施工箇所	・P1Y工法	※Y-2（密着工法）	既存防水層（平場）撤去		・P2Y工法		既存防水層（平場）非撤去																																																																					
工法	種別	仕様	施工箇所																																																																														
・P1Y工法	※Y-2（密着工法）	既存防水層（平場）撤去																																																																															
・P2Y工法		既存防水層（平場）非撤去																																																																															
7節 シーリング																																																																																	
・一般事項（ 改仕 3.7.1 ） ・材料（ 改仕 3.7.2 ） ・目地寸法（ 改仕 3.7.3 ） ・シーリング充填工法（ 改仕 3.7.4 ） ・シーリング再充填工法（ 改仕 3.7.5 ） ・拡幅シーリング再充填工法（ 改仕 3.7.6 ） ・ブリッジ工法（ 改仕 3.7.7 ）	<p>※シーリング保証書 ※提出する ・提出しない ※保証年限は下表による 保証書（請負人、材料製造所、シーリング施工者連帯保証）は各2通提出すること。 【改仕 3.7.2】 (1)シーリング材は、JISA 5758（建築用シーリング材）による (2)シーリング材の種類及び施工箇所：改仕表 3.7.1及び下表による 【改仕 3.7.3】 (1)目地寸法：下表による</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工法</th> <th rowspan="2">施工箇所</th> <th colspan="2">シーリング材の種類</th> <th rowspan="2">目地寸法 (mm) 幅×深さ(*)</th> <th rowspan="2">保証年限</th> </tr> <tr> <th>旧</th> <th>新</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・シーリング充填工法</td> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>年</td> </tr> <tr> <td>・シーリング再充填工法</td> <td>・打継ぎ目地 ・ひび割れ誘発目地 ・誘発目地 ・建具周囲 ・ ・</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>年</td> </tr> <tr> <td>・拡幅シーリング再充填工法</td> <td>・打継ぎ目地 ・誘発目地 ・</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>年</td> </tr> <tr> <td>・ブリッジ工法</td> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>年</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 シーリング材表面に仕上げを行わないもの ・図示 ・ (*)拡幅工法の目地寸法は拡幅後の寸法を示す 目地寸法の参考：ノンワーキングジョイントの目地寸法の許容範囲（JASS8 防水工事 解説表 2.3.4.5）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主成分</th> <th rowspan="2">記号</th> <th colspan="2">目地幅の許容範囲(mm)</th> <th colspan="2">目地深さの許容範囲(mm)</th> </tr> <tr> <th>最大値</th> <th>最小値</th> <th>最大値</th> <th>最小値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シリコーン系</td> <td>SR-1,2</td> <td>40(25)</td> <td>10(5)</td> <td>20</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>変性シリコーン系（1成分系）</td> <td>MS-1</td> <td rowspan="2">40</td> <td rowspan="2">10</td> <td>20</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>変性シリコーン系（2成分系）</td> <td>MS-2</td> <td>30</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>ポリサルファイド系（1成分系）</td> <td>PS-1</td> <td rowspan="2">40(25)</td> <td rowspan="2">10(5)</td> <td>20</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>ポリサルファイド系（2成分系）</td> <td>PS-2</td> <td>30</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>アクリルウレタン系</td> <td>UA-1,2</td> <td>40</td> <td>10</td> <td>20</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>ポリウレタン系</td> <td>PU-1,2</td> <td>40</td> <td>10</td> <td>20</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> <p>()内の数値はガラス回りの場合の寸法を示す</p>	工法	施工箇所	シーリング材の種類		目地寸法 (mm) 幅×深さ(*)	保証年限	旧	新	・ シーリング充填工法	・				年	・ シーリング再充填工法	・打継ぎ目地 ・ひび割れ誘発目地 ・誘発目地 ・建具周囲 ・ ・				年	・ 拡幅シーリング再充填工法	・打継ぎ目地 ・誘発目地 ・				年	・ ブリッジ工法	・				年	主成分	記号	目地幅の許容範囲(mm)		目地深さの許容範囲(mm)		最大値	最小値	最大値	最小値	シリコーン系	SR-1,2	40(25)	10(5)	20	10	変性シリコーン系（1成分系）	MS-1	40	10	20	10	変性シリコーン系（2成分系）	MS-2	30	10	ポリサルファイド系（1成分系）	PS-1	40(25)	10(5)	20	10	ポリサルファイド系（2成分系）	PS-2	30	10	アクリルウレタン系	UA-1,2	40	10	20	10	ポリウレタン系	PU-1,2	40	10	20	10
工法	施工箇所			シーリング材の種類				目地寸法 (mm) 幅×深さ(*)	保証年限																																																																								
		旧	新																																																																														
・ シーリング充填工法	・				年																																																																												
・ シーリング再充填工法	・打継ぎ目地 ・ひび割れ誘発目地 ・誘発目地 ・建具周囲 ・ ・				年																																																																												
・ 拡幅シーリング再充填工法	・打継ぎ目地 ・誘発目地 ・				年																																																																												
・ ブリッジ工法	・				年																																																																												
主成分	記号	目地幅の許容範囲(mm)		目地深さの許容範囲(mm)																																																																													
		最大値	最小値	最大値	最小値																																																																												
シリコーン系	SR-1,2	40(25)	10(5)	20	10																																																																												
変性シリコーン系（1成分系）	MS-1	40	10	20	10																																																																												
変性シリコーン系（2成分系）	MS-2			30	10																																																																												
ポリサルファイド系（1成分系）	PS-1	40(25)	10(5)	20	10																																																																												
ポリサルファイド系（2成分系）	PS-2			30	10																																																																												
アクリルウレタン系	UA-1,2	40	10	20	10																																																																												
ポリウレタン系	PU-1,2	40	10	20	10																																																																												
・シーリング材の試験（ 改仕 3.7.8 ）	(2)外部に面するシーリング材の接着性試験 ※簡易接着性試験 ・引張接着性試験																																																																																
8節 とい																																																																																	
・材料（ 改仕 3.8.2 ）	(1)といその他は 改仕表 3.8.1 による ※既存とい・とい金物類の取替え部位は図示による。 新規といの種類 軒どいの新設及び取替え： ・行う ・行わない																																																																																

項目	特記事項																																																						
	<p>軒どい金物の取替え： ・行う ・行わない 材質： ・硬質塩化ビニール製雨とい ・鋼板 ・耐酸被覆鋼板 ・ポリ塩化ビニール被覆鉄板 ・</p> <p>縦どいの新設及び取替え： ・行う ・行わない 縦どい金物の取替え： ・行う ・行わない 材質： ・硬質塩化ビニール管（カラー） ・配管用鋼管</p> <p>表面処理鋼板（亜鉛めっき鋼板等）の表面及び裏面の塗装 ・行う ・行わない（使用部位： ・図示 ・）</p> <p>耐酸被覆鋼板の仕様： ・図示 ・</p> <p>(2)とい受け金物及び足金物 とい受金物の材種： ※ステンレス製 ・亜鉛めっき鋼板製 形状及び取付け間隔： ・改仕表 3.8.2による ・図示</p>																																																						
・工法（ 改仕 3.8.3 ）	(1)既存のといその他の撤去、降雨等に対する養生方法 ・図示 ・仮設排水計画書の作成（建築改修工事監理指針記載の留意点への対策を盛り込むこと） (2)(イ)鋼管製といの防露巻き ※ 改仕表 3.8.4 による ・図示 (5)(イ)たてとい受け金物の取付け： ※図示 (6)ルーフトレンの取付け工法： ※図示 ・掃除口 ・有 ・無 ・とい下 200 角タイルの設置 ・行う ・行わない																																																						
9節 アルミニウム製笠木																																																							
・材料（ 改仕 3.9.2 ）	(3)アルミニウム製笠木の主な構成部材による種類 種類： ・オープン形式（・押出 250 形 ・押出 300 形 ・押出 350 形 ・板材折曲げ形） ・シール形式（板材折曲げ形） 板材折曲げ形の板厚： ・図示 ・2.0 mm (4)表面処理（ 改仕表 5.2.2 による）																																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>種別</th> <th>表面処理</th> <th>施工箇所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・</td> <td>AB-1種</td> <td>無着色陽極酸化被膜</td> <td>笠木</td> <td rowspan="2">JIS H 8601（アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化被膜）</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>AB-2種</td> <td>着色陽極酸化被膜</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>AC-1種</td> <td>無着色陽極酸化被膜</td> <td></td> <td rowspan="4">JIS H 8602（アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化塗装複合皮膜）</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>AC-2種</td> <td>着色陽極酸化被膜</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>BA-1種</td> <td>無着色陽極酸化塗装複合皮膜</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>BA-2種</td> <td>着色陽極酸化塗装複合皮膜</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>BB-1種</td> <td>無着色陽極酸化塗装複合皮膜</td> <td>笠木</td> <td rowspan="2">JIS H 4001（アルミニウム及びアルミニウム合金の焼付け塗装板及び条）</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>BB-2種</td> <td>着色陽極酸化塗装複合皮膜</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>BC-1種</td> <td>無着色陽極酸化塗装複合皮膜</td> <td></td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>BC-2種</td> <td>着色陽極酸化塗装複合皮膜</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>C種</td> <td>化成皮膜の上に塗装（注）</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 常温乾燥形の塗装 ・行う ・行わない ※アルカリ樹脂焼付塗装、フッ素樹脂焼付塗装は2コート、2ベークとする</p>		種別	表面処理	施工箇所	備考	・	AB-1種	無着色陽極酸化被膜	笠木	JIS H 8601（アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化被膜）	・	AB-2種	着色陽極酸化被膜		・	AC-1種	無着色陽極酸化被膜		JIS H 8602（アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化塗装複合皮膜）	・	AC-2種	着色陽極酸化被膜		・	BA-1種	無着色陽極酸化塗装複合皮膜		・	BA-2種	着色陽極酸化塗装複合皮膜		・	BB-1種	無着色陽極酸化塗装複合皮膜	笠木	JIS H 4001（アルミニウム及びアルミニウム合金の焼付け塗装板及び条）	・	BB-2種	着色陽極酸化塗装複合皮膜		・	BC-1種	無着色陽極酸化塗装複合皮膜			・	BC-2種	着色陽極酸化塗装複合皮膜		・	C種	化成皮膜の上に塗装（注）		
	種別	表面処理	施工箇所	備考																																																			
・	AB-1種	無着色陽極酸化被膜	笠木	JIS H 8601（アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化被膜）																																																			
・	AB-2種	着色陽極酸化被膜																																																					
・	AC-1種	無着色陽極酸化被膜		JIS H 8602（アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化塗装複合皮膜）																																																			
・	AC-2種	着色陽極酸化被膜																																																					
・	BA-1種	無着色陽極酸化塗装複合皮膜																																																					
・	BA-2種	着色陽極酸化塗装複合皮膜																																																					
・	BB-1種	無着色陽極酸化塗装複合皮膜	笠木	JIS H 4001（アルミニウム及びアルミニウム合金の焼付け塗装板及び条）																																																			
・	BB-2種	着色陽極酸化塗装複合皮膜																																																					
・	BC-1種	無着色陽極酸化塗装複合皮膜																																																					
・	BC-2種	着色陽極酸化塗装複合皮膜																																																					
・	C種	化成皮膜の上に塗装（注）																																																					
・工法（ 改仕 3.9.3 ）	(1)既存笠木等の撤去及び新規笠木の地下補修工法 ※図示 ・ (2)(ア)笠木の取付方法 建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 ※告示に基づく耐風圧計算資料を監督員に提出し承認を得ること ・下地について、引張試験を実施し強度を確認すること ・板材折曲げ形の取付方法 ※図示 ・																																																						
その他 屋根改修工法																																																							
・屋根改修工事	※葺板、軒先包み板の類の端部、小口及び切断面等の防錆処理を十分に行う。 ・かぶせ工法 ・撤去工法																																																						
・長尺金属板葺 材料（ 標仕 13.2.2 ）	(1)種類 標仕表 13.2.1 による																																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>板及びコイルの種類</th> <th>塗膜の種類、塗膜の耐久性の種類、めっき付着量等</th> <th>厚さ (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>※JIS G 3322の屋根用コイル</td> <td>表面（・2類・3類・5類・6類）</td> <td>・0.4</td> </tr> </tbody> </table>	施工箇所	板及びコイルの種類	塗膜の種類、塗膜の耐久性の種類、めっき付着量等	厚さ (mm)		※ JIS G 3322 の屋根用コイル	表面（・2類・3類・5類・6類）	・0.4																																														
施工箇所	板及びコイルの種類	塗膜の種類、塗膜の耐久性の種類、めっき付着量等	厚さ (mm)																																																				
	※ JIS G 3322 の屋根用コイル	表面（・2類・3類・5類・6類）	・0.4																																																				

項目	特記事項
	裏面（・2類・3類・5類・6類） ・AZ150 ・AZ185 ・AZ200
	・0.6
	(2)下葺材 JIS A 6005 （アスファルトルーフィングフェルト） ・アスファルトルーフィング 940 ・改質アスファルトルーフィング下葺材（・一般タイプ ・粘着層付タイプ）
・長尺金属板葺 工法 (標仕 13.2.2)	(1)屋根葺形式 ・心木なし瓦棒葺 ・たて平葺 ・横葺 (2)建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 ※告示に基づく耐風圧計算資料を監督員に提出し承認を得ること ・下地について、引張試験を実施し強度を確認すること (3)屋根葺形式に応じた寸法・工法等： ※図示 (4)(a)(b)横葺の場合のけらば ・図示 ・つかみ込み納め ・けらば包み納め ※(c)雪止めは設けない
・折板葺 材料 (標仕 13.3.2)	(1)折板は JIS A 6514 （金属製折板屋根構成材）による 形式： ※重ね形 ・はげ締め形 ・かん合形 山高の記号： ・図示 ・09 ・11 ・13 ・15 ・17 ・19 山ピッチの記号： ・図示 ・20 ・25 ・30 ・33 ・35 ・40 ・45 ・50 耐力： ・図示 ・1種 ・2種 ・3種 ・4種 ・5種 材料による区分： ・図示 ・鋼板製 ・アルミニウム合金製 板厚（mm） (2)折板材料 標仕 表 13.2.1 ※ JIS G 3322 （塗装溶融 55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯） ・図示 (5)軒先面戸板： ※有 ・無 (6)断熱材： ・無 ・有（種別： 、厚さ： 、防火性能： ）
・折板葺 工法 (標仕 13.3.3)	(1)建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 ※告示に基づく耐風圧計算資料を監督員に提出し承認を得ること ・下地について、引張試験を実施し強度を確認すること (2)耐雪性能に対応した工法： ※適用しない (3)(i)折板のけらば包み ・図示 ・けらば包み（ 標仕 13.3.3(3)(i)a,b による）

4章 外壁改修工事

項目	特記事項																																													
1節 共通事項																																														
※設計変更の取扱い	<p>○躯体の欠損、脆弱部、ひび割れ部及び壁体の浮き補修は、施工後最終数量確認のうえ請負金額の増減を行う。ただし、各項目の数量において、±5%以内の増減については、設計変更の対象とはしない。調査方法は下記による。</p> <p>(1)幅 0.2 mm以上のひび割れ箇所をクラックスケール等で測定し、マーキングをする。 (2)浮き箇所をテストハンマー等で調査し、その範囲をマーキングする。 (3)露出鉄筋を目視で調査し、その箇所をマーキングする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設計変更項目</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・Uカットシール材充填工法（シーリング材充填）</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>・Uカットシール材充填工法（可とう性エポキシ樹脂充填）</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>・樹脂注入工法</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>・エポキシ樹脂モルタル（露筋部分はつり共）塗り</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>・ポリマーセメントモルタル（露筋部分はつり共）塗り</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 指定部分（注）</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>・外壁モルタルはつり、塗り（一般部分）</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>・外壁モルタルはつり、塗り（指定部分）</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>・外壁カッター切り</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>・注入口付アンカーピンニングエポキシ樹脂注入タイル固定工法</td> <td>穴</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）指定部分とは、見上げ面、庇のはな、まぐさ隅部分をいう。</p> <p>○最終数量の確認のため下記の資料を作成する。 施工箇所を表示した立面図 外壁改修工事精算表 クラック調査表 浮き調査表 上記に示した施工箇所と照合できる写真 （写真は、施工面に直接 No.等を明記しスケールを当てて撮影する。）</p>	設計変更項目	数量	・Uカットシール材充填工法（シーリング材充填）	m	・Uカットシール材充填工法（可とう性エポキシ樹脂充填）	m	・樹脂注入工法	m	・エポキシ樹脂モルタル（露筋部分はつり共）塗り	m ²	・ポリマーセメントモルタル（露筋部分はつり共）塗り	m ²	・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	m ²	・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 指定部分（注）	m ²	・外壁モルタルはつり、塗り（一般部分）	m ²	・外壁モルタルはつり、塗り（指定部分）	m ²	・外壁カッター切り	m	・注入口付アンカーピンニングエポキシ樹脂注入タイル固定工法	穴	・																				
設計変更項目	数量																																													
・Uカットシール材充填工法（シーリング材充填）	m																																													
・Uカットシール材充填工法（可とう性エポキシ樹脂充填）	m																																													
・樹脂注入工法	m																																													
・エポキシ樹脂モルタル（露筋部分はつり共）塗り	m ²																																													
・ポリマーセメントモルタル（露筋部分はつり共）塗り	m ²																																													
・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	m ²																																													
・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 指定部分（注）	m ²																																													
・外壁モルタルはつり、塗り（一般部分）	m ²																																													
・外壁モルタルはつり、塗り（指定部分）	m ²																																													
・外壁カッター切り	m																																													
・注入口付アンカーピンニングエポキシ樹脂注入タイル固定工法	穴																																													
・																																														
・改修工法の種類 (改仕 4.1.4)	<p>○改修工法の選定にあたっては建築改修工事監理指針 4章 1節 図 4.1.5～8の選定フローを基にすること</p> <p>・(1)コンクリート打放し仕上げ外壁 (ア)ひび割れ部改修工法の選定（改特 表 4.1.4-1）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ひび割れの挙動</th> <th>ひび割れ幅</th> <th>工法</th> <th>材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">挙動する</td> <td>0.2 mm未満</td> <td>・シール工法</td> <td>可とう性エポキシ樹脂</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">0.2～1.0 mm以下</td> <td>・樹脂注入工法</td> <td>軟質型エポキシ樹脂</td> </tr> <tr> <td>・Uカットシール工法</td> <td>可とう性エポキシ樹脂</td> </tr> <tr> <td>1.0 mmを超える</td> <td>・Uカットシール工法</td> <td>シーリング材</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">挙動しない</td> <td>0.2 mm未満</td> <td>・シール工法</td> <td>パテ状エポキシ樹脂</td> </tr> <tr> <td>0.2～1.0 mm以下</td> <td>・樹脂注入工法</td> <td>硬質型エポキシ樹脂</td> </tr> <tr> <td>1.0 mmを超える</td> <td>・Uカットシール工法</td> <td>可とう性エポキシ樹脂</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ)欠損部改修工法の選定（改特 表 4.1.4-2）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>劣化の程度</th> <th>工法</th> <th>材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>剥がれ、剥落のため欠損が生じている場合</td> <td rowspan="3">・充填工法</td> <td>エポキシ樹脂モルタル</td> </tr> <tr> <td>剥がれ剥落があり漏水が漏水がある場合</td> <td rowspan="2">ポリマーセメントモルタル</td> </tr> <tr> <td>剥がれが切片上に生じた、浅い欠損の場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>・(2)モルタル塗り仕上げ外壁 (ア)ひび割れ部改修工法の選定 ・ひび割れ幅 0.2 mm未満： ・シール工法 ・ひび割れ幅 0.2 mm以上の場合の選定（改特 表 4.1.4-3）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>状況</th> <th>補修部位</th> <th>工法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漏水無し、浮き無し</td> <td>モルタル塗り表面</td> <td>・樹脂注入工法 ・Uカットシール工法</td> </tr> <tr> <td>漏水無し、浮きあり</td> <td rowspan="2">モルタル撤去後のコンクリート面</td> <td rowspan="2">・改特 表 4.1.4-1による</td> </tr> <tr> <td>漏水あり</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ)欠損部改修工法 ・(a)充填工法（ポリマーセメントモルタル）：0.25 m³未満</p>	ひび割れの挙動	ひび割れ幅	工法	材料	挙動する	0.2 mm未満	・シール工法	可とう性エポキシ樹脂	0.2～1.0 mm以下	・樹脂注入工法	軟質型エポキシ樹脂	・Uカットシール工法	可とう性エポキシ樹脂	1.0 mmを超える	・Uカットシール工法	シーリング材	挙動しない	0.2 mm未満	・シール工法	パテ状エポキシ樹脂	0.2～1.0 mm以下	・樹脂注入工法	硬質型エポキシ樹脂	1.0 mmを超える	・Uカットシール工法	可とう性エポキシ樹脂	劣化の程度	工法	材料	剥がれ、剥落のため欠損が生じている場合	・充填工法	エポキシ樹脂モルタル	剥がれ剥落があり漏水が漏水がある場合	ポリマーセメントモルタル	剥がれが切片上に生じた、浅い欠損の場合	状況	補修部位	工法	漏水無し、浮き無し	モルタル塗り表面	・樹脂注入工法 ・Uカットシール工法	漏水無し、浮きあり	モルタル撤去後のコンクリート面	・改特 表 4.1.4-1による	漏水あり
ひび割れの挙動	ひび割れ幅	工法	材料																																											
挙動する	0.2 mm未満	・シール工法	可とう性エポキシ樹脂																																											
	0.2～1.0 mm以下	・樹脂注入工法	軟質型エポキシ樹脂																																											
		・Uカットシール工法	可とう性エポキシ樹脂																																											
1.0 mmを超える	・Uカットシール工法	シーリング材																																												
挙動しない	0.2 mm未満	・シール工法	パテ状エポキシ樹脂																																											
	0.2～1.0 mm以下	・樹脂注入工法	硬質型エポキシ樹脂																																											
	1.0 mmを超える	・Uカットシール工法	可とう性エポキシ樹脂																																											
劣化の程度	工法	材料																																												
剥がれ、剥落のため欠損が生じている場合	・充填工法	エポキシ樹脂モルタル																																												
剥がれ剥落があり漏水が漏水がある場合		ポリマーセメントモルタル																																												
剥がれが切片上に生じた、浅い欠損の場合																																														
状況	補修部位	工法																																												
漏水無し、浮き無し	モルタル塗り表面	・樹脂注入工法 ・Uカットシール工法																																												
漏水無し、浮きあり	モルタル撤去後のコンクリート面	・改特 表 4.1.4-1による																																												
漏水あり																																														

項目	特記事項																							
	<ul style="list-style-type: none"> ・(b)モルタル塗替え工法：0.25㎡以上 <p>(ウ)浮き部改修工法 通常レベルの打撃力によってははく落する恐れのあるモルタルの浮き（改特表4.1.4-4）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>1か所の浮き面積</th> <th>工法</th> <th>材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.25㎡以上</td> <td>・モルタル塗替え工法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>0.25㎡未満</td> <td>・充填工法</td> <td>エポキシ樹脂モルタル</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・充填工法</td> <td>ポリマーセメントモルタル</td> </tr> </tbody> </table> <p>通常レベルの打撃力によってははく落する恐れのないモルタルの浮き（改特表4.1.4-5）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>1か所の浮き面積と改修目的</th> <th>浮き代</th> <th>工法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">0.25㎡以上かつ改修目的が「はく落防止及び耐久性確保」</td> <td>1.0mm超</td> <td>・注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法 ・アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法</td> </tr> <tr> <td>1.0mm以下</td> <td>・アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法 ・注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法</td> </tr> <tr> <td>0.25㎡未満、0.25㎡以上かつ改修目的が「はく落防止」</td> <td>－</td> <td>・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 ・注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・(3)タイル張り仕上げ外壁 <ul style="list-style-type: none"> (ア)ひび割れ部改修工法： ※樹脂注入工法 (イ)欠損部改修工法 <ul style="list-style-type: none"> ・(a)タイル部分張替え工法（下地モルタル等があり、1か所当たり0.25㎡程度以下の場合） ・(b)タイル張替え工法（下地モルタルを含む欠損） (ウ)浮き部改修工法 <ul style="list-style-type: none"> ・改特表4.1.4-5による ・注入口付アンカーピンニングエポキシ樹脂注入タイル固定工法（タイル陶片のみの浮き） ・タイル部分張替え工法 ・タイル張替え工法 (エ)目地改修工法 <ul style="list-style-type: none"> ・(a)目地ひび割れ部改修工法 ・(b)伸縮調整目地改修工法 ・(4)「改修標仕」以外の外壁改修 外壁複合改修工法（建築改修工事監理指針4.9.2） <ul style="list-style-type: none"> ・ポリマーセメント系外壁複合改修工法 ・透明樹脂系外壁複合改修工法 ・不透明樹脂系外壁複合改修工法 	1か所の浮き面積	工法	材料	0.25㎡以上	・モルタル塗替え工法		0.25㎡未満	・充填工法	エポキシ樹脂モルタル		・充填工法	ポリマーセメントモルタル	1か所の浮き面積と改修目的	浮き代	工法	0.25㎡以上かつ改修目的が「はく落防止及び耐久性確保」	1.0mm超	・注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法 ・アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	1.0mm以下	・アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法 ・注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	0.25㎡未満、0.25㎡以上かつ改修目的が「はく落防止」	－	・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 ・注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法
1か所の浮き面積	工法	材料																						
0.25㎡以上	・モルタル塗替え工法																							
0.25㎡未満	・充填工法	エポキシ樹脂モルタル																						
	・充填工法	ポリマーセメントモルタル																						
1か所の浮き面積と改修目的	浮き代	工法																						
0.25㎡以上かつ改修目的が「はく落防止及び耐久性確保」	1.0mm超	・注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法 ・アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法																						
	1.0mm以下	・アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法 ・注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法																						
0.25㎡未満、0.25㎡以上かつ改修目的が「はく落防止」	－	・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 ・注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法																						
・改修後の塗り仕上げの種類 (改仕4.1.5)	改修後の新規仕上の種類 <ul style="list-style-type: none"> ・図示 ・(ア)薄付け仕上塗材塗り ・(イ)厚付け仕上塗材塗り ・(ウ)複層仕上塗材塗り ・(エ)可とう形改修用仕上塗材塗り ・(オ)マスチック塗材塗り ・(カ)外壁用塗膜防水材塗り 																							
2節 コンクリート打放し仕上げ外壁の改修 [5節 仕上塗材仕上外壁等の改修における下地処理（下地のひび割れ部等の補修）改仕4.5.4の場合にも適用]																								
・材料 (改仕4.2.4)	<ul style="list-style-type: none"> ・(1)樹脂注入工法 <ul style="list-style-type: none"> ※注入エポキシ樹脂（JIS A 6024による） ・(2)Uカットシール材充填工法用材料 <ul style="list-style-type: none"> ・(ア)シーリング材： ※ポリウレタン系シーリング（・1成分系 ・2成分系） ※(イ)可とう性エポキシ樹脂（JIS A 6024による） <ul style="list-style-type: none"> ・(ウ)ポリマーセメントモルタル（実績等の資料を監督職員に提出する） ・(3)シール工法用材料 <ul style="list-style-type: none"> ・(ア)パテ状エポキシ樹脂（JIS A 6024による） ・(イ)可とう性エポキシ樹脂（JIS A 6024による） ・(4)充填工法用材料 																							

項目	特記事項																						
	<ul style="list-style-type: none"> ・(ア)エポキシ樹脂モルタル（JIS A 6024による） ・(イ)ポリマーセメントモルタル（実績等の資料を監督職員に提出する） 																						
・樹脂注入工法 (改仕4.2.5)	<ul style="list-style-type: none"> ・(2)注入工法の種類 <ul style="list-style-type: none"> ※(ア)自動式低圧エポキシ樹脂注入工法 ・(イ)手動式エポキシ樹脂注入工法 ・(ウ)機械式エポキシ樹脂注入工法 ・(3)自動式低圧エポキシ樹脂注入工法の(イ)注入口間隔と(カ)注入量：下表による ・(4)手動式エポキシ樹脂注入工法の(ア)注入口間隔と(カ)注入量：下表による ・(5)機械式エポキシ樹脂注入工法の(ア)注入口間隔と(カ)注入量：下表による <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工法</th> <th rowspan="2">仕様</th> <th colspan="2">注入口間隔</th> <th rowspan="2">注入量 (cc)</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法</td> <td></td> <td>※200～250mm（ひび割れ幅0.2mm未満）</td> <td>※250～300mm（ひび割れ幅0.2～1.0mm）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・手動式エポキシ樹脂注入工法</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・機械式エポキシ樹脂注入工法</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・(6)ひび割れ部の注入状況確認方法 <ul style="list-style-type: none"> ・行う（※改仕4.2.5(6)による（コア抜き取り検査）） ・行わない (c)抜き取り部分の補修方法 <ul style="list-style-type: none"> ※エポキシ樹脂モルタルか無収縮モルタルで埋め戻し、すき間にはエポキシ樹脂を注入 	工法	仕様	注入口間隔		注入量 (cc)			※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法		※200～250mm（ひび割れ幅0.2mm未満）	※250～300mm（ひび割れ幅0.2～1.0mm）		・手動式エポキシ樹脂注入工法					・機械式エポキシ樹脂注入工法				
工法	仕様			注入口間隔			注入量 (cc)																
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法		※200～250mm（ひび割れ幅0.2mm未満）	※250～300mm（ひび割れ幅0.2～1.0mm）																				
・手動式エポキシ樹脂注入工法																							
・機械式エポキシ樹脂注入工法																							
・Uカットシール材 充填工法 (改仕4.2.6)	<ul style="list-style-type: none"> ・(3)充填 <ul style="list-style-type: none"> ・(ア)シーリング材を充填する ・(ア)(c)シーリング材の上にポリマーセメントモルタルを充填する ※(イ)可とう性エポキシ樹脂を充填する 																						
・充填工法 (改仕4.2.8)	<ul style="list-style-type: none"> ※(2)エポキシ樹脂モルタルを充填（比較的深い欠損部の改修に適用する） ※(3)ポリマーセメントモルタルを充填又は塗り付け（表面の剥がれ、剥落が比較的浅い欠損部に適用） ・鉄筋腐食補修工法（鉄筋露出や錆汁等内部鉄筋の腐食が懸念される場合） 建築改修工事監理指針4章8節『鉄筋コンクリートの鉄筋腐食の補修（「改修標仕」以外の工法）』を参考に設計変更で対応する 																						
3節 モルタル塗り仕上げ外壁の改修 [5節 仕上塗材仕上外壁等の改修における下地処理（下地のひび割れ部等の補修）改仕4.5.4の場合にも適用]																							
・材料 (改仕4.3.5)	<ul style="list-style-type: none"> ・(1)樹脂注入工法 <ul style="list-style-type: none"> ※注入エポキシ樹脂（JIS A 6024による） ・(2)Uカットシール材充填工法用材料 <ul style="list-style-type: none"> ・(ア)シーリング材： ※ポリウレタン系シーリング（・1成分系 ・2成分系） ※(イ)可とう性エポキシ樹脂（JIS A 6024による） <ul style="list-style-type: none"> ・(ウ)ポリマーセメントモルタル ・(3)シール工法用材料 <ul style="list-style-type: none"> ・(ア)パテ状エポキシ樹脂（JIS A 6024による） ・(イ)可とう性エポキシ樹脂（JIS A 6024による） ・(4)充填工法用材料 <ul style="list-style-type: none"> ・(ア)エポキシ樹脂モルタル（JIS A 6024による） ・(イ)ポリマーセメントモルタル ・(5)モルタル塗替え工法用材料 <ul style="list-style-type: none"> (ア)モルタル <ul style="list-style-type: none"> ・(a)現場調査材料 ・(b)既調査材料（JIS A 6916による） (カ)既製目地材の適用及び形状 <ul style="list-style-type: none"> ・適用する（形状： ・図示 ・ ） ・(6)アンカーピンニング注入工法用材料 <ul style="list-style-type: none"> (イ)ポリマーセメントスラリー（実績等の資料を監督職員に提出する） <ul style="list-style-type: none"> ・合成ゴム系 ・エチレン酢酸ビニル系 ・アクリル系 (ウ)アンカーピンの材質等 <ul style="list-style-type: none"> ・図示 ・ステンレス鋼(SUS304)とし、呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの ・(7)注入口付アンカーピンニング注入工法用材料 <ul style="list-style-type: none"> (イ)ポリマーセメントスラリー（実績等の資料を監督職員に提出する） <ul style="list-style-type: none"> ・合成ゴム系 ・エチレン酢酸ビニル系 ・アクリル系 (ウ)アンカーピンの材質等 <ul style="list-style-type: none"> ・図示 ・ステンレス鋼(SUS304)とし、呼び径は外径6mm程度 																						

項目	特記事項																
・樹脂注入工法 (改仕 4.3.6) (改仕 4.2.5)	<ul style="list-style-type: none"> ・(2)注入工法の種類 <ul style="list-style-type: none"> ※(7)自動式低圧エポキシ樹脂注入工法 ・(1)手動式エポキシ樹脂注入工法 ・(7)機械式エポキシ樹脂注入工法 ・(3)自動式低圧エポキシ樹脂注入工法の(イ)注入口間隔と(カ)注入量：下表による ・(4)手動式エポキシ樹脂注入工法の(ア)注入口間隔と(カ)注入量：下表による ・(5)機械式エポキシ樹脂注入工法の(ア)注入口間隔と(カ)注入量：下表による <table border="1"> <thead> <tr> <th>工法</th> <th>仕様</th> <th>注入口間隔</th> <th>注入量 (cc)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法</td> <td></td> <td>※200～250 mm (ひび割れ幅 0.2 mm未満) ※250～300 mm (ひび割れ幅 0.2～1.0 mm)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・手動式エポキシ樹脂注入工法</td> <td></td> <td>・</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・機械式エポキシ樹脂注入工法</td> <td></td> <td>・</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工法	仕様	注入口間隔	注入量 (cc)	※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法		※200～250 mm (ひび割れ幅 0.2 mm未満) ※250～300 mm (ひび割れ幅 0.2～1.0 mm)		・手動式エポキシ樹脂注入工法		・		・機械式エポキシ樹脂注入工法		・	
工法	仕様	注入口間隔	注入量 (cc)														
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法		※200～250 mm (ひび割れ幅 0.2 mm未満) ※250～300 mm (ひび割れ幅 0.2～1.0 mm)															
・手動式エポキシ樹脂注入工法		・															
・機械式エポキシ樹脂注入工法		・															
・Uカットシール材 充填工法 (改仕 4.3.7) (改仕 4.2.6)	(3)充填 <ul style="list-style-type: none"> ・(7)シーリング材を充填する ・(7)(c)シーリング材の上にポリマーセメントモルタルを充填する ※(1) 可とう性エポキシ樹脂を充填する																
・充填工法 (改仕 4.3.9)	(2)工法【(改仕 4.2.8) による】 <ul style="list-style-type: none"> ※(2)エポキシ樹脂モルタルを充填（比較的深い欠損部の改修に適用する） ※(3)ポリマーセメントモルタルを充填又は塗り付け（表面の剥がれ、剥落が比較的浅い欠損部に適用） <ul style="list-style-type: none"> ・鉄筋腐食補修工法（鉄筋露出や錆汁等内部鉄筋の腐食が懸念される場合） 建築改修工事監理指針 4 章 8 節『鉄筋コンクリートの鉄筋腐食の補修（「改修標仕」以外の工法）』を参考に設計変更で対応する 																
・モルタル塗替え工 法 (改仕 4.3.10)	・(3)仕上厚又は全塗厚が 25 mm を超える場合の下地処理 <ul style="list-style-type: none"> ・図示（参考：建築改修工事監理指針 4 章 3 節 図 4.3.8） 																
・アンカーピンニ ング部分エポキシ樹 脂注入工法 (改仕 4.3.11)	(1)浮き部分の補修に使用するアンカーピンの本数 <ul style="list-style-type: none"> ※一般部分 16 本/m²、指定部分（見上げ面、ひさしのはな、まぐさ・隅角部分等）25 本/m² 改仕 図 4.3.1 標準配置グリッドによる <ul style="list-style-type: none"> (7)アンカーピン固定用エポキシ樹脂の注入量 <ul style="list-style-type: none"> ※挿入孔 1 か所当たり 25ml 																
・アンカーピンニ ング全面エポキシ樹 脂注入工法 (改仕 4.3.12)	(1)浮き部分の補修に使用するアンカーピンの本数 <ul style="list-style-type: none"> ※改仕 4.3.12(1)による (2) アンカーピン固定用エポキシ樹脂の注入量 (改仕 4.3.11(7)) <ul style="list-style-type: none"> ※挿入孔 1 か所当たり 25ml (6)注入量 <ul style="list-style-type: none"> ※注入孔 1 か所当たり 25ml 																
・アンカーピンニ ング全面ポリマーセ メントスラリー注 入工法 (改仕 4.3.13)	(1)浮き部分の補修に使用するアンカーピンの本数 <ul style="list-style-type: none"> ※改仕 4.3.12(1)による (1) アンカーピン固定用エポキシ樹脂の注入量 (改仕 4.3.11(7)) <ul style="list-style-type: none"> ※挿入孔 1 か所当たり 25ml (4)注入量 <ul style="list-style-type: none"> ※注入孔 1 か所当たり 50ml 																
・注入口付アンカー ピンニング部分エ ポキシ樹脂注入工 法 (改仕 4.3.14)	(1)浮き部分の補修に使用する注入口付アンカーピンの本数 <ul style="list-style-type: none"> ※改仕 4.3.14(1)による (9)注入用エポキシ樹脂の注入量 <ul style="list-style-type: none"> ※注入孔 1 か所当たり 25ml 																
・注入口付アンカー ピンニング全面エ ポキシ樹脂注入工 法 (改仕 4.3.15)	(1)浮き部分の補修に使用する注入口付アンカーピンの本数 <ul style="list-style-type: none"> ※改仕 4.3.15(1)による (9)注入用エポキシ樹脂の注入量 <ul style="list-style-type: none"> ※注入孔 1 か所当たり 25ml 																
・注入口付アンカー ピンニング全面ポ リマーセメントス ラリー注入工法 (改仕 4.3.16)	(1)浮き部分の補修に使用する注入口付アンカーピンの本数 <ul style="list-style-type: none"> ※改仕 4.3.15(1)による (4)注入量 <ul style="list-style-type: none"> ※注入孔 1 か所当たり 50ml 																

項目	特記事項																																
4 節 タイル張り仕上げ外壁の改修																																	
・材料 (改仕 4.4.5)	<ul style="list-style-type: none"> ・(1)樹脂注入工法 <ul style="list-style-type: none"> ※注入エポキシ樹脂 (JIS A 6024 による) ・(2)アンカーピンニング注入工法用材料 <ul style="list-style-type: none"> (1)ポリマーセメントスラリー <ul style="list-style-type: none"> ・合成ゴム系 ・エチレン酢酸ビニル系 ・アクリル系 (ウ)アンカーピンの材質等 <ul style="list-style-type: none"> ・図示 ・ステンレス鋼(SUS304)とし、呼び径 4 mm の丸棒で全ネジ切り加工したもの ・(3)注入口付アンカーピンニング注入工法用材料 <ul style="list-style-type: none"> (1)ポリマーセメントスラリー <ul style="list-style-type: none"> ・合成ゴム系 ・エチレン酢酸ビニル系 ・アクリル系 (ウ)アンカーピンの材質等 <ul style="list-style-type: none"> ・図示 ・ステンレス鋼(SUS304)とし、呼び径は外径 6 mm 程度 ・(4)タイル張替え工法及びタイル部分張替え工法用材料 <ul style="list-style-type: none"> (ア)ポリマーセメントモルタル <ul style="list-style-type: none"> ※実績等の資料を監督職員に提出する (b)外装タイル接着剤張りの接着剤 (JIS A 5557 による) タイル張りの目地詰め： ・行う ・行わない（特記の「工法」の記述と整合すること） (1)(a)タイルの品質 (JIS A 5209 による) <ul style="list-style-type: none"> (b)標準色・特注色の別 <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>形状寸法(mm)</th> <th>成型方法</th> <th>うわぐすり</th> <th>吸水率</th> <th>耐凍害性</th> <th>耐滑り性</th> <th>色</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>・押し出し ・プレス</td> <td>・施ゆう ・無ゆう</td> <td>・Ⅰ類 ・Ⅱ類 ・Ⅲ類</td> <td></td> <td></td> <td>・標準 ・特注</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・</td> </tr> </tbody> </table> ・タイルのストック品の利用： ・あり ・なし ・既製品を使用する場合の参考品の名称： <ul style="list-style-type: none"> (ウ)役物の適用 <ul style="list-style-type: none"> ・出隅 ・入隅 ・幅木 ・まぐさ ・窓台 (イ)タイル張替え工法用の張付け用材料 <ul style="list-style-type: none"> (a)④既調合モルタル： ・使用する (ウ)(c)有機系接着剤によるタイル張りのシーリング材 <ul style="list-style-type: none"> ※打継ぎ目地及びひび割れ誘発目地：ポリウレタン系シーリング材 ※伸縮調整目地その他の目地：変成シリコーン系シーリング材 ・(5)(1)目地改修工法用材料 シーリング材等 <ul style="list-style-type: none"> ※改仕 表 3.7.1 による ※(4)(ウ)(c)による 	施工箇所	形状寸法(mm)	成型方法	うわぐすり	吸水率	耐凍害性	耐滑り性	色			・押し出し ・プレス	・施ゆう ・無ゆう	・Ⅰ類 ・Ⅱ類 ・Ⅲ類			・標準 ・特注			・					・			・					・
施工箇所	形状寸法(mm)	成型方法	うわぐすり	吸水率	耐凍害性	耐滑り性	色																										
		・押し出し ・プレス	・施ゆう ・無ゆう	・Ⅰ類 ・Ⅱ類 ・Ⅲ類			・標準 ・特注																										
		・					・																										
		・					・																										
・樹脂注入工法 (改仕 4.4.6)	<ul style="list-style-type: none"> ・(2)注入工法の種類 <ul style="list-style-type: none"> ※(7)自動式低圧エポキシ樹脂注入工法 ・(1)手動式エポキシ樹脂注入工法 ・(7)機械式エポキシ樹脂注入工法 ・(3)自動式低圧エポキシ樹脂注入工法の(イ)注入口間隔と(カ)注入量：下表による ・(4)手動式エポキシ樹脂注入工法の(ア)注入口間隔と(カ)注入量：下表による ・(5)機械式エポキシ樹脂注入工法の(ア)注入口間隔と(カ)注入量：下表による <table border="1"> <thead> <tr> <th>工法</th> <th>仕様</th> <th>注入口間隔</th> <th>注入量 (cc)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法</td> <td></td> <td>※200～250 mm (ひび割れ幅 0.2 mm未満) ※250～300 mm (ひび割れ幅 0.2～1.0 mm)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・手動式エポキシ樹脂注入工法</td> <td></td> <td>・</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・機械式エポキシ樹脂注入工法</td> <td></td> <td>・</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工法	仕様	注入口間隔	注入量 (cc)	※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法		※200～250 mm (ひび割れ幅 0.2 mm未満) ※250～300 mm (ひび割れ幅 0.2～1.0 mm)		・手動式エポキシ樹脂注入工法		・		・機械式エポキシ樹脂注入工法		・																	
工法	仕様	注入口間隔	注入量 (cc)																														
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法		※200～250 mm (ひび割れ幅 0.2 mm未満) ※250～300 mm (ひび割れ幅 0.2～1.0 mm)																															
・手動式エポキシ樹脂注入工法		・																															
・機械式エポキシ樹脂注入工法		・																															
・タイル部分張替え 工法 (改仕 4.4.7)	(1)適用範囲 <ul style="list-style-type: none"> ※ 1 か所当たりの張替え面積が 0.25 m² 程度を超える場合の工法については、監督員と協議による 																																
・タイル張替え工法 (改仕 4.4.8)	(2)(ア)伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地の位置 <ul style="list-style-type: none"> ※改仕 表 4.4.2 による (ウ)伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地の寸法 <ul style="list-style-type: none"> ・図示 ・幅 mm×深さ mm (3)(ア)タイルの見本焼： ・行う ・行わない <ul style="list-style-type: none"> (1)タイルの試験張り： ・行う ・行わない 																																

項目	特記事項																		
	<p>・(7)セメントモルタルによるタイル張り</p> <p>(1)(a)①下地モルタル塗りを行うコンクリート素地面の下地処理の方法</p> <p>・改仕 4.3.10(3)(7.1)による</p> <p>・目荒し工法【高圧水洗処理（吐出圧： ※50N/mm² ・ N/mm²）】</p> <p>(1)(a)④⑤下地モルタル塗りの接着力試験</p> <p>・行わない ・行う（・図示 ・JIS A1171 の（・接着強さ試験 ・接着耐久性試験））</p> <p>(1)(b)タイルの種類・大きさに応じた工法（改仕 表 4.4.5 による）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>タイルの種類</th> <th>タイルの大きさ</th> <th>工法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・外装タイル</td> <td>・小口平 ・二丁掛 ・100角</td> <td>・密着張り ・改良圧着張り</td> </tr> <tr> <td>・ユニットタイル</td> <td>・50二丁以下</td> <td>・マスク張り ・モザイクタイル張り</td> </tr> </tbody> </table> <p>・(8)有機系接着剤によるタイル張り</p> <p>(7)(a)①下地調整塗材塗りを行うコンクリート素地面の下地処理の方法</p> <p>・改仕 4.3.10(3)(7.1)による</p> <p>・目荒し工法【高圧水洗処理（吐出圧： ※50N/mm² ・ N/mm²）】</p> <p>(7)(a)④⑤下地調整塗材塗りの接着力試験</p> <p>・行わない</p> <p>・行う【・図示 ・JIS A6916 の（・付着強さ試験 ・仕上材がセラミックタイルの場合の耐久性試験）】</p> <p>(7)(b)タイルの種類大きさに応じた張付け用材料の使用料（改仕 表 4.4.6 による）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>タイルの種類</th> <th>タイルの大きさ</th> <th>裏足高さおよび裏面反り</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・外装タイル</td> <td>・小口平以上 ・二丁掛以下</td> <td>・裏足高さ 0.9 mm 以下、かつ裏面反り ±0.7 mm 以下</td> </tr> <tr> <td>・ユニットタイル</td> <td>・50二丁以下</td> <td>・上記以外</td> </tr> </tbody> </table> <p>(7)(c)②外装タイル接着剤張りの目地詰め</p> <p>・行う ・行わない（特記の「材料」の記述と整合すること）</p>	タイルの種類	タイルの大きさ	工法	・外装タイル	・小口平 ・二丁掛 ・100角	・密着張り ・改良圧着張り	・ユニットタイル	・50二丁以下	・マスク張り ・モザイクタイル張り	タイルの種類	タイルの大きさ	裏足高さおよび裏面反り	・外装タイル	・小口平以上 ・二丁掛以下	・裏足高さ 0.9 mm 以下、かつ裏面反り ±0.7 mm 以下	・ユニットタイル	・50二丁以下	・上記以外
タイルの種類	タイルの大きさ	工法																	
・外装タイル	・小口平 ・二丁掛 ・100角	・密着張り ・改良圧着張り																	
・ユニットタイル	・50二丁以下	・マスク張り ・モザイクタイル張り																	
タイルの種類	タイルの大きさ	裏足高さおよび裏面反り																	
・外装タイル	・小口平以上 ・二丁掛以下	・裏足高さ 0.9 mm 以下、かつ裏面反り ±0.7 mm 以下																	
・ユニットタイル	・50二丁以下	・上記以外																	
・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法（改仕 4.4.9）	<p>(1)浮き部分の補修に使用するアンカーピンの本数</p> <p>※一般部分 16 本/m²、指定部分（見上げ面、ひさしのはな、まぐさ・隅角部分等）25 本/m²</p> <p>改仕 図 4.3.1 標準配置グリッドによる</p> <p>(7)アンカーピン固定用エポキシ樹脂の注入量</p> <p>※挿入孔 1 か所当たり 25ml</p>																		
・アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法（改仕 4.4.10）	<p>(1)浮き部分の補修に使用するアンカーピンの本数</p> <p>※改仕 4.3.12(1)による</p> <p>(2)アンカーピン固定用エポキシ樹脂の注入量（改仕 4.3.11(7)）</p> <p>※挿入孔 1 か所当たり 25ml</p> <p>(6)注入量</p> <p>※注入孔 1 か所当たり 25ml</p>																		
・アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法（改仕 4.4.11）	<p>(1)浮き部分の補修に使用するアンカーピンの本数</p> <p>※改仕 4.3.12(1)による</p> <p>(1)アンカーピン固定用エポキシ樹脂の注入量（改仕 4.3.11(7)）</p> <p>※挿入孔 1 か所当たり 25ml</p> <p>(4)注入量</p> <p>※注入孔 1 か所当たり 50ml</p>																		
・注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法（改仕 4.4.12）	<p>(1)浮き部分の補修に使用する注入口付アンカーピンの本数</p> <p>※改仕 4.3.14(1)による</p> <p>(9)注入用エポキシ樹脂の注入量</p> <p>※注入孔 1 か所当たり 25ml</p>																		
・注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法（改仕 4.4.13）	<p>(1)浮き部分の補修に使用する注入口付アンカーピンの本数</p> <p>※改仕 4.3.15(1)による</p> <p>(9)注入用エポキシ樹脂の注入量</p> <p>※注入孔 1 か所当たり 25ml</p>																		
・注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	<p>(1)浮き部分の補修に使用する注入口付アンカーピンの本数</p> <p>※改仕 4.3.15(1)による</p> <p>(4)注入量</p> <p>※注入孔 1 か所当たり 50ml</p>																		

項目	特記事項																																																																																																																																								
（改仕 4.4.14）																																																																																																																																									
・注入口付アンカーピンニングエポキシ樹脂注入タイル固定工法（改仕 4.4.15）	<p>(2)注入口付アンカーピンの本数</p> <p>※浮きの調査結果を基に、浮いているタイル全数を対象とする</p> <p>※施工数量は、特記「1 設計変更の取扱い」を基に精算する</p> <p>(3)改仕 4.3.14 に準ずる</p> <p>(1)浮き部分の補修に使用する注入口付アンカーピンの本数</p> <p>※改仕 4.3.14(1)による</p> <p>(9)注入用エポキシ樹脂の注入量</p> <p>※注入孔 1 か所当たり 25ml</p>																																																																																																																																								
・目地改修工法（改仕 4.4.16）	<p>(2)伸縮調整目地改修工法</p> <p>(1)(a)伸縮調整目地の位置及び寸法</p> <p>位置： ・図示 ・改仕 表 4.4.2 による</p> <p>寸法： ※幅 20 mm 以上×深さ 10 mm 以上 ・図示</p> <p>(1)(c)目地のシーリング（改仕 3.7.2 による）</p> <p>(1)シーリング材は、JIS A 5758（建築用シーリング材）による</p> <p>(2)シーリング材の種類及び施工箇所：改仕 表 3.7.1 及び下表による</p> <p>※MS-2 変性シリコン系</p> <p>※既存の伸縮調整目地のシーリング材を打替える場合は改仕 表 3.7.5 シーリング再充填工法による</p> <p>※MS-2 変性シリコン系</p>																																																																																																																																								
5 節 仕上塗材仕上げ外壁等の改修																																																																																																																																									
・材料（改仕 4.5.2）	<p>(2)仕上塗材の種類（呼び名）、仕上げの形状及び工法（改仕 表 4.5.1）： ※下表による</p> <p>(3)複層仕上塗材及び可とう形改修塗材の耐候性（JIS A 6909）： ※下表による</p> <p>(4)複層仕上塗材及び可とう形改修塗材の上塗材（改仕 表 4.5.2）： ※下表による</p> <p>・薄付け仕上塗材（施工箇所： ）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼び名</th> <th>仕上げの形状</th> <th>工法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・外装薄塗材 Si</td> <td>・砂壁状</td> <td>・吹付け</td> </tr> <tr> <td>・可とう形外装薄塗材 Si</td> <td>・ゆず肌状</td> <td>・こて塗り</td> </tr> <tr> <td>・外装薄塗材 E</td> <td>・さざ波状</td> <td>・ローラー塗り</td> </tr> <tr> <td>・可とう形外装薄塗材 E</td> <td>・平たん状</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・防水形外装薄塗材 E</td> <td>・凹凸状</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・外装薄塗材 S</td> <td>・着色骨材砂壁状</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・厚付け仕上塗材（施工箇所： ）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼び名</th> <th>仕上げの形状</th> <th>工法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・外装厚塗材 C [注(3)]</td> <td>・吹放し凸部処理</td> <td>・吹付け</td> </tr> <tr> <td>・外装厚塗材 Si [注(2)]</td> <td>・平たん状</td> <td>・こて塗り</td> </tr> <tr> <td>・外装厚塗材 E [注(2)]</td> <td>・凹凸状</td> <td>・ローラー塗り</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ひき起こし</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・かき落とし</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注(2)：上塗材（・適用する ・適用しない）</p> <p>注(3)：セメントスタッコ以外の上塗材（・図示 ・ ）</p> <p>・複層仕上塗材（施工箇所： ）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">呼び名</th> <th rowspan="2">仕上げ形状</th> <th rowspan="2">工法</th> <th rowspan="2">耐候性</th> <th colspan="3">上塗材</th> </tr> <tr> <th>溶媒</th> <th>樹脂</th> <th>外観</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・複層塗材 CE</td> <td>・ゆず肌状</td> <td>・吹付け</td> <td>・1種</td> <td>・溶剤系</td> <td>・アクリル系</td> <td>※つやあり</td> </tr> <tr> <td>・複層塗材 RE</td> <td>・凸部処理</td> <td>・ローラー</td> <td>・2種</td> <td>・弱溶剤系</td> <td>・シリカ系</td> <td>・つやなし</td> </tr> <tr> <td>・複層塗材 Si</td> <td>凹凸模様</td> <td>塗り</td> <td>※3種</td> <td>※水系</td> <td>・ポリウレタン系</td> <td>・メタリック</td> </tr> <tr> <td>・複層塗材 E</td> <td>・さざ波状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※アクリルシリコン系</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・可とう形複層塗材 CE</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・ふっ素系</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・防水形複層塗材 CE</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・防水形複層塗材 RE</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・防水形複層塗材 E</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・可とう形改修用仕上塗材（施工箇所： ）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">呼び名</th> <th rowspan="2">仕上げ形状</th> <th rowspan="2">工法</th> <th rowspan="2">耐候性</th> <th colspan="3">上塗材</th> </tr> <tr> <th>溶媒</th> <th>樹脂</th> <th>外観</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・可とう形改修塗材 E</td> <td>・平たん状</td> <td>・吹付け</td> <td>・1種</td> <td>・溶剤系</td> <td>・アクリル系</td> <td>※つやあり</td> </tr> <tr> <td>・可とう形改修塗材 RE</td> <td>・さざ波状</td> <td>・ローラー</td> <td>・2種</td> <td>・弱溶剤系</td> <td>・シリカ系</td> <td>・つやなし</td> </tr> <tr> <td>・可とう形改修塗材 CE</td> <td>・ゆず肌状</td> <td>塗り</td> <td>※3種</td> <td>※水系</td> <td>・ポリウレタン系</td> <td>・メタリック</td> </tr> </tbody> </table>	呼び名	仕上げの形状	工法	・外装薄塗材 Si	・砂壁状	・吹付け	・可とう形外装薄塗材 Si	・ゆず肌状	・こて塗り	・外装薄塗材 E	・さざ波状	・ローラー塗り	・可とう形外装薄塗材 E	・平たん状		・防水形外装薄塗材 E	・凹凸状		・外装薄塗材 S	・着色骨材砂壁状		呼び名	仕上げの形状	工法	・外装厚塗材 C [注(3)]	・吹放し凸部処理	・吹付け	・外装厚塗材 Si [注(2)]	・平たん状	・こて塗り	・外装厚塗材 E [注(2)]	・凹凸状	・ローラー塗り		・ひき起こし			・かき落とし		呼び名	仕上げ形状	工法	耐候性	上塗材			溶媒	樹脂	外観	・複層塗材 CE	・ゆず肌状	・吹付け	・1種	・溶剤系	・アクリル系	※つやあり	・複層塗材 RE	・凸部処理	・ローラー	・2種	・弱溶剤系	・シリカ系	・つやなし	・複層塗材 Si	凹凸模様	塗り	※3種	※水系	・ポリウレタン系	・メタリック	・複層塗材 E	・さざ波状				※アクリルシリコン系		・可とう形複層塗材 CE					・ふっ素系		・防水形複層塗材 CE							・防水形複層塗材 RE							・防水形複層塗材 E							呼び名	仕上げ形状	工法	耐候性	上塗材			溶媒	樹脂	外観	・可とう形改修塗材 E	・平たん状	・吹付け	・1種	・溶剤系	・アクリル系	※つやあり	・可とう形改修塗材 RE	・さざ波状	・ローラー	・2種	・弱溶剤系	・シリカ系	・つやなし	・可とう形改修塗材 CE	・ゆず肌状	塗り	※3種	※水系	・ポリウレタン系	・メタリック
呼び名	仕上げの形状	工法																																																																																																																																							
・外装薄塗材 Si	・砂壁状	・吹付け																																																																																																																																							
・可とう形外装薄塗材 Si	・ゆず肌状	・こて塗り																																																																																																																																							
・外装薄塗材 E	・さざ波状	・ローラー塗り																																																																																																																																							
・可とう形外装薄塗材 E	・平たん状																																																																																																																																								
・防水形外装薄塗材 E	・凹凸状																																																																																																																																								
・外装薄塗材 S	・着色骨材砂壁状																																																																																																																																								
呼び名	仕上げの形状	工法																																																																																																																																							
・外装厚塗材 C [注(3)]	・吹放し凸部処理	・吹付け																																																																																																																																							
・外装厚塗材 Si [注(2)]	・平たん状	・こて塗り																																																																																																																																							
・外装厚塗材 E [注(2)]	・凹凸状	・ローラー塗り																																																																																																																																							
	・ひき起こし																																																																																																																																								
	・かき落とし																																																																																																																																								
呼び名	仕上げ形状	工法	耐候性	上塗材																																																																																																																																					
				溶媒	樹脂	外観																																																																																																																																			
・複層塗材 CE	・ゆず肌状	・吹付け	・1種	・溶剤系	・アクリル系	※つやあり																																																																																																																																			
・複層塗材 RE	・凸部処理	・ローラー	・2種	・弱溶剤系	・シリカ系	・つやなし																																																																																																																																			
・複層塗材 Si	凹凸模様	塗り	※3種	※水系	・ポリウレタン系	・メタリック																																																																																																																																			
・複層塗材 E	・さざ波状				※アクリルシリコン系																																																																																																																																				
・可とう形複層塗材 CE					・ふっ素系																																																																																																																																				
・防水形複層塗材 CE																																																																																																																																									
・防水形複層塗材 RE																																																																																																																																									
・防水形複層塗材 E																																																																																																																																									
呼び名	仕上げ形状	工法	耐候性	上塗材																																																																																																																																					
				溶媒	樹脂	外観																																																																																																																																			
・可とう形改修塗材 E	・平たん状	・吹付け	・1種	・溶剤系	・アクリル系	※つやあり																																																																																																																																			
・可とう形改修塗材 RE	・さざ波状	・ローラー	・2種	・弱溶剤系	・シリカ系	・つやなし																																																																																																																																			
・可とう形改修塗材 CE	・ゆず肌状	塗り	※3種	※水系	・ポリウレタン系	・メタリック																																																																																																																																			

項目	特記事項																											
	※アクリルシリコン系 ・ふっ素系																											
	(6)防火材料の使用範囲： ・図示																											
・既存塗膜等の除去、下地処理及び下地調整 (改仕 4.5.4)	<p>(1)既存塗膜の劣化部の除去、下地処理及び下地調整の工法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(ア)サンダー工法 ・(イ)高圧水洗工法 ・(ウ)塗膜はく離剤工法 ・(エ)水洗い工法 <p>(2)下地調整でのポリマーセメントモルタル： ・使用しない ・使用する</p> <p>(3)(ア)サンダー工法の処理範囲： ※既存下地面全体 ・図示 下地処理（下地のひび割れ部等の補修）の工法： ・2節を適用 ・3節を適用</p> <p>(4)(イ)高圧水洗工法の処理範囲： ※既存下地面全体 ・図示 下地処理（下地のひび割れ部等の補修）の工法： ・2節を適用 ・3節を適用 ※石綿含有成形板の塗装改修の場合は、原則として使用しないこと</p> <p>(5)(ウ)塗膜はく離剤工法の処理範囲： ※既存下地面全体 ・図示 下地処理（下地のひび割れ部等の補修）の工法： ・2節を適用 ・3節を適用</p> <p>(6)(エ)水洗い工法の処理範囲： ※改仕 4.5.4(6)(ア)による ・図示 下地処理（下地のひび割れ部等の補修）の工法： ・2節を適用 ・3節を適用 工法： ※高圧水洗浄 10Mpa 程度 ・デッキブラシ 石綿含有仕上塗材の外壁は 10Mpa 程度の水洗いとする</p>																											
6節 マスチック塗材塗り仕上げ外壁等の改修																												
・材料及び工法 (改仕 4.6.2)	<p>○施工は全国マスチック事業共同組合連合会の所属員で、同会実施の検定試験合格者を有する業者によるものとする。</p> <p>○著しい不陸は、JIS A 6203（セメント混入ポリマーディスペーション）による接着剤混入モルタルで下地調整をする。</p> <p>(1)既存塗膜等の除去、下地処理及び下地調整【(改仕 4.5.4)による】</p> <p>(1)既存塗膜の劣化部の除去、下地処理及び下地調整の工法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(ア)サンダー工法 ・(イ)高圧水洗工法 ・(ウ)塗膜はく離剤工法 ・(エ)水洗い工法 <p>(2)下地調整でのポリマーセメントモルタル： ・使用しない ・使用する</p> <p>(3)(ア)サンダー工法の処理範囲： ※既存下地面全体 ・図示 下地処理（下地のひび割れ部等の補修）の工法： ・2節を適用 ・3節を適用</p> <p>(4)(イ)高圧水洗工法の処理範囲： ※既存下地面全体 ・図示 下地処理（下地のひび割れ部等の補修）の工法： ・2節を適用 ・3節を適用 ※石綿含有成形板の塗装改修の場合は、原則として使用しないこと</p> <p>(5)(ウ)塗膜はく離剤工法の処理範囲： ※既存下地面全体 ・図示 下地処理（下地のひび割れ部等の補修）の工法： ・2節を適用 ・3節を適用</p> <p>(6)(エ)水洗い工法の処理範囲： ※改仕 4.5.4(6)(ア)による ・図示 下地処理（下地のひび割れ部等の補修）の工法： ・2節を適用 ・3節を適用 工法： ※高圧水洗浄 10Mpa 程度 ・デッキブラシ 石綿含有仕上塗材の外壁は 10Mpa 程度の水洗いとする</p>																											
7節 外壁用塗膜防水材による改修																												
・材料 (改仕 4.7.2)	<p>(1)外壁用アクリルゴム系防水材（JIS A 6021）による</p> <p>(2)仕上げの形状及び工法（改仕 表 4.7.1）： ※下表による</p> <p>(4)仕上塗料の耐候性（JIS A 6909）： ※下表による</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">仕上げ形状</th> <th rowspan="2">工法</th> <th rowspan="2">耐候性</th> <th colspan="3">仕上塗料</th> </tr> <tr> <th>溶媒</th> <th>樹脂</th> <th>外観</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・凹凸状 [注(6)] ・凸部処理 [注(6)]</td> <td>・吹付け</td> <td>※1種 ・2種</td> <td>・溶剤系 ・弱溶剤系</td> <td>・アクリル系 ・アクリルウレタン系</td> <td>・つやあり ・つやなし</td> </tr> <tr> <td>・ゆず肌状 ・さざ波状</td> <td>・ローラー塗り</td> <td>・3種</td> <td>・水系</td> <td>・アクリルシリコン系 ・ふっ素系</td> <td>・メタリック</td> </tr> <tr> <td>・砂壁状 [注(7)] ・じゅらく状 [注(7)]</td> <td>・吹付け ・こて塗り</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)6：凹凸状及び凸部処理の場合の模様剤の種類： ※製造所の指定による (注)7：砂壁状、じゅらく状等とする場合の模様材の種類： ※製造所の指定による</p>	仕上げ形状	工法	耐候性	仕上塗料			溶媒	樹脂	外観	・凹凸状 [注(6)] ・凸部処理 [注(6)]	・吹付け	※1種 ・2種	・溶剤系 ・弱溶剤系	・アクリル系 ・アクリルウレタン系	・つやあり ・つやなし	・ゆず肌状 ・さざ波状	・ローラー塗り	・3種	・水系	・アクリルシリコン系 ・ふっ素系	・メタリック	・砂壁状 [注(7)] ・じゅらく状 [注(7)]	・吹付け ・こて塗り				
仕上げ形状	工法				耐候性	仕上塗料																						
		溶媒	樹脂	外観																								
・凹凸状 [注(6)] ・凸部処理 [注(6)]	・吹付け	※1種 ・2種	・溶剤系 ・弱溶剤系	・アクリル系 ・アクリルウレタン系	・つやあり ・つやなし																							
・ゆず肌状 ・さざ波状	・ローラー塗り	・3種	・水系	・アクリルシリコン系 ・ふっ素系	・メタリック																							
・砂壁状 [注(7)] ・じゅらく状 [注(7)]	・吹付け ・こて塗り																											

項目	特記事項
	(注)8：仕上塗料の種類： ・上表による ・製造所の指定による
・施工一般 (改仕 4.7.3)	(4,5)下地挙動緩衝材の使用： ・使用する ※下地挙動緩衝材は、コンクリート面及びモルタル面の幅 2.0 mm未滿のひび割れ部に対し、樹脂注入工法及びじりカットシール材充填工法の代替工法として用いられ、施工時の騒音及び粉じんの低減及び工期短縮が期待できる。（建築改修工事監理指針 4.7.3(3)）
建築改修工事監理指針 4章 9節 「改修標仕」以外の外壁改修	
・外壁複合改修工法 (改修指針 4.9.2)	<p>(1)外壁複合改修工法（ピンネット工法）</p> <p>種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポリマーセメント系外壁複合改修工法 ・透明樹脂系外壁複合改修工法 ・不透明樹脂系外壁複合改修工法 <p>※材料・工法の例示（ ）</p> <p>参考資料：「外壁改修工法ガイドブック第2版」（一社）外壁複合改修工法協議会</p> <p>施工箇所： ・図示 ・</p>

5章 建具改修工事

項目	特記事項
1節 共通事項	
※一般事項	<p>※本章で用いるステンレス鋼は特記なき限り材質は、SUS304とし、表面仕上げは「建具のくつずり：2B、その他：#400」とする。</p> <p>※防音・断熱・耐震ドアセット・サッシは、性能による種類が定められていない場合、同等以上の性能を有する製品を採用する。</p> <p>※電気配管などは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）による。</p> <p>※引違い建具落下防止機構</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神戸市型 ・建具製造所の仕様による <p>※上部と下部にメーカー仕様の落下防止機構があるものとし、下部の落下防止機構は金属製のフック状のものとする。上部の落下防止機構は素手では簡単に解除できないもので、ドライバー等を用いて解除できるものとする。</p> <p>(a) 神戸市型の障子の落下防止機構を設ける場合は特記による。特記がなければ建具製造所の仕様による。</p> <p>(b) 神戸市型の障子の落下防止機構は、下記の機能を備えた特記製造所の製品とし、外側の障子の上かまちに内蔵する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) バネ等の弾性にたよらず、はずれ止めが作動すること。 (2) 素手では簡単に解除できないもので、ドライバー等を用いて解除できるもの。 (3) 障子を閉めることによって自動的にロックできるもの。
※改修工法 (改仕 5.1.3)	<p>※(1)既存建具の改修工法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図示 ・かぶせ工法 ・撤去工法 <p>※撤去工法の場合の取付け下地は(a)～(c)による。</p> <ol style="list-style-type: none"> 躯体にあと施工アンカーを打込み、サッシアンカーを溶接する。 あと施工アンカーの径、間隔は特記による。特記がなければ径9mm、間隔500mmとする。 あと施工アンカーの打込み長さは、躯体に50mm以上とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・(2)新規建具の為の壁開口部： ※図示
・防火戸、防火シャッター及び防煙シャッター (改仕 5.1.4)	<p>(1)防火戸の適用： ※建具表及び建具キープランによる</p> <p>(3)連動機能</p> <p>※建具表及び建具キープランによる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・煙感知器 ・熱感知器 ・ヒューズ装置 <p>防火戸等の自動閉鎖装置は、国土交通大臣が定めた構造方法又は、認定品とする。</p>
・建具見本の制作 (改仕 5.1.5)	<p>(1)建具見本の製作： ・不要 ・要（※図示）</p> <p>(2)(ア)特殊な建具の仮組： ・不要 ・要（※図示）</p>
・取付け調整等 (改仕 5.1.6)	<p>(3)ブラインドボックス等の再使用</p> <p>※図示</p>
・その他 (改仕 5.1.7)	<p>(2)防犯建物部品の適用</p> <p>指定建物錠の防犯性能の適用 ※する（建具表による） ・しない</p> <p>耐ピッキング性能 ・5分未満 ・5分以上 ※10分以上</p> <p>耐鍵穴壊し性能 ・5分未満 ・5分以上 ※10分以上</p> <p>耐サムターン回し性能 ・なし（5分未満） ※あり（5分以上）</p> <p>耐カム送り解錠性能 ・なし（5分未満） ※あり（5分以上）</p> <p>耐こじ破り性能 ・なし（5分未満） ※あり（5分以上）</p> <p>指定建物錠とは、建物の外部出入口用に用いるシリンダー錠・シリンダー・サムターンが該当</p>
2節 アルミニウム製建具	
・性能及び構造 (改仕 5.2.2)	<p>(1)性能及び構造 ※JIS規格による JIS A 4706（サッシ） JIS A 4702（ドアセット）</p> <p>(2)性能値等</p> <p>※(ア)耐風圧性、気密性及び水密性（改仕表 5.2.1）並びに枠の見込み寸法</p> <p>種別： ・A種 ・B種 ・C種</p> <p>枠の見込み寸法 ※建具表による ・70mm ・100mm</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(イ)防音ドア、防音サッシ（遮音性の等級） 等級 ・T-1 ・T-2 ・T-3 ・T-4 ・(ウ)断熱ドアセット、サッシ（断熱性の等級） 等級 ・H-1 ・H-2 ・H-3 ・H-4 ・H-5
・材料 (改仕 5.2.3)	<p>(5)(イ)網戸等の防虫網</p> <p>形式： ・外面納まり可動式 ・外面納まり固定式</p> <p>網の材種 ※合成樹脂製 ・ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ステンレス製（SUS316）</p>

項目	特記事項
・形状及び仕上げ (改仕 5.2.4)	<p>線径 ※0.25mm以上</p> <p>網目 ※16～18メッシュ</p> <p>(3)表面処理（改仕表 5.2.2 表面処理の種別）</p> <p>色： ・標準色（色合い：※図示） ・特注色（色合い：※図示）</p> <p>種別： ・図示 ・AB-1種 ・AB-2種 ・AC-1種 ・AC-2種 ・C種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過酷な環境の屋外： ・BA-1種 ・BA-2種 ・一般的な環境の屋外： ※BB-1種 ・BB-2種 ・屋内： ※BC-1種 ・BC-2種 ・常温乾燥型の塗装： ・図示 <p>(4)ステンレス製くつずりの仕上げ： ※2B ・HL ・図示</p> <p>(6)結露水の処理方法 ※製造所の指定とする ・図示</p>
・工法 (改仕 5.2.5)	<p>(1)加工及び組立</p> <p>(ウ)水切り板： ・取付ける ・取付けない</p> <p>ぜん板： ・取付ける ・取付けない</p>
3節 樹脂製建具	
・性能及び構造 (改仕 5.3.2)	<p>(1)性能及び構造 ※JIS規格による JIS A 4706（サッシ） JIS A 4702（ドアセット）</p> <p>(2)性能値等</p> <p>※(ア)耐風圧性、気密性及び水密性（改仕表 5.3.1）並びに枠の見込み寸法</p> <p>種別（外部に面する建具）： ・A種 ・B種 ・C種</p> <p>枠の見込み寸法 ※図示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(イ)防音ドア、防音サッシ（遮音性の等級） 等級 ・T-1種 ・T-2種 ・(ウ)断熱ドア、断熱サッシ（断熱性の等級） 等級 ・H-4種 ・H-5種 ・H-6種 ・H-7種 ・H-8種 ・(エ)外部に面する建具の日射熱取得性の等級 等級 ・N-1 ・N-2 ・N-3
・材料 (改仕 5.3.3)	<p>(5)(イ)網戸等の防虫網</p> <p>形式： ・外面納まり可動式 ・外面納まり固定式</p> <p>網の材種 ※合成樹脂製 ・ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ステンレス製（SUS316）</p> <p>線形 ※0.25mm以上</p> <p>網目 ※16～18メッシュ</p> <p>(7)ガラス： 材料は改仕 5.1.4.2(1)による</p> <p>※複層ガラス（ガラスの種類、厚さの組合せ等は建具表による）</p>
・形状及び仕上げ (改仕 5.3.4)	<p>(5)表面色： ・標準色 ・特注色</p> <p>色合い： ※建具表による</p>
・工法 (改仕 5.3.5)	<p>(1)加工及び組立 (イ) 改仕 5.2.5（アルミニウム製建具 工法）</p> <p>(ウ)水切り板 ・取付ける ・取付けない</p> <p>ぜん板 ・取付ける ・取付けない</p>
4節 鋼製建具	
・性能及び構造 (改仕 5.4.2)	<p>(1)性能及び構造 ※JIS規格による JIS A 4706（サッシ） JIS A 4702（ドアセット）</p> <p>(2)性能値</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(ア)簡易気密型ドアセット（改仕表 5.4.1） ・気密性 ※A-3 ・水密性 ※W-1 ・外部に面する鋼製建具の耐風圧性能（改仕表 5.2.1） 等級 ・S-4 ・S-5 ・S-6 ・(イ)耐震ドアの面内変形追随性（面内変形追随性の等級） 等級 ・D-1 ・D-2 ・D-3 (ウ)改仕 5.2.2による ・(イ)防音ドア、防音サッシ（遮音性の等級） 等級 ・T-1 ・T-2 ・T-3 ・T-4 ・(ウ)断熱ドア、断熱サッシ（断熱性の等級） 等級 ・H-1 ・H-2 ・H-3 ・H-4 ・H-5
・材料 (改仕 5.4.3)	<p>(2)建具のくつずり： ※2B ・HL ・図示</p> <p>点検口類のくつずり： ・建具表による ・2B ・HL</p>
・形状及び仕上げ (改仕 5.4.4)	<p>(1)鋼板の厚さ： ※改仕表 5.4.2による ・図示</p> <p>(4)塗装： ※建具表による</p>

項目	特記事項
・標準型鋼製建具 (改仕 5.4.6)	<p>(7)形式・寸法 有効内法寸法 改仕表 5.4.5 形式：・図示 ・片開き ・親子開き ・両開き 寸法：・図示 ・幅 (mm)、高さ (mm)</p> <p>(ウ)改仕 5.4.2～5 までによる 改仕 5.4.2 [性能及び構造] (1)性能及び構造 ※JIS 規格による JIS A 4706 (サッシ) JIS A 4702 (ドアセット) (2)性能値 ・(7)簡易気密型ドアセット (改仕表 5.4.1) ・気密性 ※A-3 ・水密性 ※W-1 ・外部に面する鋼製建具の耐風圧性能 (改仕表 5.2.1) 等級 ・S-4 ・S-5 ・S-6 ・(1)耐震ドアの面内変形追随性 (面内変形追随性の等級) 等級 ・D-1 ・D-2 ・D-3 (ウ)改仕 5.2.2 による ・(1)防音ドア、防音サッシ (遮音性の等級) 等級 ・T-1 ・T-2 ・T-3 ・T-4 ・(ウ)断熱ドア、断熱サッシ (断熱性の等級) 等級 ・H-1 ・H-2 ・H-3 ・H-4 ・H-5</p> <p>改仕 5.4.3 [材料] (2)建具のくつずり： ※2B ・HL ・図示 点検口類のくつずり： ・建具表による ・2B ・HL</p> <p>改仕 5.4.4 [形状及び仕上げ] (1)鋼板の厚さ： ※改仕表 5.4.2 による ・図示 (4)塗装： ※建具表による</p>
5 節 鋼製軽量建具	
・性能及び構造 (改仕 5.5.2)	<p>(1)性能及び構造 ※JIS 規格による JIS A 4706 (サッシ) JIS A 4702 (ドアセット) (2)性能値 ・(7)簡易気密型ドアセット ・気密性 ※A-3 ・(1)耐震ドアの面内変形追随性 (面内変形追随性の等級) 等級 ・D-1 ・D-2 ・D-3 (ウ)改仕 5.2.2(2) による ・(1)防音ドア、防音サッシ (遮音性の等級) 等級 ・T-1 ・T-2 ・T-3 ・T-4 ・(ウ)断熱ドア、断熱サッシ (断熱性の等級) 等級 ・H-1 ・H-2 ・H-3 ・H-4 ・H-5</p>
・材料 (改仕 5.5.3)	<p>(1)鋼板の種類 ・(7)溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯 ・(7)電気亜鉛めっき鋼板及び鋼帯 ・(1)ビニル被覆鋼板 ・カラー鋼板 ・ステンレス鋼板 (5)召合わせ、縦小口包み板等の材質 ※鋼板 ・ステンレス鋼板 ・アルミニウム合金押出型材 (6)防音性能を求める場合の充填剤 ・グラスウール ・ロックウール</p>
・形状及び仕上げ (改仕 5.5.4)	<p>(1)鋼板類の厚さ ※改仕表 5.5.1 による ・図示 (6) 建具のくつずり： ※2B ・HL ・図示</p>
・標準型鋼製軽量建具 (改仕 5.5.6)	<p>(7)形式・寸法 有効内法寸法 改仕表 5.4.5 形式：・図示 ・片開き ・親子開き ・両開き 寸法：・図示 ・幅 (mm)、高さ (mm)</p> <p>(ウ)改仕 5.5.2～5 までによる 改仕 5.5.2 [性能及び構造] (2)性能値</p>

項目	特記事項
	<p>・(7)簡易気密型ドアセット ・気密性 ※A-3 ・(1)耐震ドアセット (面内変形追随性の等級) ・D-1 ・D-2 ・D-3 (ウ) 改仕 5.2.2 による ・(1)防音ドア、防音サッシ (遮音性の等級) ・T-1 ・T-2 ・T-3 ・T-4 ・(ウ)断熱ドア、断熱サッシ (断熱性の等級) ・H-1 ・H-2 ・H-3 ・H-4 ・H-5</p> <p>改仕 5.5.3 [材料] (1)鋼板の種類 ・(7)溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯 ・(7)電気亜鉛めっき鋼板及び鋼帯 ・(1)ビニル被覆鋼板 ・カラー鋼板 ・ステンレス鋼板 (5)召合わせ、縦小口包み板等の材質 ※鋼板 ・ステンレス鋼板 ・アルミニウム押出型材 (6)防音性能を求める場合の充填剤 ・グラスウール ・ロックウール</p> <p>改仕 5.5.4 [形状及び仕上げ] (1)鋼板類の厚さ ※改仕表 5.5.1 による (6)建具のくつずり： ※2B ・HL ・図示</p>
6 節 ステンレス製建具	
・性能及び構造 (改仕 5.6.2)	<p>(1)性能及び構造 ※JIS 規格による JIS A 4706 (サッシ) JIS A 4702 (ドアセット) (2)性能値 ・(7)簡易気密型ドアセット (改仕表 5.4.1) ・気密性 ※A-3 ・水密性 ※W-1 ・外部に面するステンレス製鋼製建具の耐風圧性能 (改仕表 5.2.1) 等級 ・S-4 ・S-5 ・S-6 ・(1)耐震ドアの面内変形追随性 (面内変形追随性の等級) 等級 ・D-1 ・D-2 ・D-3 (ウ)改仕 5.2.2(2) による ・(1)防音ドア、防音サッシ (遮音性の等級) 等級 ・T-1 ・T-2 ・T-3 ・T-4 ・(ウ)断熱ドア、断熱サッシ (断熱性の等級) 等級 ・H-1 ・H-2 ・H-3 ・H-4 ・H-5</p>
・材料 (改仕 5.6.3)	<p>(1)ステンレス鋼板 JIS G 4305 (冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯) による ・図示 ・SUS304 ・SUS430J1L ・SUS443J1</p>
・形状及び仕上げ (改仕 5.6.4)	<p>(4)表面仕上げ ・鏡面 ・バフ () ※HL (6)建具のくつずり： ※ステンレス製 No.2B 仕上げ ・図示</p>
・工法 (改仕 5.6.5)	<p>(1)曲げ加工 ※普通曲げ ・角出し曲げ</p>
7 節 木製建具	
・材料 (改仕 5.7.2)	<p>(1)建具材の加工、組立て時の含水率の種類 (改仕表 5.7.1) ※A種 ・B種 (2) フラッシュ戸の材料 (7)表面材の種類 ・図示 ・合板 [JAS A 0233 (合板)] (・普通合板 ・天然木化粧合板 ・特殊加工化粧合板) ・MDF [JIS A 5905 (繊維板)] (1)表面材の品質 (d)MDF の品質 (JIS A 5905 (繊維板)) 表裏面状態： ・図示 ・素地 MDF (・無研磨板 (RN) ・研磨板 (RS)) ・化粧 MDF (・単板オーバーレイ (DV)・プラスチックオーバーレイ (DO)・塗装 (DC))</p>

項目	特記事項
	<ul style="list-style-type: none"> ・構造用 MDF (・無研磨板 (RN) ・研磨板 (RS)) 曲げ強さ (N/mm²): ・図示 ・30 以上 25 以上 ・15 以上 ・5 以上 耐水性: ・図示 ・普通 (U) ・耐水 1 (M) ・耐水 2 (P) 難燃性: ・図示 ・難燃 2 級 ・難燃 3 級 <p>(3) <u>かまち戸の材料 (樹種)</u> かまち: ・ 鏡板: ・</p> <p>(4) <u>ふすまの種別</u> ・I 型 ・II 型 ふすま紙の上張りの種類 ※図示 ・鳥の子 ・新鳥の子 ・ビニル紙 ・雲花紙</p> <p>(7) <u>接着剤</u> ※F☆☆☆☆規格品又は同等以上とし、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。</p> <p>(9) 枠、くつずりの材料 ※図示 ・</p>
・形状及び仕上げ (改仕 5.7.3)	<p>(1)(4) フラッシュ戸の表面板の厚さ ・図示 ・改仕 表 5.7.6 による</p> <p>(2) 木製建具の見込み寸法 ・図示 ※改仕 表 5.7.7 による</p> <p>(3) 塗装 ※図示</p>
・工法 (改仕 5.7.4)	<p>(1) 定規縁 ・引戸の召合せかまちをいんろう付きとする</p> <p>(3) ふすまの縁の仕上げ ※図示 ・うし塗 ・カシュー樹脂塗料 2 回塗り ・白木仕上げ</p>
8 節 建具用金物	
・材質、形状及び寸法 (改仕 5.8.2)	<p>(3) 金物の種類及び見え掛り部の材質 ※改仕 表 5.8.1 の「特記による」と記載のある金物の適用は建具表による</p> <p>(9)(7) 金属製建具の丁番の枚数・大きさ ・建具表による ・改仕 表 5.8.2 による</p> <p>(10)(7) 樹脂製建具の丁番の枚数・大きさ ・建具表による ・改仕 表 5.8.3 による</p> <p>(11)(7) 木製建具の丁番の枚数・大きさ ・建具表による ・改仕 表 5.8.4 による</p> <p>(7) 戸車及びレール ・建具表による ・改仕 表 5.8.5 による</p> <p>参考 JIS A 5545 (サッシ用金物)</p>
・取付け施工 (改仕 5.8.3)	<p>(1) 握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置 ※建具表による</p>
・鍵 (改仕 5.8.4)	<p>(1) マスターキー ・今回製作する建具のキーを既存マスターキー系統に合わせる 《合わせるマスターキーの系統 (系統)》 ・新規マスターキー : ・製作する ・製作しない ※マスターキーについては施設管理者及び監督員と協議する。</p> <p>(3) 鍵の製作本数 出荷時の子鍵本数 ※3 本 ・ 本 鍵箱: ・必要 ・不要</p>
9 節 自動ドア開閉装置	
・性能・機構 (改仕 5.9.2)	<p>(2) 戸の開閉方式: ※建具表による ・片引き ・引き分け</p> <p>(3) 開閉装置の性能 ※(7) 駆動装置の性能 改仕 表 5.9.1 ※建具表による ・SSLD-1 ・SSLD-2 ・DSL D-1 ・DSL D-2 ・防錆の適用</p> <p>・(4) 車椅子使用者用便房出入口に設置される引き戸用駆動装置の性能 ・図示 ・改仕 表 5.9.2 による ・防錆の適用</p> <p>・(7) 引き戸用検出装置の性能 ・図示 ・改仕 表 5.9.3 による ・防錆の適用</p>

項目	特記事項
	<p>(4) 引き戸用検出装置の種類 改仕 表 5.9.4 ・光線 (反射) センサー ・熱線センサー ・音波センサー ・光電センサー ・電波センサー ・タッチスイッチ: (・無線式 ・光線式) ・押しボタンスイッチ ・車椅子使用者用便房用操作スイッチ: (・押しボタンスイッチ ・非接触スイッチ)</p> <p>(9) 凍結防止装置 ・有り ・無し</p>
10 節 自閉式上吊り引戸装置	
・性能等 (改仕 5.10.3)	<p>(2) 性能 ・図示 ※改仕 表 5.10.1 による (適用戸の総質量: ・40kg 以下 ・40kg 超)</p>
11 節 重量シャッター	
・一般事項 (改仕 5.11.1)	<p>※ JIS A 4705 (重量シャッター構成部材) ※ 防煙シャッターは、国土交通大臣認定品とする。 平成 17 年 12 月 1 日国土交通省告示第 1392 号に適合するもの</p>
・形式及び機構 (改仕 5.11.2)	<p>(1) 種類 ・管理用シャッター ・外壁用防火シャッター ・屋内用防火シャッター ・防煙シャッター</p> <p>(2) 外壁開口部に設ける重量シャッターの耐風圧強度 ・図示 ・50kgf/m² (490Pa) ・80kgf/m² (785Pa) ・120kgf/m² (1177Pa)</p> <p>(3) 開閉方式 改仕 表 5.11.1 による ※電動式 (手動併用) ・手動式</p> <p>(4) 安全装置 ※(7) 電動式シャッターの不測の落下に備えた安全装置 ・急降下制動装置 ・急降下停止装置等 設置個所 ・図示</p> <p>※(4) 電動式シャッターの障害物感知装置 設置個所 ・図示</p> <p>※(7) 屋内用防火シャッター若しくは防煙シャッターの危害防止機構 設置個所 ・図示</p> <p>(6) 管理用シャッターのシャッターケース ※設ける ・設けない</p>
・材料 (改仕 5.11.3)	<p>(1) スラット及びシャッターケース用鋼板の種類 ・JIS G 3302 (溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) ・JIS G 3312 (塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) ・図示 ・ めっきの付着量 ・図示 ・Z12 ・F12</p>
12 節 軽量シャッター	
・一般事項 (改仕 5.12.1)	<p>※ JIS A 4704 (軽量シャッター構成部材) 及び軽量シャッターの製造所の仕様</p>
・形式及び機構 (改仕 5.12.2)	<p>(1)(7) 開閉形式 改仕 表 5.12.1 による ※手動式 ・電動式 (手動併用)</p> <p>(2) 耐風圧性能 ・図示 ・50kgf/m² (490Pa) ・65kgf/m² (637Pa) ・80kgf/m² (785Pa)</p>
・材料 (改仕 5.12.3)	<p>スラットの材質 ・(7) 塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯 (JIS G 3312) めっきの付着量: ・図示 ・Z06 ・F06 ・(4) 塗装溶融 55% アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯 (JIS G 3322) めっきの付着量: ・図示 ・AZ90</p>
・形状及び仕上げ (改仕 5.12.4)	<p>(2) <u>スラットの形状</u> ・インターロッキング形 ・オーバーラッピング形</p>
・パイプシャッター	<p>開閉機能 ※手動式 ・上部電動式 (手動併用) 材質 ・ステンレス ・スチール 機構・工法 ※改仕 5 章 12 節 軽量シャッターを準用 (スラット部分を除く) パイプ間隔 70 mm 格子間隔 500 mm</p>

項目	特記事項										
	パイプ外径 (シャッター内法<3m) 13 mm (3m≦内法<6m) 16 mm (6m≦内法) 19 mm										
13節 オーバーヘッドドア											
・一般事項 (改仕 5.13.1)	(2) JIS A 4715 (オーバーヘッドドア構成部材) 及びオーバーヘッドドア製造所の仕様による										
・形式及び機構 (改仕 5.13.2)	(1) セクション材料による区別 ※スチールタイプ ・アルミニウムタイプ ・ファイバーグラスタイプ (2) 耐風圧性能 ・建具表による ・50 (500Pa) ・75 (750Pa) ・100 (1000Pa) ・125kgf/m ² (1250Pa) ・ (3) 開閉方式による種類 ※バランス式 ・チェーン式 ・電動式 (4) 収納形式による区分 ・スタンダード形 ・ローヘッド形 ・ハイリフト形 ・パーチカル形										
・材料 (改仕 5.13.3)	(2) ガイドレールの材料 ※溶融亜鉛めっき鋼板 (めっき付着量 Z27) ・ステンレス鋼板 (改仕 5.6.3(1))										
14節 ガラス											
・材料 (改仕 5.14.2)	(1) 板ガラスの種類 ※(ア)~(ケ)の各種板ガラスの種類・厚さ・性能等は建具表による (2) ガラス留め材 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>建具の種類</th> <th>材質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アルミニウム製</td> <td>・シーリング材 ※ガスケット (※グレイジングチャンネル・グレイジングビード・図示・) ・パテ (・1種 ※2種) ・建具表による</td> </tr> <tr> <td>鋼製</td> <td>※シーリング材 ・パテ (・1種 ※2種) ・建具表による</td> </tr> <tr> <td>ステンレス製</td> <td>※シーリング材 ・パテ (・1種 ※2種) ・建具表による</td> </tr> <tr> <td>木製</td> <td>※パテ (木製用) ・建具表による</td> </tr> </tbody> </table> <p>※はめ殺し、アルミプレート及び網入りガラス留め材はシーリング材とする。 ※シーリング材については、改仕 3章 7節による。 ※ガスケットについては JIS A 5756 (建築用ガスケット) による ※金属製建具用パテは JIS A 5752 による。</p>	建具の種類	材質	アルミニウム製	・シーリング材 ※ガスケット (※グレイジングチャンネル・グレイジングビード・図示・) ・パテ (・1種 ※2種) ・建具表による	鋼製	※シーリング材 ・パテ (・1種 ※2種) ・建具表による	ステンレス製	※シーリング材 ・パテ (・1種 ※2種) ・建具表による	木製	※パテ (木製用) ・建具表による
建具の種類	材質										
アルミニウム製	・シーリング材 ※ガスケット (※グレイジングチャンネル・グレイジングビード・図示・) ・パテ (・1種 ※2種) ・建具表による										
鋼製	※シーリング材 ・パテ (・1種 ※2種) ・建具表による										
ステンレス製	※シーリング材 ・パテ (・1種 ※2種) ・建具表による										
木製	※パテ (木製用) ・建具表による										
・ガラス溝の寸法、 形状等 (改仕 5.14.3)	(1) ガラス溝の寸法、形状等 ※建具の製造所の仕様による ・図示 ・										
・工法 (改仕 5.14.4)	※外部に面する網入りガラス等の小口全周はサンダー掛けによりワイヤーをカットした上で防錆塗料等により防錆処理をし、下側ガラス溝に排水用水抜き穴を設ける。										
・ガラスブロック積み (改仕 5.14.5)	(1) 材料 JIS A 5212 (ガラスブロック (中空)) (ア) 表面形状：・図示 ・正方形 ・長方形 呼び寸法：・図示 ・ 厚さ：・図示 ・80 mm ・95 mm ・125 mm ガラスの色 ・無色 ・着色 模様による種類 ・拡散ガラスブロック ・指向ガラスブロック (イ) 壁用金属枠及び補強材 ※図示 ・ (カ) 力骨 ※SUS304、φ5.5 mmのはしご形状複筋及び単筋 ・図示 ・ (サ) シーリング材の種類： ※図示 ・ (改仕 3章 7節 による) (シ) 金属製化粧カバーの材質、寸法及び形状： ※図示 ・ (2) 工法 (ア) 建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 ※告示に基づく耐風圧計算資料を監督員に提出し承認を得ること ・下地について、引張試験を実施し強度を確認すること (イ) 壁用金属枠の取付け： ※図示 ・ (ウ) ガラスブロック積みの工法										

項目	特記事項
	(a) 目地幅 ・平積み： ※図示 ・8 mm以上 15 mm以下 ・ ・曲面積み： ※図示 ・曲率半径をガラスブロックの幅寸法の10倍以上とし、外側15 mm以下、内側6 mm以上 (b) 伸縮調整目地： ※6m以下ごとに10~25 mm ・ (i) 伸縮調整目地部の横力骨の納まり： ※図示 ・ガラスブロック製造所の仕様による

6章 内装改修工事

項目	特記事項									
1節 共通事項										
※一般事項 (改仕 6.1.1)	※内装材で、告示対象建材 (各章共通事項⑤室内空気汚染対策 による) に該当するものは、F☆☆☆☆規格品又は同等以上とする。 ※接着剤はフタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しない、放散が極めて少ないものとする。 ※木材の利用にあたっては、「神戸市の建築物等における建築物等における木材利用の促進に関する方針」及び同方針に基づき定める「神戸市公共建築物等における木材利用の促進に関する指針」に配慮し、地域産木材の積極的な活用に努めること。 ※木材利用を指定されている部分について、現場条件等により維持管理上、指定された条件以上の配慮が必要な場合は、監督員と協議を行うこと。 「地域産木材」とは、兵庫県内の森林等から搬出された原木を原材料として加工された木材をいい、加工にかかる輸送過程で排出される二酸化炭素量を考慮し、可能な限り神戸市及びその近隣で加工されたものをいう。 「県産木材」とは、兵庫県産木材の利用促進に関する条例（平成 29 年 6月12日兵庫県条例第 19 号）第 2 条第 2 号に規定するものをいう。 「神戸市産木材」とは、神戸市内の森林等から搬出された原木を原材料として加工された木材をいう。なお、加工にかかる輸送過程で排出される二酸化炭素量を考慮し、可能な限り神戸市及びその近隣で加工されたものとする。									
・他の部位との取り合い等 (改仕 6.1.3)	(2)間仕切り壁撤去に伴う天井、壁及び床の改修範囲 ※図示： ・壁厚程度 (3)天井内の既存壁の撤去に伴う天井改修範囲 ※図示 ・両側 600mm 程度 (5)天井撤去に伴う壁面の改修 ※図示 ・既存のまま									
2節 既存床の撤去及び下地補修										
・工法 (改仕 6.2.2)	(1)既存床仕上げ材の除去等 (7)ビニル床シート等の除去等 (c)浮き、欠損部等による下地モルタルの撤去： ・行う ・行わない (i)合成樹脂塗床材の除去等 ・機械的除去工法 ・目荒し工法									
3節 既存壁の撤去及び下地補修										
・工法 (改仕 6.3.2)	(1)コンクリート間仕切壁等の撤去 (4)撤去に伴う構造体の補修 ※モルタル塗替え工法 (改仕 4.3.10 による) ・図示									
5節 木下地等										
・一般事項 (改仕 6.5.1)	(3)新設木材の見え掛り面の表面仕上げ程度 ※プレーナー加工仕上げ ・超自動機械かな仕上げ ・サンダー掛け仕上げ (6)木材の産地 下表使用箇所について、杉・桧は県産木材を原則とし、その他の樹種は国産木材（地域産木材が望ましい。）を使用すること。※WTO 政府調達協定に係る建設工事には適用しない。 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>使用箇所</th> <th>樹種</th> <th>産地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・</td> <td>・杉 ・桧</td> <td>※県産木材 ・国産材</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td>・県産木材 ・国産材</td> </tr> </tbody> </table> <p>神戸市産木材の活用 木材の利用において JAS 材等の品質や性能等の指定のある部分を除き、神戸市産木材の調達が可能場合は、神戸市産木材への代替について監督員と協議を行うものとする。協議の結果、変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。</p>	使用箇所	樹種	産地	・	・杉 ・桧	※県産木材 ・国産材	・		・県産木材 ・国産材
使用箇所	樹種	産地								
・	・杉 ・桧	※県産木材 ・国産材								
・		・県産木材 ・国産材								
・木材 (改仕 6.5.2)	(1)施工一般 (i)木材の含水率 改仕 表 6.5.1 による 下地材 ： ※A種（15%以下） ・ B種（20%以下） 造作材 ： ※A種（15%以下） ・ B種（18%以下） (7)ホルムアルデヒド放散量等 ※ 改仕 6.5.2 による ・(a)F☆☆☆☆									

項目	特記事項																												
	(b)ホルムアルデヒド放散量表示がない場合 ・①塗装していないものは、非ホルムアルデヒド系接着剤使用 ・②塗装したものは、非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用 ・③化粧加工したものは、非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用 (2)製材 (7) JAS 1083 （製材）による製材 ・(a)下地用製材 JAS 1083-5 （製材 - 第 5 部：下地用製材）																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部位</th> <th>樹種名</th> <th>等級</th> <th>寸法 (mm)</th> <th>含水率</th> <th>保存処理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(記入例) 胴縁</td> <td>スギ</td> <td>※2 級</td> <td></td> <td>D15</td> <td>K3</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td>※2 級</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部位	樹種名	等級	寸法 (mm)	含水率	保存処理	(記入例) 胴縁	スギ	※2 級		D15	K3	・		※2 級													
部位	樹種名	等級	寸法 (mm)	含水率	保存処理																								
(記入例) 胴縁	スギ	※2 級		D15	K3																								
・		※2 級																											
	・(b)造作用製材 JAS 1083-2 （製材 第 2 部：造作用製材）																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部位</th> <th>樹種名</th> <th>等級</th> <th>寸法 (mm)</th> <th>含水率</th> <th>保存処理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>桢、額縁、敷居、か もい、かまちの類</td> <td>スギ</td> <td>※上小節</td> <td></td> <td>SD15</td> <td>K3</td> </tr> <tr> <td>・上記以外</td> <td></td> <td>※小節</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部位	樹種名	等級	寸法 (mm)	含水率	保存処理	桢、額縁、敷居、か もい、かまちの類	スギ	※上小節		SD15	K3	・上記以外		※小節				・									
部位	樹種名	等級	寸法 (mm)	含水率	保存処理																								
桢、額縁、敷居、か もい、かまちの類	スギ	※上小節		SD15	K3																								
・上記以外		※小節																											
・																													
	・(c)広葉樹製材 JAS 1083-6 （製材 - 第 6 部：広葉樹製材）																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部位</th> <th>樹種名</th> <th>等級</th> <th>寸法 (mm)</th> <th>含水率</th> <th>保存処理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(記入例)床</td> <td>ナラ</td> <td>※1 級</td> <td></td> <td>※10%以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部位	樹種名	等級	寸法 (mm)	含水率	保存処理	(記入例)床	ナラ	※1 級		※10%以下		・															
部位	樹種名	等級	寸法 (mm)	含水率	保存処理																								
(記入例)床	ナラ	※1 級		※10%以下																									
・																													
	(i)JAS 1083(製材) 以外の製材 ・(a)下地、造作、仕上げ用製材																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部位</th> <th>樹種名</th> <th>寸法 (mm)</th> <th>材面の品質</th> <th>含水率</th> <th>防虫処理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部位	樹種名	寸法 (mm)	材面の品質	含水率	防虫処理	・																					
部位	樹種名	寸法 (mm)	材面の品質	含水率	防虫処理																								
・																													
	・(c)造作材の材面の品質基準 改仕 表 6.5.2																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用箇所</th> <th>部材の名称</th> <th>A 種</th> <th>B 種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">生地のまま又は 透明塗料塗り</td> <td>桢、額縁、敷居、か もい、かまちの類</td> <td>※上小節（見え掛り面）</td> <td>・小節</td> </tr> <tr> <td>押入、戸棚等の内面造作の類</td> <td>※小節</td> <td>・小節</td> </tr> <tr> <td>不透明塗料塗</td> <td></td> <td>※小節</td> <td>・小節</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	使用箇所	部材の名称	A 種	B 種	生地のまま又は 透明塗料塗り	桢、額縁、敷居、か もい、かまちの類	※上小節（見え掛り面）	・小節	押入、戸棚等の内面造作の類	※小節	・小節	不透明塗料塗		※小節	・小節	・												
使用箇所	部材の名称	A 種	B 種																										
生地のまま又は 透明塗料塗り	桢、額縁、敷居、か もい、かまちの類	※上小節（見え掛り面）	・小節																										
	押入、戸棚等の内面造作の類	※小節	・小節																										
不透明塗料塗		※小節	・小節																										
・																													
	(3)造作用集成材等 (7) JAS 1152 （集成材）に基づく造作用集成材等 ・(a)造作用集成材 JAS 1152 4 品質 1 造作用集成材の規格																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部位</th> <th>品名</th> <th>樹種名</th> <th>見付け材面</th> <th>寸法 (mm)</th> <th>見付け材面の品質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・手摺</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・10~15 mm</td> <td>※1 等 ・2 等</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※1 等 ・2 等</td> </tr> </tbody> </table>	部位	品名	樹種名	見付け材面	寸法 (mm)	見付け材面の品質	・手摺				・10~15 mm	※1 等 ・2 等	・					※1 等 ・2 等										
部位	品名	樹種名	見付け材面	寸法 (mm)	見付け材面の品質																								
・手摺				・10~15 mm	※1 等 ・2 等																								
・					※1 等 ・2 等																								
	・(b)化粧ばり造作用集成材 JAS 1152 4 品質 2 化粧ばり造作用集成材																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部位</th> <th>品名</th> <th>樹種名</th> <th>寸法 (mm)</th> <th>化粧薄板の厚さ</th> <th>見付け材面</th> <th>見付け材面の品質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柱</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・1.2 mm以上</td> <td></td> <td>※1 等 ・2 等</td> </tr> <tr> <td>敷居、かま ち及び階段 板の上面</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・1.5 mm以上 ・3.0 mm以上</td> <td></td> <td>※1 等 ・2 等</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部位	品名	樹種名	寸法 (mm)	化粧薄板の厚さ	見付け材面	見付け材面の品質	柱				・1.2 mm以上		※1 等 ・2 等	敷居、かま ち及び階段 板の上面				・1.5 mm以上 ・3.0 mm以上		※1 等 ・2 等	・						
部位	品名	樹種名	寸法 (mm)	化粧薄板の厚さ	見付け材面	見付け材面の品質																							
柱				・1.2 mm以上		※1 等 ・2 等																							
敷居、かま ち及び階段 板の上面				・1.5 mm以上 ・3.0 mm以上		※1 等 ・2 等																							
・																													
	(i) (7)以外の造作用集成材等 ・(a)造作用集成材																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部位</th> <th>樹種名</th> <th>寸法 (mm)</th> <th>見付け材面の品質</th> <th>含水率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※15%以下</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部位	樹種名	寸法 (mm)	見付け材面の品質	含水率	・				※15%以下	・																	
部位	樹種名	寸法 (mm)	見付け材面の品質	含水率																									
・				※15%以下																									
・																													
	・(b)化粧ばり造作用集成材																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部位</th> <th>樹種名 (芯材・化粧薄板)</th> <th>寸法 (mm)</th> <th>化粧薄板の 厚さ</th> <th>見付け材面の 品質</th> <th>含水率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※15%以下</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部位	樹種名 (芯材・化粧薄板)	寸法 (mm)	化粧薄板の 厚さ	見付け材面の 品質	含水率	・					※15%以下	・															
部位	樹種名 (芯材・化粧薄板)	寸法 (mm)	化粧薄板の 厚さ	見付け材面の 品質	含水率																								
・					※15%以下																								
・																													

項目	特記事項																																																																																																																		
	<p>(4)造作用単板積層材</p> <p>・(7)JAS 0701(単板積層材)に規定する「造作用単板積層材」</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部位</th> <th>品名</th> <th>寸法 (mm)</th> <th>表面の品質</th> <th>防虫処理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td> ・表面の化粧加工無し (等級:) ・表面の化粧加工あり (・天然木化粧加工 ・塗装加工) </td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・(i) (7)以外の造作用単板積層材</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部位</th> <th>寸法 (mm)</th> <th>表面の品質</th> <th>含水率</th> <th>防虫処理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※14%以下</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・(5)直交集成材 JAS 3079 (直交集成板)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部位</th> <th>品名</th> <th>強度等級</th> <th>種別</th> <th>接着性能</th> <th>樹種名</th> <th>寸法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td> ・A種構成 ・B種構成 </td> <td> ・使用環境 A ・使用環境 B ・使用環境 C </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(6)合板等</p> <p>・(7)下地用合板 JAS 0233 (合板)</p> <p>・(a)普通合板 JAS 0233 (合板) 5品質 1普通合板</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部位</th> <th>品名</th> <th>厚さ</th> <th>接着の程度</th> <th>板面の品質</th> <th>単板の樹種名</th> <th>防虫処理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>※5.5mm</td> <td>※1類</td> <td> ※広葉樹2級以上 ※針葉樹C-D以上 </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・(b)構造用合板 JAS 0233 (合板) 5品質 3構造用合板</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部位</th> <th>品名</th> <th>厚さ</th> <th>接着の程度</th> <th>等級</th> <th>板面の品質</th> <th>単板の樹種名</th> <th>保存処理</th> <th>強度の等級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>※12mm</td> <td> ※1類 ・特類 </td> <td>※2級以上</td> <td>C-D以上</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・(i)化粧ばり構造用合板 JAS 0233 (合板) 5品質 4化粧ばり構造用合板</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部位</th> <th>品名</th> <th>厚さ</th> <th>単板の樹種名</th> <th>接着の程度</th> <th>防虫処理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※特類 (常時湿潤状態となる場合)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・(7)天然木化粧合板 JAS 0233 (合板) 5品質 5天然木化粧合板</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部位</th> <th>厚さ</th> <th>接着の程度</th> <th>化粧板に使用する単板の樹種名</th> <th>防虫処理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・図示</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・(i)特殊加工化粧合板 JAS 0233 (合板) 5品質 6特殊加工化粧合板</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部位</th> <th>品名</th> <th>厚さ</th> <th>接着の程度</th> <th>化粧単板</th> <th>化粧加工の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・図示</td> <td> ・特殊加工化粧合板 ・特殊加工化粧合板 (防虫処理) </td> <td> ・4.0 mm ・ </td> <td> ・1類 ・2類 </td> <td>樹種名</td> <td> ・オーバーレイ ・メラミン ・ポリエステル ・プリント ・塩化ビニル ・塗装 </td> </tr> </tbody> </table> <p>・(4)パーティクルボード JIS A 5908 (パーティクルボード)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部位</th> <th>表裏面の状態区分</th> <th>曲げ強さ区分</th> <th>耐水性区分</th> <th>厚さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td> ・素地パーティクルボード研磨板 ・単板張りパーティクルボード研磨板 ・化粧パーティクルボード単板オーバーレイ </td> <td>※13タイプ</td> <td> ・MR1(M)タイプ ・MR2(P)タイプ </td> <td>※15 mm</td> </tr> </tbody> </table>					部位	品名	寸法 (mm)	表面の品質	防虫処理				・表面の化粧加工無し (等級:) ・表面の化粧加工あり (・天然木化粧加工 ・塗装加工)		部位	寸法 (mm)	表面の品質	含水率	防虫処理				※14%以下		部位	品名	強度等級	種別	接着性能	樹種名	寸法				・A種構成 ・B種構成	・使用環境 A ・使用環境 B ・使用環境 C			部位	品名	厚さ	接着の程度	板面の品質	単板の樹種名	防虫処理			※5.5mm	※1類	※広葉樹2級以上 ※針葉樹C-D以上			部位	品名	厚さ	接着の程度	等級	板面の品質	単板の樹種名	保存処理	強度の等級			※12mm	※1類 ・特類	※2級以上	C-D以上				部位	品名	厚さ	単板の樹種名	接着の程度	防虫処理					※特類 (常時湿潤状態となる場合)		部位	厚さ	接着の程度	化粧板に使用する単板の樹種名	防虫処理	・図示					部位	品名	厚さ	接着の程度	化粧単板	化粧加工の方法	・図示	・特殊加工化粧合板 ・特殊加工化粧合板 (防虫処理)	・4.0 mm ・	・1類 ・2類	樹種名	・オーバーレイ ・メラミン ・ポリエステル ・プリント ・塩化ビニル ・塗装	部位	表裏面の状態区分	曲げ強さ区分	耐水性区分	厚さ		・素地パーティクルボード研磨板 ・単板張りパーティクルボード研磨板 ・化粧パーティクルボード単板オーバーレイ	※13タイプ	・MR1(M)タイプ ・MR2(P)タイプ	※15 mm
部位	品名	寸法 (mm)	表面の品質	防虫処理																																																																																																															
			・表面の化粧加工無し (等級:) ・表面の化粧加工あり (・天然木化粧加工 ・塗装加工)																																																																																																																
部位	寸法 (mm)	表面の品質	含水率	防虫処理																																																																																																															
			※14%以下																																																																																																																
部位	品名	強度等級	種別	接着性能	樹種名	寸法																																																																																																													
			・A種構成 ・B種構成	・使用環境 A ・使用環境 B ・使用環境 C																																																																																																															
部位	品名	厚さ	接着の程度	板面の品質	単板の樹種名	防虫処理																																																																																																													
		※5.5mm	※1類	※広葉樹2級以上 ※針葉樹C-D以上																																																																																																															
部位	品名	厚さ	接着の程度	等級	板面の品質	単板の樹種名	保存処理	強度の等級																																																																																																											
		※12mm	※1類 ・特類	※2級以上	C-D以上																																																																																																														
部位	品名	厚さ	単板の樹種名	接着の程度	防虫処理																																																																																																														
				※特類 (常時湿潤状態となる場合)																																																																																																															
部位	厚さ	接着の程度	化粧板に使用する単板の樹種名	防虫処理																																																																																																															
・図示																																																																																																																			
部位	品名	厚さ	接着の程度	化粧単板	化粧加工の方法																																																																																																														
・図示	・特殊加工化粧合板 ・特殊加工化粧合板 (防虫処理)	・4.0 mm ・	・1類 ・2類	樹種名	・オーバーレイ ・メラミン ・ポリエステル ・プリント ・塩化ビニル ・塗装																																																																																																														
部位	表裏面の状態区分	曲げ強さ区分	耐水性区分	厚さ																																																																																																															
	・素地パーティクルボード研磨板 ・単板張りパーティクルボード研磨板 ・化粧パーティクルボード単板オーバーレイ	※13タイプ	・MR1(M)タイプ ・MR2(P)タイプ	※15 mm																																																																																																															

項目	特記事項																								
	<p>・(カ)構造用パネル JAS 0360 (構造用パネル)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部位</th> <th>品名</th> <th>厚さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・(キ) ミディアム デンシティファイバー ボード(MDF) JIS A 5905 (繊維板)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部位</th> <th>表裏面の状態</th> <th>曲げ強さ</th> <th>接着剤</th> <th>耐水性</th> <th>難燃性</th> <th>厚さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・図示</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					部位	品名	厚さ				部位	表裏面の状態	曲げ強さ	接着剤	耐水性	難燃性	厚さ	・図示						
部位	品名	厚さ																							
部位	表裏面の状態	曲げ強さ	接着剤	耐水性	難燃性	厚さ																			
・図示																									
・接合具等 (改仕 6.5.3)	<p>(1)釘等</p> <p>(7)(d)造作用化粧面の釘打ち ※隠し釘打ち ・釘頭埋め木 ・つぶし頭釘打ち ・釘頭現し</p> <p>(2)諸金物</p> <p>(7)諸金物の形状、寸法及び材質 かすがい、座金、箱金物、短冊金物 寸法 ※改仕 表 6.5.3~6.5.4 材質 ※改仕 表 8.20.1 亜鉛メッキの種類: ※F種程度 上記以外: ※図示</p> <p>(3)接着剤</p> <p>ホルムアルデヒドの放散量 ※F☆☆☆☆ ※接着剤はフタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑性剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。</p>																								
・木れんが (改仕 6.5.4)	<p>(i)接着工法に使用する接着剤 JIS A 5537 (木れんが用接着剤)</p> <p>ホルムアルデヒドの放散量 ※F☆☆☆☆ ※接着剤はフタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑性剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。</p>																								
・防腐・防蟻・防虫処理等 (改仕 6.5.5)	<p>(1)防腐・防蟻処理</p> <p>・(a)工場における薬剤の加圧注入処理</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">適用部材 (部位)</th> <th>保存処理の性能区分 JAS 1083</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・</td> <td>※屋根下地等瓦葺・登り淀・広小舞</td> <td>・K2 ・K3 ・K4</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>※防腐処理を行う場合は、鉄筋コンクリート造、組積造等の最下階等における床束、大引受及び根太掛の各部材で、コンクリート、ブロックの類に接する部分。土間スラブの類及びその周辺のコンクリートに接する土台、転ばし大引及び転ばし根太等の各部材全面。ただし、保存処理木材 (加工部分を除く)、他の塗料を行う部分、仕上げに支障となる部分及び接着剤を使用する部分を除く。</td> <td>・K2 ・K3 ・K4</td> </tr> </tbody> </table> <p>・(b)薬剤の塗布</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>処理の適用</th> <th>適用部位</th> <th>薬剤の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※ 木仕 4.2.1(1)(7)(a)による [JIS K 1571 (木材保存剤—性能基準及びその試験方法)] 又はこれと同等の性能を有する木材保存剤による処理</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>・ JIS K 1571 附属書 A(規定)に基づく表面処理用木材保存剤による場合</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> </tbody> </table> <p>・(c)薬剤の接着剤への混入による防腐・防蟻処理 ※図示</p> <p>・(d)合板、集成材、単板積層材の薬剤の加圧注入等による防腐・防蟻処理 保存処理の性能区分 ※K3 ・AQ4 適用部材 (部位) ・図示</p> <p>(2)防虫処理 ・防虫処理を行う ※ラワン材及びびならの場合: ※JAS 1083-6 (製材第6部: 広葉樹製材) の保存処理 (※K1 ・K2)</p> <p>(3)不燃処理木材等 ・図示</p>					適用部材 (部位)		保存処理の性能区分 JAS 1083	・	※屋根下地等瓦葺・登り淀・広小舞	・K2 ・K3 ・K4	・	※防腐処理を行う場合は、鉄筋コンクリート造、組積造等の最下階等における床束、大引受及び根太掛の各部材で、コンクリート、ブロックの類に接する部分。土間スラブの類及びその周辺のコンクリートに接する土台、転ばし大引及び転ばし根太等の各部材全面。ただし、保存処理木材 (加工部分を除く)、他の塗料を行う部分、仕上げに支障となる部分及び接着剤を使用する部分を除く。	・K2 ・K3 ・K4	処理の適用	適用部位	薬剤の種類	※ 木仕 4.2.1(1)(7)(a)による [JIS K 1571 (木材保存剤—性能基準及びその試験方法)] 又はこれと同等の性能を有する木材保存剤による処理	—	—	・ JIS K 1571 附属書 A(規定)に基づく表面処理用木材保存剤による場合	・	・		
適用部材 (部位)		保存処理の性能区分 JAS 1083																							
・	※屋根下地等瓦葺・登り淀・広小舞	・K2 ・K3 ・K4																							
・	※防腐処理を行う場合は、鉄筋コンクリート造、組積造等の最下階等における床束、大引受及び根太掛の各部材で、コンクリート、ブロックの類に接する部分。土間スラブの類及びその周辺のコンクリートに接する土台、転ばし大引及び転ばし根太等の各部材全面。ただし、保存処理木材 (加工部分を除く)、他の塗料を行う部分、仕上げに支障となる部分及び接着剤を使用する部分を除く。	・K2 ・K3 ・K4																							
処理の適用	適用部位	薬剤の種類																							
※ 木仕 4.2.1(1)(7)(a)による [JIS K 1571 (木材保存剤—性能基準及びその試験方法)] 又はこれと同等の性能を有する木材保存剤による処理	—	—																							
・ JIS K 1571 附属書 A(規定)に基づく表面処理用木材保存剤による場合	・	・																							

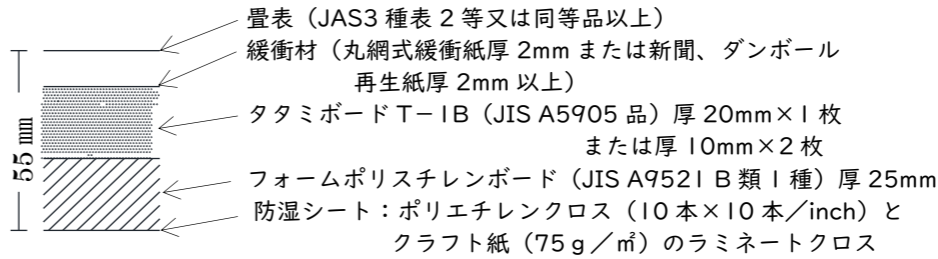
項目	特記事項																																																		
	<ul style="list-style-type: none"> ・不燃材料（使用部位： ・図示 ・ ） ・準不燃材料（使用部位： ・図示 ・ ） ・難燃材料（使用部位： ・図示 ・ ） 																																																		
<ul style="list-style-type: none"> ・鉄筋コンクリート造等の内部間仕切り軸組及び床組み（改仕 6.5.6） ・窓、出入り口その他（改仕 6.5.7） ・床板張り（改仕 6.5.8） ・壁及び天井下地（改仕 6.5.9） 	<p>(1)木材</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用箇所</th> <th>材種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">RC造等の内部間仕切り軸組及び床組み（改仕 6.5.6）</td> <td>・間仕切軸組</td> <td>※杉又は松 ・</td> </tr> <tr> <td>・床組</td> <td>※杉又は松 ・ひのき ・</td> </tr> <tr> <td>・土間スラブ類の場合の土台、転ばし大引、転ばし根太</td> <td>※ひのき又は第5節による保存処理木材 ・</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">窓、出入口、その他（改仕 6.5.7）</td> <td>・吊元枠、水掛りの下枠及び敷居</td> <td>※ひのき ・</td> </tr> <tr> <td>・くつずり</td> <td>※ひのき ・たも又はしおじ類</td> </tr> <tr> <td>・敷居</td> <td>※ひのき ・松</td> </tr> <tr> <td>・その他</td> <td>※松又は杉 ・</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">床板張り（改仕 6.5.8）</td> <td>・床板</td> <td>・板厚 18 mm以下（・杉 ・ ） ・縁甲板張り（※ひのき ・ ）</td> </tr> <tr> <td>・上がりかまち</td> <td>※ひのき ・</td> </tr> <tr> <td>・下張り用床材</td> <td>・杉又は松 ・合板</td> </tr> <tr> <td>・畳下床板</td> <td>※合板 ・</td> </tr> <tr> <td>・床改め口（畳下）</td> <td>※合板 ・</td> </tr> <tr> <td>壁及び天井下地（改仕 6.5.9）</td> <td>※杉又は松 ・</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小屋組</td> <td>・はり類</td> <td>・松 ・</td> </tr> <tr> <td>・その他</td> <td>・杉又は松 ・</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">屋根野地、軒軒まわりその他</td> <td>・鼻隠し、破風板</td> <td>・杉 ・</td> </tr> <tr> <td>・その他</td> <td>・杉又はひのき ・</td> </tr> <tr> <td>見切り縁、回り縁、幅木、かさ木、幅木台</td> <td>・杉又はつが ・</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">押入</td> <td>・棚板</td> <td>※合板（2類） ・</td> </tr> <tr> <td>・その他</td> <td>・杉又はつが ・</td> </tr> <tr> <td>床の間、階段</td> <td>・</td> </tr> </tbody> </table>	使用箇所	材種	RC造等の内部間仕切り軸組及び床組み（改仕 6.5.6）	・間仕切軸組	※杉又は松 ・	・床組	※杉又は松 ・ひのき ・	・土間スラブ類の場合の土台、転ばし大引、転ばし根太	※ひのき又は第5節による保存処理木材 ・	窓、出入口、その他（改仕 6.5.7）	・吊元枠、水掛りの下枠及び敷居	※ひのき ・	・くつずり	※ひのき ・たも又はしおじ類	・敷居	※ひのき ・松	・その他	※松又は杉 ・	床板張り（改仕 6.5.8）	・床板	・板厚 18 mm以下（・杉 ・ ） ・縁甲板張り（※ひのき ・ ）	・上がりかまち	※ひのき ・	・下張り用床材	・杉又は松 ・合板	・畳下床板	※合板 ・	・床改め口（畳下）	※合板 ・	壁及び天井下地（改仕 6.5.9）	※杉又は松 ・	小屋組	・はり類	・松 ・	・その他	・杉又は松 ・	屋根野地、軒軒まわりその他	・鼻隠し、破風板	・杉 ・	・その他	・杉又はひのき ・	見切り縁、回り縁、幅木、かさ木、幅木台	・杉又はつが ・	押入	・棚板	※合板（2類） ・	・その他	・杉又はつが ・	床の間、階段	・
使用箇所	材種																																																		
RC造等の内部間仕切り軸組及び床組み（改仕 6.5.6）	・間仕切軸組	※杉又は松 ・																																																	
	・床組	※杉又は松 ・ひのき ・																																																	
	・土間スラブ類の場合の土台、転ばし大引、転ばし根太	※ひのき又は第5節による保存処理木材 ・																																																	
窓、出入口、その他（改仕 6.5.7）	・吊元枠、水掛りの下枠及び敷居	※ひのき ・																																																	
	・くつずり	※ひのき ・たも又はしおじ類																																																	
	・敷居	※ひのき ・松																																																	
	・その他	※松又は杉 ・																																																	
床板張り（改仕 6.5.8）	・床板	・板厚 18 mm以下（・杉 ・ ） ・縁甲板張り（※ひのき ・ ）																																																	
	・上がりかまち	※ひのき ・																																																	
	・下張り用床材	・杉又は松 ・合板																																																	
	・畳下床板	※合板 ・																																																	
	・床改め口（畳下）	※合板 ・																																																	
壁及び天井下地（改仕 6.5.9）	※杉又は松 ・																																																		
小屋組	・はり類	・松 ・																																																	
	・その他	・杉又は松 ・																																																	
屋根野地、軒軒まわりその他	・鼻隠し、破風板	・杉 ・																																																	
	・その他	・杉又はひのき ・																																																	
見切り縁、回り縁、幅木、かさ木、幅木台	・杉又はつが ・																																																		
押入	・棚板	※合板（2類） ・																																																	
	・その他	・杉又はつが ・																																																	
床の間、階段	・																																																		
・堅木	樹種： ・なら ・けやき ・ぶな ・さくら ・しおじ ・ 使用箇所 ・																																																		
・銘木	・真物 ・貼物 樹種 ・ 使用箇所 ・																																																		
・幅木、廻り縁等の工法	<p>・A工法 ※B工法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">表 幅木、回り縁等の工法</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>A工法</th> <th>B工法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>見切縁 天井回り縁</td> <td>継手は柱心で隠し目違い継ぎ、板じゃくり又は壁ちりじゃくり、出隅、入隅とも大留め目違い入れ、釘打ち</td> <td>継手は柱心で突付け、板じゃくり、出隅、入隅、大留め受材当たり釘打ち</td> </tr> <tr> <td>幅木</td> <td>継手は柱心で隠し目違い継ぎ、出隅入隅とも見付き留め隠し目違い入れ、上端小穴じゃくり又は壁ちりじゃくり、下端木部取合いは小穴入れ、添柱、額縁には小穴入れ、いずれも隠し釘打ち</td> <td>継手は柱心で突付け、出隅、入隅とも大留め上端板じゃくり、添柱、額縁には突付け釘打ち</td> </tr> <tr> <td>かさ木</td> <td>継手は柱心で隠し目違い継ぎ、出隅入隅とも大留め、目違い入れ、隠し釘打ち</td> <td>継手は柱心で突付け、出隅、入隅とも大留め</td> </tr> <tr> <td>幅木台</td> <td>継手は突付け、出隅、入隅、大留め、上端小穴じゃくり、隠し釘打ち</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>さお縁天井</td> <td>羽重ね 20 mm内外、裏を刃形状に削り、板幅割合せ、羽重ねの位置を避け、さお縁、回り縁当たり間隔 60 mm以内に釘打ち、合板を使用する場合には上記に準ずる</td> <td>同左</td> </tr> </tbody> </table>	表 幅木、回り縁等の工法			名称	A工法	B工法	見切縁 天井回り縁	継手は柱心で隠し目違い継ぎ、板じゃくり又は壁ちりじゃくり、出隅、入隅とも大留め目違い入れ、釘打ち	継手は柱心で突付け、板じゃくり、出隅、入隅、大留め受材当たり釘打ち	幅木	継手は柱心で隠し目違い継ぎ、出隅入隅とも見付き留め隠し目違い入れ、上端小穴じゃくり又は壁ちりじゃくり、下端木部取合いは小穴入れ、添柱、額縁には小穴入れ、いずれも隠し釘打ち	継手は柱心で突付け、出隅、入隅とも大留め上端板じゃくり、添柱、額縁には突付け釘打ち	かさ木	継手は柱心で隠し目違い継ぎ、出隅入隅とも大留め、目違い入れ、隠し釘打ち	継手は柱心で突付け、出隅、入隅とも大留め	幅木台	継手は突付け、出隅、入隅、大留め、上端小穴じゃくり、隠し釘打ち	同左	さお縁天井	羽重ね 20 mm内外、裏を刃形状に削り、板幅割合せ、羽重ねの位置を避け、さお縁、回り縁当たり間隔 60 mm以内に釘打ち、合板を使用する場合には上記に準ずる	同左																													
表 幅木、回り縁等の工法																																																			
名称	A工法	B工法																																																	
見切縁 天井回り縁	継手は柱心で隠し目違い継ぎ、板じゃくり又は壁ちりじゃくり、出隅、入隅とも大留め目違い入れ、釘打ち	継手は柱心で突付け、板じゃくり、出隅、入隅、大留め受材当たり釘打ち																																																	
幅木	継手は柱心で隠し目違い継ぎ、出隅入隅とも見付き留め隠し目違い入れ、上端小穴じゃくり又は壁ちりじゃくり、下端木部取合いは小穴入れ、添柱、額縁には小穴入れ、いずれも隠し釘打ち	継手は柱心で突付け、出隅、入隅とも大留め上端板じゃくり、添柱、額縁には突付け釘打ち																																																	
かさ木	継手は柱心で隠し目違い継ぎ、出隅入隅とも大留め、目違い入れ、隠し釘打ち	継手は柱心で突付け、出隅、入隅とも大留め																																																	
幅木台	継手は突付け、出隅、入隅、大留め、上端小穴じゃくり、隠し釘打ち	同左																																																	
さお縁天井	羽重ね 20 mm内外、裏を刃形状に削り、板幅割合せ、羽重ねの位置を避け、さお縁、回り縁当たり間隔 60 mm以内に釘打ち、合板を使用する場合には上記に準ずる	同左																																																	

項目	特記事項																																			
	<p>天井改め口（化粧材は天井回り縁と同じ）</p> <p>桢はふた掛けしやくり付け、すみは見付き留め相欠き、釘打ち、野縁へ隠し釘打ち、ふたはさん組のうえ天井同材張り（和室天井改め口）</p> <p>やむを得ず室内に設ける場合は、目だためよう仕込む</p> <p>押入れ等の見隠れの天井板の一部を利用し、裏ざん打ちのうえ、取りはずできるよようにする</p> <p>同左</p>																																			
・押入、とこの間、階段の工法	<p>工法は、表 12.9.1 を標準とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">表 押入、とこの間、階段の工法</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th colspan="2">工法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">押入</td> <td>かまち</td> <td>上端板じゃくり、根太ぼり、両端柱へ欠込み釘打ち</td> </tr> <tr> <td>根太掛け</td> <td>根太ぼりをし、両端柱へ欠込み釘打ち</td> </tr> <tr> <td>根太</td> <td>根太ぼりにはめ込み、きわ根太は内壁に添付け、受材当たり釘打ち</td> </tr> <tr> <td>棚板</td> <td>合板は根太心で突付け、釘打ち、杉板は両面削り板そばじゃくり、根太心で突付け、受材当たり釘打ち</td> </tr> <tr> <td>雑巾摺</td> <td>柱間に切込み、内壁に添付け、受材当たり釘打ち</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">とこの間</td> <td>とこ柱</td> <td>上み、下も、短ほぞ差し</td> </tr> <tr> <td>とこかまち</td> <td>とこ板当り小穴じゃくり、ただし、合板の場合は板じゃくり、柱にかな折れ目違い大入れ、くさび締め隠し釘打ち</td> </tr> <tr> <td>とこ板</td> <td>吸付けざん付きとし、かまちに小穴入れ隅柱にしゃくり込み、とこかまちより目かすがい仕込み釘打ち</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">階段</td> <td>側げた</td> <td>受梁、その他に大入れ見隠れで羽子板ボルト締め、壁付きは木当り欠合せ、柱に見隠れからボルト締め、その他へ釘打ち</td> </tr> <tr> <td>段板（耳板）</td> <td>間隔 450 mm内外に吸付きざんを取付け、側げたに大入れ、下端にくさび締め、止め釘打ち</td> </tr> <tr> <td>け込み板</td> <td>側げたに大入れ、側面にくさび飼い、止め釘打ち 上部は段板に小穴入れ、下部は段板に添付け釘打ち</td> </tr> <tr> <td>手すり子</td> <td>上下、短ほぞ差し、隠し釘打ち</td> </tr> <tr> <td>笠木</td> <td>継手は箱目違い入れ、木裏で両ねじ小ボルト締め、両端取合いは下端に平金物を折曲げ彫込み、木ねじ締め 手すり子が羽目又は壁の場合は、下地材へ金物を間隔 900mm 内外に割合わせ締付け</td> </tr> </tbody> </table>	表 押入、とこの間、階段の工法			名称	工法		押入	かまち	上端板じゃくり、根太ぼり、両端柱へ欠込み釘打ち	根太掛け	根太ぼりをし、両端柱へ欠込み釘打ち	根太	根太ぼりにはめ込み、きわ根太は内壁に添付け、受材当たり釘打ち	棚板	合板は根太心で突付け、釘打ち、杉板は両面削り板そばじゃくり、根太心で突付け、受材当たり釘打ち	雑巾摺	柱間に切込み、内壁に添付け、受材当たり釘打ち	とこの間	とこ柱	上み、下も、短ほぞ差し	とこかまち	とこ板当り小穴じゃくり、ただし、合板の場合は板じゃくり、柱にかな折れ目違い大入れ、くさび締め隠し釘打ち	とこ板	吸付けざん付きとし、かまちに小穴入れ隅柱にしゃくり込み、とこかまちより目かすがい仕込み釘打ち	階段	側げた	受梁、その他に大入れ見隠れで羽子板ボルト締め、壁付きは木当り欠合せ、柱に見隠れからボルト締め、その他へ釘打ち	段板（耳板）	間隔 450 mm内外に吸付きざんを取付け、側げたに大入れ、下端にくさび締め、止め釘打ち	け込み板	側げたに大入れ、側面にくさび飼い、止め釘打ち 上部は段板に小穴入れ、下部は段板に添付け釘打ち	手すり子	上下、短ほぞ差し、隠し釘打ち	笠木	継手は箱目違い入れ、木裏で両ねじ小ボルト締め、両端取合いは下端に平金物を折曲げ彫込み、木ねじ締め 手すり子が羽目又は壁の場合は、下地材へ金物を間隔 900mm 内外に割合わせ締付け
表 押入、とこの間、階段の工法																																				
名称	工法																																			
押入	かまち	上端板じゃくり、根太ぼり、両端柱へ欠込み釘打ち																																		
	根太掛け	根太ぼりをし、両端柱へ欠込み釘打ち																																		
	根太	根太ぼりにはめ込み、きわ根太は内壁に添付け、受材当たり釘打ち																																		
	棚板	合板は根太心で突付け、釘打ち、杉板は両面削り板そばじゃくり、根太心で突付け、受材当たり釘打ち																																		
	雑巾摺	柱間に切込み、内壁に添付け、受材当たり釘打ち																																		
とこの間	とこ柱	上み、下も、短ほぞ差し																																		
	とこかまち	とこ板当り小穴じゃくり、ただし、合板の場合は板じゃくり、柱にかな折れ目違い大入れ、くさび締め隠し釘打ち																																		
	とこ板	吸付けざん付きとし、かまちに小穴入れ隅柱にしゃくり込み、とこかまちより目かすがい仕込み釘打ち																																		
階段	側げた	受梁、その他に大入れ見隠れで羽子板ボルト締め、壁付きは木当り欠合せ、柱に見隠れからボルト締め、その他へ釘打ち																																		
	段板（耳板）	間隔 450 mm内外に吸付きざんを取付け、側げたに大入れ、下端にくさび締め、止め釘打ち																																		
	け込み板	側げたに大入れ、側面にくさび飼い、止め釘打ち 上部は段板に小穴入れ、下部は段板に添付け釘打ち																																		
	手すり子	上下、短ほぞ差し、隠し釘打ち																																		
	笠木	継手は箱目違い入れ、木裏で両ねじ小ボルト締め、両端取合いは下端に平金物を折曲げ彫込み、木ねじ締め 手すり子が羽目又は壁の場合は、下地材へ金物を間隔 900mm 内外に割合わせ締付け																																		
6節 軽量鉄骨天井下地																																				
・材料（改仕 6.6.2）	<ul style="list-style-type: none"> ・(1)野縁等 改仕 表 6.6.1 屋内： ※19形 ・図示 ・ 屋外： ※25形 ・図示 ・ 																																			
・形状及び寸法（改仕 6.6.3）	<ul style="list-style-type: none"> ・(1)野縁受け、つりボルト及びインサートの間隔（屋外の場合） ※図示 ・ ・(2)野縁の間隔（屋外の場合） ※図示 ・ 																																			
・工法（改仕 6.6.4）	<ul style="list-style-type: none"> ・(1)既存の埋込みインサート及びあと施工アンカー <ul style="list-style-type: none"> (ア)既存の埋込みインサートの使用 ・使用する（※(ウ)引張試験） ・使用しない (イ)あと施工アンカー施工後の確認 ※行う（※(ウ)引張試験） ・ (ウ)引張試験の個所数及び確認する強度 ※標仕 6.6.4(1)(ウ)による ・ ・(5)開口部の補強 ※天井内配管類及びダクト、天井点検口等により、野縁受けを吊れない場合には、野縁受けの断面を大きくするか又は補強用チャンネル、アングル等を用いて十分補強を行う。 吊りボルトは配管類及びダクト等とは絶縁して取り付ける。 ・図示（つりボルト間隔が 900 mmを超える場合） ・(8)天井のふところが 3m を超える場合 ※図示 ・ ・(10) 天井下地材における耐震性を考慮した補強 ※図示 ・ ・(11) 屋外の軒、ピロティ等の天井における耐風圧性を考慮した補強 ※図示 ・ 																																			

項目	特記事項																																								
7節 軽量鉄骨壁下地																																									
・形状及び寸法 (改仕 6.7.3)	・(1)スタッド、ランナ等 ※改仕 表 6.7.1 による ・図示 ・ ・スタッドの高さが5mを超える場合 ※図示 ・																																								
・工法 (改仕 6.7.4)	・(5)出入口及びこれに準ずる開口部の補強 ※改仕 6.7.4 (5)(7)~(9)による ・図示																																								
8節 ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム床タイル張り																																									
・材料 (改仕 6.8.2)	<p>・(1)ビニル床シート JISA 5705 (ビニル系床材)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>記号</th> <th>色柄</th> <th>厚さ (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※複層ビニル床シート</td> <td>※FS</td> <td>・無地 ・マーブル</td> <td>※2.0 ・2.5</td> </tr> <tr> <td>・クッションフロア</td> <td>KS</td> <td>・</td> <td>・1.8 ・2.3 ・3.5 ・</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・(2)ビニル床タイル JISA 5705 (ビニル系床材)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>記号</th> <th>色柄</th> <th>寸法</th> <th>厚さ (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※コンポジションビニル床タイル (・半硬質 ・軟質)</td> <td>※KT</td> <td>・無地 ・マーブル</td> <td></td> <td>※2.0 ・</td> </tr> <tr> <td>・複層ビニル床タイル</td> <td>FT</td> <td>・無地 ・マーブル</td> <td></td> <td>※2.0 ・</td> </tr> <tr> <td>・ゴム床タイル</td> <td></td> <td>・</td> <td></td> <td>・4 ・</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)特殊機能床材</p> <p>・(ア)帯電防止床シート 種類： ・ (施工箇所) 性能： ・帯電防止性 (10⁷~10¹⁰Ω) ・導電性 (10⁴~10⁶Ω) 厚さ： ・</p> <p>・(イ)帯電防止床タイル 種類： ※コンポジションビニル床タイル (施工箇所) ・ (施工箇所) 性能： ・帯電防止性 (10⁷~10¹⁰Ω) ・導電性 (10⁴~10⁶Ω) 寸法： 厚さ： ・2.0 mm ・4.0 又は 4.5 mm</p> <p>・(ウ)視覚障害者用床タイル</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>形状</th> <th>仕様及び厚さ (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※JIS 型 JIS T 9251 (高齢者・障害者配慮設計指針— 視覚障害者誘導用 ブロック等の突起の形 状・寸法及びその配列)</td> <td>・合成ゴム貼付用 (・2 ・) ・合成ゴム埋込用 (・25 ・) ・合成ゴム裏面 CON (・30 ・) ・磁器質タイル (・15 ・) ・コンクリート (・15 ・25 ・30 ・)</td> </tr> </tbody> </table> <p>・点字鋏 ()</p> <p>・(エ)耐動荷重性床シート 種類： ・ (施工箇所) 厚さ： ・</p> <p>・(オ)防滑性床シート 種類： ・ (施工箇所) 厚さ： ・</p> <p>・(カ)防滑性床タイル 種類： ・ (施工箇所) 厚さ： ・ 寸法 ・</p> <p>・(4)ビニル幅木 材種 ※軟質 ・硬質 厚さ (mm) ※1.5 以上 ・ 高さ (mm) ※60 ・100 ・</p> <p>・(5)ゴム床タイル 色柄、種類、厚さ、寸法等：</p> <p>(6)接着剤 JISA 5536 (床仕上げ材用接着剤) ・(ア)ビニル床シート及びビニル床タイル用接着剤：※F☆☆☆☆</p>	種類	記号	色柄	厚さ (mm)	※複層ビニル床シート	※FS	・無地 ・マーブル	※2.0 ・2.5	・クッションフロア	KS	・	・1.8 ・2.3 ・3.5 ・	・				種類	記号	色柄	寸法	厚さ (mm)	※コンポジションビニル床タイル (・半硬質 ・軟質)	※KT	・無地 ・マーブル		※2.0 ・	・複層ビニル床タイル	FT	・無地 ・マーブル		※2.0 ・	・ゴム床タイル		・		・4 ・	形状	仕様及び厚さ (mm)	※JIS 型 JIS T 9251 (高齢者・障害者配慮設計指針— 視覚障害者誘導用 ブロック等の突起の形 状・寸法及びその配列)	・合成ゴム貼付用 (・2 ・) ・合成ゴム埋込用 (・25 ・) ・合成ゴム裏面 CON (・30 ・) ・磁器質タイル (・15 ・) ・コンクリート (・15 ・25 ・30 ・)
種類	記号	色柄	厚さ (mm)																																						
※複層ビニル床シート	※FS	・無地 ・マーブル	※2.0 ・2.5																																						
・クッションフロア	KS	・	・1.8 ・2.3 ・3.5 ・																																						
・																																									
種類	記号	色柄	寸法	厚さ (mm)																																					
※コンポジションビニル床タイル (・半硬質 ・軟質)	※KT	・無地 ・マーブル		※2.0 ・																																					
・複層ビニル床タイル	FT	・無地 ・マーブル		※2.0 ・																																					
・ゴム床タイル		・		・4 ・																																					
形状	仕様及び厚さ (mm)																																								
※JIS 型 JIS T 9251 (高齢者・障害者配慮設計指針— 視覚障害者誘導用 ブロック等の突起の形 状・寸法及びその配列)	・合成ゴム貼付用 (・2 ・) ・合成ゴム埋込用 (・25 ・) ・合成ゴム裏面 CON (・30 ・) ・磁器質タイル (・15 ・) ・コンクリート (・15 ・25 ・30 ・)																																								

項目	特記事項																										
・工法 (改仕 6.8.3)	<p>※接着剤はフタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑性を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 ・施工箇所の下地がセメント系下地及び木質系下地以外の場合の接着剤の主成分による区分 ・図示 ・</p> <p>・(イ)ゴム床タイル用接着剤 ※F☆☆☆☆ ※接着剤はフタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑性を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 ・施工箇所の下地がセメント系下地及び木質系下地以外の場合の接着剤の主成分による区分 ・図示 ・</p> <p>(1)(I)下地の工法 (モルタル塗り、セルフレベリング材塗り、木下地 以外) ・図示 ・</p> <p>(2)(ウ)ビニル床シート張りの接合部の処理 ・熱溶接工法 ・継ぎ目処理剤 (溶接液又は接着液)</p>																										
9節 カーペット敷き																											
・材料 (改仕 6.9.2)	<p>・(1)織じゅうたん (JIS L 4404) (ア)織り方： ・ウィルトンカーペット ・フェイストウフェイスカーペット ・アキスミンスターカーペット パイル形状： ・カットパイル ・ループパイル ・カット、ループ併用 (イ)種別 改仕 表 6.9.1 による ・A種 ・B種 ・C種 色柄 ※無地 ・柄物 (ウ)帯電性 (人体耐電圧 3kV 以下) ※適用する ・適用しない</p> <p>・(2)タフテッドカーペット (JIS L 4405)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(ア)パイル形状</th> <th>(イ)パイル長 (mm)</th> <th>(ウ)帯電性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・カットパイル</td> <td>※5~7 ・</td> <td rowspan="3">人体帯電圧 3kV 以下 ※適用する ・適用しない</td> </tr> <tr> <td>・ループパイル</td> <td>※4~5 ・</td> </tr> <tr> <td>・カット、ループ併用</td> <td>・</td> </tr> </tbody> </table> <p>・(3)タイルカーペット (JIS L 4406)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(ア)種類</th> <th>(ア)パイル形状</th> <th>(イ)寸法</th> <th>(イ)総厚さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※第一種</td> <td>・カットパイル</td> <td>※500 mm角</td> <td>※6.5 mm</td> </tr> <tr> <td>・第二種</td> <td>※ループパイル</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・カット、ループ併用</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(4)下敷き材 ※反毛フェルト第2種2号 (厚 8 mm) JIS L 3204 (反毛フェルト)</p> <p>(5)取付け用付属品 見切り、押え金物の材質、種類及び形状： ・図示 ・</p> <p>(6)(ア)カーペット用の接着剤 ※F☆☆☆☆ ※接着剤はフタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑性を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。</p>	(ア)パイル形状	(イ)パイル長 (mm)	(ウ)帯電性	・カットパイル	※5~7 ・	人体帯電圧 3kV 以下 ※適用する ・適用しない	・ループパイル	※4~5 ・	・カット、ループ併用	・	(ア)種類	(ア)パイル形状	(イ)寸法	(イ)総厚さ	※第一種	・カットパイル	※500 mm角	※6.5 mm	・第二種	※ループパイル	・	・		・カット、ループ併用		
(ア)パイル形状	(イ)パイル長 (mm)	(ウ)帯電性																									
・カットパイル	※5~7 ・	人体帯電圧 3kV 以下 ※適用する ・適用しない																									
・ループパイル	※4~5 ・																										
・カット、ループ併用	・																										
(ア)種類	(ア)パイル形状	(イ)寸法	(イ)総厚さ																								
※第一種	・カットパイル	※500 mm角	※6.5 mm																								
・第二種	※ループパイル	・	・																								
	・カット、ループ併用																										
・工法 (改仕 6.9.3)	<p>・(1)タフテッドカーペットの工法： ・グリッパー工法 ・全面接着工法 ・(3)(カ)織じゅうたんの接合方法：※ヒートボンド工法 ・手縫いのつづれ縫い ・(4)(イ)タイルカーペットの敷き方 平場 ※市松敷き ・ 階段部分 ※模様流し ・</p>																										
10節 合成樹脂塗床																											
・材料 (改仕 6.10.2)	<p>(1)(ア)弾性ウレタン樹脂系塗床材 (イ)エポキシ樹脂系塗床材 } ※ホルムアルデヒド放散量 F☆☆☆☆ (2)(イ)薄膜型塗床材</p>																										
・工法 (改仕 6.10.3)	<p>(2)厚膜型塗床材</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>工法及び仕上げ種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・(ア)弾性ウレタン樹脂系塗床材 F☆☆☆☆</td> <td>(ア)(a) ※平滑 ・防滑 ・つや消し (改仕 表 6.10.4 による)</td> </tr> <tr> <td>・(イ)エポキシ樹脂系塗床材</td> <td>・(イ)(a)①薄膜流しのベ工法 (改仕 表 6.10.5) ※平滑 ・防滑</td> </tr> </tbody> </table>	種類	工法及び仕上げ種類	・(ア)弾性ウレタン樹脂系塗床材 F☆☆☆☆	(ア)(a) ※平滑 ・防滑 ・つや消し (改仕 表 6.10.4 による)	・(イ)エポキシ樹脂系塗床材	・(イ)(a)①薄膜流しのベ工法 (改仕 表 6.10.5) ※平滑 ・防滑																				
種類	工法及び仕上げ種類																										
・(ア)弾性ウレタン樹脂系塗床材 F☆☆☆☆	(ア)(a) ※平滑 ・防滑 ・つや消し (改仕 表 6.10.4 による)																										
・(イ)エポキシ樹脂系塗床材	・(イ)(a)①薄膜流しのベ工法 (改仕 表 6.10.5) ※平滑 ・防滑																										

項目	特記事項																		
	F☆☆☆☆ ・(1)(a)②厚膜流しのペ工法 (改仕表 6.10.6) ※平滑 ・防滑 ・(1)(a)③樹脂モルタル工法 (改仕表 6.10.7) ※平滑 ・防滑																		
11節 フローリング張り																			
・材料 (改仕 6.11.2)	(1)※JAS1073 (フローリング) による工場塗装品 (2)ホルムアルデヒド放散量 ・(7)F☆☆☆☆ ・(イ)「接着剤等不使用」(単層フローリングに限る。) ・(ウ)「ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」(単層フローリングに限る。) ・(エ)「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」 ・(オ)「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」 (3)フローリングの品名、種類 ・フローリングボードI等 部位 (・図示 ・) ・フローリングブロックI等 部位 (・図示 ・) ・複合フローリング 部位 (・図示 ・)																		
・工法一般 (改仕 6.11.3)	(1)適用する工法 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th colspan="2">釘留め工法</th> <th rowspan="2">接着工法</th> </tr> <tr> <th>根太張り工法</th> <th>直張り工法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・フローリングボード</td> <td>・適用</td> <td>・適用</td> <td>・適用</td> </tr> <tr> <td>・フローリングブロック</td> <td>・適用</td> <td>・適用</td> <td>・適用</td> </tr> <tr> <td>・複合フローリング</td> <td>・適用</td> <td>・適用</td> <td>・適用</td> </tr> </tbody> </table>	種類	釘留め工法		接着工法	根太張り工法	直張り工法	・フローリングボード	・適用	・適用	・適用	・フローリングブロック	・適用	・適用	・適用	・複合フローリング	・適用	・適用	・適用
種類	釘留め工法		接着工法																
	根太張り工法	直張り工法																	
・フローリングボード	・適用	・適用	・適用																
・フローリングブロック	・適用	・適用	・適用																
・複合フローリング	・適用	・適用	・適用																
・釘止め工法 (改仕 6.11.4)	(1)根太張り工法 <table border="1"> <thead> <tr> <th>材料</th> <th>厚さ・幅・長さ</th> <th>樹種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・フローリングボード</td> <td>改仕表 6.11.1 による</td> <td>・図示 ・</td> </tr> <tr> <td>・複合フローリング</td> <td>改仕表 6.11.2 の種別・A種 ・B種 ・C種</td> <td>・図示 ・</td> </tr> </tbody> </table> (1)(a)⑤接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆及び本特記6章1節一般事項による (2)直貼り工法 <table border="1"> <thead> <tr> <th>材料</th> <th>厚さ・幅・長さ</th> <th>樹種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・フローリングボード</td> <td>改仕表 6.11.3 による</td> <td>・図示 ・</td> </tr> <tr> <td>・複合フローリング</td> <td>改仕表 6.11.4 の種別・A種 ・B種 ・C種</td> <td>・図示 ・</td> </tr> </tbody> </table> (2)(a)⑤接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆及び本特記6章1節一般事項による	材料	厚さ・幅・長さ	樹種	・フローリングボード	改仕表 6.11.1 による	・図示 ・	・複合フローリング	改仕表 6.11.2 の種別・A種 ・B種 ・C種	・図示 ・	材料	厚さ・幅・長さ	樹種	・フローリングボード	改仕表 6.11.3 による	・図示 ・	・複合フローリング	改仕表 6.11.4 の種別・A種 ・B種 ・C種	・図示 ・
材料	厚さ・幅・長さ	樹種																	
・フローリングボード	改仕表 6.11.1 による	・図示 ・																	
・複合フローリング	改仕表 6.11.2 の種別・A種 ・B種 ・C種	・図示 ・																	
材料	厚さ・幅・長さ	樹種																	
・フローリングボード	改仕表 6.11.3 による	・図示 ・																	
・複合フローリング	改仕表 6.11.4 の種別・A種 ・B種 ・C種	・図示 ・																	
・接着工法 (改仕 6.11.5)	(7)材料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>厚さ・幅・長さ</th> <th>樹種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・(b)フローリングボード</td> <td>改仕表 6.11.5 による</td> <td>・図示 ・</td> </tr> <tr> <td>・(c)複合フローリング</td> <td>改仕表 6.11.6 の種別・A種 ・B種 ・C種</td> <td>・図示 ・</td> </tr> <tr> <td>・(d)フローリングブロック</td> <td>・図示 ・</td> <td>・図示 ・</td> </tr> </tbody> </table> (e)フローリング裏面の不陸緩和材： ※合成樹脂発泡シート ・図示 ・ (f)接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆及び本特記6章1節一般事項による	種類	厚さ・幅・長さ	樹種	・(b)フローリングボード	改仕表 6.11.5 による	・図示 ・	・(c)複合フローリング	改仕表 6.11.6 の種別・A種 ・B種 ・C種	・図示 ・	・(d)フローリングブロック	・図示 ・	・図示 ・						
種類	厚さ・幅・長さ	樹種																	
・(b)フローリングボード	改仕表 6.11.5 による	・図示 ・																	
・(c)複合フローリング	改仕表 6.11.6 の種別・A種 ・B種 ・C種	・図示 ・																	
・(d)フローリングブロック	・図示 ・	・図示 ・																	
・現場塗装仕上げ (改仕 6.11.6)	既存フローリングの現場塗装の下地調整 ※改仕表 6.11.7 による																		
12節 畳敷き																			
・材料 (改仕 6.12.2)	(1)種別 (改仕表 6.12.1) JISA 5902 (畳) による区分 ・A種 (畳表：・JS ・J1) ・B種 ・C種 (畳床：・PS-C20 ・PS-C25 ・PS-C30) JISA 5901 (稲わら畳床及び稲わらサンドイッチ畳床) ・D種 (畳床：・KT-I ・KT-II ・KT-III ・KT-K ・KT-N) JISA 5914 (断熱建材畳床) ・E種 (神戸市型) ※畳表 (JAS 1017) の JAS シールを監督員に提出し確認を受ける事。 ※E種 (神戸市型) E種畳のへり下紙及び針足はA種と同等とする。ただし、へり下紙は防虫処理されたものを用いる。 (a) 畳床は、防虫処理を行ったものとし、防虫処理方法は特記による。防虫加工紙を畳床に取付ける場合は																		

項目	特記事項																																																																				
	JISA 5901 により、1層目は化粧ばえ下に、2層目は裏ごもの内側に取付ける。なお、畳の縁下紙は JISA 5901 の防虫処理を施したものとし、紙幅は、75mm 以上のものを使用する。 ・防虫処理：※防虫加工紙 ・高周波処理 (日本高周波畳協会会員による) 特殊畳神戸市型は下記による。																																																																				
	 <p>畳表 (JAS3 種表 2 等又は同等品以上) 緩衝材 (丸網式緩衝紙厚 2mm 又は新聞、ダンボール再生紙厚 2mm 以上) タタミボード T-IB (JIS A5905 品) 厚 20mm×1 枚 または厚 10mm×2 枚 フォームポリスチレンボード (JIS A9521 B 類 1 種) 厚 25mm 防湿シート：ポリエチレンクロス (10 本×10 本/inch) とクラフト紙 (75 g/m²) のラミネートクロス</p>																																																																				
	(1) 畳床は、タタミボード T-IB、フォームポリスチレンボードの 2 層形とし、図 18.7.1 及び (2) ~ (7) により製造する。 (2) 各畳床素材は、畳床用下糸 (ヨリ糸以上) で機械縫着により一体化する。縫着は畳縦方向に標準 11~12 本とする。 (3) 畳床には、合成樹脂製又は畳縫糸による手掛けを付ける。 (4) 畳表は、綿糸立引通しとし、織傷がなく赤菌、枯菌の無い良質品とする。 (5) 畳べりは、純綿光輝べり、混紡べり又は化学繊維べりとする。 (6) 畳へり返しは、フォームポリスチレンシートを使用必要量入れる。 (7) 畳には、畳の種類及び等級、製造業者名、製造年月日並びに畳床に防虫処理を施した場合、その防虫処理方法を標示する。 ・(2)衝撃緩和型畳の畳表 JISA 5902 (畳) に基づく ・C1 ・C2																																																																				
13節 せっこうボード、その他ボード及び合板張り																																																																					
・材料 (改仕 6.13.2)	(1)ボードの種類・厚さ等 <table border="1"> <thead> <tr> <th>規格名称</th> <th>種類</th> <th>記号</th> <th>厚さ (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">木質系セメント板 (JIS A5404)</td> <td>・木毛セメント板</td> <td>・HW NW</td> <td>・25 ・50</td> </tr> <tr> <td>・木片セメント板</td> <td>・HF NF</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">せっこうボード製品 (JIS A6901)</td> <td>・せっこうボード</td> <td>GB-R</td> <td>・9.5 ・12.5 ・</td> </tr> <tr> <td>・シージングせっこうボード</td> <td>GB-S</td> <td>・9.5 ・12.5 ・</td> </tr> <tr> <td>・強化せっこうボード</td> <td>GB-F</td> <td>・12.5 ・15.0 ・</td> </tr> <tr> <td>・せっこうラスボード</td> <td>GB-L</td> <td>※9.5</td> </tr> <tr> <td>・化粧せっこうボード</td> <td>・トラパーチン ・</td> <td>GB-D</td> <td>・9.5 ・12.5 ・</td> </tr> <tr> <td>・不燃積層せっこうボード</td> <td></td> <td>GB-NC</td> <td>※9.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">繊維強化セメント板 (JIS A5430)</td> <td>・ケイ酸カルシウム板 (タイプ 2)</td> <td>・0.8FK ・1.0FK</td> <td>・6 ・8 ・10 ・ ・6 ・8 ・10 ・</td> </tr> <tr> <td>・化粧ボード</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">パーティクルボード (JIS A5908)</td> <td>・素地パーティクルボード研磨板</td> <td>・RS</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・単板張りパーティクルボード研磨板</td> <td>・VS</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">繊維板 (JIS A5905)</td> <td>・化粧パーティクルボード単板オーバーレイ</td> <td>・DV</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・化粧 MDF プラスティックオーバーレイ</td> <td>・DO</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">火山性ガラス質複層板 (VS ボード) (JIS A5440)</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・化粧 MDF 塗装</td> <td>・DC</td> <td>・</td> </tr> </tbody> </table> ※パーティクルボード、MDF のホルムアルデヒド放散量：※F☆☆☆☆ ※木質系セメント板・繊維板・パーティクルボードは、再生木質ボード (再生資源である木質材料又は植物繊維の重量比割合が 1/2 以上である事) を使用する。 ・吸音板 <table border="1"> <thead> <tr> <th>規格名称</th> <th>種類</th> <th>記号</th> <th>厚さ (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>吸音材料</td> <td>・吸音用あなあきせっこうボード</td> <td>GB-P</td> <td>・9.5 ・12.5</td> </tr> </tbody> </table>	規格名称	種類	記号	厚さ (mm)	木質系セメント板 (JIS A5404)	・木毛セメント板	・HW NW	・25 ・50	・木片セメント板	・HF NF		せっこうボード製品 (JIS A6901)	・せっこうボード	GB-R	・9.5 ・12.5 ・	・シージングせっこうボード	GB-S	・9.5 ・12.5 ・	・強化せっこうボード	GB-F	・12.5 ・15.0 ・	・せっこうラスボード	GB-L	※9.5	・化粧せっこうボード	・トラパーチン ・	GB-D	・9.5 ・12.5 ・	・不燃積層せっこうボード		GB-NC	※9.5	繊維強化セメント板 (JIS A5430)	・ケイ酸カルシウム板 (タイプ 2)	・0.8FK ・1.0FK	・6 ・8 ・10 ・ ・6 ・8 ・10 ・	・化粧ボード	・	・	パーティクルボード (JIS A5908)	・素地パーティクルボード研磨板	・RS	・	・単板張りパーティクルボード研磨板	・VS	・	繊維板 (JIS A5905)	・化粧パーティクルボード単板オーバーレイ	・DV	・	・化粧 MDF プラスティックオーバーレイ	・DO	・	火山性ガラス質複層板 (VS ボード) (JIS A5440)	・	・	・	・化粧 MDF 塗装	・DC	・	規格名称	種類	記号	厚さ (mm)	吸音材料	・吸音用あなあきせっこうボード	GB-P	・9.5 ・12.5
規格名称	種類	記号	厚さ (mm)																																																																		
木質系セメント板 (JIS A5404)	・木毛セメント板	・HW NW	・25 ・50																																																																		
	・木片セメント板	・HF NF																																																																			
せっこうボード製品 (JIS A6901)	・せっこうボード	GB-R	・9.5 ・12.5 ・																																																																		
	・シージングせっこうボード	GB-S	・9.5 ・12.5 ・																																																																		
	・強化せっこうボード	GB-F	・12.5 ・15.0 ・																																																																		
	・せっこうラスボード	GB-L	※9.5																																																																		
	・化粧せっこうボード	・トラパーチン ・	GB-D	・9.5 ・12.5 ・																																																																	
・不燃積層せっこうボード		GB-NC	※9.5																																																																		
繊維強化セメント板 (JIS A5430)	・ケイ酸カルシウム板 (タイプ 2)	・0.8FK ・1.0FK	・6 ・8 ・10 ・ ・6 ・8 ・10 ・																																																																		
	・化粧ボード	・	・																																																																		
パーティクルボード (JIS A5908)	・素地パーティクルボード研磨板	・RS	・																																																																		
	・単板張りパーティクルボード研磨板	・VS	・																																																																		
繊維板 (JIS A5905)	・化粧パーティクルボード単板オーバーレイ	・DV	・																																																																		
	・化粧 MDF プラスティックオーバーレイ	・DO	・																																																																		
火山性ガラス質複層板 (VS ボード) (JIS A5440)	・	・	・																																																																		
	・化粧 MDF 塗装	・DC	・																																																																		
規格名称	種類	記号	厚さ (mm)																																																																		
吸音材料	・吸音用あなあきせっこうボード	GB-P	・9.5 ・12.5																																																																		

項目	特記事項																																																							
	<p>(JISA6301)</p> <table border="1"> <tr> <td>・ロックウール化粧吸音板</td> <td>・普通 ・立体模様</td> <td>DR</td> <td>・9 ・12 ・15</td> </tr> </table> <p>・吸音材 JISA6301 (吸音材料)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>材種</th> <th>記号</th> <th>厚さ (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ロックウール吸音材</td> <td>・ロックウール吸音ベルト1号</td> <td>RW-BE ・25 ・30</td> </tr> <tr> <td>グラスウール吸音材</td> <td>・グラスウール吸音ボード ・ (・32K ・)</td> <td>GW-B ・25 ・50</td> </tr> </tbody> </table> <p>・特殊木毛セメント版 種類：・図示 厚さ (mm)：・25 ・30</p> <p>・メラミン樹脂化粧板 表面仕上げ厚さ(mm)： ※1.2</p> <p>(2)合板 合板の日本農林規格 (JAS 0233)</p> <p>・(7)(a)普通合板</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部位</th> <th>品名</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>板面の品質</th> <th>単板の樹種名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・図示</td> <td>・普通合板 ・普通合板 (防虫処理)</td> <td>・4.0 ※5.5 ・6.0 ・</td> <td>・広葉樹：・1等 ・2等 ・針葉樹 表面：・A・B・C 裏面：・A・B・C・D</td> <td>・</td> </tr> </tbody> </table> <p>・(7)(b)天然木化粧合板</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部位</th> <th>厚さ</th> <th>接着の程度</th> <th>化粧板に使用する単板の樹種名</th> <th>防虫処理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・図示</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・(7)(c)特殊加工化粧合板</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部位</th> <th>品名</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>接着の程度</th> <th>化粧単板</th> <th>化粧加工の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・図示</td> <td>・特殊加工化粧合板 ・特殊加工化粧合板 (防虫処理)</td> <td>・4.0 ・</td> <td>・1類 ・2類</td> <td></td> <td>・オーバーレイ ・メラミン ・ポリエステル ・プリント ・塩化ビニル ・塗装</td> </tr> </tbody> </table> <p>※(2)(1)ホルムアルデヒド放散量： ※F☆☆☆☆</p> <p>・(7)防虫処理 ・ラワン材及びなら ※K1</p> <p>※(4)接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ ※接着剤はフタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑性剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。</p>	・ロックウール化粧吸音板	・普通 ・立体模様	DR	・9 ・12 ・15	材種	記号	厚さ (mm)	ロックウール吸音材	・ロックウール吸音ベルト1号	RW-BE ・25 ・30	グラスウール吸音材	・グラスウール吸音ボード ・ (・32K ・)	GW-B ・25 ・50	部位	品名	厚さ(mm)	板面の品質	単板の樹種名	・図示	・普通合板 ・普通合板 (防虫処理)	・4.0 ※5.5 ・6.0 ・	・広葉樹：・1等 ・2等 ・針葉樹 表面：・A・B・C 裏面：・A・B・C・D	・	部位	厚さ	接着の程度	化粧板に使用する単板の樹種名	防虫処理	・図示					・					・					部位	品名	厚さ(mm)	接着の程度	化粧単板	化粧加工の方法	・図示	・特殊加工化粧合板 ・特殊加工化粧合板 (防虫処理)	・4.0 ・	・1類 ・2類		・オーバーレイ ・メラミン ・ポリエステル ・プリント ・塩化ビニル ・塗装
・ロックウール化粧吸音板	・普通 ・立体模様	DR	・9 ・12 ・15																																																					
材種	記号	厚さ (mm)																																																						
ロックウール吸音材	・ロックウール吸音ベルト1号	RW-BE ・25 ・30																																																						
グラスウール吸音材	・グラスウール吸音ボード ・ (・32K ・)	GW-B ・25 ・50																																																						
部位	品名	厚さ(mm)	板面の品質	単板の樹種名																																																				
・図示	・普通合板 ・普通合板 (防虫処理)	・4.0 ※5.5 ・6.0 ・	・広葉樹：・1等 ・2等 ・針葉樹 表面：・A・B・C 裏面：・A・B・C・D	・																																																				
部位	厚さ	接着の程度	化粧板に使用する単板の樹種名	防虫処理																																																				
・図示																																																								
・																																																								
・																																																								
部位	品名	厚さ(mm)	接着の程度	化粧単板	化粧加工の方法																																																			
・図示	・特殊加工化粧合板 ・特殊加工化粧合板 (防虫処理)	・4.0 ・	・1類 ・2類		・オーバーレイ ・メラミン ・ポリエステル ・プリント ・塩化ビニル ・塗装																																																			
・工法 (改仕 6.13.3)	<p>・(4)(1)天井のボードの重ね張りを行う場合 ※下地に直接留めつけ</p> <p>・(4)(7)合板の張付けの種類 (改仕 表 6.13.3)： ・A種 ・B種</p> <p>・(6)(7)(1)石こうボードの目地工法等 改仕 表 6.13.5</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目地工法の種類</th> <th>せっこうボードのエッジの処理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・継目処理工法</td> <td>・テーパエッジ ・ベベルエッジ</td> </tr> <tr> <td>・突付け工法</td> <td>・ベベルエッジ</td> </tr> <tr> <td>・目透かし工法</td> <td>・スクエアエッジ</td> </tr> </tbody> </table> <p>・合板類の造作材化粧面の釘打ち ※隠し釘打ち ・釘頭埋め木 ・つぶし頭釘打ち ・釘頭現し</p> <p>・諸金物 形状 寸法 材質</p>	目地工法の種類	せっこうボードのエッジの処理	・継目処理工法	・テーパエッジ ・ベベルエッジ	・突付け工法	・ベベルエッジ	・目透かし工法	・スクエアエッジ																																															
目地工法の種類	せっこうボードのエッジの処理																																																							
・継目処理工法	・テーパエッジ ・ベベルエッジ																																																							
・突付け工法	・ベベルエッジ																																																							
・目透かし工法	・スクエアエッジ																																																							

項目	特記事項																								
14節 壁紙張り																									
・材料 (改仕 6.14.2)	<p>※(1)壁紙は、JISA6921 (壁紙) により、ISM (生活環境の安全に配慮したインテリア材料に関するガイドライン) 又は SV規格品 とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品質</th> <th>摩擦色落ち度</th> <th>隠蔽性</th> <th>施工箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・塩化ビニル樹脂製系</td> <td>・1級・2級・3級・4級</td> <td>・1級・2級・3級</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・オレフィン系</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・紙系</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・織物系</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・不織布</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※防火性能： ・不燃 ・準不燃 ・難燃</p> <p>※ホルムアルデヒド放散量： ※F☆☆☆☆</p> <p>※(2)接着剤 ※JISA6922 による2種1号又は2種2号 ※ホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ ※接着剤はフタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑性剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。</p>	品質	摩擦色落ち度	隠蔽性	施工箇所	・塩化ビニル樹脂製系	・1級・2級・3級・4級	・1級・2級・3級		・オレフィン系				・紙系				・織物系				・不織布			
品質	摩擦色落ち度	隠蔽性	施工箇所																						
・塩化ビニル樹脂製系	・1級・2級・3級・4級	・1級・2級・3級																							
・オレフィン系																									
・紙系																									
・織物系																									
・不織布																									
・施工 (改仕 6.14.3)	<p>・(1)モルタル面及びせっこうプラスター面の素地ごしらえ 改仕 表 6.14.1 ※B種 ・A種</p> <p>・(2)コンクリート面の素地ごしらえ 改仕 表 6.14.2 ※B種 ・A種</p> <p>・(3)せっこうボード面の素地ごしらえ及びけい酸カルシウム板面の素地ごしらえ 改仕 表 6.14.3 ※B種 ・A種</p>																								
15節 モルタル塗り																									
・材料 (改仕 6.15.3)	<p>・(1)モルタル 部位 () ・現場調合材料 ・既調合材料 JISA6916 (建築用下地調整塗材) ()</p> <p>・(6)既製目地材 ・用いない ・用いる (形状：※図示)</p>																								
・下地処理 (改仕 6.15.5)	(1)壁で仕上げ厚又は全塗り厚が25mm (6.15.4(3)) を超える場合 ※図示																								
・工法 (改仕 6.15.6)	<p>・(2)(7)床の目地の目地割り及び種類 目地割り： ※2㎡程度 (最大目地間隔 3m程度) ・図示 種類： ※押し目地 ・目地棒伏せ込みモルタル</p>																								
モルタルポンプ工法	<p>※材料 (1)セメント、砂及び水は、標仕 15.3.2 [モルタル塗り 材料] による。 (2)パーライト、パーミキュライト及び混和剤を使用する場合は監督員の承諾を受ける。</p> <p>※調合 (1)モルタルの場合は標仕 表 15.3.3 [調合 (容積比) 及び塗厚の標準] を標準とする。 (2)スランプはモルタルが圧送可能な範囲で、できるだけ小さくなるよう水量を定める。 (3)レディーミクストモルタルを使う場合は、調合及びスランプの指定は、監督員の指示による。 (4)ひび割れの発生をさせないよう調合において配慮すること。</p> <p>※工法 ・こて押え仕上げ ・吹付け仕上げ (回吹付 mm厚) (1)建築物の規模、立地条件、施工面積、工事工程等を考慮し、モルタルポンプの機種 (型式、最大吐出量)、台数及び関連機械を定める。 (2)輸送管は、使用するモルタルポンプの最大吐出圧力を上まわる耐力のものを使用する。 (3)圧送開始時は運転速度を小さくし、圧送が順調に行われてから正常な運転速度とし、中断しないで行う。</p> <p>※仕上げ (1)こて押え仕上げの場合は、標仕 15.4.3 [床コンクリート直均し仕上げ 工法] により平滑に仕上げる。 吹付け仕上げの場合は吹付け厚さ及び吹付け回数は特記による。なお、吹付けは、下地表面処理を行って、吹きむらのないよう均一に表面仕上げを行い、下吹付けの放置期間は14日以上とする。ただし、気象条件等により監督員の承諾を受けてその期間を短縮することができる。</p>																								
16節 タイル張り																									
・施工一般 (改仕 6.16.2)	<p>(1)伸縮調整目地 (7)伸縮調整目地の位置 ・※床タイル ※縦・横 4m以内ごと ・標仕 表 11.1.1 による ※下地のひび割れ誘発目地の位置には伸縮調整目地を設ける。</p> <p>(2)見本焼・試験施工</p>																								

項目	特記事項																																																																																														
	(ア)タイルの見本焼き： ・行う ・行わない ・ (イ)試験張り： ・行う ・行わない																																																																																														
・セメントモルタルによるタイル張り (改仕 6.16.3)	<p>(2)材料 (ア)(a)①②タイルの品質 JIS A 5209(セラミックタイル)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施工箇所</th> <th rowspan="2">形状寸法 (mm)</th> <th rowspan="2">用途による区分</th> <th colspan="2">うわぐすり</th> <th colspan="3">吸水率</th> <th colspan="2">耐凍害性</th> <th colspan="2">耐滑り性</th> <th colspan="2">色</th> </tr> <tr> <th>施ゆう</th> <th>無ゆう</th> <th>I類</th> <th>II類</th> <th>III類</th> <th>有</th> <th>無</th> <th>有</th> <th>無</th> <th>標準</th> <th>特注</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> </tbody> </table> <p>(b)役物 使用箇所 ・出隅 ・入隅 ・幅木 ・まぐさ ・窓台 製造方法 ・接着成型品 ・一体成型品 ※内装タイルは、面取りしたものを使用する。</p> <p>(c)スロープタイル ※既製品 ・特注品</p> <p>(イ)(c)既調合モルタル ・使用する (・既製品 ・特注品)</p> <p>(5)施工 (ア)下地及びタイルごしらえ (a)下地モルタル塗りを行うコンクリート素地面の下地処理の方法 ・目荒し工法 (高圧水洗) (改仕 6.15.5(3)) ・</p> <p>(ウ)壁タイル張り (a)壁タイル張りの工法、張付けモルタルの塗厚 改仕表 6.16.4</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>タイルの種類</th> <th>タイルの大きさ</th> <th>工法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">内外装タイル</td> <td>小口平</td> <td>・密着張り ・改良圧着張り</td> </tr> <tr> <td>二丁掛</td> <td>・密着張り ・改良圧着張り</td> </tr> <tr> <td>100角</td> <td>・密着張り ・改良圧着張り</td> </tr> <tr> <td>ユニットタイル (内装タイル以外)</td> <td>50二丁以下</td> <td>・マスク張り ・モザイクタイル張り</td> </tr> </tbody> </table> <p>※密着張りの張付けモルタルは2層に分けて塗り付ける。 ※化粧目地は目地深さに関わらず、目地詰め後に仕上げる。</p>	施工箇所	形状寸法 (mm)	用途による区分	うわぐすり		吸水率			耐凍害性		耐滑り性		色		施ゆう	無ゆう	I類	II類	III類	有	無	有	無	標準	特注			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	タイルの種類	タイルの大きさ	工法	内外装タイル	小口平	・密着張り ・改良圧着張り	二丁掛	・密着張り ・改良圧着張り	100角	・密着張り ・改良圧着張り	ユニットタイル (内装タイル以外)	50二丁以下	・マスク張り ・モザイクタイル張り
施工箇所	形状寸法 (mm)				用途による区分	うわぐすり		吸水率			耐凍害性		耐滑り性		色																																																																																
		施ゆう	無ゆう	I類		II類	III類	有	無	有	無	標準	特注																																																																																		
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・																																																																																		
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・																																																																																		
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・																																																																																		
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・																																																																																		
タイルの種類	タイルの大きさ	工法																																																																																													
内外装タイル	小口平	・密着張り ・改良圧着張り																																																																																													
	二丁掛	・密着張り ・改良圧着張り																																																																																													
	100角	・密着張り ・改良圧着張り																																																																																													
ユニットタイル (内装タイル以外)	50二丁以下	・マスク張り ・モザイクタイル張り																																																																																													
・有機系接着剤によるタイル張り (改仕 6.16.4)	<p>(2)材料 (ア)(a)①②タイルの品質 JIS A 5209(セラミックタイル)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施工箇所</th> <th rowspan="2">形状寸法 (mm)</th> <th rowspan="2">用途による区分</th> <th colspan="2">うわぐすり</th> <th colspan="3">吸水率</th> <th colspan="2">耐凍害性</th> <th colspan="2">耐滑り性</th> <th colspan="2">色</th> </tr> <tr> <th>施ゆう</th> <th>無ゆう</th> <th>I類</th> <th>II類</th> <th>III類</th> <th>有</th> <th>無</th> <th>有</th> <th>無</th> <th>標準</th> <th>特注</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> </tbody> </table> <p>(b)役物 使用箇所 ・出隅 ・入隅 ・幅木 ・まぐさ ・窓台 製造方法 ・接着成型品 ・一体成型品 ※内装タイルは、面取りしたものを使用する。</p> <p>(c)スロープタイル ※既製品 ・特注品</p> <p>(イ)接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ ※接着剤はフタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。</p>	施工箇所	形状寸法 (mm)	用途による区分	うわぐすり		吸水率			耐凍害性		耐滑り性		色		施ゆう	無ゆう	I類	II類	III類	有	無	有	無	標準	特注			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・																	
施工箇所	形状寸法 (mm)				用途による区分	うわぐすり		吸水率			耐凍害性		耐滑り性		色																																																																																
		施ゆう	無ゆう	I類		II類	III類	有	無	有	無	標準	特注																																																																																		
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・																																																																																			
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・																																																																																			
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・																																																																																			
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・																																																																																			

項目	特記事項
17節 セルフレベリング材塗	
・調合及び塗厚 (改仕 6.17.3)	(2)塗厚 ・ 10 mm ・

7章 塗装改修工事

項目	特記事項																
1節 共通事項																	
※材料 (改仕 7.1.3)	(1)屋内に使用する塗料のホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆規格品とする。また、トルエンやキシレン、エチルベンゼン、スチレンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 (2)防火材料 ※図示																
2節 下地調整																	
※施工一般 (改仕 7.2.1)	表 7.2.1 から表 7.2.7 までの R B 種の場合の既存塗膜の除去範囲 ・ 図示 ・																
・ 塗装面の下地調整 (改仕 7.2.2~7)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>塗装面の種類</th> <th>種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木部 (改仕 表 7.2.1)</td> <td>・ RA 種 ※RB 種(不透明塗料塗り) ・ RC 種</td> </tr> <tr> <td>鉄鋼面 (改仕 表 7.2.2)</td> <td>・ RA 種 ※RB 種 ・ RC 種 耐候性塗料塗りの場合(表 7.4.4) 種別による</td> </tr> <tr> <td>亜鉛めっき鋼面 (改仕 表 7.2.3)</td> <td>・ RA 種 ※RB 種 ・ RC 種 無塗装既存亜鉛めっき鋼面 ※RA 種(工程 I 省略)</td> </tr> <tr> <td>モルタル、せっこうプラスター面 (改仕 表 7.2.4)</td> <td>・ RA 種 ※RB 種 ・ RC 種</td> </tr> <tr> <td>コンクリート、ALCパネル面 (改仕 表 7.2.5)</td> <td>・ RA 種 ※RB 種 ・ RC 種 耐候性塗料塗りの場合(表 7.2.6) ※RC 種</td> </tr> <tr> <td>押出成形セメント板面 (改仕 表 7.2.6)</td> <td>・ RA 種 ・ RB 種 ・ RC 種 耐候性塗料塗りの場合 ※RC 種</td> </tr> <tr> <td>せっこうその他のボード面 (改仕 表 7.2.7)</td> <td>継目処理工法の場合 ※RA 種 ・ RB 種 ・ RC 種 その他の場合 ・ RA 種 ※RB 種 ・ RC 種</td> </tr> </tbody> </table>	塗装面の種類	種別	木部 (改仕 表 7.2.1)	・ RA 種 ※RB 種(不透明塗料塗り) ・ RC 種	鉄鋼面 (改仕 表 7.2.2)	・ RA 種 ※RB 種 ・ RC 種 耐候性塗料塗りの場合(表 7.4.4) 種別による	亜鉛めっき鋼面 (改仕 表 7.2.3)	・ RA 種 ※RB 種 ・ RC 種 無塗装既存亜鉛めっき鋼面 ※RA 種(工程 I 省略)	モルタル、せっこうプラスター面 (改仕 表 7.2.4)	・ RA 種 ※RB 種 ・ RC 種	コンクリート、ALCパネル面 (改仕 表 7.2.5)	・ RA 種 ※RB 種 ・ RC 種 耐候性塗料塗りの場合(表 7.2.6) ※RC 種	押出成形セメント板面 (改仕 表 7.2.6)	・ RA 種 ・ RB 種 ・ RC 種 耐候性塗料塗りの場合 ※RC 種	せっこうその他のボード面 (改仕 表 7.2.7)	継目処理工法の場合 ※RA 種 ・ RB 種 ・ RC 種 その他の場合 ・ RA 種 ※RB 種 ・ RC 種
塗装面の種類	種別																
木部 (改仕 表 7.2.1)	・ RA 種 ※RB 種(不透明塗料塗り) ・ RC 種																
鉄鋼面 (改仕 表 7.2.2)	・ RA 種 ※RB 種 ・ RC 種 耐候性塗料塗りの場合(表 7.4.4) 種別による																
亜鉛めっき鋼面 (改仕 表 7.2.3)	・ RA 種 ※RB 種 ・ RC 種 無塗装既存亜鉛めっき鋼面 ※RA 種(工程 I 省略)																
モルタル、せっこうプラスター面 (改仕 表 7.2.4)	・ RA 種 ※RB 種 ・ RC 種																
コンクリート、ALCパネル面 (改仕 表 7.2.5)	・ RA 種 ※RB 種 ・ RC 種 耐候性塗料塗りの場合(表 7.2.6) ※RC 種																
押出成形セメント板面 (改仕 表 7.2.6)	・ RA 種 ・ RB 種 ・ RC 種 耐候性塗料塗りの場合 ※RC 種																
せっこうその他のボード面 (改仕 表 7.2.7)	継目処理工法の場合 ※RA 種 ・ RB 種 ・ RC 種 その他の場合 ・ RA 種 ※RB 種 ・ RC 種																
3節 素地ごしらえ																	
・ 各面の素地ごしらえ (改仕 7.3.2~7)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>塗装面の種類</th> <th>種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木部 (改仕 表 7.3.1)</td> <td>※A 種(不透明塗料塗り) ※B 種(透明塗料塗り)</td> </tr> <tr> <td>鉄鋼面 (改仕 表 7.3.2)</td> <td>・ A 種 ・ B 種 ※C 種 耐候性塗料塗りの場合 ※B 種</td> </tr> <tr> <td>亜鉛めっき鋼面 (改仕 表 7.3.3)</td> <td>・ A 種 ・ B 種 耐候性塗料塗りの場合 ※A 種(鋼製建具等は B 種)</td> </tr> <tr> <td>モルタル、せっこうプラスター面 (改仕 表 7.3.4)</td> <td>・ A 種 ※B 種</td> </tr> <tr> <td>コンクリート、ALCパネル面 (改仕 表 7.3.5)</td> <td>・ A 種 ※B 種 耐候性塗料塗りの場合(表 7.3.6) ※A 種</td> </tr> <tr> <td>押出成形セメント板面 (改仕 表 7.3.6)</td> <td>・ A 種 ・ B 種 耐候性塗料塗りの場合 ※B 種</td> </tr> <tr> <td>せっこうその他のボード面 (改仕 表 7.3.7)</td> <td>継目処理工法の場合 ※A 種 ・ B 種 その他の場合 ・ A 種 ※B 種</td> </tr> </tbody> </table>	塗装面の種類	種別	木部 (改仕 表 7.3.1)	※A 種(不透明塗料塗り) ※B 種(透明塗料塗り)	鉄鋼面 (改仕 表 7.3.2)	・ A 種 ・ B 種 ※C 種 耐候性塗料塗りの場合 ※B 種	亜鉛めっき鋼面 (改仕 表 7.3.3)	・ A 種 ・ B 種 耐候性塗料塗りの場合 ※A 種(鋼製建具等は B 種)	モルタル、せっこうプラスター面 (改仕 表 7.3.4)	・ A 種 ※B 種	コンクリート、ALCパネル面 (改仕 表 7.3.5)	・ A 種 ※B 種 耐候性塗料塗りの場合(表 7.3.6) ※A 種	押出成形セメント板面 (改仕 表 7.3.6)	・ A 種 ・ B 種 耐候性塗料塗りの場合 ※B 種	せっこうその他のボード面 (改仕 表 7.3.7)	継目処理工法の場合 ※A 種 ・ B 種 その他の場合 ・ A 種 ※B 種
塗装面の種類	種別																
木部 (改仕 表 7.3.1)	※A 種(不透明塗料塗り) ※B 種(透明塗料塗り)																
鉄鋼面 (改仕 表 7.3.2)	・ A 種 ・ B 種 ※C 種 耐候性塗料塗りの場合 ※B 種																
亜鉛めっき鋼面 (改仕 表 7.3.3)	・ A 種 ・ B 種 耐候性塗料塗りの場合 ※A 種(鋼製建具等は B 種)																
モルタル、せっこうプラスター面 (改仕 表 7.3.4)	・ A 種 ※B 種																
コンクリート、ALCパネル面 (改仕 表 7.3.5)	・ A 種 ※B 種 耐候性塗料塗りの場合(表 7.3.6) ※A 種																
押出成形セメント板面 (改仕 表 7.3.6)	・ A 種 ・ B 種 耐候性塗料塗りの場合 ※B 種																
せっこうその他のボード面 (改仕 表 7.3.7)	継目処理工法の場合 ※A 種 ・ B 種 その他の場合 ・ A 種 ※B 種																
4節 錆止め塗料塗り																	
・ 塗料種別 (改仕 7.4.2)	(1)鉄鋼面 改仕 表 7.4.1 (ア)5節(SOP塗り)、錆止め塗装のままの場合：※As 種 (イ)8節(DP塗り) 新規面及び下地調整 RA 種の場合：※I 回目 Cs 種、2・3 回目 Ds 種 下地調整 RB 種、RC 種の場合：※Es 種 (ウ)9節(EP-G塗り)の場合：・ As 種 ※Bs 種 (2)亜鉛めっき鋼面 改仕 表 7.4.2 (ア)5節(SOP塗り)の場合： 鋼製建具等 ※Az 種 ・ Bz 種 ・ Cz 種 その他 ・ Az 種 ※Bz 種 ・ Cz 種 (イ)8節(DP塗り)の場合：※Bz 種 (ウ)9節(EP-G塗り)の場合：※Cz 種																
・ 錆止め塗料塗り (改仕 7.4.3)	(1)鉄鋼面 (ア)5節(SOP塗り)、9節(EP-G塗り)、錆止め塗装のままの場合 改仕 表 7.4.3 による 新規見え掛り： ※A 種 ・ B 種 ・ C 種 新規見え隠れ： ・ A 種 ※B 種 ・ C 種																

項目	特記事項
	塗替え面： ・ A 種 ・ B 種 ※C 種 (イ)8節(DP塗り)の場合 改仕 表 7.4.4 による 塗替え面： ・ A 種 ・ B 種 ・ C 種 新規面： ※A 種 ・ B 種 ・ C 種 (3)亜鉛めっき鋼面 (ア)5節(SOP塗り)、9節(EP-G塗り)の場合 改仕 表 7.4.5 鋼製建具等 ※A 種 ・ B 種 ・ C 種 その他 ・ A 種 ※B 種 ・ C 種 塗替え ・ A 種 ・ B 種 ※C 種 (イ)8節(DP塗り)の場合 改仕 表 7.4.6 による
5節 合成樹脂調合ペイント塗り (SOP)	
・ 木部の合成樹脂調合ペイント塗り (改仕 7.5.2)	JIS K 5516 (合成樹脂調合ペイント) [略号：SOP] ※1 種 ・ 2 種 改仕 表 7.5.1 による (ア)新規屋外 ※A 種 ・ B 種 ・ C 種 新規屋内 ・ A 種 ※B 種 ・ C 種 (イ)塗替え ・ A 種 ※B 種 (外部の場合は工程 3.、4 省略) ・ C 種 ※多孔質広葉樹の場合は下塗り後に目止めを行う
・ 鉄鋼面の合成樹脂調合ペイント塗り (改仕 7.5.3)	JIS K 5516 (合成樹脂調合ペイント) [略号：SOP] ※1 種 ・ 2 種 改仕 表 7.5.2 による 塗替え： ・ A 種 ※B 種 ・ C 種 新規： ・ A 種 ・ B 種 (いずれも工程 1、2 省略)
・ 亜鉛めっき面の合成樹脂調合ペイント塗り (改仕 7.5.3)	JIS K 5516 (合成樹脂調合ペイント) [略号：SOP] ※1 種 ・ 2 種 改仕 表 7.5.3 による (ア)新規 ・ A 種 ※B 種 (イ)塗替え ・ A 種 ※B 種 ・ C 種 鋼製建具 ※A 種 ・ B 種 ・ C 種
6節 クリヤラッカー塗り (CL)	
・ クリヤラッカー塗り (改仕 7.6.2)	JIS K 5533 (ラッカー系シーラー)、JIS K 5531 (ニトロセルロースラッカー) [略号：CL] 改仕 表 7.6.1 による 種別： ・ A 種 ※B 種 (注 2)A 種の場合 工程 2 の適用： ・ あり ・ なし 着色に用いる塗料の種類： ・ 図示 ・
7節 アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り (NAD)	
・ アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り (改仕 7.7.2)	JIS K 5670 (アクリル樹脂系非水分散形塗料) [略号：NAD] 改仕 表 7.7.1 による ・ A 種 ※B 種
8節 耐候性塗料塗り (DP)	
・ 鉄鋼面の DP 塗り (改仕 7.8.2)	JIS K 5659 (鋼構造物用耐候性塗料) [略号：DP] 改仕 表 7.8.1 による 上塗り塗料の等級： ・ 1 級 ・ 2 級 ・ 3 級 種類： ・ ふっ素樹脂塗料：1 級 ・ シリコン樹脂塗料：1, 2 級 ・ ポリウレタン樹脂塗料：2, 3 級
・ 亜鉛メッキ鋼面の DP 塗り (改仕 7.8.3)	JIS K 5659 (鋼構造物用耐候性塗料) [略号：DP] 改仕 表 7.8.2 による 上塗り塗料の等級： ・ 1 級 ・ 2 級 ・ 3 級 種類： ・ ふっ素樹脂塗料：1 級 ・ シリコン樹脂塗料：1, 2 級 ・ ポリウレタン樹脂塗料：2, 3 級
・ コンクリート面及び押出成形セメント板面の DP 塗り (改仕 7.8.4)	JIS K 5658 (建築用耐候性上塗り塗料) [略号：DP] 改仕 表 7.8.3 による ・ A-1 種 ・ A-2 種 ・ B-1 種 ・ B-2 種 ・ C-1 種 ・ C-2 種 上塗り塗料の等級： ・ 1 級 ・ 2 級 ・ 3 級 種類： ・ ふっ素樹脂塗料：1 級 ・ シリコン樹脂塗料：1, 2 級 ・ ポリウレタン樹脂塗料：2, 3 級
9節 つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP-G)	
・ コンクリート面、押出成形セメント板面、モルタル面、せっこうプラスター面、せっこ	JIS K 5660 (つや有合成樹脂エマルジョンペイント) [略号：EP-G] 改仕 表 7.9.1 による (1)種別： ・ A 種 ※B 種 ・ C 種 (2)塗替えの場合のみ目止めシーラー (ヤニ止めシーラー) ※B 種、C 種の場合：工程 I を目止めシーラーとする ・ 図示

項目	特記事項
うボード面、その他ボード面等のEP-G塗り (改仕 7.9.2)	
・木部のEP-G塗り (改仕 7.9.3)	JIS K 5660 (つや有合成樹脂エマルジョンペイント) [略号: EP-G] 屋内の木部 改仕 表 7.9.2 による (1)新規 ※A種 ・B種 ・C種 (2)塗替え ・A種 ※B種 ・C種 ※多孔質広葉樹の場合は下塗り後に目止めを行う
・鉄鋼面のEP-G塗り (改仕 7.9.4)	JIS K 5660 (つや有合成樹脂エマルジョンペイント) [略号: EP-G] 屋内の鉄鋼面 改仕 表 7.9.3 による 塗替え ・A種 ※B種 ・C種 新規 ・A種 ・B種
・垂鉛めっ鋼面のEP-G塗り (改仕 7.9.5)	JIS K 5660 (つや有合成樹脂エマルジョンペイント) [略号: EP-G] 屋内の鉄鋼面 改仕 表 7.9.4 による ※A種 ・B種
10 節 合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP)	
・合成樹脂エマルジョンペイント塗り (改仕 7.10.2)	JIS K 5663 (合成樹脂エマルジョンペイント及びシーラー) [略号: EP] 改仕 表 7.10.1 による (1)塗替え ・A種 ※B種 ・C種 新規 ・A種 ・B種 (2)塗替えの場合のしみ止めシーラー ※B種、C種の場合 工程 I ・図示
11 節 ウレタン樹脂ワニス塗り (UC)	
・ウレタン樹脂ワニス塗り (改仕 7.11.2)	JASS 7 M-301,502 [略号: UC] 改仕 表 7.11.1 による 塗替え ・A種 ※B種 新規 ・A種 ※B種 (注3)工程 I の着色の適用: ・あり ・なし
12 節 ピグメントステイン塗り	
・ピグメントステイン塗り (改仕 7.12.2)	・ピグメントステイン塗り JASS 18 M-306 改仕 表 7.12.1 による ・オイルステイン塗り (OS): ※図示 (使用する場合は平成 31 年度版 改仕 7 章 13 節 [オイルステイン塗り (OS)] を参考にすること)
13 節 木材保護塗料塗り (WP)	
・屋外の木材保護塗料塗り (改仕 7.13.2)	JASS 18 M-307 [略号: WP] 改仕 表 7.13.1 による ・A種 ※B種

8 章 耐震改修工事

項目	特記事項																																												
1 節 共通事項																																													
・コンクリートの種類 (改仕 8.1.3)	※(1)コンクリートの種別 改仕 表 8.1.1 ※I類 [配合設計及び品質管理等を適切に施工できる工場 (全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく 監査に合格した工場等) から選定する。] ※(2)コンクリートの気乾単位容積質量による種類 ・普通コンクリート ・軽量コンクリート ・(3)建築基準法第 37 条第二号の規定に基づき国土交通大臣の認定を受けたコンクリート ・適用する (使用部位:)																																												
・コンクリートの品質 (改仕 8.1.4)	(1)(f)コンクリートの設計基準強度 (Fc) ・普通コンクリート: 36N/mm ² 以下 <table border="1"> <thead> <tr> <th>設計基準強度 (N/mm²)</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>・18</td><td></td></tr> <tr><td>・21</td><td></td></tr> <tr><td>・24</td><td></td></tr> <tr><td>・27</td><td></td></tr> <tr><td>・</td><td></td></tr> </tbody> </table> ・軽量コンクリート: 27N/mm ² 以下 <table border="1"> <thead> <tr> <th>設計基準強度 (N/mm²)</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>・18</td><td></td></tr> <tr><td>・21</td><td></td></tr> <tr><td>・</td><td></td></tr> </tbody> </table> ・(2)(i)コンクリートの荷下ろし地点におけるスランプ ※改仕 表 8.1.2 による ・(3)(i)(a)①合板せき板を用いる場合のコンクリートの打放し仕上げ (改仕 表 8.1.4) <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>せき板の程度</th> <th>施工箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・A種</td> <td>表面加工コンクリート型枠用合板でほとんど損傷のないもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・B種</td> <td>表面加工コンクリート型枠用合板以外の型枠用合板でほとんど損傷のないもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・C種</td> <td>表面加工コンクリート型枠用合板以外の型枠用合板で使用上差支えのないもの</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ・(3)(i)(b) コンクリートの仕上がりの平たんさ: ※ (改仕 表 8.1.5) による <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>平たんさ</th> <th>適用部位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・a種</td> <td>3mにつき7mm以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・b種</td> <td>3mにつき10mm以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・c種</td> <td>1mにつき10mm以下</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設計基準強度 (N/mm ²)	適用箇所	・18		・21		・24		・27		・		設計基準強度 (N/mm ²)	適用箇所	・18		・21		・		種別	せき板の程度	施工箇所	・A種	表面加工コンクリート型枠用合板でほとんど損傷のないもの		・B種	表面加工コンクリート型枠用合板以外の型枠用合板でほとんど損傷のないもの		・C種	表面加工コンクリート型枠用合板以外の型枠用合板で使用上差支えのないもの		種別	平たんさ	適用部位	・a種	3mにつき7mm以下		・b種	3mにつき10mm以下		・c種	1mにつき10mm以下	
設計基準強度 (N/mm ²)	適用箇所																																												
・18																																													
・21																																													
・24																																													
・27																																													
・																																													
設計基準強度 (N/mm ²)	適用箇所																																												
・18																																													
・21																																													
・																																													
種別	せき板の程度	施工箇所																																											
・A種	表面加工コンクリート型枠用合板でほとんど損傷のないもの																																												
・B種	表面加工コンクリート型枠用合板以外の型枠用合板でほとんど損傷のないもの																																												
・C種	表面加工コンクリート型枠用合板以外の型枠用合板で使用上差支えのないもの																																												
種別	平たんさ	適用部位																																											
・a種	3mにつき7mm以下																																												
・b種	3mにつき10mm以下																																												
・c種	1mにつき10mm以下																																												
・鉄骨製作工場 (改仕 8.1.5)	(1)製作工場加工能力等は下記同等以上とする。 〔 (株)全国鉄骨評価機構 (株)日本鉄骨評価センター 〕 ・Jグレード ・Rグレード ・Mグレード ・Hグレード ・Sグレード																																												
・鉄骨製作工場における施工管理技術者 (改仕 8.1.6)	(1)鉄骨製作工場における施工管理技術者の配置 ・配置する ・配置しない 資格: ※鉄骨製作管理技術者 (・1級 ・2級) ・鉄骨工事管理責任者																																												
2 節 材料																																													
・鉄筋 (改仕 8.2.1)	・鉄筋の種類等 (改仕 表 8.2.1) による JIS G 3112 (鉄筋コンクリート用棒鋼) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>呼び名・鉄筋径等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">丸鋼</td> <td>・SR235</td> <td>※構造図による ・</td> </tr> <tr> <td>・SR295</td> <td>※構造図による ・</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">異形鉄筋</td> <td>・SD295</td> <td>※構造図による ・</td> </tr> <tr> <td>・SD345</td> <td>※構造図による ・</td> </tr> <tr> <td>・SD390</td> <td>※構造図による ・</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ・改仕 表 8.2.1 記載の「建築基準法第 37 条の規定に基づき認定を受けたせん断補強筋」 ※構造図による ・490N/mm ² を超える高強度鉄筋 ・エポキシ樹脂塗装鉄筋 ・亜鉛めっき鉄筋 ・改仕 表 8.2.1 に記載された鉄筋以外のもの	区分	種別	呼び名・鉄筋径等	丸鋼	・SR235	※構造図による ・	・SR295	※構造図による ・	・		異形鉄筋	・SD295	※構造図による ・	・SD345	※構造図による ・	・SD390	※構造図による ・	・																										
区分	種別	呼び名・鉄筋径等																																											
丸鋼	・SR235	※構造図による ・																																											
	・SR295	※構造図による ・																																											
	・																																												
異形鉄筋	・SD295	※構造図による ・																																											
	・SD345	※構造図による ・																																											
	・SD390	※構造図による ・																																											
	・																																												

項目	特記事項																																		
	※構造図による																																		
・溶接金網 (改仕 8.2.2)	溶接金網 [JIS G 3551 (溶接金網及び鉄筋格子)] の鉄線の形状、網目寸法及び鉄線の径 ※構造図による																																		
・あと施工アンカー (改仕 8.2.4)	<p>・(2)金属系アンカー</p> <p>(ア)引張耐力: KN/本 せん断耐力: KN/本</p> <p>(イ)アンカー本体の径及び埋込み長さ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>アンカーの径 [外径 da(mm)]</th> <th>埋込み長さ [5da 以上(mm)]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・φ13 ・φ16 ・φ19 ・φ22</td> <td>・</td> </tr> </tbody> </table> <p>(カ)セット方式: ※本体打込み式改良型</p> <p>(ク)接合筋の種類、径及び長さ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類 (呼び名 db)</th> <th>径 (ねじの呼び)</th> <th>長さ [最小長(mm)]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・D10</td> <td>・W3/8</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・D13</td> <td>・W1/2</td> <td>※頭部ナット付はアンカー筋径の 20 倍以上、頭部ナット無しは 30 倍以上</td> </tr> <tr> <td>・D16</td> <td>・W5/8</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> </tbody> </table> <p>・(3)接着系アンカー</p> <p>(ア)引張耐力: KN/本 せん断耐力: KN/本</p> <p>(イ)アンカーの種類: ※カプセル方式回転・打撃式</p> <p>(イ)アンカー筋の径、埋込み長さ及び種類: 下表による</p> <p>(カ)アンカー筋の種類: 下表による</p> <p>(カ)アンカー筋の新設壁内への定着の長さ: 下表による</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補強部位</th> <th>呼び径 da</th> <th>埋込み長さ(mm): L1</th> <th>定着長さ(mm): L2</th> <th>最小長さ(mm) L=L1+L2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・RC 壁補強</td> <td>・D10 ・D13 ・D16 ・D19 ・D22</td> <td>・</td> <td>※頭部ナット付はアンカー筋径の 20 倍以上 (ナットの下までの長さ)、頭部ナットなしは 30 倍以上</td> <td>※頭部ナット付はアンカー筋径の 28 倍以上 (ナットの下までの長さ)、頭部ナットなしは 38 倍以上</td> </tr> <tr> <td>・ブレース補強</td> <td>・D16 ・D19 ・D22</td> <td>※せん断用 8da 以上、引張用 11da 以上、外側補強用 13da 以上</td> <td>※頭部ナット付はアンカー筋径の 6 倍以上 (ナットの下までの長さ)</td> <td>※頭部ナット付はアンカー筋径の 14 倍以上 (ナットの下までの長さ)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4)あと施工アンカーの性能確認試験 行う (改仕 8.12.7 による)</p>	アンカーの径 [外径 da(mm)]	埋込み長さ [5da 以上(mm)]	・φ13 ・φ16 ・φ19 ・φ22	・	種類 (呼び名 db)	径 (ねじの呼び)	長さ [最小長(mm)]	・D10	・W3/8	・	・D13	・W1/2	※頭部ナット付はアンカー筋径の 20 倍以上、頭部ナット無しは 30 倍以上	・D16	・W5/8	・	・	・	・	補強部位	呼び径 da	埋込み長さ(mm): L1	定着長さ(mm): L2	最小長さ(mm) L=L1+L2	・RC 壁補強	・D10 ・D13 ・D16 ・D19 ・D22	・	※頭部ナット付はアンカー筋径の 20 倍以上 (ナットの下までの長さ)、頭部ナットなしは 30 倍以上	※頭部ナット付はアンカー筋径の 28 倍以上 (ナットの下までの長さ)、頭部ナットなしは 38 倍以上	・ブレース補強	・D16 ・D19 ・D22	※せん断用 8da 以上、引張用 11da 以上、外側補強用 13da 以上	※頭部ナット付はアンカー筋径の 6 倍以上 (ナットの下までの長さ)	※頭部ナット付はアンカー筋径の 14 倍以上 (ナットの下までの長さ)
アンカーの径 [外径 da(mm)]	埋込み長さ [5da 以上(mm)]																																		
・φ13 ・φ16 ・φ19 ・φ22	・																																		
種類 (呼び名 db)	径 (ねじの呼び)	長さ [最小長(mm)]																																	
・D10	・W3/8	・																																	
・D13	・W1/2	※頭部ナット付はアンカー筋径の 20 倍以上、頭部ナット無しは 30 倍以上																																	
・D16	・W5/8	・																																	
・	・	・																																	
補強部位	呼び径 da	埋込み長さ(mm): L1	定着長さ(mm): L2	最小長さ(mm) L=L1+L2																															
・RC 壁補強	・D10 ・D13 ・D16 ・D19 ・D22	・	※頭部ナット付はアンカー筋径の 20 倍以上 (ナットの下までの長さ)、頭部ナットなしは 30 倍以上	※頭部ナット付はアンカー筋径の 28 倍以上 (ナットの下までの長さ)、頭部ナットなしは 38 倍以上																															
・ブレース補強	・D16 ・D19 ・D22	※せん断用 8da 以上、引張用 11da 以上、外側補強用 13da 以上	※頭部ナット付はアンカー筋径の 6 倍以上 (ナットの下までの長さ)	※頭部ナット付はアンカー筋径の 14 倍以上 (ナットの下までの長さ)																															
・コンクリートの材料及び調合 (改仕 8.2.5)	<p>・(1)(ア)セメントの種類 (改仕 表 8.2.3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>規格名称・番号</th> <th>種類</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ポルトランドセメント (JIS R 5210)</td> <td>※普通 ・早強 ・超早強 ・中庸熱 ・低熱 ・耐硫酸塩</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・高炉セメント (JIS R 5211)</td> <td>・A 種 ※B 種 ・C 種</td> <td>(1)(イ): ・構造図による ・基礎 ・地中梁</td> </tr> <tr> <td>・シリカセメント (JIS R 5212)</td> <td>・A 種 ・B 種 ・C 種</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・フライアッシュセメント (JIS R 5213)</td> <td>・A 種 ※B 種 ・C 種</td> <td>(1)(イ): ・</td> </tr> <tr> <td>・エコセメント (JIS R 5214)</td> <td>※普通</td> <td>・</td> </tr> </tbody> </table> <p>・(1)(イ) 高炉セメント B 種及びフライアッシュセメント B 種の適用箇所: 図示</p> <p>(注) グリーン購入法に基づき、工事毎の特性、必要とされる強度や耐久性、コスト等に留意した上での採用を推進する。ただし、補正にて予想平均気温が 5℃未満の場合は全て普通ポルトランドセメントとする。</p> <p>(2)骨材</p> <p>・(ア)(a)フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ細骨材及び電気炉酸化スラグ骨材の使用 ・使用する (適用部位) ・構造図による</p> <p>・(ア)(a)普通エコセメントを使用するコンクリートにおける再生骨材 H の使用 ・使用する (適用部位) ・構造図による</p> <p>・(イ)アルカリシリカ反応性による区分 (JIS A 5308 附属書 J A) ※A (アルカリシリカ反応性試験の結果が“無害”と判定されたもの)</p>	規格名称・番号	種類	適用箇所	・ポルトランドセメント (JIS R 5210)	※普通 ・早強 ・超早強 ・中庸熱 ・低熱 ・耐硫酸塩	・	・高炉セメント (JIS R 5211)	・A 種 ※B 種 ・C 種	(1)(イ): ・構造図による ・基礎 ・地中梁	・シリカセメント (JIS R 5212)	・A 種 ・B 種 ・C 種	・	・フライアッシュセメント (JIS R 5213)	・A 種 ※B 種 ・C 種	(1)(イ): ・	・エコセメント (JIS R 5214)	※普通	・																
規格名称・番号	種類	適用箇所																																	
・ポルトランドセメント (JIS R 5210)	※普通 ・早強 ・超早強 ・中庸熱 ・低熱 ・耐硫酸塩	・																																	
・高炉セメント (JIS R 5211)	・A 種 ※B 種 ・C 種	(1)(イ): ・構造図による ・基礎 ・地中梁																																	
・シリカセメント (JIS R 5212)	・A 種 ・B 種 ・C 種	・																																	
・フライアッシュセメント (JIS R 5213)	・A 種 ※B 種 ・C 種	(1)(イ): ・																																	
・エコセメント (JIS R 5214)	※普通	・																																	

項目	特記事項																																																																																																																																												
	※B の場合は、監督員の承諾を受ける。																																																																																																																																												
(4)混和材料	<p>・混和剤 JIS A 6204 による</p> <p>・AE 剤 ・AE 減水剤 ・高性能 AE 減水剤</p> <p>・混和材:</p> <p>・フライアッシュ (・I 種 ・II 種 ・IV 種) [JIS A 6201 (コンクリート用フライアッシュ)]</p> <p>・高炉スラグ微粉末 [JIS A 6206 (コンクリート用高炉スラグ微粉末)]</p> <p>・シリカフェーム [JIS A 6207 (コンクリート用シリカフェーム)]</p> <p>・膨張材 [JIS A 6202 (コンクリート用膨張材)]</p>																																																																																																																																												
(5)コンクリートの調合	<p>※(ア)(b)構造物強度補正值 (S) は改仕 表 8.2.4 による 標仕 表 6.3.2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>セメントの種類</th> <th colspan="2">コンクリートの打込みから材齢 28 日までの期間の予想平均気温 θ の範囲 (°C)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通ポルトランドセメント</td> <td rowspan="3">0 ≤ θ < 8</td> <td rowspan="3">8 ≤ θ</td> </tr> <tr> <td>高炉セメント A 種</td> </tr> <tr> <td>シリカセメント A 種</td> </tr> <tr> <td>早強ポルトランドセメント</td> <td>0 ≤ θ < 5</td> <td>5 ≤ θ</td> </tr> <tr> <td>中庸熱ポルトランドセメント</td> <td>0 ≤ θ < 11</td> <td>11 ≤ θ</td> </tr> <tr> <td>低熱ポルトランドセメント</td> <td>0 ≤ θ < 14</td> <td>14 ≤ θ</td> </tr> <tr> <td>高炉セメント B 種</td> <td>0 ≤ θ < 13</td> <td>13 ≤ θ</td> </tr> <tr> <td>フライアッシュセメント A 種</td> <td rowspan="2">0 ≤ θ < 9</td> <td rowspan="2">9 ≤ θ</td> </tr> <tr> <td>フライアッシュセメント B 種</td> </tr> <tr> <td>普通エコセメント</td> <td>0 ≤ θ < 6</td> <td>6 ≤ θ</td> </tr> <tr> <td>構造物強度補正值 (S) (N/mm²)</td> <td>6</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※下表は、寒候期における各旬の初めから 28 日間の年平均値の平均気温を示しており、コンクリートの打込みから材齢 28 日までの期間の予想平均気温 θ (°C) として取り扱う。</p> <p>※表中にない値は、直線補間して求める。なお、青の網掛けは θ < 8℃を示している。</p> <p>※高度差による補正は、工事場所に近い地域の数値に基づき、100m 高くなる毎に 0.75℃低くなるものとして算定する。</p> <p>表-各旬の初めから 28 日間の年平均値の平均気温</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>観測地</th> <th>神戸 (気象台)</th> <th>明石 (垂水)</th> <th>三田 (北神)</th> <th>三木 (西神)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標高</td> <td>5.3m</td> <td>3.0m</td> <td>150m</td> <td>145m</td> </tr> <tr> <td>10 月 1 日</td> <td>19.2</td> <td>18.1</td> <td>15.5</td> <td>16.7</td> </tr> <tr> <td>10 月 11 日</td> <td>17.4</td> <td>16.2</td> <td>13.4</td> <td>14.8</td> </tr> <tr> <td>10 月 21 日</td> <td>15.5</td> <td>14.3</td> <td>11.4</td> <td>12.9</td> </tr> <tr> <td>11 月 1 日</td> <td>13.5</td> <td>12.3</td> <td>9.3</td> <td>10.9</td> </tr> <tr> <td>11 月 11 日</td> <td>11.6</td> <td>10.4</td> <td>7.4</td> <td>8.9</td> </tr> <tr> <td>11 月 21 日</td> <td>9.8</td> <td>8.7</td> <td>5.7</td> <td>7.2</td> </tr> <tr> <td>12 月 1 日</td> <td>8.4</td> <td>7.3</td> <td>4.3</td> <td>5.8</td> </tr> <tr> <td>12 月 11 日</td> <td>7.3</td> <td>6.4</td> <td>3.3</td> <td>4.8</td> </tr> <tr> <td>12 月 21 日</td> <td>6.6</td> <td>5.7</td> <td>2.8</td> <td>4.2</td> </tr> <tr> <td>1 月 1 日</td> <td>6.1</td> <td>5.2</td> <td>2.5</td> <td>3.7</td> </tr> <tr> <td>1 月 11 日</td> <td>5.9</td> <td>5.0</td> <td>2.4</td> <td>3.6</td> </tr> <tr> <td>1 月 21 日</td> <td>6.2</td> <td>5.2</td> <td>2.8</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td>2 月 1 日</td> <td>7.0</td> <td>6.0</td> <td>3.8</td> <td>4.9</td> </tr> <tr> <td>2 月 11 日</td> <td>8.0</td> <td>6.9</td> <td>4.9</td> <td>5.9</td> </tr> <tr> <td>2 月 21 日</td> <td>9.2</td> <td>7.9</td> <td>6.2</td> <td>7.1</td> </tr> <tr> <td>3 月 1 日</td> <td>10.2</td> <td>8.8</td> <td>7.3</td> <td>8.2</td> </tr> <tr> <td>3 月 11 日</td> <td>11.8</td> <td>10.3</td> <td>9.0</td> <td>9.9</td> </tr> <tr> <td>3 月 21 日</td> <td>13.7</td> <td>12.0</td> <td>10.9</td> <td>11.8</td> </tr> <tr> <td>4 月 1 日</td> <td>15.7</td> <td>14.0</td> <td>13.1</td> <td>14.0</td> </tr> <tr> <td>4 月 11 日</td> <td>17.4</td> <td>15.7</td> <td>14.9</td> <td>15.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>・(イ)(f)④調合条件、混和材料の使用、①～③以外の混和材料の使用方法及び使用量 ・使用方法: ・使用する (種類、適用箇所) ・構造図による ・使用量: ・製造所の仕様による ・構造図による</p>	セメントの種類	コンクリートの打込みから材齢 28 日までの期間の予想平均気温 θ の範囲 (°C)		普通ポルトランドセメント	0 ≤ θ < 8	8 ≤ θ	高炉セメント A 種	シリカセメント A 種	早強ポルトランドセメント	0 ≤ θ < 5	5 ≤ θ	中庸熱ポルトランドセメント	0 ≤ θ < 11	11 ≤ θ	低熱ポルトランドセメント	0 ≤ θ < 14	14 ≤ θ	高炉セメント B 種	0 ≤ θ < 13	13 ≤ θ	フライアッシュセメント A 種	0 ≤ θ < 9	9 ≤ θ	フライアッシュセメント B 種	普通エコセメント	0 ≤ θ < 6	6 ≤ θ	構造物強度補正值 (S) (N/mm ²)	6	3	観測地	神戸 (気象台)	明石 (垂水)	三田 (北神)	三木 (西神)	標高	5.3m	3.0m	150m	145m	10 月 1 日	19.2	18.1	15.5	16.7	10 月 11 日	17.4	16.2	13.4	14.8	10 月 21 日	15.5	14.3	11.4	12.9	11 月 1 日	13.5	12.3	9.3	10.9	11 月 11 日	11.6	10.4	7.4	8.9	11 月 21 日	9.8	8.7	5.7	7.2	12 月 1 日	8.4	7.3	4.3	5.8	12 月 11 日	7.3	6.4	3.3	4.8	12 月 21 日	6.6	5.7	2.8	4.2	1 月 1 日	6.1	5.2	2.5	3.7	1 月 11 日	5.9	5.0	2.4	3.6	1 月 21 日	6.2	5.2	2.8	4.0	2 月 1 日	7.0	6.0	3.8	4.9	2 月 11 日	8.0	6.9	4.9	5.9	2 月 21 日	9.2	7.9	6.2	7.1	3 月 1 日	10.2	8.8	7.3	8.2	3 月 11 日	11.8	10.3	9.0	9.9	3 月 21 日	13.7	12.0	10.9	11.8	4 月 1 日	15.7	14.0	13.1	14.0	4 月 11 日	17.4	15.7	14.9	15.7
セメントの種類	コンクリートの打込みから材齢 28 日までの期間の予想平均気温 θ の範囲 (°C)																																																																																																																																												
普通ポルトランドセメント	0 ≤ θ < 8	8 ≤ θ																																																																																																																																											
高炉セメント A 種																																																																																																																																													
シリカセメント A 種																																																																																																																																													
早強ポルトランドセメント	0 ≤ θ < 5	5 ≤ θ																																																																																																																																											
中庸熱ポルトランドセメント	0 ≤ θ < 11	11 ≤ θ																																																																																																																																											
低熱ポルトランドセメント	0 ≤ θ < 14	14 ≤ θ																																																																																																																																											
高炉セメント B 種	0 ≤ θ < 13	13 ≤ θ																																																																																																																																											
フライアッシュセメント A 種	0 ≤ θ < 9	9 ≤ θ																																																																																																																																											
フライアッシュセメント B 種																																																																																																																																													
普通エコセメント	0 ≤ θ < 6	6 ≤ θ																																																																																																																																											
構造物強度補正值 (S) (N/mm ²)	6	3																																																																																																																																											
観測地	神戸 (気象台)	明石 (垂水)	三田 (北神)	三木 (西神)																																																																																																																																									
標高	5.3m	3.0m	150m	145m																																																																																																																																									
10 月 1 日	19.2	18.1	15.5	16.7																																																																																																																																									
10 月 11 日	17.4	16.2	13.4	14.8																																																																																																																																									
10 月 21 日	15.5	14.3	11.4	12.9																																																																																																																																									
11 月 1 日	13.5	12.3	9.3	10.9																																																																																																																																									
11 月 11 日	11.6	10.4	7.4	8.9																																																																																																																																									
11 月 21 日	9.8	8.7	5.7	7.2																																																																																																																																									
12 月 1 日	8.4	7.3	4.3	5.8																																																																																																																																									
12 月 11 日	7.3	6.4	3.3	4.8																																																																																																																																									
12 月 21 日	6.6	5.7	2.8	4.2																																																																																																																																									
1 月 1 日	6.1	5.2	2.5	3.7																																																																																																																																									
1 月 11 日	5.9	5.0	2.4	3.6																																																																																																																																									
1 月 21 日	6.2	5.2	2.8	4.0																																																																																																																																									
2 月 1 日	7.0	6.0	3.8	4.9																																																																																																																																									
2 月 11 日	8.0	6.9	4.9	5.9																																																																																																																																									
2 月 21 日	9.2	7.9	6.2	7.1																																																																																																																																									
3 月 1 日	10.2	8.8	7.3	8.2																																																																																																																																									
3 月 11 日	11.8	10.3	9.0	9.9																																																																																																																																									
3 月 21 日	13.7	12.0	10.9	11.8																																																																																																																																									
4 月 1 日	15.7	14.0	13.1	14.0																																																																																																																																									
4 月 11 日	17.4	15.7	14.9	15.7																																																																																																																																									
・構造物用モルタルの材料及び調合 (改仕 8.2.6)	<p>・(1)モルタルの圧縮強度及びフロー値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設計基準強度 (Fc) (N/mm²)</th> <th>フロー値 (mm)</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・18</td> <td>・180 未満</td> <td rowspan="4"></td> </tr> <tr> <td>・21</td> <td>・180 以上 240 未満</td> </tr> <tr> <td>・24</td> <td>・240 以上</td> </tr> <tr> <td>・27</td> <td>・</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)(ア)コンクリートの代替としてモルタルを使用する場合の材料 (8.2.5(1)～(4))</p>	設計基準強度 (Fc) (N/mm ²)	フロー値 (mm)	適用箇所	・18	・180 未満		・21	・180 以上 240 未満	・24	・240 以上	・27	・																																																																																																																																
設計基準強度 (Fc) (N/mm ²)	フロー値 (mm)	適用箇所																																																																																																																																											
・18	・180 未満																																																																																																																																												
・21	・180 以上 240 未満																																																																																																																																												
・24	・240 以上																																																																																																																																												
・27	・																																																																																																																																												

項目	特記事項																							
	<p>・(1)(7)セメントの種類 (改仕表 8.2.3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>規格名称・番号</th> <th>種類</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ポルトランドセメント (JIS R 5210)</td> <td>※普通 ・早強 ・超早強 ・中庸熱 ・低熱 ・耐硫酸塩</td> <td>※構造図による</td> </tr> <tr> <td>・高炉セメント (JIS R 5211)</td> <td>・A種 ※B種 ・C種</td> <td>(1)(4)：※構造図による ・基礎 ・地中梁</td> </tr> <tr> <td>・シリカセメント (JIS R 5212)</td> <td>・A種 ・B種 ・C種</td> <td>※構造図による</td> </tr> <tr> <td>・フライアッシュセメント (JIS R 5213)</td> <td>・A種 ※B種 ・C種</td> <td>(1)(4)：※構造図による</td> </tr> <tr> <td>・エコセメント (JIS R 5214)</td> <td>※普通</td> <td>※構造図による</td> </tr> </tbody> </table> <p>・(1)(4) 高炉セメントB種及びフライアッシュセメントB種の適用箇所 (注) グリーン購入法に基づき、工事毎の特性、必要とされる強度や耐久性、コスト等に留意した上での採用を推進する。ただし、補正にて予想平均気温が5℃未満の場合は全て普通ポルトランドセメントとする。</p> <p>(2)骨材</p> <p>・(7)(a)フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ細骨材及び電気炉酸化スラグ骨材の使用 ・使用する (適用部位)) 構造図による</p> <p>・(7)(a)普通エコセメントを使用するコンクリートにおける再生骨材Hの使用 ・使用する (適用部位)) 構造図による</p> <p>・(4)アルカリシリカ反応性による区分 (JIS A 5308 附属書 J A) ※A (アルカリシリカ反応性試験の結果が“無害”と判定されたもの) ※Bの場合は、監督員の承諾を受ける。</p> <p>(4)混和材料</p> <p>・混和剤 JIS A 6204 による ・AE剤 ・AE減水剤 ・高性能AE減水剤</p> <p>・混和材： ・フライアッシュ (・I種 ・II種 ・IV種) [JIS A 6201 (コンクリート用フライアッシュ)] ・高炉スラグ微粉末 [JIS A 6206 (コンクリート用高炉スラグ微粉末)] ・シリカフェーム [JIS A 6207 (コンクリート用シリカフェーム)] ・膨張材 [JIS A 6202 (コンクリート用膨張材)]</p>	規格名称・番号	種類	適用箇所	・ポルトランドセメント (JIS R 5210)	※普通 ・早強 ・超早強 ・中庸熱 ・低熱 ・耐硫酸塩	※構造図による	・高炉セメント (JIS R 5211)	・A種 ※B種 ・C種	(1)(4)：※構造図による ・基礎 ・地中梁	・シリカセメント (JIS R 5212)	・A種 ・B種 ・C種	※構造図による	・フライアッシュセメント (JIS R 5213)	・A種 ※B種 ・C種	(1)(4)：※構造図による	・エコセメント (JIS R 5214)	※普通	※構造図による					
規格名称・番号	種類	適用箇所																						
・ポルトランドセメント (JIS R 5210)	※普通 ・早強 ・超早強 ・中庸熱 ・低熱 ・耐硫酸塩	※構造図による																						
・高炉セメント (JIS R 5211)	・A種 ※B種 ・C種	(1)(4)：※構造図による ・基礎 ・地中梁																						
・シリカセメント (JIS R 5212)	・A種 ・B種 ・C種	※構造図による																						
・フライアッシュセメント (JIS R 5213)	・A種 ※B種 ・C種	(1)(4)：※構造図による																						
・エコセメント (JIS R 5214)	※普通	※構造図による																						
・型枠の材料 (改仕 8.2.7)	<p>・(1)せき板の材料 ・合板 ・床型枠用鋼製デッキプレート</p> <p>・(2)合板のせき板の厚さ： ※12 mm ・図示</p> <p>・(7)(4)型枠に設けるスリーブ (配管用等) の材種、規格等 (改仕表 8.2.6)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>材種</th> <th>使用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・鋼管</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・硬質ポリ塩化ビニル管</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・熔融亜鉛めっき鋼板</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・つば付き鋼管</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・紙チューブ</td> <td>・</td> </tr> </tbody> </table> <p>※硬質ポリ塩化ビニル管は防火区画を貫通する場合には使用しない。 ※つば付き鋼管は地中部分、ピットを除く居室部分等の土に接した外壁の地中水位より下に位置する水密性を要する部分に使用するスリーブを施工する場合などに使用 ※紙チューブは柱及び梁以外の箇所、開口補強が不要であり、かつ、スリーブ径が 200mm 以下の部分に使用</p>	材種	使用箇所	・鋼管	・	・硬質ポリ塩化ビニル管	・	・熔融亜鉛めっき鋼板	・	・つば付き鋼管	・	・紙チューブ	・											
材種	使用箇所																							
・鋼管	・																							
・硬質ポリ塩化ビニル管	・																							
・熔融亜鉛めっき鋼板	・																							
・つば付き鋼管	・																							
・紙チューブ	・																							
・鋼材 (改仕 8.2.8)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>規格名称等/ (規格番号)</th> <th>種類の記号</th> <th>使用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般構造用圧延鋼材 (JIS G 3101)</td> <td>・SS400</td> <td>・構造図による</td> </tr> <tr> <td>・SS490</td> <td>・構造図による</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">溶接構造用圧延鋼材 (JIS G 3106)</td> <td>・SM400A</td> <td>・構造図による</td> </tr> <tr> <td>・SM490A</td> <td>・構造図による</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材 (JIS G 3114)</td> <td>・SMA400AW</td> <td>・構造図による</td> </tr> <tr> <td>・SMA490AW</td> <td>・構造図による</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建築構造用圧延鋼材 (JIS G 3136)</td> <td>・SN400C</td> <td>・構造図による</td> </tr> <tr> <td>・SN490C</td> <td>・構造図による</td> </tr> </tbody> </table>	規格名称等/ (規格番号)	種類の記号	使用箇所	一般構造用圧延鋼材 (JIS G 3101)	・SS400	・構造図による	・SS490	・構造図による	溶接構造用圧延鋼材 (JIS G 3106)	・SM400A	・構造図による	・SM490A	・構造図による	溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材 (JIS G 3114)	・SMA400AW	・構造図による	・SMA490AW	・構造図による	建築構造用圧延鋼材 (JIS G 3136)	・SN400C	・構造図による	・SN490C	・構造図による
規格名称等/ (規格番号)	種類の記号	使用箇所																						
一般構造用圧延鋼材 (JIS G 3101)	・SS400	・構造図による																						
	・SS490	・構造図による																						
溶接構造用圧延鋼材 (JIS G 3106)	・SM400A	・構造図による																						
	・SM490A	・構造図による																						
溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材 (JIS G 3114)	・SMA400AW	・構造図による																						
	・SMA490AW	・構造図による																						
建築構造用圧延鋼材 (JIS G 3136)	・SN400C	・構造図による																						
	・SN490C	・構造図による																						

項目	特記事項																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類/規格</th> <th>ねじの呼び</th> <th>使用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般構造用軽量形鋼 (JIS G 3350)</td> <td>・SSC400</td> <td>・構造図による</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般構造用炭素鋼鋼管 (JIS G 3444)</td> <td>・STK400</td> <td>・構造図による</td> </tr> <tr> <td>・STK490</td> <td>・構造図による</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般構造用角形鋼管 (JIS G 3466)</td> <td>・STKR400</td> <td>・構造図による</td> </tr> <tr> <td>・STKR490</td> <td>・構造図による</td> </tr> <tr> <td>冷間ロール成形角形鋼管</td> <td>・BCR295</td> <td>・構造図による</td> </tr> </tbody> </table>	種類/規格	ねじの呼び	使用箇所	一般構造用軽量形鋼 (JIS G 3350)	・SSC400	・構造図による	一般構造用炭素鋼鋼管 (JIS G 3444)	・STK400	・構造図による	・STK490	・構造図による	一般構造用角形鋼管 (JIS G 3466)	・STKR400	・構造図による	・STKR490	・構造図による	冷間ロール成形角形鋼管	・BCR295	・構造図による
種類/規格	ねじの呼び	使用箇所																		
一般構造用軽量形鋼 (JIS G 3350)	・SSC400	・構造図による																		
一般構造用炭素鋼鋼管 (JIS G 3444)	・STK400	・構造図による																		
	・STK490	・構造図による																		
一般構造用角形鋼管 (JIS G 3466)	・STKR400	・構造図による																		
	・STKR490	・構造図による																		
冷間ロール成形角形鋼管	・BCR295	・構造図による																		
・高力ボルト (改仕 8.2.9)	<p>(1)種類・(2)寸法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類/規格</th> <th>ねじの呼び</th> <th>使用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(7)トルシア形高力ボルト ((一社)日本鋼構造協会規格 JSS II 09)</td> <td>・M16</td> <td>・構造図による</td> </tr> <tr> <td>・M20</td> <td>・構造図による</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(4)JIS形高力ボルト 2種(F10T) (JIS B 1186)</td> <td>・M12</td> <td>・構造図による</td> </tr> <tr> <td>・M16</td> <td>・構造図による</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(ウ)熔融亜鉛めっき高力ボルト 1種(F8T) (建築基準法に基づく認定を受けたもの)</td> <td>・M12</td> <td>・構造図による</td> </tr> <tr> <td>・M16</td> <td>・構造図による</td> </tr> </tbody> </table>	種類/規格	ねじの呼び	使用箇所	(7)トルシア形高力ボルト ((一社)日本鋼構造協会規格 JSS II 09)	・M16	・構造図による	・M20	・構造図による	(4)JIS形高力ボルト 2種(F10T) (JIS B 1186)	・M12	・構造図による	・M16	・構造図による	(ウ)熔融亜鉛めっき高力ボルト 1種(F8T) (建築基準法に基づく認定を受けたもの)	・M12	・構造図による	・M16	・構造図による	
種類/規格	ねじの呼び	使用箇所																		
(7)トルシア形高力ボルト ((一社)日本鋼構造協会規格 JSS II 09)	・M16	・構造図による																		
	・M20	・構造図による																		
(4)JIS形高力ボルト 2種(F10T) (JIS B 1186)	・M12	・構造図による																		
	・M16	・構造図による																		
(ウ)熔融亜鉛めっき高力ボルト 1種(F8T) (建築基準法に基づく認定を受けたもの)	・M12	・構造図による																		
	・M16	・構造図による																		
・溶接材料 (改仕 8.2.10)	(3) 改仕 8.2.10(1)(2)以外の溶接材料 ・構造図による																			
・スタッド (改仕 8.2.11)	スタッドは JIS B 1198 (頭付きスタッド) による	径	長さ	使用箇所	・16φ	・80 ・100 ・120 ・150		・19φ	・80 ・100 ・120 ・150		・22φ	・100 ・120 ・150								
径	長さ	使用箇所																		
・16φ	・80 ・100 ・120 ・150																			
・19φ	・80 ・100 ・120 ・150																			
・22φ	・100 ・120 ・150																			
・柱底均しモルタル及びグラウト材 (改仕 8.2.12)	(1)柱底均しモルタルを無収縮モルタルとする場合の材料、調合等 ・構造図による ・改仕 8.2.12(1)(7)~(8)による																			
・連続繊維シート及び含侵接着樹脂等 (改仕 8.2.13)	(1)連続繊維補強材 ・材料 (※図示) ・工法 (※図示) ・引張強度 (※図示) ・ヤング係数 (※図示)																			
・鋼材の材料試験等 (改仕 8.2.14)	(3) JIS G 0901 による板厚方向に引張力を受ける鋼材の試験 ・適用する ・適用しない																			
・基礎工事に用いる材料 (改仕 8.2.15)	(1)砂利地業の砂利 ・再生クラッシュラン ・切込砂利 ・切込碎石 (2)砂地業の砂 ・山砂 ・川砂 ・砕砂 (3)捨コンクリート地業のコンクリート (改仕表 8.1.1) ・I類 ・II類 ・図示 (4)杭の材料： ※図示 (5)杭の継手の箇所数、材料、工法等： ※図示																			
3節 鉄筋の加工及び組立																				
・加工及び組立一般 (改仕 8.3.1)	※改仕8章3節「鉄筋の加工及び組立て」に関し、記載のない項目の特記事項は、構造図及び鉄筋コンクリート構造配筋標準図による。																			
・加工 (改仕 8.3.2)	(3)鉄筋の折曲げ形状及び寸法 改仕表 8.3.1 (注)2. 90° 未満の折曲げの内法直径 ※下表による ・構造図による	折曲げ角度	折曲げ図	折曲げ内法直径 (D)			SD295、SD345、SD390			D16 以下	D19~D25	D29~D38								
折曲げ角度	折曲げ図			折曲げ内法直径 (D)																
		SD295、SD345、SD390																		
D16 以下	D19~D25	D29~D38																		

項目	特記事項										
90°未満	 <p>4d以上 (5d以上)</p> <p>6d以上 (6d以上)</p> <p>8d以上 (8d以上)</p>										
継手及び定着 (改仕 8.3.4)	<p>※(注)SD390は()内を適用する。</p> <p>※(1)継手の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>接合方法</th> <th>施工箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ガス圧接継手</td> <td>※構造図による</td> </tr> <tr> <td>・重ね継手</td> <td>※構造図による</td> </tr> <tr> <td>・機械式継手</td> <td>※構造図による</td> </tr> <tr> <td>・溶接継手</td> <td>※構造図による</td> </tr> </tbody> </table> <p>※(2)鉄筋の継手位置：構造図及び鉄筋コンクリート構造配筋標準図による</p> <p>※(3)(7)柱及び梁の主筋並びに耐力壁の鉄筋の重ね継手の長さ</p> <p>※鉄筋コンクリート構造配筋標準図 §2 総則(e)重ね継手及び定着、§6 柱、§7 大梁、§8 小梁及び片持ち梁、§9 壁による</p> <p>・(4)隣り合う継手の位置 先組み工法等で、柱及び梁の主筋のうち、隣り合う継手を同一箇所にはける場合</p> <p>・構造図による</p> <p>※(5)(7)鉄筋の定着の長さ： ※鉄筋コンクリート構造配筋標準図による</p> <p>※(5)(1)仕口内に縦に折り曲げて定着する鉄筋の定着長さしが、表 8.3.4 のフックありの定着の長さを確保できない場合の折曲げ定着の方法： ・構造図による ※改仕 図 8.3.3 による</p> <p>・(5)(9)機械式定着工法</p> <p>②適用箇所： ・構造図による</p> <p>種類： ・構造図による</p> <p>※(6)(1)帯筋組立の形、継手及び定着：</p> <p>※構造図及び鉄筋コンクリート構造配筋標準図 §6.柱(c)帯筋組立の形及び割付けによる</p>	接合方法	施工箇所	・ガス圧接継手	※構造図による	・重ね継手	※構造図による	・機械式継手	※構造図による	・溶接継手	※構造図による
接合方法	施工箇所										
・ガス圧接継手	※構造図による										
・重ね継手	※構造図による										
・機械式継手	※構造図による										
・溶接継手	※構造図による										
鉄筋のかぶり厚さ及び間隔 (改仕 8.3.5)	(1)鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さ										
壁の配筋及び補強 (改仕 8.3.7)	※構造図及び鉄筋コンクリート構造配筋標準図 §9.壁による										
ガス圧接 (改仕 8.3.8)	(10)圧接完了後の圧接部の試験										
超音波探傷試験： ※実施する	・実施する										
超音波探傷試験： ※実施しない	・実施しない										
4節 鉄筋の機械式継手及び溶接継手											
機械式継手 (改仕 8.4.2)	<p>(2)機械式継手</p> <p>適用箇所： ※構造図による</p> <p>性能： ※構造図による</p> <p>種類： ※構造図による ・ねじ節鉄筋継手（グラウト方式） ・モルタル充填継手</p> <p>・端部ねじ加工継手</p> <p>鉄筋相互のあき等： ※鉄筋コンクリート構造配筋標準図による ・構造図による</p> <p>(4)施工完了後の試験</p> <p>・(7)(b)外観試験の試験項目及び合否判定</p> <p>・構造図による ・改仕 表 8.4.1~3 による</p> <p>・(1)超音波探傷試験： ・実施する</p> <p>・(1)(a)試験対象： ※構造図による</p> <p>(5)不合格となった場合の措置</p> <p>・(7)外観試験の不合格の場合の措置</p> <p>・構造図による ・改仕 8.4.2(5)(7)(a)~(c)による</p> <p>・(1)超音波探傷試験の不合格の場合の措置</p> <p>※グラウト施工前などで取り外せる場合を除き、鉄筋を切断して継手を除去した後に再施工する</p>										
溶接継手 (改仕 8.4.3)	<p>(2)(1)溶接継手</p> <p>適用箇所： ※構造図による</p> <p>性能： ※構造図による</p> <p>工法： ※構造図による</p> <p>・突合せ溶接（鉄筋コンクリート構造配筋標準図 §2.(g)フレア溶接）</p> <p>・重ねアーク溶接</p> <p>鉄筋相互のあき等： ※構造図による</p>										

項目	特記事項																																																																																																							
	(4)(1)超音波探傷試験： ・実施する																																																																																																							
5節 レディーミクストコンクリート工場の選定、コンクリートの製造及び運搬																																																																																																								
レディーミクストコンクリート工場の選定 (改仕 8.5.1)	※配合設計及び品質管理等を適切に施工できる工場（ 全国品質管理監査会議 の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定する。																																																																																																							
7節 コンクリートの工事現場内運搬、打込み及び締固め																																																																																																								
型枠工事 (改仕 8.7.8)	<p>(1)型枠一般</p> <p>(4)外部に面するコンクリートの打増し厚さ： ・図示</p> <p>(2)型枠の加工及び組立</p> <p>(7)シアコネクタのセパレーターとしての使用： ・図示 ・使用する</p> <p>(3) 型枠の存置期間及び取外し</p> <p>(1)(a)普通エコセメントの場合の型枠の最小存置期間</p> <p>・図示 ・普通ポルトランドセメントと同じ</p> <p>・平均気温 20℃以上で5日、20℃未満 10℃以上 8日</p>																																																																																																							
9節 軽量コンクリート																																																																																																								
一般事項 (改仕 8.9.1)	(2)軽量コンクリートの適用及び適用箇所																																																																																																							
種類及び品質 (改仕 8.9.2)	<p>※本特記の「8.1.4 コンクリートの品質」による</p> <p>(1)軽量コンクリートの種類及び気乾単位容積質量(t/m³)</p> <p>種類： ・1種 ・2種</p> <p>気乾単位容積質量(t/m³)： ・図示 ・1.85</p> <p>(2)スランプ： ・図示 ・21 cm</p>																																																																																																							
10節 暑中コンクリート																																																																																																								
一般事項 (改仕 8.10.1)	<p>※(1)10年間（2016~2025）の日平均気温の日別平滑値による暑中期と酷暑期の算定結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">観測地</th> <th colspan="3">日別平滑値が25℃を超える期間（暑中期）</th> <th colspan="3">日別平滑値が28℃を超える期間（酷暑期）</th> </tr> <tr> <th>開始日</th> <th>終了日</th> <th>日数</th> <th>開始日</th> <th>終了日</th> <th>日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・神戸（気象台）</td> <td>6月25日</td> <td>9月24日</td> <td>92</td> <td>7月19日</td> <td>9月3日</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>・明石（垂水）</td> <td>7月3日</td> <td>9月19日</td> <td>79</td> <td>7月27日</td> <td>8月25日</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>・三田（北神）</td> <td>7月2日</td> <td>9月7日</td> <td>68</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>・三木（西神）</td> <td>7月1日</td> <td>9月14日</td> <td>76</td> <td>7月29日</td> <td>8月12日</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table> <p>※標高による補正は下表により、表中に無い値は直線補完して求める。</p> <p>下表は神戸（気象台）の気温を基に100m高くなる毎に0.65℃低くなるものとして算定している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">観測地の標高</th> <th colspan="3">日別平滑値が25℃を超える期間（暑中期）</th> <th colspan="3">日別平滑値が28℃を超える期間（酷暑期）</th> </tr> <tr> <th>開始日</th> <th>終了日</th> <th>日数</th> <th>開始日</th> <th>終了日</th> <th>日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・標高200m</td> <td>7月3日</td> <td>9月17日</td> <td>77</td> <td>7月29日</td> <td>8月14日</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>・標高300m</td> <td>7月8日</td> <td>9月13日</td> <td>68</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>・標高400m</td> <td>7月16日</td> <td>9月6日</td> <td>53</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>・標高500m</td> <td>7月21日</td> <td>8月31日</td> <td>42</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>・標高600m</td> <td>7月26日</td> <td>8月25日</td> <td>31</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>・標高700m</td> <td>8月1日</td> <td>8月10日</td> <td>12</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>・標高800m</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>0</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	観測地	日別平滑値が25℃を超える期間（暑中期）			日別平滑値が28℃を超える期間（酷暑期）			開始日	終了日	日数	開始日	終了日	日数	・神戸（気象台）	6月25日	9月24日	92	7月19日	9月3日	47	・明石（垂水）	7月3日	9月19日	79	7月27日	8月25日	30	・三田（北神）	7月2日	9月7日	68	-	-	0	・三木（西神）	7月1日	9月14日	76	7月29日	8月12日	15	観測地の標高	日別平滑値が25℃を超える期間（暑中期）			日別平滑値が28℃を超える期間（酷暑期）			開始日	終了日	日数	開始日	終了日	日数	・標高200m	7月3日	9月17日	77	7月29日	8月14日	17	・標高300m	7月8日	9月13日	68	-	-	0	・標高400m	7月16日	9月6日	53	-	-	0	・標高500m	7月21日	8月31日	42	-	-	0	・標高600m	7月26日	8月25日	31	-	-	0	・標高700m	8月1日	8月10日	12	-	-	0	・標高800m	-	-	0	-	-	0
観測地	日別平滑値が25℃を超える期間（暑中期）			日別平滑値が28℃を超える期間（酷暑期）																																																																																																				
	開始日	終了日	日数	開始日	終了日	日数																																																																																																		
・神戸（気象台）	6月25日	9月24日	92	7月19日	9月3日	47																																																																																																		
・明石（垂水）	7月3日	9月19日	79	7月27日	8月25日	30																																																																																																		
・三田（北神）	7月2日	9月7日	68	-	-	0																																																																																																		
・三木（西神）	7月1日	9月14日	76	7月29日	8月12日	15																																																																																																		
観測地の標高	日別平滑値が25℃を超える期間（暑中期）			日別平滑値が28℃を超える期間（酷暑期）																																																																																																				
	開始日	終了日	日数	開始日	終了日	日数																																																																																																		
・標高200m	7月3日	9月17日	77	7月29日	8月14日	17																																																																																																		
・標高300m	7月8日	9月13日	68	-	-	0																																																																																																		
・標高400m	7月16日	9月6日	53	-	-	0																																																																																																		
・標高500m	7月21日	8月31日	42	-	-	0																																																																																																		
・標高600m	7月26日	8月25日	31	-	-	0																																																																																																		
・標高700m	8月1日	8月10日	12	-	-	0																																																																																																		
・標高800m	-	-	0	-	-	0																																																																																																		
材料及び調合 (改仕 8.10.2)	<p>(3)スランプ： ※21 cm ・図示</p> <p>(4)構造体強度補正值(S)： ※改仕 表 8.10.1 による</p>																																																																																																							
製造及び打込み (改仕 8.10.3)	<p>※(1)荷卸し時のコンクリートの温度が35℃を超える場合の対応</p> <p>※荷卸し時のコンクリートの温度が35℃を超える期間は本特記に示す酷暑期の期間とする。</p> <p>※受け入れ時のコンクリート温度の上限値について35℃を超えて設定する場合は、コンクリートの性能が低下しないような適切な対策を定めて監督員の承諾を受けるとともに、試し練りにより性能を確認する。</p> <p>※上記の対応を行った場合でも、受け入れ時のコンクリート温度の上限値は38℃までとする。</p> <p>※参考資料：暑中コンクリートの施工指針・同解説（日本建築学会）</p> <p>暑中コンクリート工事における対策マニュアル2013（日本建築学会近畿支部）</p>																																																																																																							
11節 無筋コンクリート																																																																																																								
一般事項 (改仕 8.11.1)	<p>(2)コンクリートの種類： ※普通コンクリート</p> <p>(3)設計基準強度 (Fc)： ※18N/mm²</p> <p>スランプ： ・15 cm ・18 cm</p> <p>(4)改仕 表 8.1.1 以外のコンクリート： ※使用しない ・使用する（・図示）</p>																																																																																																							
12節 あと施工アンカー工事																																																																																																								

項目	特記事項
・穿孔 (改仕 8.12.4)	(2)埋込み配管等の調査 ※鉄筋探査器により確認する。鉄筋探査器で確認できない場合は、はつりを行い、埋設の鉄筋、金物類の位置を確認する。
・施工確認試験 (改仕 8.12.7)	施工後の確認検査： ※引張試験機による引張試験 (7)1 ロット： ※1日に施工されたものの径及び仕様ごと (1)試験の箇所数： ※1ロットに3本とし、ロットから無作為に抜き取る (9)確認強度： ※図示 KN/本
13 節 鉄骨工作	
・鉄骨の工作図 (改仕 8.13.2)	(1)高力ボルト、普通ボルト及びアンカーボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 ※構造図による ※鉄骨工作標準図による又、同図面に記載なき事項は、国土交通大臣官房官庁営繕部「公共建築工事標準仕様書」又は「建築構造設計基準及び同参考資料」による。
・ボルト孔 (改仕 8.13.8)	(3)母屋又は胴縁の取付けに使用する普通ボルトの孔径 ※ねじの呼び径+1.0 mm 図示
・仮組 (改仕 8.13.10)	(1)仮組： ・実施する（仮組要領書を作成・提出すること） ※実施しない
14 節 高力ボルト接合	
・摩擦面の性能及び処理 (改仕 8.14.2)	(3)すべり試験 ※実施しない ・実施する（※すべり係数試験 ・すべり耐力試験）
・締付け (改仕 8.14.7)	(7)(4)JIS 形高力ボルトの本締め ナット回転法でボルトの長さがねじの呼びの5倍を超える場合の回転量： 図示
15 節 溶接接合	
・溶接作業を行う技能資格者 (改仕 8.15.3)	(3)技能資格者に対する技量付加試験 ※鋼製エンドタブに替えて代替タブを使用する場合は（一社）AW検定協会技量検定試験の有資格者を配置する。 ・以下について（一社）AW検定協会技量検定試験の有資格者を配置する。 ・工場溶接 ・工事現場溶接 ・ロボットオペレーター
・溶接の準備 (改仕 8.15.4)	(1)開先の形状： ※構造図及び鉄骨工事標準図 § 2.溶接接合(f)溶接継手の種類別開先形状による
・溶接施工 (改仕 8.15.7)	(1)(a)(b)鋼製エンドタブの切断 ・①切断する箇所及び切断範囲： 図示 ・②切断面の仕上げ： 図示 (2)(7)完全溶込み溶接 板厚が異なる場合の突合せ継手の溶接部の形状 ・(a) 低応力高サイクル疲労を受ける部位： ※図示 (2)(1)完全溶込み溶接のスカラップの形状 ※鉄骨工作標準図鉄筋標準図 § 2 溶接接合 (g)溶接施工 (2)スカラップによる (・改良型スカラップ ・ノンスカラップ工法 ・従来型スカラップ) ・構造図による
・溶接部の試験 (改仕 8.15.12)	(1)(7)溶接部の外観試験 (a)「鉄骨造の継手又は仕口の構造方法を定める件」(H12.5.31 建設省告示第1464号) 第二号に関する試験の試験方法 ・構造図による ・下記の①～③による（参考：JASS6 鉄骨工事 10.4.e 溶接部の外観検査） ①検査対象範囲は、溶接部の全てとする。 ②表面欠陥及び精度に対する目視検査とし、基準を逸脱していると思われる箇所に対してのみ、適正な器具で測定する。 ③外観検査で不適合となった溶接部はすべて補修を行い、再検査して適合とならなければならない。補修は監督職員と協議して行う。特に指示の無い場合は「標仕 7.6.13 溶接部の不合格箇所の補修」による。 (b) JASS6 付則 6 [鉄骨精度検査基準] の付表 3「溶接」に関する試験の試験方法 ・構造図による ・下記①～⑥による（参考：JASS6 鉄骨工事 10.4.e 溶接部の外観検査） ①検査対象範囲は、溶接部の全てとする。検査項目は付則 6 [鉄骨精度検査基準] の付表 3「溶接」に示される 17 項目のうち、スタッド溶接を除く 16 項目とする。 ②検査方法は、表面欠陥及び精度に対する目視検査とし、基準を逸脱していると思われる箇所に対してのみ、適正な器具で測定する。 ③合否判定基準は、JASS6 付則 6 [鉄骨精度検査基準] に定める限界許容差による。

項目	特記事項
	④完全溶込み溶接部の外観検査は抜き取り検査とし、抜き取り箇所は溶接部の「内部欠陥検査」と同一とする。 ⑤溶接部に明らかに割れと判定される欠陥が確認された場合は、同種の溶接部に対して全数検査を行う。 ⑥外観検査で不適合となった溶接部はすべて補修を行い、再検査して適合とならなければならない。補修は監督職員と協議して行う。特に指示の無い場合は「標仕 7.6.13 溶接部の不合格箇所の補修」による。 (1)(4)完全溶込み溶接部の超音波探傷試験 (b)工場溶接の場合： ※適用する ・適用しない ・製作工場の社内検査 ※行う ・行わない 全数検査を行い、試験結果報告書を提出する。 ・外部機関による検査 ※行う ・行わない ②AOQL： ※4%以下 ・2.5%以下 ③検査水準： ※第6水準 ・第5水準 ・第4水準 ・第3水準 ・第2水準 ・第1水準 (適用部位) (c)工事現場溶接の場合： ※適用する ・適用しない
17 節 鉄骨の錆止め塗装	
・一般事項 (改仕 8.17.1)	(2)※塗料種別は改仕 7.4.2 による ※錆止め塗料塗りは改仕 7.4.3 による
・塗装の範囲 (改仕 8.17.2)	(1)塗装の範囲 耐火被覆材の接着する面の塗装範囲 ・構造図による 耐火被覆材の接着する面以外の塗装範囲 ・構造図による ・改仕 8.17.2(1)(7)～(4)による
・塗料の種別 (改仕 8.17.3)	(1)鉄骨鉄筋コンクリート造の鋼製スリーブで鉄骨に溶接されたものの内面の錆止め塗料の種別 ※改仕 表 7.4.1 の As 種 (2)耐火被覆材の接着する面に塗装する場合の塗料の種別 ※構造図による
18 節 耐火被覆	
・耐火被覆の種類等 (改仕 8.18.2)	種類 ・耐火材吹付け (改仕 8.18.4)
・耐火被覆の性能・品質等 (改仕 8.18.3)	材料 ・吹付けロックウール ・吹付けモルタル ・
	工法 ・乾式工法 ・半乾式工法
	耐火性能（使用部位） ・30分耐火（ ） ・1時間耐火（ ） ・1.5時間耐火（ ） ・2時間耐火（ ）
	耐火板張り (改仕 8.18.5)
	材料 ・繊維混入ケイ酸カルシウム板張り ・ALC パネル ・
	工法 ・直張り工法 ・箱張り工法
	耐火性能（使用部位） ・30分耐火（ ） ・1時間耐火（ ） ・1.5時間耐火（ ） ・2時間耐火（ ）
	耐火材巻付け (改仕 8.18.6)
	材料 ・耐熱ロックウールのブランケット
	工法 ・スタッド溶接による留め付け ・
	耐火性能（使用部位） ・30分耐火（ ） ・1時間耐火（ ） ・1.5時間耐火（ ） ・2時間耐火（ ）
	ラス張りモルタル塗り (改仕 8.18.7)
	材料 ・鉄網モルタル ・鉄網パーライトモルタル ・
	工法 ・塗厚 cm以上 ・
	耐火性能（使用部位） ・30分耐火（ ） ・1時間耐火（ ） ・1.5時間耐火（ ） ・2時間耐火（ ）
	耐火塗料 (改仕 8.18.8)
	耐火性能（使用部位） ・30分耐火（ ） ・1時間耐火（ ） ・1.5時間耐火（ ） ・2時間耐火（ ）
※ラス張りモルタル塗りは「耐火構造の構造方法を定める件（建設省告示 1399号）」による ※耐火塗料は膜厚計（電磁式）による測定を行う。	
20 節 溶融亜鉛めっき工法	
・溶融亜鉛めっき高力ボルト接合 (改仕 8.20.5)	(1)摩擦面の処理方法 ・改仕 8.20.5(1)(7)及び(4)による ・構造図による
21 節 現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事	
・既存部分の撤去等	(1)(7)既存仕上げの撤去範囲

項目	特記事項
(改仕 8.21.2)	※本工事に支障となる最小限の範囲を撤去し、既存構造体を露出させる ・ 図示 (1)工事に支障となる設備機器、配管等の撤去及び移設 ※図示 (2)(7)既存構造体の撤去範囲 ※図示 (1)はつりだした鉄筋及び鉄骨の処置 ※図示
・ 既存部分の処置 (改仕 8.21.3)	(2)既存構造体コンクリート面の目荒らしの程度（打継ぎ面） ・ 図示 ・ 電動ピックによる部分はつり（40φ-@75 はつり痕面積比約 22%） （参考：建築改修工事監理指針 8.21.3(2)）
・ 鉄筋の加工及び組立 (改仕 8.21.6)	(1)割裂補強筋の仕様 ※構造図による
・ コンクリートの打込み (改仕 8.21.8)	(1)打込みの工法 ・ (7)流込み工法 ・ (1)圧入工法
・ 既存構造体との取合い (改仕 8.21.9)	既存構造体と増設壁との取合いの処理方法 ・ 構造図による ・ グラウト材注入（改仕 8.21.9(7)～(9)による）
・ 仕上げ (改仕 8.21.10)	増設壁工事後の仕上げ ・ 図示 ・ 現状に復旧
22 節 鉄骨プレースの設置工事	
・ 既存部分の撤去等 (改仕 8.22.2)	(1)(7)既存仕上げの撤去範囲 ※本工事に支障となる最小限の範囲を撤去し、既存構造体を露出させる ・ 図示 (1)工事に支障となる設備機器、配管等の撤去及び移設 ※図示 (2)(7)既存構造体の撤去範囲 ※図示 (1)はつりだした鉄筋及び鉄骨の処置 ※図示
・ 既存部分の処置 (改仕 8.22.3)	(2)既存構造体コンクリート面の目荒らしの程度（打継ぎ面） ・ 図示 ・ 電動ピックによる部分はつり（40φ-@75 はつり痕面積比約 22%） （参考：建築改修工事監理指針 8.21.3(2)）
・ 既存構造体との取合い (改仕 8.22.7)	(1)既存構造体との取合い部分の割裂補強筋の仕様 ※構造図による
・ 仕上げ (改仕 8.22.9)	プレース設置工事後の仕上げ ・ 図示 ・ 既存部分は原則として現状に復旧
23 節 柱補強工事	
・ 既存部分の撤去等 (改仕 8.23.2)	(1)(7)既存仕上げの撤去範囲 ※本工事に支障となる最小限の範囲を撤去し、既存構造体を露出させる ・ 図示 (1)工事に支障となる設備機器、配管等の撤去及び移設 ※図示 (2)(7)既存構造体の撤去範囲 ※図示 (1)はつりだした鉄筋及び鉄骨の処置 ※図示
・ 既存部分の処置 (改仕 8.23.3)	(2)既存構造体コンクリート面の目荒らしの程度（打継ぎ面） ・ 図示 ・ 電動ピックによる部分はつり（40φ-@75 はつり痕面積比約 22%） （参考：建築改修工事監理指針 8.21.3(2)）

項目	特記事項
・ 溶接金網巻き工法及び溶接閉鎖フープ巻き工法 (改仕 8.23.5)	(3)コンクリート及び構造体用モルタルの打込みの工法 ・ (7)流込み工法 ・ (1)圧入工法
・ 鋼板巻き工法及び帯板巻き付け工法 (改仕 8.23.6)	(1)(7)鋼板等の加工で柱頭及び柱脚に隙間を設ける場合 ・ 図示
・ 仕上げ (改仕 8.23.7)	補強工事後の仕上げ ・ 図示 ・ 既存部分は原則として現状に復旧
24 節 連続繊維補強工事	
・ 既存部分の撤去等 (改仕 8.24.4)	(1)(7)既存仕上げの撤去範囲 ※本工事に支障となる最小限の範囲を撤去し、既存構造体を露出させる ・ 図示 (1)工事に支障となる設備機器、配管等の撤去及び移設 ※図示 (2)(7)既存構造体の撤去範囲 ※図示 (1)はつりだした鉄筋及び鉄骨の処置 ※図示
・ 施工 (改仕 8.24.6)	(1)下地処理 (1)ひび割れ部の改修工法の種類〔改仕 4.1.4(1.2)に準じる〕 ・ コンクリート打放ち仕上げ面の樹脂注入工法 ・ モルタル塗り仕上げ面の樹脂注入工法 (7)柱及び梁の隅角部の面取りの大きさ ・ 図示 (6)連続繊維補強材の強度試験 (7)引張強度試験： ・ 実施する 試験片の数： ※5個 (1)付着強度試験： ・ 実施する 試験片の数： ・ 図示
・ 仕上げ (改仕 8.24.7)	補強工事後の仕上げ ・ 図示 ・ 既存部分は原則として現状に復旧
25 節 耐震スリット新設工事	
・ 施工 (改仕 8.25.2)	(1)耐震スリットの幅及び深さ： ※図示 (4)充填材の挿入及び周囲補修等 (7)耐火材の使用箇所及び仕様： ※図示 (1)遮音材の使用箇所及び仕様： ※図示 (7)シーリング： ※図示 (1)撤去部の補修： ※図示 ・ 撤去材と同一材での復旧
26 節 免震改修工事	
・ 支承材及び減衰材 (改仕 8.26.7)	(1)支承材の材質・諸元（※材質・諸元の詳細は構造図による） ・ 積層ゴム支承 （・天然ゴム系 ・高減衰ゴム系 ・鉛プラグ入り ・錫プラグ入り） ・ すべり・転がり支承 （・平面すべり支承 ・平面転がり支承 ・曲面すべり支承 ・曲面転がり支承） (1)減衰材の材質・諸元（※材質・諸元の詳細は構造図による） ・ 履歴系ダンパー（・鋼材ダンパー ・鉛ダンパー ・摩擦系ダンパー） ・ 流体系ダンパー（・オイルダンパー ・粘性体ダンパー） ・ 粘弾性系ダンパー（・アクリル系粘弾性ダンパー ・ ） (2)性能確認試験 ※試験の項目及び数量は構造図による (3)製品検査 ※検査の項目、内容、判定基準、検査頻度等は構造図による なお、製品検査は設計者（構造担当）の立ち合いで行われることが望ましい
・ 支承材又は減衰材の設置 (改仕 8.26.10)	(1)防錆措置： ※構造図による (2)設置位置の寸法許容差： ※構造図による (3)(1)割裂補強筋の適用： ※構造図による

項目	特記事項																				
・仕上げ (改仕 8.26.13)	支承材又は減衰材設置後の仕上げ： ※図示																				
・耐火被覆 (改仕 8.26.14)	支承材への耐火被覆の適用及び仕様： ※図示																				
・免震エキスパンションジョイント (改仕 8.26.15)	免震装置周囲のエキスパンションジョイントの仕様、工法等： ※図示																				
・検査 (改仕 8.26.16)	検査の項目及び数量： ※図示																				
・維持管理要領 (改仕 8.26.17)	(2)維持管理要領に記載する項目 ・改仕 8.26.17(2)(7~㉔)による ・図示 (3)維持管理に必要な計測機器等の設置の有無及び仕様 ・図示																				
27 節 制振改修工事																					
・既存部分の撤去 (改仕 8.27.2)	(2)(7)既存鉄骨の撤去範囲及び撤去方法： ※構造図による (2)(1)既存鉄骨の処置： ※構造図による																				
・減衰材 (改仕 8.27.4)	(1)減衰材の材質・諸元（※材質・諸元の詳細は構造図による） ・履歴減衰型 （・軟鋼 ・極低降伏点鋼 ・摩擦ダンパー） ・粘性減衰型 （・シリコン系粘性流体 ・アクリル系粘弾性体 ・高減衰ゴム系粘弾性体 ・オイルダンパー） (2)性能確認試験 ※試験の項目及び数量は構造図による (3)製品検査（設計者（構造担当）の立ち合いで行われることが望ましい） ※検査の項目、内容、判定基準、検査頻度等は構造図による																				
・減衰材の設置 (改仕 8.27.6)	(1)防錆措置： ※構造図による (2)設置位置の寸法許容差： ※構造図による (3)(1)又は(4)割裂補強筋の適用： ※構造図による																				
・仕上げ (改仕 8.27.8)	減衰材設置後の仕上げ： ※図示																				
・検査 (改仕 8.27.9)	検査の項目及び数量： ※図示																				
28 節 土工事及び地業工事																					
・既存杭の撤去等 (改仕 8.28.2)	(1)既存杭の一部を撤去する場合の撤去範囲及び撤去方法： ※図示 (3)既存杭の杭頭部等の処理： ※図示 (4)既存杭の補強： ※図示 (5)既存杭の健全性を確認する試験： ※図示																				
・土工事 埋戻し及び盛土 (改仕 8.28.3(2)(7))	(b)種別及び工法 (改仕 表 8.28.1) ・A種 施工箇所 () ・B種 施工箇所 () ・C種 施工箇所 () 土質 () 受渡場所 () ・D種 施工箇所 () ・搬入まさ土（砂れき等の混入のない良質なものとし、水締め、機器による締めとする） ※B種またはC種は、良質土として認められない場合は監督員と協議による。 ※埋戻しの際、地中梁等の鉄筋及びコンクリートを損傷する恐れのある場合は適切な養生を行う。																				
・土工事 建設発生土の処理 (改仕 8.28.3(2)(1))	○処理方法は下記のとおりとする ※構外 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>指定処分地</th> <th>問合せ先</th> <th>電話</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ポートアイランド沖（神戸空港島）</td> <td>神戸空港島料金所</td> <td>302-6322</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・布施畑環境センター</td> <td>布施畑環境センター管理事務所</td> <td>974-2411</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・淡河環境センター</td> <td>淡河環境センター管理事務所</td> <td>959-0715</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ・構内再利用 () ・他現場に搬入 () 詳細は監督員の指示による。 ○請負人は、建設発生土を再生資源利用計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに搬出先の管理者（搬出先が工事現場の場合、当該工事現場の元請業者等）に受領書（電磁的記録も可）の交付を求め、受領	指定処分地	問合せ先	電話	備考	・ポートアイランド沖（神戸空港島）	神戸空港島料金所	302-6322		・布施畑環境センター	布施畑環境センター管理事務所	974-2411		・淡河環境センター	淡河環境センター管理事務所	959-0715					
指定処分地	問合せ先	電話	備考																		
・ポートアイランド沖（神戸空港島）	神戸空港島料金所	302-6322																			
・布施畑環境センター	布施畑環境センター管理事務所	974-2411																			
・淡河環境センター	淡河環境センター管理事務所	959-0715																			

項目	特記事項
	書に記載された搬出先の名称及び所在地が再生資源利用計画と一致することを確認するとともに、受領書又はその写しを保存（建設工事の完了日から5年を経過する日まで）すること。 ○請負人は、建設発生土を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、搬入元の管理者（搬入元が工事現場の場合は、当該工事現場の元請業者等）に対し、速やかに受領書を交付すること。 ○搬出元と搬出先が同一の者である場合には、搬出先に搬出したことを証する書面（土砂搬出及び受領証明書）を作成し受領書と見なす。 ○搬出先から受領書の交付が得られない場合においては、請負人は、あらかじめ搬出先の所在地や搬出量、搬出完了日を記録しておくこと。また、土砂搬出を他の者に委託して行う場合には、ダンプトラックごとの管理券や運行記録など搬出を証する書類を保存しておくこと ○請負人が建設現場等からの土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、適正な搬出先に搬出されるよう、委託を受けた搬出者に対して作成した再生資源利用計画および確認結果を通知すること。なお、搬出先側がトラック運送事業者へ委託し搬出する場合には、請負人からの通知は要しない。 ○請負人は、建設発生土を計画に記載した搬出先から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該地の搬出先への搬出に関する書面（受領書と同じ事項）を作成し、建設工事の完了日から5年を経過する日まで保存すること。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも同様とする。（神戸市管理の処分地（※）または国土交通省のストックヤード運営事業者登録簿に登録されたストックヤードを除く。） （※）神戸市管理の処分地：ポートアイランド沖（神戸空港島）、淡河環境センター、布施畑環境センター ※土砂受領書の様式（市 HP）
・土工事 山留め (改仕 8.28.3(3))	※山留め 地盤の掘削する箇所の土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き、掘削の深さが1.5mを超える場合には、山留めを行うものとする。 構造その他： ・図示 山留めの存置 ・しない（抜き跡の処理 ・ ） ・する
・地業工事 試験杭 (改仕 8.28.4(2)(1))	(a)試験杭の位置、本数及び寸法 ※構造図による (b)試験杭の施工方法 ※構造図による
・地業工事 杭の載荷試験 (改仕 8.28.4(2)(7)(a))	①試験の種類 鉛直載荷試験 ※構造図による ・下記の試験方法による ・押し込み試験 ・先端載荷試験 ・引抜き試験 ・鉛直交番載荷試験 ・急速載荷試験 ・衝撃載荷試験 水平載荷試験 ※構造図による ・下記の試験方法による 載荷パターン： ・一方向載荷 ・正負交番載荷 載荷方式： ・段階載荷方式 ・連続載荷方式 ②試験杭の位置、本数及び載荷荷重 ※構造図による ③報告書の記載事項 ※構造図による ※本特記及び図面等に記載なき事項は、国土交通省大臣官房営繕部「敷地調査共通仕様書」最新版による。 ※試験結果報告書1部を監督員に提出する。
・地業工事 地盤の載荷試験 (改仕 8.28.4(2)(7)(b))	①平板載荷試験 : ※構造図による ・行う ・行わない 載荷試験の方法 : ※構造図による ・地盤工学会基準 JGS1521-2012 による ②試験位置及び載荷荷重 : ※構造図による ④報告書の記載事項 : ※構造図による ※本特記及び図面等に記載なき事項は、国土交通省大臣官房営繕部「敷地調査共通仕様書」最新版による。 ※試験結果報告書1部を監督員に提出する。
・地業工事 杭地業一般事項	※設計変更の取扱（既製コンクリート杭地業、鋼杭地業の場合） 施工手間の変更数量が設計数量の総延長の±3%以内の場合は、くい本体、くい頭処理以外については設計変更の対象としない。安定液と杭周固定液は原則として兼用する。 ※設計変更の取扱（場所打ちコンクリート杭地業の場合） 下記3条件の全てに適合するものは、設計変更の対象としない。 (1)変更くい長は設計くい長より各くいが0.5m以内の増減であること。 (2)変更くい数は設計くい全数の1/3以内であること。 (3)変更による金額の増減がくい打ち直接の1%以内であること。
・地業工事 杭地業の工法等	(7)工法の種類 ・構造図による

項目	特記事項
(改仕 8.28.4(3))	<ul style="list-style-type: none"> ・セメントミルク工法 ・特定埋込杭工法 <ul style="list-style-type: none"> ・プレボーリング最終打撃工法 ・プレボーリング拡大根固め工法 ・中掘り拡大根固め工法 ・鋼杭 ・場所打ちコンクリート杭 ・ <p>(I)支持層の位置及び土質 ※構造図による</p> <p>(I)杭の支持層への根入れ長さ及び杭の水平方向の位置ずれの精度 ・構造図による ・水平方向のずれ D/4 (Dは杭径) かつ 100 mm以下 鉛直精度 1/100 以内 上記の値を超えたものについては、監督員の指示により杭の増打ち、構造体の補強など適切な処置をする。</p> <p>(I)杭の寸法等 ※構造図による</p> <p>(I)杭の継手を溶接とする場合の技能資格者の技量及び溶接部の確認 ※構造図による</p> <p>(I)杭頭の処理 ・構造図による</p> <p>【既製杭】 ・手はつり工法 ・ガス切断工法 ※機械式併用工法 (外圧方式、ダイヤモンドカッター方式等)</p> <p>【場所打ちコンクリート杭】 ・はつり工法 ※薬液注入工法</p> <p>(I)本杭の施工方法 ※構造図による</p> <p>(I)報告書の記載事項 ※構造図による</p>
・地業工事 砂利及び砂地業 (改仕 8.28.4(4)(7))	<p>(a) 範囲及び厚さ 範囲： ※図示 厚さ： ・図示 ・ 60 mm</p> <p>砂利地業の砂利 ・再生クラッシュラン (RC-40 程度) ・切込砂利 ・切込碎石</p>
・地業工事 捨コンクリート地業 (改仕 8.28.4(4)(1))	<p>(a) 範囲及び厚さ 範囲： ※図示 厚さ： ・図示 ・ 50 mm</p> <p>※(b)改仕 8 章 11 節 [無筋コンクリート] による スランプ： ・ 15 cm ・ 18 cm</p>

9 章 環境配慮改修工事

項目	特記事項
1 節 石綿含有建材の除去工事	
・一般事項 (改仕 9.1.1)	<p>(4)石綿含有建材除去後の仕上げ工事 ・図示</p> <p>(5)石綿粉じん濃度測定の適用、測定方法、測定時期、測定場所及び測定箇所数 ※石綿処理特記仕様書 4 章「10 石綿粉じん濃度測定」による</p>
・石綿含有吹付け材の除去 (改仕 9.1.3)	<p>(2)工法 (I)石綿含有吹付け材の除去工法 ※石綿処理特記仕様書 4 章「1 石綿含有吹付け材の除去に伴う作業場の隔離等」及び「2 石綿含有吹付け材の除去工法及び施工業者」による</p> <p>(1)除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止措置 ※湿潤化 ・ 固化</p> <p>(3)除去した石綿含有吹付け材等の保管、運搬及び処分 (I)石綿含有吹付け材等の処分 ・(a)埋立処分 (管理型最終処分場) ・(b)中間処理 (溶融施設における溶融又は無害化処理施設における無害化処理) ※処分先施設は石綿処理特記仕様書 5 章「1 廃石綿等の排出先施設」による</p>
・石綿含有保温材等の除去 (改仕 9.1.4)	<p>(1)石綿含有保温材等の除去方法 ※石綿処理特記仕様書 4 章「3 石綿含有保温材等の除去工法」による</p> <p>(2)工法 (I)除去した石綿含有保温材等の飛散防止措置 ※湿潤化 ・ 固化</p> <p>(3)除去した石綿含有保温材等の保管、運搬及び処分 9.1.3(3)(I)処分方法 ・(a)埋立処分 (管理型最終処分場) ・(b)中間処理 (溶融施設における溶融又は無害化処理施設における無害化処理) ※処分先施設は石綿処理特記仕様書 5 章「1 廃石綿等の排出先施設」による</p>
・石綿含有形成板等の除去 (改仕 9.1.5)	<p>(3)除去した石綿含有形成板等の保管、運搬及び処分 (I)除去工法 ※石綿処理特記仕様書 4 章「4 石綿含有形成板等の除去工法」による</p> <p>(I)石綿含有形成板等の処分 (b)石綿含有せっこうボードを除く石綿含有形成板 ・(a)埋立処分 (安定型最終処分場) ・(b)中間処理 (溶融施設における溶融又は無害化処理施設における無害化処理) ※処分先施設は石綿処理特記仕様書 5 章「1 廃石綿等の排出先施設」による</p>
・石綿含有仕上塗装の除去 (改仕 9.1.6)	<p>(1)除去工法 ※石綿処理特記仕様書 4 章「5 石綿含有仕上塗材の除去工法」による</p> <p>(4)除去した石綿含有仕上塗材の保管、運搬及び処分 9.1.5(3)(I)処分 ・埋立処分 (安定型最終処分場) ・中間処理 (溶融施設又は無害化処理施設) ・汚泥としての処理 ※処分先施設は石綿処理特記仕様書 5 章「1 廃石綿等の排出先施設」による</p>
2 節 外断熱改修工事	
・材料 (改仕 9.2.2)	<p>(1)断熱材の種類及び厚さ 断熱材の種類 ・ビーズ法ポリスチレンフォーム保温材 JIS A 9511 ・押出法ポリスチレンフォーム保温材 JIS A 9511 ・フェノールフォーム保温材 ・ロックウール JIS A 9504 ・グラスウール JIS A 9504</p> <p>断熱材の厚さ： ・ mm ・ 図示</p> <p>(4)外装材の種類及び防火性能 外装材の種類： ・ 図示 外装材の防火性能： ・ 図示</p>
・既存外壁の処置 (改仕 9.2.3)	<p>(1)既存外壁の仕上材の撤去 ・行う ・ 行わない</p> <p>(2)下地面の清掃 ・行う ・ 行わない</p>

項目	特記事項																																																																	
	<p>(3)下地に欠損部がある場合の改修工法【改仕4.1.4【改修工法の種類】による】</p> <p>○改修工法の選定にあたっては建築改修工事監理指針4章1節 図4.1.5～8の選定フローを基にすること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(1)コンクリート打放し仕上げ外壁 <ul style="list-style-type: none"> (ア)ひび割れ部改修工法の選定(改特表4.1.4-1) <table border="1"> <thead> <tr> <th>ひび割れの挙動</th> <th>ひび割れ幅</th> <th>工法</th> <th>材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">挙動する</td> <td>0.2mm未満</td> <td>・シーリング工法</td> <td>可とう性エポキシ樹脂</td> </tr> <tr> <td>0.2～1.0mm以下</td> <td>・樹脂注入工法 ・Uカットシーリング工法</td> <td>軟質型エポキシ樹脂 可とう性エポキシ樹脂</td> </tr> <tr> <td>1.0mmを超える</td> <td>・Uカットシーリング工法</td> <td>シーリング材</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">挙動しない</td> <td>0.2mm未満</td> <td>・シーリング工法</td> <td>パテ状エポキシ樹脂</td> </tr> <tr> <td>0.2～1.0mm以下</td> <td>・樹脂注入工法</td> <td>硬質型エポキシ樹脂</td> </tr> <tr> <td>1.0mmを超える</td> <td>・Uカットシーリング工法</td> <td>可とう性エポキシ樹脂</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> (イ)欠損部改修工法の選定(改特表4.1.4-2) <table border="1"> <thead> <tr> <th>劣化の程度</th> <th>工法</th> <th>材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>剥がれ、剥落のため欠損が生じている場合</td> <td rowspan="3">・充填工法</td> <td>エポキシ樹脂モルタル</td> </tr> <tr> <td>剥がれ剥落があり漏水が漏水がある場合</td> <td rowspan="2">ポリマーセメントモルタル</td> </tr> <tr> <td>剥がれが切片上に生じた、浅い欠損の場合</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・(2)モルタル塗り仕上げ外壁 <ul style="list-style-type: none"> (ア)ひび割れ部改修工法の選定 <ul style="list-style-type: none"> ・ひび割れ幅0.2mm未満： ・シーリング工法 ・ひび割れ幅0.2mm以上の場合の選定(改特表4.1.4-3) <table border="1"> <thead> <tr> <th>状況</th> <th>補修部位</th> <th>工法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漏水無し、浮き無し</td> <td>モルタル塗り表面</td> <td>・樹脂注入工法 ・Uカットシーリング工法</td> </tr> <tr> <td>漏水無し、浮きあり</td> <td rowspan="2">モルタル撤去後のコンクリート面</td> <td rowspan="2">・改特表4.1.4-1による</td> </tr> <tr> <td>漏水あり</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> (イ)欠損部改修工法 <ul style="list-style-type: none"> ・(a)充填工法(ポリマーセメントモルタル)：0.25㎡未満 ・(b)モルタル塗替え工法：0.25㎡以上 (ウ)浮き部改修工法 <p>通常レベルの打撃力によってはく落する恐れのあるモルタルの浮き(改特表4.1.4-4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>1か所の浮き面積</th> <th>工法</th> <th>材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.25㎡以上</td> <td>・モルタル塗替え工法</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">0.25㎡未満</td> <td>・充填工法</td> <td>エポキシ樹脂モルタル</td> </tr> <tr> <td>・充填工法</td> <td>ポリマーセメントモルタル</td> </tr> </tbody> </table> <p>通常レベルの打撃力によってはく落する恐れのないモルタルの浮き(改特表4.1.4-5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>1か所の浮き面積と改修目的</th> <th>浮き代</th> <th>工法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">0.25㎡以上かつ改修目的が「はく落防止及び耐久性確保」</td> <td>1.0mm超</td> <td>・注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法 ・アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法</td> </tr> <tr> <td>1.0mm以下</td> <td>・アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法 ・注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法</td> </tr> <tr> <td>0.25㎡未満、0.25㎡以上かつ改修目的が「はく落防止」</td> <td>—</td> <td>・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 ・注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法</td> </tr> </tbody> </table> ・(3)タイル張り仕上げ外壁 <ul style="list-style-type: none"> (ア)ひび割れ部改修工法： ※樹脂注入工法 (イ)欠損部改修工法 <ul style="list-style-type: none"> ・(a)タイル部分張替え工法(下地モルタル等があり、1か所当たり0.25㎡程度以下の場合) ・(b)タイル張替え工法(下地モルタルを含む欠損) (ウ)浮き部改修工法 <ul style="list-style-type: none"> ・改特表4.1.4-5による ・注入口付アンカーピンニングエポキシ樹脂注入タイル固定工法(タイル陶片のみの浮き) 	ひび割れの挙動	ひび割れ幅	工法	材料	挙動する	0.2mm未満	・シーリング工法	可とう性エポキシ樹脂	0.2～1.0mm以下	・樹脂注入工法 ・Uカットシーリング工法	軟質型エポキシ樹脂 可とう性エポキシ樹脂	1.0mmを超える	・Uカットシーリング工法	シーリング材	挙動しない	0.2mm未満	・シーリング工法	パテ状エポキシ樹脂	0.2～1.0mm以下	・樹脂注入工法	硬質型エポキシ樹脂	1.0mmを超える	・Uカットシーリング工法	可とう性エポキシ樹脂	劣化の程度	工法	材料	剥がれ、剥落のため欠損が生じている場合	・充填工法	エポキシ樹脂モルタル	剥がれ剥落があり漏水が漏水がある場合	ポリマーセメントモルタル	剥がれが切片上に生じた、浅い欠損の場合	状況	補修部位	工法	漏水無し、浮き無し	モルタル塗り表面	・樹脂注入工法 ・Uカットシーリング工法	漏水無し、浮きあり	モルタル撤去後のコンクリート面	・改特表4.1.4-1による	漏水あり	1か所の浮き面積	工法	材料	0.25㎡以上	・モルタル塗替え工法		0.25㎡未満	・充填工法	エポキシ樹脂モルタル	・充填工法	ポリマーセメントモルタル	1か所の浮き面積と改修目的	浮き代	工法	0.25㎡以上かつ改修目的が「はく落防止及び耐久性確保」	1.0mm超	・注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法 ・アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	1.0mm以下	・アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法 ・注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	0.25㎡未満、0.25㎡以上かつ改修目的が「はく落防止」	—	・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 ・注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法
ひび割れの挙動	ひび割れ幅	工法	材料																																																															
挙動する	0.2mm未満	・シーリング工法	可とう性エポキシ樹脂																																																															
	0.2～1.0mm以下	・樹脂注入工法 ・Uカットシーリング工法	軟質型エポキシ樹脂 可とう性エポキシ樹脂																																																															
	1.0mmを超える	・Uカットシーリング工法	シーリング材																																																															
挙動しない	0.2mm未満	・シーリング工法	パテ状エポキシ樹脂																																																															
	0.2～1.0mm以下	・樹脂注入工法	硬質型エポキシ樹脂																																																															
	1.0mmを超える	・Uカットシーリング工法	可とう性エポキシ樹脂																																																															
劣化の程度	工法	材料																																																																
剥がれ、剥落のため欠損が生じている場合	・充填工法	エポキシ樹脂モルタル																																																																
剥がれ剥落があり漏水が漏水がある場合		ポリマーセメントモルタル																																																																
剥がれが切片上に生じた、浅い欠損の場合																																																																		
状況	補修部位	工法																																																																
漏水無し、浮き無し	モルタル塗り表面	・樹脂注入工法 ・Uカットシーリング工法																																																																
漏水無し、浮きあり	モルタル撤去後のコンクリート面	・改特表4.1.4-1による																																																																
漏水あり																																																																		
1か所の浮き面積	工法	材料																																																																
0.25㎡以上	・モルタル塗替え工法																																																																	
0.25㎡未満	・充填工法	エポキシ樹脂モルタル																																																																
	・充填工法	ポリマーセメントモルタル																																																																
1か所の浮き面積と改修目的	浮き代	工法																																																																
0.25㎡以上かつ改修目的が「はく落防止及び耐久性確保」	1.0mm超	・注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法 ・アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法																																																																
	1.0mm以下	・アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法 ・注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法																																																																
0.25㎡未満、0.25㎡以上かつ改修目的が「はく落防止」	—	・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 ・注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法																																																																

項目	特記事項																																																											
	<ul style="list-style-type: none"> ・タイル部分張替え工法 ・タイル張替え工法 (イ)目地改修工法 <ul style="list-style-type: none"> ・(a)目地ひび割れ部改修工法 ・(b)伸縮調整目地改修工法 ・(4)「改修標仕」以外の外壁改修 <ul style="list-style-type: none"> 外壁複合改修工法(建築改修工事監理指針4.9.2) ・ポリマーセメント系外壁複合改修工法 ・透明樹脂系外壁複合改修工法 ・不透樹脂系外壁複合改修工法 																																																											
・工法 (改仕9.2.4)	<ul style="list-style-type: none"> (1)建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 <ul style="list-style-type: none"> ※告示に基づく耐風圧計算資料を監督員に提出し承認を得ること ・下地について、引張試験を実施し強度を確認すること (2)不陸等の下地調整 <ul style="list-style-type: none"> ・図示 (3)断熱材の施工 <ul style="list-style-type: none"> ・断熱材製造所の仕様による (4)外装材の施工 <ul style="list-style-type: none"> ・外装材製造所の仕様による (5)通気層の有無及び厚さ <ul style="list-style-type: none"> ・有(mm) ・無 (6)外装材の外壁への取付け <ul style="list-style-type: none"> ・図示 (7)笠木の施工【改仕3.9.3【アルミニウム製笠木】による】 <ul style="list-style-type: none"> (1)既存笠木等の撤去及び新規笠木の下地補修工法 <ul style="list-style-type: none"> ※図示 (2)(ア)(イ)笠木の取付方法 <ul style="list-style-type: none"> 建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 ※告示に基づく耐風圧計算資料を監督員に提出し承認を得ること ・下地について、引張試験を実施し強度を確認すること ※図示 ・板材折曲げ形の取付方法 ※図示 																																																											
3節 断熱・防露改修工事																																																												
・断熱材打込み工法 (改仕9.3.2)	<ul style="list-style-type: none"> (1)材料 <ul style="list-style-type: none"> (ア)断熱材の種類及び厚さ JIS A 9521 (建築用断熱材) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th colspan="4">種別</th> <th rowspan="2">厚さ (mm)</th> </tr> <tr> <th>1号</th> <th>2号</th> <th>3号</th> <th>4号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ビーズ法ポリスチレンフォーム</td> <td colspan="4">・1号 ・2号 ・3号 ・4号</td> <td>・25</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">・押出法ポリスチレンフォーム</td> <td>・1種</td> <td rowspan="3">・a ・b</td> <td>・A</td> <td>・B</td> <td rowspan="3">・25</td> </tr> <tr> <td>・2種</td> <td>・C</td> <td>・D</td> </tr> <tr> <td>・3種</td> <td>・E</td> <td>・F</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">・硬質ウレタンフォーム</td> <td>・1種</td> <td>・1号</td> <td>・A</td> <td>・B</td> <td rowspan="4">・25</td> </tr> <tr> <td>・2種</td> <td>・2号</td> <td>・C</td> <td>・D</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・3種</td> <td>・3号</td> <td>・E</td> <td>・F</td> </tr> <tr> <td>・4号</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">・フェノールフォーム (※F☆☆☆☆とする)</td> <td>・1種</td> <td>・1号</td> <td>・A</td> <td>・B</td> <td rowspan="3">・25</td> </tr> <tr> <td>・2種</td> <td>・2号</td> <td>・C</td> <td>・D</td> </tr> <tr> <td>・3種</td> <td>・3号</td> <td>・E</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> (イ)開口部等補修のための張付け用の接着剤のホルムアルデヒド放散量： ※F☆☆☆☆ ※フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑性剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 	種類	種別				厚さ (mm)	1号	2号	3号	4号	・ビーズ法ポリスチレンフォーム	・1号 ・2号 ・3号 ・4号				・25	・押出法ポリスチレンフォーム	・1種	・a ・b	・A	・B	・25	・2種	・C	・D	・3種	・E	・F	・硬質ウレタンフォーム	・1種	・1号	・A	・B	・25	・2種	・2号	・C	・D	・3種	・3号	・E	・F	・4号			・フェノールフォーム (※F☆☆☆☆とする)	・1種	・1号	・A	・B	・25	・2種	・2号	・C	・D	・3種	・3号	・E	
種類	種別				厚さ (mm)																																																							
	1号	2号	3号	4号																																																								
・ビーズ法ポリスチレンフォーム	・1号 ・2号 ・3号 ・4号				・25																																																							
・押出法ポリスチレンフォーム	・1種	・a ・b	・A	・B	・25																																																							
	・2種		・C	・D																																																								
	・3種		・E	・F																																																								
・硬質ウレタンフォーム	・1種	・1号	・A	・B	・25																																																							
	・2種	・2号	・C	・D																																																								
	・3種	・3号	・E	・F																																																								
		・4号																																																										
・フェノールフォーム (※F☆☆☆☆とする)	・1種	・1号	・A	・B	・25																																																							
	・2種	・2号	・C	・D																																																								
	・3種	・3号	・E																																																									
・断熱材現場発泡工法 (改仕9.3.3)	<ul style="list-style-type: none"> (1)断熱材の種類 建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム (JIS A 9526) 種類： ・A種Ⅰ(難燃材料適合品) ・A種ⅠH (2)吹付け厚さ (mm)： ・図示 																																																											

項目	特記事項																				
<p>・断熱材後張り工法 (改仕 9.3.4)</p>	<p>(1)材料 (ア)断熱材の種類及び厚さ JIS A 9521 (建築用断熱材) 厚さ (mm) ・ 施工箇所 ・天井 ・壁 ・床 ・</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部位</th> <th>材料</th> <th>工法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天井</td> <td>・ポリエチレンフォーム保温材裏打ち合板</td> <td>コンクリート素地天井面に直張り</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">壁</td> <td>・ポリエチレンフォーム保温材裏打ち合板</td> <td>コンクリート及びモルタル壁面に直張り</td> </tr> <tr> <td>・ポリエチレンフォーム保温材裏打ち石こうボード</td> <td>あと張り工法</td> </tr> <tr> <td>・ロックウールフェルト及び保温板</td> <td>壁面の胴縁内に断熱材を張る。</td> </tr> <tr> <td>・グラスウール保温板</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">床</td> <td>・ロックウールマット</td> <td>床、根太間にロックウールマット及び住宅用グラスウール断熱材を敷き込む。</td> </tr> <tr> <td>・住宅用グラスウール断熱材</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(1)接着剤のホルムアルデヒド放散量： ※F☆☆☆☆ ※フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。</p> <p>(2)工法 (カ)断熱材に直接ボードの張付けを行う場合の工法 ・図示 ・ (キ)断熱材にせっこうボード等を張り付けたパネルを使用する場合の工法 ・図示 ・</p>	部位	材料	工法	天井	・ポリエチレンフォーム保温材裏打ち合板	コンクリート素地天井面に直張り	壁	・ポリエチレンフォーム保温材裏打ち合板	コンクリート及びモルタル壁面に直張り	・ポリエチレンフォーム保温材裏打ち石こうボード	あと張り工法	・ロックウールフェルト及び保温板	壁面の胴縁内に断熱材を張る。	・グラスウール保温板		床	・ロックウールマット	床、根太間にロックウールマット及び住宅用グラスウール断熱材を敷き込む。	・住宅用グラスウール断熱材	
部位	材料	工法																			
天井	・ポリエチレンフォーム保温材裏打ち合板	コンクリート素地天井面に直張り																			
壁	・ポリエチレンフォーム保温材裏打ち合板	コンクリート及びモルタル壁面に直張り																			
	・ポリエチレンフォーム保温材裏打ち石こうボード	あと張り工法																			
	・ロックウールフェルト及び保温板	壁面の胴縁内に断熱材を張る。																			
	・グラスウール保温板																				
床	・ロックウールマット	床、根太間にロックウールマット及び住宅用グラスウール断熱材を敷き込む。																			
	・住宅用グラスウール断熱材																				
4節 屋上緑化改修工事																					
<p>・一般事項 (改仕 9.4.1)</p>	<p>(3)植栽基盤 ・屋上緑化軽量システム ※システム製作所仕様による ※システム製作所の仕様は、必要資料を工事監督員に提出し、承諾を得ること。</p>																				
<p>・材料 (改仕 9.4.2)</p>	<p>(2)芝及び地被類の種類等 ・樹木(樹種:) ・図示 数量: ※図示 ・() 本又は株 寸法: ※図示 ・() m ・芝(種類) 数量 ※図示 ・() m² ・地被類(種類) 数量 ※図示 ・() m² (3)見切り材、舗装材、排水孔、マルチング材等: ※図示 ・</p>																				
<p>・工法 (改仕 9.4.3)</p>	<p>(1) 風圧力に対応した工法 ※告示に基づく耐風圧計算資料を監督員に提出し承認を得ること ・下地について、引張試験を実施し強度を確認すること (5)かん水装置の設置及び種類 かん水装置: ・設置する(種類:) (6)既存保護層等の撤去工法 ・行う ・行わない</p>																				
<p>・新植した芝及び地被類の枯補償 (改仕 9.4.4)</p>	<p>(1)新植した芝及び地被類の枯補償の期間 ※引き渡しの日から1年</p>																				
5節 透水性アスファルト舗装改修工事																					
<p>・既存舗装の撤去及び再利用 (改仕 9.5.2)</p>	<p>(1)既存舗装の撤去 ・行う(範囲図示) ・行わない (2)既存舗装の一部を再利用 ・行う(範囲図示) ・行わない</p>																				
<p>・路床 (改仕 9.5.3)</p>	<p>(1)路床の構成及び仕上り、(2)材料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>材料</th> <th>厚さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・路床土(盛土) (2)(ア)</td> <td>改仕 表 8.28.1[埋戻し及び盛土の種別] ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・図示</td> <td>※図示</td> </tr> </tbody> </table>	種別	材料	厚さ	・路床土(盛土) (2)(ア)	改仕 表 8.28.1 [埋戻し及び盛土の種別] ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・図示	※図示														
種別	材料	厚さ																			
・路床土(盛土) (2)(ア)	改仕 表 8.28.1 [埋戻し及び盛土の種別] ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・図示	※図示																			

項目	特記事項																						
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>・凍上抑制層 (1)(ア)(a)、(2)(1)</td> <td>・砂 ・火山灰、火山礫 ・切込砂利 ・図示 粒度は改修工事監理指針 9.5.3(2)(ウ)による</td> <td>※図示</td> </tr> <tr> <td>・フィルター層(透水性舗装) (1)(ア)(b)、(2)(ウ)</td> <td>※川砂、海砂又は良質な山砂 ・図示 ・</td> <td>※図示</td> </tr> <tr> <td>・路床安定処理材料(安定材) (1)(ア)(c)、(2)(イ) 改仕 表 9.5.2</td> <td>・普通ポルトランドセメント JIS R 5210 ・高炉セメント B種 JIS R 5211 ・フライアッシュセメント B種 JIS R 5213 ・生石灰(・特号 ・I号) JIS R 9001 ・消石灰(・特号 ・I号) JIS R 9001 ・図示</td> <td>※図示</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)施工 (キ)CBR値 設計 CBR の設定 (建築工事監理指針 表 22.2.1 抜粋)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">路床土の性質</th> <th rowspan="2">設計 CBR</th> </tr> <tr> <th>土粒子の大きさによる分類</th> <th>含水状態による分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">砂質土</td> <td>少ない</td> <td>・4</td> </tr> <tr> <td>比較的小さい</td> <td>・3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">粘性土</td> <td>多い</td> <td>・3未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4)試験 (ア)路床土の支持力比(CBR)試験 JIS A 1211 (CBR 試験方法) ※行わない ・行う(・乱した土 ・乱さない土) (1)路床締固め度の試験 JIS A 1214 (砂置換法による土の密度試験方法) 埋戻し部及び盛土部 ※行う ・行わない その他の部分 ・行う ※行わない (ウ)現場 CBR 試験 JIS A 1222 (現場 CBR 試験方法) ・行う ・行わない</p>	・凍上抑制層 (1)(ア)(a)、(2)(1)	・砂 ・火山灰、火山礫 ・切込砂利 ・図示 粒度は改修工事監理指針 9.5.3(2)(ウ)による	※図示	・フィルター層(透水性舗装) (1)(ア)(b)、(2)(ウ)	※川砂、海砂又は良質な山砂 ・図示 ・	※図示	・路床安定処理材料(安定材) (1)(ア)(c)、(2)(イ) 改仕 表 9.5.2	・普通ポルトランドセメント JIS R 5210 ・高炉セメント B種 JIS R 5211 ・フライアッシュセメント B種 JIS R 5213 ・生石灰(・特号 ・I号) JIS R 9001 ・消石灰(・特号 ・I号) JIS R 9001 ・図示	※図示	路床土の性質		設計 CBR	土粒子の大きさによる分類	含水状態による分類	砂質土	少ない	・4	比較的小さい	・3	粘性土	多い	・3未満
・凍上抑制層 (1)(ア)(a)、(2)(1)	・砂 ・火山灰、火山礫 ・切込砂利 ・図示 粒度は改修工事監理指針 9.5.3(2)(ウ)による	※図示																					
・フィルター層(透水性舗装) (1)(ア)(b)、(2)(ウ)	※川砂、海砂又は良質な山砂 ・図示 ・	※図示																					
・路床安定処理材料(安定材) (1)(ア)(c)、(2)(イ) 改仕 表 9.5.2	・普通ポルトランドセメント JIS R 5210 ・高炉セメント B種 JIS R 5211 ・フライアッシュセメント B種 JIS R 5213 ・生石灰(・特号 ・I号) JIS R 9001 ・消石灰(・特号 ・I号) JIS R 9001 ・図示	※図示																					
路床土の性質		設計 CBR																					
土粒子の大きさによる分類	含水状態による分類																						
砂質土	少ない	・4																					
	比較的小さい	・3																					
粘性土	多い	・3未満																					
	<p>・路盤 (改仕 9.5.4)</p>	<p>(1)路盤の厚さ及び仕上がり (ア)路盤の厚さ ※図示 車道部 ・150mm ・ 歩道部 ・100mm ・ (2)材料 (ア)路盤材料 表 9.5.3 ※再生材のクラッシュラン JIS A 5001 に準ずる ・粒度調整砕石/クラッシュラン JIS A 5001 ・粒度調整鉄鋼スラグ/水硬性粒度調整鉄鋼スラグ JIS A 5015 クラッシュランは透水性の高いものとする (1)路盤の締固め度試験 ・行う ・行わない</p>																					
<p>・舗装の構成及び仕上り (改仕 9.5.5)</p>	<p>(1)舗装の構成 ※図示 (2)舗装の仕上り (ア)アスファルト舗装の設計厚さ ※図示 車道部 ・50mm ・ 歩道部 ・30mm ・ (1)舗装の平坦性 ※著しい不陸がないもの ・図示</p>																						
<p>・試験 (改仕 9.5.9)</p>	<p>(3)開粒度アスファルト混合物の抽出試験 (ア)試験の適用 ・行う ※行わない</p>																						

10章 ユニット及びその他工事

項目	特記事項																					
1節 共通事項																						
・基本品質 (標仕 20.1.2)	※造付家具やユニット製品等で「告示対象建材」(各章共通事項「室内空気汚染対策」による。)を使用する場合は、F☆☆☆☆規格品又は同等以上とする。 ※上記に使用する接着剤はフタル酸ジ-n-ブチル(DBP)及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル(DEHP)を含有しない難揮発性の可塑性剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 ※木材を原材料とした造付家具等において、神戸市産木材の調達が可能場合は、神戸市産木材への代替について監督員と協議を行うものとする。協議の結果、変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。																					
2節 ユニット工事等																						
・フリーアクセスフロア (標仕 20.2.2)	(2)材料等 (7)寸法・仕様等 <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用箇所</th> <th>寸法</th> <th>高さ</th> <th>耐震性能</th> <th>所定荷重</th> <th>帯電防止性能</th> <th>漏えい抵抗</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・事務室</td> <td>・450角</td> <td>・</td> <td>設計用標準水 平震度 (Ks)</td> <td>・3,000N</td> <td>・0.6以上 (事務室)</td> <td>※漏えい抵抗 (R)が1×10^6 Ωより大きいこと</td> </tr> <tr> <td>・電子計算機室</td> <td>・500角</td> <td>・</td> <td>・0.6G ・1.0G</td> <td>・5,000N</td> <td>・1.2以上 (電子計算機室)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (1)性能 JIS A 1450 (フリーアクセスフロア試験方法) (a)耐荷重性能 : ※ 標仕 20.2.2(2)(1)(a) による ・図示 (b)耐衝撃性能 : ※ 標仕 20.2.2(2)(1)(b) による ・図示 (c)ローリングロード性能 : ※ 標仕 20.2.2(2)(1)(c) による ・図示 (d)耐燃焼性能 : ※ 標仕 20.2.2(2)(1)(d) による ・図示 (e)寸法精度 : ※ 標仕 20.2.2(2)(1)(e) による ・図示	使用箇所	寸法	高さ	耐震性能	所定荷重	帯電防止性能	漏えい抵抗	・事務室	・450角	・	設計用標準水 平震度 (Ks)	・3,000N	・0.6以上 (事務室)	※漏えい抵抗 (R)が 1×10^6 Ω より大きいこと	・電子計算機室	・500角	・	・0.6G ・1.0G	・5,000N	・1.2以上 (電子計算機室)	
使用箇所	寸法	高さ	耐震性能	所定荷重	帯電防止性能	漏えい抵抗																
・事務室	・450角	・	設計用標準水 平震度 (Ks)	・3,000N	・0.6以上 (事務室)	※漏えい抵抗 (R)が 1×10^6 Ω より大きいこと																
・電子計算機室	・500角	・	・0.6G ・1.0G	・5,000N	・1.2以上 (電子計算機室)																	
・可動間仕切 (標仕 20.2.3)	(2)材料等 JISA6512 (可動間仕切) (7)仕様・性能等 <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用箇所</th> <th>構造形式</th> <th>空間の仕切り</th> <th>構成基材</th> <th>遮音性 (透過損失)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・</td> <td>・SI:スタッド式 (内蔵) ・SE:スタッド式 (露出) ・PP:パネル式 ・SP:スタッドパネル式</td> <td>・密閉型 ・開放型 ・自立型</td> <td>【スタッド部】 ・アルミ製 ・スチール製 【パネル部】 ・木質系 ・スチール系 ・ガラス系 ・アルミ合金系</td> <td>・15dB程度 ・30dB程度 ・36dB以上</td> </tr> </tbody> </table> ※パネルの材料のホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする (1)パネルの表面仕上げ : ・図示 (1)(a)パネル内に取り付ける建具の寸法・形状 : ・図示	使用箇所	構造形式	空間の仕切り	構成基材	遮音性 (透過損失)	・	・SI:スタッド式 (内蔵) ・SE:スタッド式 (露出) ・PP:パネル式 ・SP:スタッドパネル式	・密閉型 ・開放型 ・自立型	【スタッド部】 ・アルミ製 ・スチール製 【パネル部】 ・木質系 ・スチール系 ・ガラス系 ・アルミ合金系	・15dB程度 ・30dB程度 ・36dB以上											
使用箇所	構造形式	空間の仕切り	構成基材	遮音性 (透過損失)																		
・	・SI:スタッド式 (内蔵) ・SE:スタッド式 (露出) ・PP:パネル式 ・SP:スタッドパネル式	・密閉型 ・開放型 ・自立型	【スタッド部】 ・アルミ製 ・スチール製 【パネル部】 ・木質系 ・スチール系 ・ガラス系 ・アルミ合金系	・15dB程度 ・30dB程度 ・36dB以上																		
・移動間仕切 (標仕 20.2.4)	(2)(7)材料等 <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用箇所</th> <th>操作方法</th> <th>パネル表面材の材質・仕上げ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・</td> <td>・手動式 ・電動式 ・部分電動式</td> <td>・図示</td> </tr> </tbody> </table> (3)性能等 (7)パネルの圧接装置の操作方法 : ※製造所の仕様による ・ (1)遮音性 : ・36dB未満 ・36dB以上 (ウ)ハンガーレール取付下地 : ※ 標仕 20.2.4.(3)(ウ) による ・図示 (エ)ハンガーレール : ※ 標仕 20.2.4.(3)(エ) による ・図示 (オ)ランナー : ※ 標仕 20.2.4.(3)(オ) による ・図示 (カ)パネルをランナーに取り付ける部品 : ※ 標仕 20.2.4.(3)(カ) による ・図示 (4)工法 (1)ハンガーレールの取付けに用いるあと施工アンカーの材質・寸法等 : ※図示	使用箇所	操作方法	パネル表面材の材質・仕上げ	・	・手動式 ・電動式 ・部分電動式	・図示															
使用箇所	操作方法	パネル表面材の材質・仕上げ																				
・	・手動式 ・電動式 ・部分電動式	・図示																				
・トイレブース (標仕 20.2.5)	(2)材料 パネルの主要構成機材は JISA6512 (可動間仕切) による (7)パネル表面材 : ・図示 ・メラミン樹脂系化粧板 ・ポリエステル樹脂系化粧板 (1)パネルの材料のホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする (ウ)脚部の種類 : ※幅木タイプ ・足金物型 ・図示 (エ)ドアエッジの材質 : ※製造所の仕様による ・図示																					

項目	特記事項																																																
・手すり (標仕 20.2.6)	(1)材料の種類及び仕上げ : ※図示 (2)塗装 : 鋼製品の塗装 (錆止め及び上塗り) : ※図示 ・階段手すり 笠木 ・ビニール製 ・造作用集成材 受け材 ・スチール ・ステンレス																																																
・階段滑り止め (標仕 20.2.7)	(1)材質 : ※ステンレス製タイヤ入り 形状 : ※図示 寸法 : ※図示 ・幅 35 mm (2)工法 : ※接着工法 ・埋込み工法																																																
・黒板及びホワイトボード (標仕 20.2.9)	(1)材料 : ※ JIS S 6007 (黒板) による 種類 : ・図示 ・鋼製黒板 ・ほうろう黒板 (2)ホワイトボード : ・図示 ・ 全国黒板工業連盟 による ほうろう白板連盟基準 の適合製品																																																
・鏡 (標仕 20.2.10)	鏡のガラスは JIS R 3220 (鏡材) による 厚さ : ※5 mm ・図示																																																
・表示 (標仕 20.2.11)	(1)衝突防止表示 (2)法令に基づく表示 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>使用箇所</th> <th>形状・寸法</th> <th>材質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・衝突防止表示</td> <td></td> <td>※図示</td> <td>・ステンレス</td> </tr> <tr> <td>・非常用進入口</td> <td></td> <td>※図示</td> <td>・</td> </tr> </tbody> </table> (3)室名札等 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>形状・寸法</th> <th>材質</th> <th>色彩・書体</th> <th>印刷等の種別</th> <th>取付け形式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・室名札</td> <td>・既製品 (≒80×250) ・図示</td> <td>・アクリル板 ・図示</td> <td>・図示</td> <td>・シルクスクリーン ・カッティングシート</td> <td>・図示</td> </tr> <tr> <td>・ピクトグラム</td> <td>・既製品 (≒200×200) ・図示</td> <td>・アクリル板 ・図示</td> <td>・図示</td> <td>・シルクスクリーン</td> <td>・図示</td> </tr> <tr> <td>・階数表示板</td> <td>・既製品 (≒250×250) ・図示</td> <td>・アクリル板 ・図示</td> <td>・図示</td> <td>・シルクスクリーン ・カッティングシート</td> <td>・図示</td> </tr> </tbody> </table> ※見本品・カタログ等を提出の上、監督員の承諾を受ける ・案内板 枠材 ・ステンレス製 形状 ※図示 ・掲示板 枠材 ※アルミ (厚1mm) ・木 (下地ラワン厚 5.5 mm、裏材 30 mm角杉1等材、450 mm間隔取付) 仕上材 ※特殊発泡加工ビニル貼 (周囲押縁) ※色合い、品質は監督員承諾 ・建物銘板 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>寸法</th> <th>材質</th> <th>仕上げ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・館名板</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・融資館名板</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 文字数 () 字程度 字体 () 体	種類	使用箇所	形状・寸法	材質	・衝突防止表示		※図示	・ステンレス	・非常用進入口		※図示	・	種類	形状・寸法	材質	色彩・書体	印刷等の種別	取付け形式	・室名札	・既製品 (≒80×250) ・図示	・アクリル板 ・図示	・図示	・シルクスクリーン ・カッティングシート	・図示	・ピクトグラム	・既製品 (≒200×200) ・図示	・アクリル板 ・図示	・図示	・シルクスクリーン	・図示	・階数表示板	・既製品 (≒250×250) ・図示	・アクリル板 ・図示	・図示	・シルクスクリーン ・カッティングシート	・図示	種類	寸法	材質	仕上げ	・館名板				・融資館名板			
種類	使用箇所	形状・寸法	材質																																														
・衝突防止表示		※図示	・ステンレス																																														
・非常用進入口		※図示	・																																														
種類	形状・寸法	材質	色彩・書体	印刷等の種別	取付け形式																																												
・室名札	・既製品 (≒80×250) ・図示	・アクリル板 ・図示	・図示	・シルクスクリーン ・カッティングシート	・図示																																												
・ピクトグラム	・既製品 (≒200×200) ・図示	・アクリル板 ・図示	・図示	・シルクスクリーン	・図示																																												
・階数表示板	・既製品 (≒250×250) ・図示	・アクリル板 ・図示	・図示	・シルクスクリーン ・カッティングシート	・図示																																												
種類	寸法	材質	仕上げ																																														
・館名板																																																	
・融資館名板																																																	
・タラップ (標仕 20.2.12)	(1)材料 : ※ステンレス製 (・No2B) ・鋼製 (※垂鉛めっきの場合は標仕 14.2.2 の C 種) ・図示 (2)塗装 : 鋼製品の塗装 (錆止め及び上塗り) : ※図示																																																
・煙突ライニング (標仕 20.2.13)	(1)(7)適用安全使用温度 : ・図示 (2)工法 : ・図示																																																
・ブラインド (標仕 20.2.14)	(1)材料 (7)(1)横型ブラインド JIS A 480 I (鋼製及びアルミニウム合金製ベネシャンブラインド)による <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用箇所</th> <th>種類</th> <th>幅×高さ</th> <th>スラット幅</th> <th>部材の材種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・</td> <td>※ギャ式 ・コード式 ・操作棒式</td> <td>・図示</td> <td>・図示 ・35 mm ※25 mm</td> <td>【ヘッドボックス・ボトムレール】 ・図示 ※鋼製 ・アルミ合金製 【スラット】 ※アルミ合金製 ・樹脂製 ・木製</td> </tr> </tbody> </table>	使用箇所	種類	幅×高さ	スラット幅	部材の材種	・	※ギャ式 ・コード式 ・操作棒式	・図示	・図示 ・35 mm ※25 mm	【ヘッドボックス・ボトムレール】 ・図示 ※鋼製 ・アルミ合金製 【スラット】 ※アルミ合金製 ・樹脂製 ・木製																																						
使用箇所	種類	幅×高さ	スラット幅	部材の材種																																													
・	※ギャ式 ・コード式 ・操作棒式	・図示	・図示 ・35 mm ※25 mm	【ヘッドボックス・ボトムレール】 ・図示 ※鋼製 ・アルミ合金製 【スラット】 ※アルミ合金製 ・樹脂製 ・木製																																													

項目	特記事項																																		
	<p>(ア)縦型ブラインド</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用箇所</th> <th>幅×高さ</th> <th>開閉方式</th> <th>操作方式</th> <th>スラット</th> <th>スラット幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・</td> <td>・図示</td> <td>・片開き方式 ・両開き方式 ・図示</td> <td>※2本操作コード方式 ・1本操作コード方式</td> <td>・アルミスラット ・クロススラット</td> <td>・100mm ・80mm ・図示</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ブラインドボックスの材種： 図示 木製 スチール製 アルミ製</p>	使用箇所	幅×高さ	開閉方式	操作方式	スラット	スラット幅	・	・図示	・片開き方式 ・両開き方式 ・図示	※2本操作コード方式 ・1本操作コード方式	・アルミスラット ・クロススラット	・100mm ・80mm ・図示																						
使用箇所	幅×高さ	開閉方式	操作方式	スラット	スラット幅																														
・	・図示	・片開き方式 ・両開き方式 ・図示	※2本操作コード方式 ・1本操作コード方式	・アルミスラット ・クロススラット	・100mm ・80mm ・図示																														
・ロールスクリーン (標仕 20.2.15)	<p>(1)操作方式・幅及び高さ： 図示 下表 (2)材種、品質等： 図示 下表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用箇所</th> <th>操作方法</th> <th>幅×高さ</th> <th>材種</th> <th>品質(同等品)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・</td> <td>・スプリング式 ・チェーン式 ・電動式</td> <td>・図示 ・w × h</td> <td>・ガラス繊維製 ・合成・天然繊維製 ・木製</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(4)その他の材料 図示 ・ロールスクリーンボックスの材種： 図示 木製 スチール製 アルミ製</p>	使用箇所	操作方法	幅×高さ	材種	品質(同等品)	・	・スプリング式 ・チェーン式 ・電動式	・図示 ・w × h	・ガラス繊維製 ・合成・天然繊維製 ・木製																									
使用箇所	操作方法	幅×高さ	材種	品質(同等品)																															
・	・スプリング式 ・チェーン式 ・電動式	・図示 ・w × h	・ガラス繊維製 ・合成・天然繊維製 ・木製																																
・カーテン及びカーテンレール (標仕 20.2.16)	<p>(1)形式、付属金物等 (ア)形式</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用箇所</th> <th>形式上の分類</th> <th>機構上の分類</th> <th>機能上の分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・</td> <td>・片引き 両引き</td> <td>・手引き ひも引き ・電動</td> <td>・装飾 遮光 ・遮へい(目隠し) ・吸音 断熱</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)材料 (ア)カーテン用生地 (a)生地の種別、品質、特殊加工等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用箇所</th> <th>生地の種類</th> <th>品質(同等品)</th> <th>特殊加工等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・</td> <td>ドレープカーテン(厚地) ・無地 柄物 シアーカーテン(薄地) ・レース プリント ※消防法で定める防炎性能の表示があるもの</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ)カーテンレール JIS A 4802 (カーテンレール(金属製))による (a)材料による区分、(b)カーテンレールの仕上げ及び形状</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用箇所</th> <th>強さ区分</th> <th>材料区分</th> <th>レール仕上</th> <th>形状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・</td> <td>※10-90 ・10-60</td> <td>※AS AP ・SUS S</td> <td>・アルミニウム ・アルミ合金</td> <td>※角形 C形 ・I形 H形</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ウ)カーテン用付属金物 (b)フック(ひるかん)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用箇所</th> <th>フック(ひるかん)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・</td> <td>※鋼製 樹脂製</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)工法 (ア)カーテンの加工仕上 (a)寸法 ②ひだの種類(標仕 表 20.2.1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用箇所</th> <th>ひだの種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・</td> <td>・つまみひだ(三つ山ひだ 二つ山ひだ) ・箱ひだ 片ひだ プレーンひだ</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ア)⑥暗幕用カーテンの重なり(両端、上部、召合せ)： 300mm以上 図示 ・カーテンボックスの種類： 図示 木製 スチール製 アルミ製</p>	使用箇所	形式上の分類	機構上の分類	機能上の分類	・	・片引き 両引き	・手引き ひも引き ・電動	・装飾 遮光 ・遮へい(目隠し) ・吸音 断熱	使用箇所	生地の種類	品質(同等品)	特殊加工等	・	ドレープカーテン(厚地) ・無地 柄物 シアーカーテン(薄地) ・レース プリント ※消防法で定める防炎性能の表示があるもの			使用箇所	強さ区分	材料区分	レール仕上	形状	・	※10-90 ・10-60	※AS AP ・SUS S	・アルミニウム ・アルミ合金	※角形 C形 ・I形 H形	使用箇所	フック(ひるかん)	・	※鋼製 樹脂製	使用箇所	ひだの種類	・	・つまみひだ(三つ山ひだ 二つ山ひだ) ・箱ひだ 片ひだ プレーンひだ
使用箇所	形式上の分類	機構上の分類	機能上の分類																																
・	・片引き 両引き	・手引き ひも引き ・電動	・装飾 遮光 ・遮へい(目隠し) ・吸音 断熱																																
使用箇所	生地の種類	品質(同等品)	特殊加工等																																
・	ドレープカーテン(厚地) ・無地 柄物 シアーカーテン(薄地) ・レース プリント ※消防法で定める防炎性能の表示があるもの																																		
使用箇所	強さ区分	材料区分	レール仕上	形状																															
・	※10-90 ・10-60	※AS AP ・SUS S	・アルミニウム ・アルミ合金	※角形 C形 ・I形 H形																															
使用箇所	フック(ひるかん)																																		
・	※鋼製 樹脂製																																		
使用箇所	ひだの種類																																		
・	・つまみひだ(三つ山ひだ 二つ山ひだ) ・箱ひだ 片ひだ プレーンひだ																																		
3節 プレキャストコンクリート工事																																			
・材料 (標仕 20.3.2)	(3)補強鉄線(JIS G 3532(鉄線))の普通鉄線又は溶接金網(JIS G 3551(溶接金網及び鉄筋格子))の溶接金網に基づく 径及び網目寸法： 図示																																		
・製作 (標仕 20.3.3)	(1)調合 (ア)コンクリートの設計基準強度(Fc)： 図示 (4)鉄筋の組立 (ア)配筋： 図示																																		
・取付け方法 (標仕 20.3.4)	取付け方法： 図示																																		
4節 間知石及びコンクリート間知ブロック積み																																			
・材料 (標仕 20.4.2)	(1)間知石の材種： 花崗岩 凝灰岩 安山岩 (3)コンクリート間知ブロック(JIS A 5371(プレキャスト無筋コンクリート製品)) 種類： 長方形【寸法： 図示 幅 mm×高さ mm】																																		

項目	特記事項
	<p>・正方形【寸法： 図示 幅 mm×高さ mm】 ・正六角形【寸法： 図示 一片の長さ(190mm 200mm)】 質量区分： 図示 A(350kg/m²以上) B(350kg/m²未満) (7)水抜き： 3m²ごとに径75mm以上の硬質ポリ塩化ビニル管1本以上</p>
・工法 (標仕 20.4.3)	<p>(3)間知石積み (ア)積み方： 谷積み 布積み (ケ)目塗り： 図示 行う 行わない (コ)伸縮調整目地 目地の材種： 図示 エラストイト 瀝青繊維版(アスファルトフェルト) 目地の厚さ： 図示 10mm ・積石のあいかけは、6~9mm以上とする。</p>
標準仕様書に記載のないもの	
・コーナービード	材種： ステンレス アルミニウム合金 真鍮 高さ： 1.8m程度 天井まで
・天井見切り縁	※アルミニウム製 塩化ビニール製
・床見切り押さえ金物	材質： ステンレス製 形状： への字型(幅 mm) ハット型(mm)
・ジョイナー	種別： 塩化ビニール製
・アコーディオンドア	表面材： 塩化ビニール張り 形式： 両開き 片開き 折りたたみ幅(mm)
・点検口	・天井： 塩化ビニール製(内外枠共) 寸法(mm) 450×450 600×600 ・床： ステンレス製(目地材質共) 寸法(mm) 450×450 600×600 ・屋上： 厚1.2mm亜鉛メッキ鋼板製 図示 ※天井にあり止め、ストッパー、南京錠取付け
・換気扇取付け枠	・木製(※米松) ・アルミプレート(厚さ 3.0mm)
・換気口	・換気パイプ ※硬質塩化ビニール管50φ(内側ステンレス製防虫網外側桁付エルボー型) ※取付けは外側へ下り勾配、外壁との取合には弾性シーリング材を充填する。 ※外壁設置時は外部水切り付き固定ガラリ ・床下換気金物 ※鋳鉄(コールドロール焼付厚9mm)・プラスチック ※ステンレス金網裏打ち 裏打ちなし ・レジスター、固定ガラリ ※既製品(外部水切り付固定ガラリ 内部ステンレス製防虫網[外壁取付時])
・マンホールカバー	※全面コールドロール焼付塗装鋳鉄製 種別： 図示 一般型 防水型 防臭型 防水防臭型(化粧型 一般用) 鍵： 有 無
・くつふきマット	・材種： 塩化ビニール又はゴム/受枠ステンレス鋼 ・材種及び受枠： 硬質アルミニウム合金 ・材種及び受枠： ステンレス板 ・水抜パイプ ※有 無
・浴槽	・浴槽： 図示 ホーロー製 FRP製 ステンレス製 ・ふた： 塩化ビニール製折りたたみ式 ※設置方法がB種(埋込み型)の浴槽はJIS規格品とする
・すのこ	材種 ひのき(ひば、米ひ、台ひ) 合成樹脂(市場品) ※すのこの板の根太よりのはねだしは30mm程度 ※ステンレス木ねじ止め金物は、監督員承諾による
・造付家具	適用家具： 図示 戸棚 下足箱 本棚 塗装： 合成樹脂調合ペイント塗り 防虫処理： 必要 不要

項目	特記事項
	<p>・ラワン材及びびなら ※JAS 1083-6 (製剤第6部:広葉樹製材)に基づく保存処理 (※K1 ・K2) 錠: ※差込み錠 戸車: ※ナイロン レール: ※黄銅又はステンレス 製作用材は次による ランバーコア合板 ※表面ラワン単板厚3mm、心材は米杉・米母等の乾燥材 フラッシュ合板 ※表面ラワン単板厚4mm、かまち、中棧類は米杉、米母等 骨組間隔は、タテヨコ共300mm以下とする ホルムアルデヒド放散量 合板類 (JAS): ※F☆☆☆☆ MDF及びパーティクルボード (JIS): ※F☆☆☆☆ ※接着剤は、水性形のものとする。 ※接着剤はフタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。</p>
・流し台及びコンロ台	※市場品 (天板、シンクはステンレス鋼板 SUS304) ・BL 部品 (公共住宅型)
・屋上丸環	材種: ※ステンレス鋼 ・図示
・避難ハッチ等	材種: ※ステンレス (アラームはネジ巻き式) ・図示
・他の石積み	<p>・割石積み (材種) ・雑割石積み (材種) ・野面石積み (材種) ・玉石積み (材種)</p>
・敷地境界石標	種別: ・図示 ・花こう岩 ・コンクリートブロック製 ・その他 ()
・門扉	<p>材種: ※鋼製 ・アルミ製 ・鋳物製 開閉方法: ※手動 ・電動 開閉安定器: ・有 ・無 ※鋼材接合は、電気溶接を原則とする。 ※SOP 塗 (標仕 第18章 4節) とする。</p>
・フェンス	<p>形式: ・格子フェンス ・ネットフェンス (・溶接金網 ・菱形金網) ※色合い、金網等は見本品にて監督員の承諾を受ける。 ※角度や勾配の変わる位置には、支柱を設置する</p>

11章 排水工事

項目	特記事項																																																																																		
2節 屋外雨水排水																																																																																			
・材料 (標仕 21.2.1)	<p>(1)排水管用材料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>規格番号</th> <th>形状</th> <th>種類・記号</th> <th>呼び径</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JIS A 5372</td> <td>プレキャスト鉄筋コンクリート製品 (遠心力鉄筋コンクリート管)</td> <td>外圧管 (1種)</td> <td>・A型 ・B型 ・NB型 ・150・200・250・300 ・350・400・450・500 ・600</td> </tr> <tr> <td>JIS K 6741</td> <td>硬質ポリ塩化ビニル管</td> <td>・VP ・VU</td> <td>・100・125・150・200・250・300 ・350・400・450・500・600</td> </tr> <tr> <td>JIS K 9797</td> <td>リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管</td> <td>・RS-VU</td> <td>・100・150・200・300</td> </tr> <tr> <td>JIS K 6739</td> <td>排水用硬質ポリ塩化ビニル管継手</td> <td>・DV</td> <td>・100・125・150</td> </tr> <tr> <td>AS 38</td> <td>屋外排水設備用硬質ポリ塩化ビニル管継手</td> <td>・VU 継手</td> <td>・100・125・150</td> </tr> <tr> <td></td> <td>有孔排水管</td> <td>・VP ・VU</td> <td>・100・125・150・200・250・300 ・350・400・450・500</td> </tr> <tr> <td></td> <td>透水管</td> <td>・</td> <td>・100・150・200・300</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)排水樹</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>形状</th> <th>寸法等 (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・既製品</td> <td>・角型</td> <td>・300×300 ・450×450 ・500×500 ・600×600</td> </tr> <tr> <td>・現場打ち</td> <td>※図示</td> <td>・Fc= (※18 ・ N/mm²)・スランプ (・15 ・18)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)鋳鉄製マンホールふた SHASE-S209</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>種類</th> <th>耐荷重</th> <th>機能</th> <th>呼び径</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・マンホール蓋</td> <td>・水封形 ・簡易密閉形(パッキン式) ・密閉形(テーパーパッキン式) ・密閉形(ボルト・パッキン式)</td> <td>・歩行用 ・T-2 ・T-6 ・T-8 ・T-20 ・T-25</td> <td>・ノンスリップ ・ロック機構 ・施錠 ・ハンドル付</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・角形格子ふた</td> <td>・ボルト固定</td> <td>・歩行用 ・T-2 ・T-6 ・T-20・T-25</td> <td>・くさり付</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・床化粧マンホール蓋</td> <td>・簡易密閉形 ・密閉形 ・一般用</td> <td>・丸型 ・角型 ・T-2 ・T-4 ・T-6 ・T-14 ・T-20</td> <td>・鋳鉄目地 ・SUS 目地 ・ハンドル付</td> <td>・450 ・600</td> </tr> <tr> <td>・インターロッキング用化粧マンホール蓋</td> <td>・簡易密閉形 ・一般形</td> <td>・丸型 ・角型 ・T-2 ・T-4 ・T-6 ・T-14 ・T-20</td> <td>・鋳鉄目地 ・SUS 目地 ・ハンドル付</td> <td>・450 ・600</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4)グレーチングふた</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>材質</th> <th>耐荷重</th> <th>メインバーピッチ</th> <th>機能</th> <th>呼び径</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・鋳鉄製 ・鋼製 ・ステンレス製</td> <td>・歩行用 ・T-2 ・T-6 ・T-14 ・T-20 ・T-25</td> <td>・普通目 (・30 ・22) ・細目 (・15 ・12.5)</td> <td>・ボルト固定式 ・開閉式 ・ノンスリップ</td> <td>・</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5)コンクリート製ふた</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>形状</th> <th>呼び名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会所樹用蓋</td> <td>・角型</td> <td>・300×300 ・450×450 ・500×500 ・600×600</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6)地業</p> <p>・砂地業 (・山砂 ・川砂 ・砕砂) ・砂利地業 (・再生クラッシュラン ・切込砂利 ・切込碎石) ・粒度 (※C-40 ・C-30 ・C-20)</p>	規格番号	形状	種類・記号	呼び径	JIS A 5372	プレキャスト鉄筋コンクリート製品 (遠心力鉄筋コンクリート管)	外圧管 (1種)	・A型 ・B型 ・NB型 ・150・200・250・300 ・350・400・450・500 ・600	JIS K 6741	硬質ポリ塩化ビニル管	・VP ・VU	・100・125・150・200・250・300 ・350・400・450・500・600	JIS K 9797	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管	・RS-VU	・100・150・200・300	JIS K 6739	排水用硬質ポリ塩化ビニル管継手	・DV	・100・125・150	AS 38	屋外排水設備用硬質ポリ塩化ビニル管継手	・VU 継手	・100・125・150		有孔排水管	・VP ・VU	・100・125・150・200・250・300 ・350・400・450・500		透水管	・	・100・150・200・300	種別	形状	寸法等 (mm)	・既製品	・角型	・300×300 ・450×450 ・500×500 ・600×600	・現場打ち	※図示	・Fc= (※18 ・ N/mm ²)・スランプ (・15 ・18)	名称	種類	耐荷重	機能	呼び径	・マンホール蓋	・水封形 ・簡易密閉形(パッキン式) ・密閉形(テーパーパッキン式) ・密閉形(ボルト・パッキン式)	・歩行用 ・T-2 ・T-6 ・T-8 ・T-20 ・T-25	・ノンスリップ ・ロック機構 ・施錠 ・ハンドル付	・	・角形格子ふた	・ボルト固定	・歩行用 ・T-2 ・T-6 ・T-20・T-25	・くさり付	・	・床化粧マンホール蓋	・簡易密閉形 ・密閉形 ・一般用	・丸型 ・角型 ・T-2 ・T-4 ・T-6 ・T-14 ・T-20	・鋳鉄目地 ・SUS 目地 ・ハンドル付	・450 ・600	・インターロッキング用化粧マンホール蓋	・簡易密閉形 ・一般形	・丸型 ・角型 ・T-2 ・T-4 ・T-6 ・T-14 ・T-20	・鋳鉄目地 ・SUS 目地 ・ハンドル付	・450 ・600	材質	耐荷重	メインバーピッチ	機能	呼び径	・鋳鉄製 ・鋼製 ・ステンレス製	・歩行用 ・T-2 ・T-6 ・T-14 ・T-20 ・T-25	・普通目 (・30 ・22) ・細目 (・15 ・12.5)	・ボルト固定式 ・開閉式 ・ノンスリップ	・	名称	形状	呼び名	会所樹用蓋	・角型	・300×300 ・450×450 ・500×500 ・600×600
規格番号	形状	種類・記号	呼び径																																																																																
JIS A 5372	プレキャスト鉄筋コンクリート製品 (遠心力鉄筋コンクリート管)	外圧管 (1種)	・A型 ・B型 ・NB型 ・150・200・250・300 ・350・400・450・500 ・600																																																																																
JIS K 6741	硬質ポリ塩化ビニル管	・VP ・VU	・100・125・150・200・250・300 ・350・400・450・500・600																																																																																
JIS K 9797	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管	・RS-VU	・100・150・200・300																																																																																
JIS K 6739	排水用硬質ポリ塩化ビニル管継手	・DV	・100・125・150																																																																																
AS 38	屋外排水設備用硬質ポリ塩化ビニル管継手	・VU 継手	・100・125・150																																																																																
	有孔排水管	・VP ・VU	・100・125・150・200・250・300 ・350・400・450・500																																																																																
	透水管	・	・100・150・200・300																																																																																
種別	形状	寸法等 (mm)																																																																																	
・既製品	・角型	・300×300 ・450×450 ・500×500 ・600×600																																																																																	
・現場打ち	※図示	・Fc= (※18 ・ N/mm ²)・スランプ (・15 ・18)																																																																																	
名称	種類	耐荷重	機能	呼び径																																																																															
・マンホール蓋	・水封形 ・簡易密閉形(パッキン式) ・密閉形(テーパーパッキン式) ・密閉形(ボルト・パッキン式)	・歩行用 ・T-2 ・T-6 ・T-8 ・T-20 ・T-25	・ノンスリップ ・ロック機構 ・施錠 ・ハンドル付	・																																																																															
・角形格子ふた	・ボルト固定	・歩行用 ・T-2 ・T-6 ・T-20・T-25	・くさり付	・																																																																															
・床化粧マンホール蓋	・簡易密閉形 ・密閉形 ・一般用	・丸型 ・角型 ・T-2 ・T-4 ・T-6 ・T-14 ・T-20	・鋳鉄目地 ・SUS 目地 ・ハンドル付	・450 ・600																																																																															
・インターロッキング用化粧マンホール蓋	・簡易密閉形 ・一般形	・丸型 ・角型 ・T-2 ・T-4 ・T-6 ・T-14 ・T-20	・鋳鉄目地 ・SUS 目地 ・ハンドル付	・450 ・600																																																																															
材質	耐荷重	メインバーピッチ	機能	呼び径																																																																															
・鋳鉄製 ・鋼製 ・ステンレス製	・歩行用 ・T-2 ・T-6 ・T-14 ・T-20 ・T-25	・普通目 (・30 ・22) ・細目 (・15 ・12.5)	・ボルト固定式 ・開閉式 ・ノンスリップ	・																																																																															
名称	形状	呼び名																																																																																	
会所樹用蓋	・角型	・300×300 ・450×450 ・500×500 ・600×600																																																																																	

項目	特記事項																																																				
・施工 (標仕 21.2.2)	<ul style="list-style-type: none"> 現場打ち排水柵の足掛け金物 ※図示 排水管基床の厚さ、種類 ※図示 硬質塩化ビニル管継手 ※接着剤 ・ゴム輪 透きよ排水 ※グランド等の地表面の排水は、地業地盤を透水路へ排水勾配 1/150 以上にローラー (2ton) にて転圧のうえ、鉋さいクラッシャー (0~40mm) を所定の厚さに敷込み、監督員承諾の表土をローラー (2ton) にて、転圧し仕上げる。透水路は所要断面にぐり石を入れ、勾配 1/100 以上に排水ますへ連絡する。 																																																				
3節 街きよ、縁石及び側溝																																																					
・材料 (標仕 21.3.1)	<p>街きよ、縁石、側溝の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>規格番号</th> <th colspan="2">種類・寸法・形状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・地先境界ブロック</td> <td>JIS A 5371</td> <td>・A型(120×120×600) ・B型(150×120×600) ・C型(150×150×600)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・歩車道境界ブロック</td> <td>JIS A 5371</td> <td>・A型(150×200×600) ・B型(180×250×600) ・C型(180×300×600)</td> <td>・片面 R ・片面 R (水抜き) ・両面 R ・両面 R (水抜き)</td> </tr> <tr> <td>・現場打ち縁石</td> <td></td> <td>・図示</td> <td>・Fc= (・15 ・18) N/mm²</td> </tr> <tr> <td>・玉石縁石</td> <td></td> <td>・図示</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・空洞ブロック縁石</td> <td>JIS A 5406</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・れんが縁石</td> <td>JIS R 1250</td> <td>普通れんが²種</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・L形側溝</td> <td>JIS A 5371 (無筋)</td> <td></td> <td>・250A ・250B</td> </tr> <tr> <td>JIS A 5372 (有筋)</td> <td>・1種 ・2種</td> <td>・250A ・250B ・300 ・350 ・500A ・500B ・500C</td> </tr> <tr> <td>・U形側溝</td> <td rowspan="2">JIS A 5372</td> <td rowspan="2">上ぶた式 ・1種・2種</td> <td>・150 ・180 ・240</td> </tr> <tr> <td>・U形側溝ふた</td> <td>・300A ・300B ・300C</td> </tr> <tr> <td>・铸铁製グレーチング</td> <td rowspan="4">・歩行用 ・T2 ・T6・T14 ・T20 ・T25</td> <td rowspan="4">・普通目 ・細目 (・15 ・12.5)</td> <td rowspan="4">・ボルト固定 ・連結クリップ ・ノンスリップ</td> </tr> <tr> <td>・鋼製グレーチング</td> </tr> <tr> <td>・ステンレス製グレーチング</td> </tr> <tr> <td>・FRP製グレーチング</td> </tr> <tr> <td>・現場打ち側溝</td> <td></td> <td>・図示</td> <td>Fc= (・15 ・18) N/mm²</td> </tr> </tbody> </table>	名称	規格番号	種類・寸法・形状		・地先境界ブロック	JIS A 5371	・A型(120×120×600) ・B型(150×120×600) ・C型(150×150×600)		・歩車道境界ブロック	JIS A 5371	・A型(150×200×600) ・B型(180×250×600) ・C型(180×300×600)	・片面 R ・片面 R (水抜き) ・両面 R ・両面 R (水抜き)	・現場打ち縁石		・図示	・Fc= (・15 ・18) N/mm ²	・玉石縁石		・図示		・空洞ブロック縁石	JIS A 5406			・れんが縁石	JIS R 1250	普通れんが ² 種		・L形側溝	JIS A 5371 (無筋)		・250A ・250B	JIS A 5372 (有筋)	・1種 ・2種	・250A ・250B ・300 ・350 ・500A ・500B ・500C	・U形側溝	JIS A 5372	上ぶた式 ・1種・2種	・150 ・180 ・240	・U形側溝ふた	・300A ・300B ・300C	・铸铁製グレーチング	・歩行用 ・T2 ・T6・T14 ・T20 ・T25	・普通目 ・細目 (・15 ・12.5)	・ボルト固定 ・連結クリップ ・ノンスリップ	・鋼製グレーチング	・ステンレス製グレーチング	・FRP製グレーチング	・現場打ち側溝		・図示	Fc= (・15 ・18) N/mm ²
名称	規格番号	種類・寸法・形状																																																			
・地先境界ブロック	JIS A 5371	・A型(120×120×600) ・B型(150×120×600) ・C型(150×150×600)																																																			
・歩車道境界ブロック	JIS A 5371	・A型(150×200×600) ・B型(180×250×600) ・C型(180×300×600)	・片面 R ・片面 R (水抜き) ・両面 R ・両面 R (水抜き)																																																		
・現場打ち縁石		・図示	・Fc= (・15 ・18) N/mm ²																																																		
・玉石縁石		・図示																																																			
・空洞ブロック縁石	JIS A 5406																																																				
・れんが縁石	JIS R 1250	普通れんが ² 種																																																			
・L形側溝	JIS A 5371 (無筋)		・250A ・250B																																																		
	JIS A 5372 (有筋)	・1種 ・2種	・250A ・250B ・300 ・350 ・500A ・500B ・500C																																																		
・U形側溝	JIS A 5372	上ぶた式 ・1種・2種	・150 ・180 ・240																																																		
・U形側溝ふた			・300A ・300B ・300C																																																		
・铸铁製グレーチング	・歩行用 ・T2 ・T6・T14 ・T20 ・T25	・普通目 ・細目 (・15 ・12.5)	・ボルト固定 ・連結クリップ ・ノンスリップ																																																		
・鋼製グレーチング																																																					
・ステンレス製グレーチング																																																					
・FRP製グレーチング																																																					
・現場打ち側溝		・図示	Fc= (・15 ・18) N/mm ²																																																		
・施工 (標仕 21.3.2)	砂利地業 厚さ (mm) ※100																																																				

12章 舗装工事

項目	特記事項														
2節 路床															
・一般事項 (標仕 22.2.2)	<p>設計 CBR の設定 (監理指針 表 22.2.1 抜粋)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">路床土の性質</th> <th rowspan="2">設計 CBR</th> </tr> <tr> <th>土粒子の大きさによる分類</th> <th>含水状態による分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>砂質土</td> <td rowspan="2">少ない</td> <td>・4</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">粘性土</td> <td>比較的少ない</td> <td>・3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>多い</td> <td>・3未満</td> </tr> </tbody> </table>	路床土の性質		設計 CBR	土粒子の大きさによる分類	含水状態による分類	砂質土	少ない	・4	粘性土	比較的少ない	・3		多い	・3未満
路床土の性質		設計 CBR													
土粒子の大きさによる分類	含水状態による分類														
砂質土	少ない	・4													
粘性土		比較的少ない	・3												
		多い	・3未満												
・路床の構成及び仕上り (標仕 22.2.2)	<p>(1)路床の厚さ等 (ア)凍上抑制層の適用及び厚さ ・図示 (イ)透水性舗装に用いるフィルター層の厚さ ・図示 (ウ)路床安定処理の適用及び方法 ・図示</p>														
・材料 (標仕 22.2.3)	<p>(1)盛土に用いる材料は標仕 表 3.2.1 による 種別 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 (4)路床安定処理工用添加材料は標仕 表 22.2.1 による 種類 ・普通ポルトランドセメント ・高炉セメント B種 ・図示</p>														
・試験 (標仕 22.2.5)	<p>(1)路床土の支持力比 (CBR) 試験 JIS A 1211 (CBR 試験方法) ※行わない ・行う (・乱した土 ・乱さない土) (2)路床締固め度の試験 JIS A 1214 (砂置換法による土の密度試験方法) 埋戻し部及び盛土部 ※行う ・行わない その他の部分 ・行う ※行わない (3)現場 CBR 試験 JIS A 1222 (現場 CBR 試験方法) ・行う 行わない</p>														
3節 路盤															
・路盤の厚さ及び仕上り (標仕 22.3.2)	(1)路盤の厚さ ・図示														
・材料 (標仕 22.3.3)	<p>標仕 表 22.3.1 による ※再生クラッシャー ・クラッシャー鉄鋼スラグ ・</p>														
4節 アスファルト舗装															
・舗装の構成及び仕上り (標仕 22.4.2)	<p>(1)舗装の構成及び厚さ ・図示 (4)舗装の平たん性 ※通行の支障となる水たまりを生じない程度 ・図示</p>														
・材料 (標仕 22.4.3)	<p>(1)アスファルト JIS K 2207 (石油アスファルト) ※再生アスファルト (※60~80 ・80~100) ・ストレートアスファルト (・60~80 ・) (4)フィラー 神戸市下水汚泥焼却灰の使用 ・しない ※する (石粉全体の 30%以下とする) (6)表面処理用の乳剤 ・PK-1 ・PK-2</p>														
・配合その他 (標仕 22.4.4)	<p>(1)表層の加熱アスファルト混合物等の種類 標仕 表 22.4.5 による ・密粒度アスファルト混合物 (13) ※再生加熱アスファルト混合物 ・加熱アスファルト混合物 ・細粒度アスファルト混合物 (13) ※再生加熱アスファルト混合物 ・加熱アスファルト混合物</p>														
・試験 (標仕 22.4.6)	<p>(3)アスファルト混合物等の抽出試験 ・行う ※行わない</p>														
5節 コンクリート舗装															
・舗装の構成及び仕上り (標仕 22.5.2)	<p>(1)舗装の構成及び厚さ ・車路 (・150 ・200) ・歩行用 (※70 ・) ・図示 (3)溶接金網 ※あり ・なし (4)舗装の平たん性 ※通行の支障となる水たまりを生じない程度 ・図示</p>														
・材料 (標仕 22.5.3)	<p>(1)コンクリート 種類 ※普通コンクリート ・</p>														

項目	特記事項															
	設計基準強度、スランプ、粗骨材の最大寸法 ※ 標仕 表 22.5.1 による ・ 図示 (2)早強ポルトランドセメント ・使用する ・ 使用しない (4)注入目地材料 標仕 表 22.5.2 による ※低弾性タイプ ・ 高弾性タイプ ・ 図示															
・ 施工 (標仕 22.5.4)	(5)目地 (7)間隔 ※ 標仕 表 22.5.3 による ・ 図示 (1)構造 ※ 標仕 図 22.5.1 による ・ 図示															
6節 カラー舗装																
・ 舗装の構成及び仕上り (標仕 22.6.2)	(1)種類 ・ 加熱系 ・ 常温系 (2)加熱系カラー舗装 (7)構成及び厚さ ・ 図示 表層に用いる加熱系混合物の結合材 ・ アスファルト混合物 ・ 石油樹脂系混合物 (1)舗装の平坦性 ※通行の支障となる水たまりを生じない程度 ・ 図示 (3)常温系カラー舗装 工法 ・ ニート工法 ・ 塗布工法 着色部の下部 ・ アスファルト舗装 ・ コンクリート舗装															
・ 材料 (標仕 22.6.3)	(1)加熱系混合物 (7)添加する骨材等 ・ 着色骨材 ・ 自然石															
・ 配合その他 (標仕 22.6.4)	(1)加熱系混合物の配合 (1)結合材に石油樹脂を使用する場合の顔料の添加量 ・ 図示 (2)ニート工法及び塗布工法の配合 ・ 図示															
・ 試験 (標仕 22.6.6)	(1)加熱系混合物の試験 (7)抽出試験 ・ 行う ※行わない															
7節 透水性アスファルト舗装																
・ 舗装の構成及び仕上り (標仕 22.7.2)	(1)構成 ・ 図示 (2)舗装の仕上り (1)舗装の平坦性 ※著しい不陸がないもの ・ 図示															
・ 試験 (標仕 22.7.6)	(3)開粒度アスファルト混合物の抽出試験 ・ 行う ※行わない															
8節 ブロック系舗装																
・ 舗装の構成及び仕上り (標仕 22.8.2)	(1)舗装の構成及び厚さ (7)コンクリート平板舗装の目地材 ・ 砂 ・ モルタル (1)舗石舗装の基層と基層の厚さ ・ アスファルト舗装 (※50 ・) ・ コンクリート版 (※70 ・) (7)コンクリート平板舗装及び舗石舗装のクッション材 ・ 砂 ・ 空練りモルタル (2)仕上り面の平坦性 段差 (コンクリート平板間、インターロッキングブロック間、舗石間) ※3mm 以内 ・															
・ 材料 (標仕 22.8.3)	(1)コンクリート平板 JIS A 5371 (プレキャスト無筋コンクリート製品) 種類 ・ 普通平板 ・ 透水性平板 ・ 保水性平板 寸法 ・ 300×300 ・ 300×600 ・ 図示 厚さ ※60 ・ (2)インターロッキングブロック JIS A 5371 (プレキャスト無筋コンクリート製品) <table border="1"> <thead> <tr> <th>部位</th> <th>種類</th> <th>曲げ強度(N/mm²)</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>形状・寸法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車路</td> <td>※普通ブロック ・ 透水性ブロック ・ 保水性ブロック</td> <td>※5.0</td> <td>※80 ・</td> <td>・ 図示</td> </tr> <tr> <td>歩行者用通路</td> <td>※普通ブロック ・ 透水性ブロック ・ 保水性ブロック</td> <td>※3.0</td> <td>※60 ・</td> <td>・ 図示</td> </tr> </tbody> </table> <p>※透水係数はインターロッキングブロック舗装設計施工要領((社)インターロッキングブロック舗装技術協会)による</p> (3)舗石舗装材 種類、形状、寸法、厚さ ・ 図示 (4)レンガ舗装材 種類、形状、寸法、厚さ ・ 図示	部位	種類	曲げ強度(N/mm ²)	厚さ(mm)	形状・寸法	車路	※普通ブロック ・ 透水性ブロック ・ 保水性ブロック	※5.0	※80 ・	・ 図示	歩行者用通路	※普通ブロック ・ 透水性ブロック ・ 保水性ブロック	※3.0	※60 ・	・ 図示
部位	種類	曲げ強度(N/mm ²)	厚さ(mm)	形状・寸法												
車路	※普通ブロック ・ 透水性ブロック ・ 保水性ブロック	※5.0	※80 ・	・ 図示												
歩行者用通路	※普通ブロック ・ 透水性ブロック ・ 保水性ブロック	※3.0	※60 ・	・ 図示												
9節 砂利敷き																
・ 材料 (標仕 22.9.2)	標仕 表 22.9.1 による 種別 通路 ※A種 ・ B種															

項目	特記事項												
	建物周囲その他 ・ A種 ※B種												
10節 その他													
・ まさ土敷き	(1)まさ土 ※砂れき等の混入しない粒度分布の良いもの ・ 根切土の中の良質土 (監督員の要承諾) ・ 購入土 (2)舗装の構成 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>A種</th> <th>B種</th> <th>工法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下層</td> <td>再生クラッシャーラン、切込砂利又はクラッシャーランで45mm以下</td> <td>—</td> <td>目つぶしの上転圧</td> </tr> <tr> <td>上層</td> <td>まさ土 厚60</td> <td>まさ土 厚60</td> <td>転圧</td> </tr> </tbody> </table> <p>通路 ※A種 ・ B種 建物周囲その他 ・ A種 ※B種 (注) 1. 各層の厚さは、転圧後とする。 2. 下地は、水はけよく勾配をとり、地均しのをえ転圧機器で締固める 3. A種の下層に使用する目つぶしは、きょう雑物を除いた粘質土、砕石ダストなどを100㎡当り2㎡の割合で敷均す。</p>	種別	A種	B種	工法	下層	再生クラッシャーラン、切込砂利又はクラッシャーランで45mm以下	—	目つぶしの上転圧	上層	まさ土 厚60	まさ土 厚60	転圧
種別	A種	B種	工法										
下層	再生クラッシャーラン、切込砂利又はクラッシャーランで45mm以下	—	目つぶしの上転圧										
上層	まさ土 厚60	まさ土 厚60	転圧										
・ 視覚障害者誘導用ブロック舗装	(1)突起の形状・寸法及びその配列 JIS T 9251 (高齢者・障害者配慮設計指針-視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列)による (2)材質、厚さ (mm) ・ コンクリート製 (・30 ・60 ・) ・ 合成ゴム裏面コンクリート製 (・30 ・) ・ 合成ゴム製 (のり付) (・2 ・) ・ 磁器タイル製 (・15 ・12 ・) ・ 点字鋏 (・合成ゴム ・ ステンレス ・) ・												
・ 車両乗入施設	※図示 (市道、県道、国道の歩道への設置) ・ ※神戸市道の場合『神戸市開発事業に関する技術基準』第18条『 乗入れ施設設置基準 』参照 ※施工は、それぞれの道路管理者の定めにより申請手続き等は請負人にて行う。												
・ 区画線	(1)路面表示等の材料 JIS K 5665 (路面標示用塗料) 種類 ※3種1号 ・ 色 ※白 ・ 黄色 (≒JIS Z 8721に規定する5.5YR6.5/12) 塗布幅 ・ 図示 ・ 塗布厚さ ※1.0 mm ・												

13章 植栽工事

項目	特記事項										
1節 共通事項											
※植栽地の確認等 (標仕 23.1.3)	(1) 土壌の水素イオン濃度指数(pH)の試験 ・行う ・行わない 電気伝導度(EC)等の試験 ・行う ・行わない										
2節 植栽基盤											
・植栽基盤一般 (標仕 23.2.2)	(1) 植栽基盤の整備 ・緑化計画届対象工事 ※整備する ・芝及び地被類の植栽 ※整備する ・整備しない ・上記以外の植栽 ・整備する ・整備しない (2) 有効土層として整備する範囲 面積 ※図示 (㎡) 厚さ ※標仕表 23.2.1 による ・図示 (3) 植栽基盤の雨水排水の整備 ※図示 (4) 植栽基盤の整備方法 (標仕表 23.2.2) 樹木 ※A種 ・B種 ・C種 ・D種 芝及び地被類 ・A種 ※B種 ・C種 ・D種 (5) 土壌改良材 ・使用する ・使用しない										
・材料 (標仕 23.2.3)	(1) 植込み用土 ・緑化計画届対象工事 ※まさ土 ・芝及び地被類の植栽 ※畑土、黒土等植物の成育に適した土(他の土の場合要改良) ・上記以外の植栽 ※客土 ・現場発生の良い質土 ・開発時に保全した表土 (2) 土壌改良材の種類 ※バーク堆肥 ・下水汚泥コンポスト										
・工法 (標仕 23.2.4)	客土厚 ※「緑化計画作成の手引き」(P27)による <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>高木 (C=30 cm以下)</td> <td>※60 cm</td> </tr> <tr> <td>中木</td> <td>※50 cm</td> </tr> <tr> <td>低木</td> <td>※40 cm</td> </tr> <tr> <td>地被(草本)</td> <td>※20 cm</td> </tr> <tr> <td>ツル植物(計画高さ6m以下)</td> <td>※40 cm</td> </tr> </table> (5) 土壌改良材の指定量 ・緑化計画届対象工事 ※「緑化計画作成の手引き」(P27)標準的な植穴のサイズ、土壌改良資材必要量、支柱の表による ※バーク堆肥と発泡材を容積比率1対2の割合で混合したもの(混合(B)) 発泡材：真珠岩系パーライト(客土の透水性が良い場合) 黒曜石系パーライト(客土の透水性及び通気性が悪い場合) ※地被やツル植物 ※客土量の20% ・その他の工事 植栽基盤の面積1(㎡)当たりの使用量 ・バーク堆肥 ※50 リットル ・発酵下水汚泥コンポスト ※10 リットル (7) 発生土の処理 3章土工事6建設発生土の処理による	高木 (C=30 cm以下)	※60 cm	中木	※50 cm	低木	※40 cm	地被(草本)	※20 cm	ツル植物(計画高さ6m以下)	※40 cm
高木 (C=30 cm以下)	※60 cm										
中木	※50 cm										
低木	※40 cm										
地被(草本)	※20 cm										
ツル植物(計画高さ6m以下)	※40 cm										
3節 植樹											
・材料 (標仕 23.3.2)	(2) 樹種、寸法、株立数、刈込みものの適用、数量 ※図示 (3) 支柱材 ※丸太(※間伐材 ・杉の焼丸太) 防腐剤処理方法 ※加圧式防腐処理 ・竹 (4) 幹巻き用材料 ※幹巻き用テープ ・わら ・こも										
・新植の工法 (標仕 23.3.3)	(4) 支柱 ・添え柱形 ・鳥居形 ・八つ掛け形 ・布掛け形 ・ワイヤ掛け形 ・地下埋込形 ・緑化計画届対象工事 ※「緑化計画作成の手引き」(P27)標準的な植穴のサイズ、土壌改良資材必要量、支柱の表による										
・新植樹木の枯補償 (標仕 23.3.4)	※引渡しの日から1年										

項目	特記事項
・移植樹木の枯損処 置 (標仕 23.3.6)	※引渡しの日から1年
・既存樹木等の処置	※図示
4節 芝張り、吹付けは種及び地被類	
・材料 (標仕 23.4.2)	(1) 芝 ※コウライシバ ・ノシバ (3) 吹付けは種用種子等 種類 ※洋芝類 種子量 (g/㎡) (4) 地被類 種類、芽立数、径及び単位面積当たりの株数 ※図示
・芝張りの工法 (標仕 23.4.3)	平地 ※目地張り ・べた張り 法面 ・目地張り ※べた張り
・芝張り、吹付けは 種及び地被類の枯 補償 (標仕 23.4.7)	※引渡しの日から1年
5節 屋上緑化	
・植栽基盤 (標仕 23.5.2)	(1) 屋上緑化システム 土壌層の厚さ ・図示 mm
・材料 (標仕 23.5.3)	(1) 屋上緑化システム (ウ) 排水層の種類 ・軽量骨材 層の厚さ () mm ・透水排水管 ・板状成形品 (オ) 土壌層 ※改良土 ・人工軽量土 (4) 樹木、芝及び地被類の樹種又は種類、寸法、株立数、刈込みものの適用、数量 ・樹木(樹種) ・図示 数量 ※図示 ・() 本又は株 寸法 ※図示 ・() m ・芝(種類) 数量 ※図示 ・() ㎡ ・地被類(種類) 数量 ※図示 ・() ㎡ (5) 見切り材、舗装材、排水孔、マルチング材等 ※図示
・工法 (標仕 23.5.4)	(1) 風圧力に対応した工法 (5) 支柱 ・設置する(形式:) ・設置しない (6) かん水装置 ・設置する(種類:) ・設置しない
・新植樹木、芝及び 地被類の枯補償 (標仕 23.5.5)	※引渡しの日から1年

14章 とりこわし工事

3章 解体施工（解体仕様書の章立てによる）

項目	特記事項
1節 共通事項	
※一般事項 (解仕 3.1.1)	解体対象建築物等 名称（棟名）： ・図示 構造・規模： ・図示 ※特記なき限り建物内部の家具・物置の残置物、コンクリートブロック、花壇植栽等を含む敷地内全ての構造物及び残存物等を撤去処分すること。なお、建物直近の埋設管については、建物あるいは地中構造物とともに撤去するものとする。 ※他の建物等に損害を与えた場合は、請負人の責任において原状回復のこと。 ※特定石綿等（アスベスト）の存在が想定される建築物の解体にあつては、労働安全衛生法、同施行令及び石綿障害予防規則に従い、建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策等を実施し、健康障害の予防対策の一層の推進を図ること。 ※特定石綿等（アスベスト）の除去は、別途「 石綿処理特記仕様書 」による。
2節 事前措置	
・事前措置 (解仕 3.2.1)	・(コ)浄化槽、排水槽等の汚水、汚物等 ※事前に回収し、洗浄、消毒等の措置を行う ・(カ)オイルタンク、オイルサービスタンク及び配管内の廃油 ※事前に回収し、洗浄等の措置を行う ※請負人の責任において処分し、安全を確かめた後、とりこわし作業に着手する
3節 建築物の解体順序及び方法	
・解体方法 (解仕 3.3.2)	(1)解体の方法 建築物 (a)建築設備及び内装材の取外し： ※手作業 ・手作業及び機械による作業 (b)屋根葺材等の取外し： ※手作業 ・手作業及び機械による作業 工作物 (a)さく、照明設備等の附属物の取外し： ※手作業 ・手作業及び機械による作業
4節 建築設備	
・建築設備 (解仕 3.4.1)	解体対象建築設備等 電気設備： ・図示 ・内部 ・外部引込柱 ・ 機械設備： ・図示 ・内部 ・埋設配管類（範囲： ） ・電力引き込み部分の切断： 図示 ・ ・電話線の処置： 図示 ・ ・ガス引込部分の処置： 図示 ・ ・給水管の止水： 図示 ・ ・下水管の処置： 図示 ・
・残存建物に対する建築設備の切替	・行う ・行わない 切替方法： ・図示 ・ ※切替は設備の供給に支障の無いよう関係者と打合せを十分に行うこと
・分水栓コマ下げ	・行う ・行わない ※手続きは請負人が行い、費用も請負人の負担とする。
6節 屋根葺材等	
・屋根葺材 (解仕 3.6.1)	屋根葺材等の種類 ※図示 ・
・屋根防水 (解仕 3.6.2)	屋根防水材等の種類 ※図示 ・
7節 外装材	
・外装材 (解仕 3.7.1)	外装材等の種類 ※図示 ・
8節 躯体	
・躯体の解体 (解仕 3.8.2)	躯体の解体工法 ・地上解体工法 ・階上解体構法 ・工法を指定しない ※躯体解体時は騒音、振動を最小限にとどめ、事故防止や火災予防に留意し、散水やシート張り等の養生を十分に行うこと。

項目	特記事項																
9節 基礎及び杭																	
・基礎等 (解仕 3.9.1)	基礎等の種類 ・杭基礎 ・独立基礎 ・布基礎 ・べた基礎 ※地中埋設物があった場合は監督員に報告し、指示を受けること。残置する場合は残置位置、寸法、深さのわかる内容を CAD データで作成し、提出すること。 ・地業部分を含む基礎、ラップルコンクリートは撤去すること。 ・調査試掘すること。（位置、仕様に関しては図示の通り） ・調査試掘の結果を CAD データで作成し、提出すること。																
・杭 (解仕 3.9.2)	杭の解体 ※解体する ・残置する 杭の解体方法： ・引抜き工法（ ） ・破砕工法																
10節 工作物（建築物以外のもの）																	
・さく、照明設備等の附属物 (解仕 3.10.1)																	
11節 構内舗装、樹木等																	
・構内舗装、樹木等 (解仕 3.11.1)	舗装材等の種類 ※図示 ・ 樹木 伐採： ※行う（本数・位置： ※図示 ） ・残す 伐根： ※行う（本数・位置： ※図示 ） ・残す 移植木： ・有り（移植先： ・図示 ・ ） ・無し 伐採した場合の再資源化： ・行う																
12節 地下埋設物及び埋設配管																	
・地下埋設物及び埋設配管 (解仕 3.12.1)	地下埋設物 ・有り（埋設物： ※図示 ・ ） ・無し ※地中埋設物があった場合は監督員に報告し、指示を受けること。残置する場合は残置位置、寸法、深さのわかる内容を CAD データで作成し、提出すること。																
13節 解体後の整地																	
・埋戻し、盛土及び地均し (解仕 3.13.1)	・解体撤去後は、次により設計 G L に整地すること。 転圧工法 ※在来地盤まで監督員の承諾を受けた良質土を搬入して埋め戻し、地均し ・良質土を厚さ 5 cm 程度敷均し、転圧 ・とりこわし後の地盤面で整地 ※ 建設発生土の処理 ○処理方法は下記のとおりとする ※構外 <table border="1"> <thead> <tr> <th>指定処分地</th> <th>問合せ先</th> <th>電話</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ポートアイランド沖（神戸空港島）</td> <td>神戸空港島料金所</td> <td>302-6322</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・布施畑環境センター</td> <td>布施畑環境センター管理事務所</td> <td>974-2411</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・淡河環境センター</td> <td>淡河環境センター管理事務所</td> <td>959-0715</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ・ 構内再利用（ ） ・ 他現場に搬入（ ） 《詳細は監督員の指示による》 ○請負人は、建設発生土を再生資源利用計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに搬出先の管理者（搬出先が工事現場の場合、当該工事現場の元請業者等）に受領書（電磁的記録も可）の交付を求め、受領書に記載された搬出先の名称及び所在地が再生資源利用計画と一致することを確認するとともに、受領書又はその写しを保存（建設工事の完了日から5年を経過する日まで）すること。 ○請負人は、建設発生土を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、搬入元の管理者（搬入元が工事現場の場合、当該工事現場の元請業者等）に対し、速やかに受領書を交付すること。 ○搬出元と搬出先が同一の者である場合には、搬出先に搬出したことを証する書面（土砂搬出及び受領証明書）を作成し受領書と見なす。 ○搬出先から受領書の交付が得られない場合においては、請負人は、あらかじめ搬出先の所在地や搬出量、搬出完了日を記録しておくこと。また、土砂搬出を他の者に委託して行う場合には、ダンプトラックごとの管理券や運行記録など搬出を証する書類を保存しておくこと	指定処分地	問合せ先	電話	備考	・ポートアイランド沖（神戸空港島）	神戸空港島料金所	302-6322		・布施畑環境センター	布施畑環境センター管理事務所	974-2411		・淡河環境センター	淡河環境センター管理事務所	959-0715	
指定処分地	問合せ先	電話	備考														
・ポートアイランド沖（神戸空港島）	神戸空港島料金所	302-6322															
・布施畑環境センター	布施畑環境センター管理事務所	974-2411															
・淡河環境センター	淡河環境センター管理事務所	959-0715															

項目	特記事項
	<p>○請負人が建設現場等からの土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、適正な搬出先に搬出されるよう、委託を受けた搬出者に対して作成した再生資源利用計画および確認結果を通知すること。なお、搬出先側がトラック運送事業者に委託し搬出する場合には、請負人からの通知は要しない。</p> <p>○請負人は、建設発生土を計画に記載した搬出先から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該地の搬出先への搬出に関する書面（受領書と同じ事項）を作成し、建設工事の完了日から5年を経過する日まで保存すること。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも同様とする。（神戸市管理の処分地（※）または国土交通省のストックヤード運営事業者登録簿に登録されたストックヤードを除く。）</p> <p>（※）神戸市管理の処分地：ポートアイランド沖（神戸空港島）、淡河環境センター、布施畑環境センター</p> <p>※土砂受領書の様式（市HP） https://www.city.kobe.lg.jp/a59714/business/todokede/kensetsukyoku/work/fukusann.html</p>

4章 建設廃棄物の処理（解体仕様書の章立てによる）

項目	特記事項												
4節 再資源化等及び最終処分													
・再資源化等（ 解仕 4.4.1 ）	<p>※(1)建設リサイクル法により再資源化等するもの 建設廃棄物の種類及び中間処理施設又は再資源化施設 コンクリートがら、アスファルトがら及び廃路盤材等の搬出先施設は、※神戸市ホームページ掲載の施設とし、木材・混合廃棄物及び建設汚泥等の搬出先施設は、※神戸市ホームページ掲載の施設（参照）又は中間処理業（廃掃法）の許可を受けている業者の施設（発生木材については再資源化のための施設に限る。）とし、決定にあたっては監督員の承諾を得ること。 （本特記1章各章共通事項「建設副産物の発生抑制、適正処理及び再利用の促進等」）による</p> <p>・(3)特記により再資源化するもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>再資源化等をする施設の名称及び所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア)水銀使用製品産業廃棄物</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・蛍光灯</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・HIDランプ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・(イ)硬質塩化ビニール管類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・(ウ)ガラス</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・(4)木材を指定建設資材廃棄物として縮減するもの （理由 ・ 50km以内に再資源化施設が無い ・ 再資源化に経済面での制約あり）</p> <p>・(6)建設廃棄物を再資源化し、現場で利用するもの ・有り（種類： ） ・無し</p>	種類	再資源化等をする施設の名称及び所在地	(ア)水銀使用製品産業廃棄物		・蛍光灯		・HIDランプ		・(イ)硬質塩化ビニール管類		・(ウ)ガラス	
種類	再資源化等をする施設の名称及び所在地												
(ア)水銀使用製品産業廃棄物													
・蛍光灯													
・HIDランプ													
・(イ)硬質塩化ビニール管類													
・(ウ)ガラス													
・産業廃棄物広域認定制度の適用（ 解仕 4.4.2 ）	<p>・産業廃棄物広域認定制度の適用 ・有り ※無し</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用廃棄物種類</th> <th>使用部位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・消火器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・鉛蓄電池・アルカリ蓄電池</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・小型二次電池</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>産業廃棄物広域認定制度の認定状況（環境省HP）</p>	適用廃棄物種類	使用部位	・消火器		・鉛蓄電池・アルカリ蓄電池		・小型二次電池					
適用廃棄物種類	使用部位												
・消火器													
・鉛蓄電池・アルカリ蓄電池													
・小型二次電池													
・最終処分（ 解仕 4.4.3 ）	<p>・最終処分する建設廃棄物及び最終処分場</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>処分場の種類</th> <th>最終処分をする施設の名称及び所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・</td> <td>・安定型 ・管理型 ・遮断型</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	廃棄物の種類	処分場の種類	最終処分をする施設の名称及び所在地	・	・安定型 ・管理型 ・遮断型							
廃棄物の種類	処分場の種類	最終処分をする施設の名称及び所在地											
・	・安定型 ・管理型 ・遮断型												
5節 処理に注意を要する建設廃棄物													
・処理に注意を要する建設廃棄物（ 解仕 4.5.1 ）	<p>(イ)せっこうボードの処理方法</p> <p>・(b)ひ素(*1)・カドミウム(*2)含有せっこうボード ・製造業者に処分を委託 ・管理型最終処分場で埋立処分 *1：小名浜吉野石膏(株)いわき工場 昭和48年3月～平成9年4月に製造 *2：日東石膏ボード(株)八戸工場 平成4年10月～平成9年4月に製造</p> <p>・(c) (a)(b)以外のせっこうボードの処理 ・①再資源化 ・②最終処分</p> <p>参考：廃石膏ボード現場分別解体マニュアル（平成24年3月国土交通省）</p>												

5章 特別管理産業廃棄物の処理（解体仕様書の章立てによる）

項目	特記事項
1節 共通事項	
・施工計画調査（ 解仕 5.1.2 ）	特別管理産業廃棄物の分析調査 ・実施する（対象： ・図示 ・ ） ・図示
4節 特別管理産業廃棄物の処理等	
・特別管理産業廃棄物の処理等（ 解仕 5.4.1 ）	<p>特別管理産業廃棄物 種類： ・図示 ・ 処理等： ・図示 ・</p> <p>(2)PCBを含む機器類の処理 (ア)分析調査： ・行う ・行わない ※昭和47年以前に製造された電気機器は、PCBを使用している恐れがあるため、とりこわしに先立ち有無を調査し、監督員に報告する。</p> <p>(3)PCB含有シーリング材の処理 対象：1972年以前のポリサルファイド系シーリング材 (ア)分析調査・撤去・引渡し：※解体仕様書解説5.4.1による</p> <p>(4)廃油の処理 (ア) ・焼却処分 ・中間処理施設で再生処理</p> <p>(5)廃酸・廃アルカリの処理 (ア) ・中和処理 ・焼却処分 ・中間処理施設で再生処理</p> <p>(6)ダイオキシン類 (ア)サンプリング調査 ・行う ・行わない (イ)解体方法： ・図示 ・ 処分方法： ・図示 ・</p>

6章 石綿含有建材の除去及び処理（解体仕様書の章立てによる）

項目	特記事項
1節 共通事項	
・石綿粉じん濃度測定（ 解仕 6.1.3 ）	※「 石綿処理特記仕様書 4章 石綿含有材料の除去等、10 石綿粉じん濃度測定」による
3節 石綿含有吹付け材の除去	
・工法（ 解仕 6.3.2 ）	(1)石綿含有吹付け材の除去工法 ※「 石綿処理特記仕様書 3章①施工範囲・工法等」による (2)石綿含有吹付け材の梱包 飛散防止措置： ※湿潤化 ・固化
・除去した石綿含有吹付け材等の保管、運搬、処分等（ 解仕 6.3.3 ）	(イ)石綿含有吹付け材等の処分方法 ・(ア)埋立処分 ・(イ)中間処理
4節 石綿含有保温材等の除去	
・石綿含有保温材等の除去（ 解仕 6.4.1 ）	石綿含有保温材等の除去方法 ※「 石綿処理特記仕様書 3章①施工範囲・工法等」による
5節 石綿含有成形板等の除去	
・石綿含有成形板等の除去（ 解仕 6.5.1 ）	飛散防止のための養生方法 ※「 石綿処理特記仕様書 4章4 石綿含有成形板等の除去工法」による

7章 特殊な建設副産物の処理（解体仕様書の章立てによる）

項目	特記事項				
1節 共通事項					
・施工計画調査（ 解仕 7.1.3 ）	特殊な建設副産物の分析調査 ・実施する（対象： ・図示 ・ ） ・図示				
3節 特殊な建設副産物の処理等					
・特殊な建設副産物の処理等（ 解仕 7.3.1 ）	<p>処理対象の特定物質</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>改修及び処理等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・(ア)冷媒フロン類</td> <td>※解体仕様書解説 7.3.1による</td> </tr> </tbody> </table>	種類	改修及び処理等	・(ア)冷媒フロン類	※解体仕様書解説 7.3.1による
種類	改修及び処理等				
・(ア)冷媒フロン類	※解体仕様書解説 7.3.1による				

	・(イ)建材用断熱フロン
	・(ウ)ハロン消火設備のハロン容器
	・(エ)イオン化式感知器
	・(オ)六フッ化硫黄ガスを使用する機器
	・(カ)PFOSを含む泡消火材等
	・特定化学物質障害予防規則による特定化学物質

8章 その他

項目	特記事項
・その他の一般事項	※処分先の変更等 4章1～4、5章1、6章5、7章1の各処分する施設の明示については、拘束するものではない。処分先を変更した場合は、明示した設計上の処分先と比較検討し、安価になっている場合は減額することもある。

材料・工法等の取扱い

1.材料・工法等指定品目について

以下にあげる品目については、下記「材料・工法等指定品目一覧表」による会社及び商品を適用する。
また、材料・工法等一覧表に記載されている材料・工法等に優先順位はなく、監督員と協議の上、その使用を決定する。
なお、これによらない場合の適用については別途、品質・性能等を記載した資料を提出し、監督員の承諾をうけたものに限る。

材料・工法等指定品目一覧表

章	品目名	会社名	商品名	備考

2.材料・工法等参考品目について

以下にあげる品目は、参考品目であり、材料・工法等に優先順位はない。
記載以外の同等品、若しくは同等品以上であれば、監督員と協議の上、使用することができる。

材料・工法等参考品目リスト

章	品目名	会社名	商品名	備考